

履修の手引

令和6年度入学生用



豊かな知を創造し 力のある教員を育てる

福岡教育大学

University of
Teacher
Education
Fukuoka

はじめに

この「履修の手引」は、本学の教育課程と卒業までの履修の基準や授業科目の履修方法、教育職員免許状の取得方法等を示した冊子で入学時のみに配布します。

まず、本学の「養成する人材像」「ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）」「カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）」に基づき、4年間でどのような学修を行うのか、卒業時に身に付けなければならない資質・能力は何かを確認してください。

次に卒業までに履修しなければならない科目や履修できる科目が課程やプログラム・専攻等別に掲載されていますので、毎年度4月に配布する授業時間割と併せて参照し、履修方法等で間違いのないように注意しながら、卒業まで大切に保管してください。

〈大学からの連絡事項や問合せ窓口について〉

大学からの授業科目の履修に関する手続きや教育実習に関する連絡、授業の教室変更や休講・補講、試験等の情報は、「教育支援課」から原則的にポータルシステムで配信するとともに学生センター内に配置した掲示板で情報配信します。見落としがあると教育実習に参加できなくなったり、卒業に影響することもありますので、こまめにポータルシステムの通知と掲示板を確認する習慣を身に付けてください。大学では必要なことは自ら情報を取りに行くことが求められます。

授業の履修や教育実習等に関する問合せ・手続きは教育支援課の下記窓口にお越しいただくか連絡先までご連絡ください。

○受付時間：月曜日から金曜日の8：30～17：00（土・日・祝日除く）
（ただし12：30～13：15は受付時間外です。）

窓口番号	担当内容	連絡先
①教育実習	・教育実習に関すること （各種教育実習／介護等体験／事前・事後指導）	0940-35-1233, 1270 jisshu@fukuoka-edu.ac.jp
②修学支援	・授業科目の履修に関すること ・教員免許取得に関すること ・各種証明書に関すること ・休学、退学、復学に関すること	0940-35-1331, 1229 seiksens@fukuoka-edu.ac.jp
③総務	・教室利用に関すること ・学生証に関すること	0940-35-1246 kyouscho@fukuoka-edu.ac.jp

福岡教育大学が養成する人材像

- ☆ 幼児・児童・生徒の発達、自律を支援できる教員
- ☆ 初等中等教育段階での学習の流れを見通すと同時に、幼児・児童・生徒との相互のコミュニケーションを活性化させ、深い学びへ導き、幼児・児童・生徒の資質・能力を向上させることができる教員
- ☆ 幼児・児童・生徒の発達を理解するとともに、個々の子どもを客観的に理解できる教員

福岡教育大学教育学部ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）

福岡教育大学は、大学に4年以上修業し、以下の事項を重点とする学士力を身に付け、かつ所定の単位を修得した学生に対して、卒業時に「学士（教育学）」の学位を授与する。

1. 幅広い視野と豊かな教養

国際的な視野、教科横断的・異分野融合的な知を修得するとともに、情報活用力、論理的思考力・判断力、コミュニケーション力、人権感覚を身に付け、自律的に行動することができる。

2. 高い専門性

- (1) 学校教育を担うために必要な教科等の本質を理解し、教育内容の選択と配列ができる。
- (2) 幼児・児童・生徒の発達特性の理解及び個々の子どもを客観的に理解する能力を備え、ICTの活用も含めた個別指導や集団指導により深い学びへ導く学習指導及び生徒指導ができる。
- (3) 特別な支援が必要な幼児・児童・生徒への教育の基礎的な知識を身に付け、個々の子どもの教育的ニーズに基づく指導ができる。
- (4) 評価に関する知識・技能を備え、個々の子どもの学習状況や生徒指導の効果を客観的に把握し、学習指導や生徒指導の改善を行うことができる。

3. 確かな実践力

- (1) これからの時代や社会が要請する学校教育の諸課題について、学修者自らが主体的に課題（例えば、「教科横断的・異分野融合的教育」、「特定の分野の一層の知の深化」、「個別最適な学び」等）を設定し、よりよい解決に向けて自主的・協働的に、かつ創造的・計画的に取り組むことができる。
- (2) これからの時代や社会が要請する学校教育の諸課題について、新たな学びを行う重要性を理解し、一層の職能の向上をめざして学び続けることができる。
- (3) 学校組織や校務分掌について理解し、チーム学校の一員として、他のメンバーと協働してさまざまな課題の解決に取り組むことができる。

【初等教育教員養成課程】

初等教育教員養成課程にあつては、上記の重点項目について初等教育を中心として学ぶ。

〈幼児教育プログラム〉

幼児教育プログラムでは、上記重点とする学士力、特に、幼児教育及び初等教育に関する高度な専門性と実践力を身に付け、幼稚園及び小学校の教員となるための知識、技能及び実践力を修得することを目標に学ぶ。

〈小学校教育専攻プログラム〉

小学校教育専攻プログラムでは、上記重点とする学士力、特に、初等教育に関する高度な専門性と実践力を身に付け、小学校の学級担任として、全教科等の指導力とより高度な生徒指導の能力を備えた教員となるための知識、技能及び実践力を修得することを目標に学ぶ。

〈人文・社会教育プログラム、理数教育プログラム、芸術・実技教育プログラム〉

人文・社会教育プログラム、理数教育プログラム及び芸術・実技教育プログラムでは、上記重点とする学士力、特に、初等教育に関する専門性と実践力を身に付けると同時に、特定の教科または複数の教科に得意分野を持ち、小学校の学級担任としての、また小学校における特定の教科を担当するための知識、技能及び実践力を修得することを目標に学ぶ。

【中等教育教員養成課程】

中等教育教員養成課程にあつては、上記の重点項目を中等教育を中心として学び、特定の教科または複数の教科に関する知識や技能を基盤として、それを応用・発展させる授業開発力及び授業実践力、中学校・高等学校、中等教育学校の生徒に、適切に対応する指導力を培い、中等教育において教育実践を行うことができる知識、技能及び実践力を修得することを目標に学ぶ。

【特別支援教育教員養成課程】

特別支援教育教員養成課程にあつては、上記重点とする学士力、特に担当する校種・学部の教科等に関する指導力とともに、幼児・児童・生徒の多様な発達段階や障害による学習上または生活上の困難に対処し、自立を支援できる指導力を身に付け、特別支援学校において教育実践を行うことができる知識、技能及び実践力を修得することを目標に学ぶ。

教育学部ディプロマ・ポリシー整理番号（対応 DP 番号）一覧

区分	事項	整理番号
DP1	幅広い視野と豊かな教養	1 国際的な視野
		2 教科横断的・異分野融合的な知
		3 情報活用力
		4 論理的思考力・判断力
		5 コミュニケーション力
		6 人権感覚
DP2	高い専門性	1 学校教育を担うために必要な教科等の本質を理解し、教育内容の選択と配列ができる。
		2 幼児・児童・生徒の発達特性の理解及び個々の子どもを客観的に理解する能力を備え、ICTの活用も含めた個別指導や集団指導により深い学びへ導く学習指導及び生徒指導ができる。
		3 特別な支援が必要な幼児・児童・生徒への教育の基礎的な知識を身に付け、個々の子どもの教育的ニーズに基づく指導ができる。
		4 評価に関する知識・技能を備え、個々の子どもの学習状況や生徒指導の効果を客観的に把握し、学習指導や生徒指導の改善を行うことができる。
DP3	確かな実践力	1 これからの時代や社会が要請する学校教育の諸課題について、学修者自らが主体的に課題（例えば、「教科横断的・異分野融合的教育」、「特定の分野の一層の知の深化」、「個別最適な学び」等）を設定し、よりよい解決に向けて自主的・協働的に、かつ創造的・計画的に取り組むことができる。
		2 これからの時代や社会が要請する学校教育の諸課題について、新たな学びを行う重要性を理解し、一層の職能の向上をめざして学び続けることができる。
		3 学校組織や校務分掌について理解し、チーム学校の一員として、他のメンバーと協働してさまざまな課題の解決に取り組むことができる。

福岡教育大学教育学部カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

福岡教育大学は、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）を踏まえて、学生が主体的にかつ体系的に学修できるように、以下のとおり教育課程を編成・実施する。

1. 各課程の教育課程

本学の教育課程は、ディプロマ・ポリシーに示した学士力（「幅広い視野と豊かな教養」「高い専門性」「確かな実践力」）を修得させるために、必要な授業科目を体系的に開設するものとする。教育課程の編成にあたっては、学生が「何を学び、身につけることができるのか」を明確にし、主体的にかつ体系的に学修できるようにする。

1) 初等教育教員養成課程

初等教育教員養成課程には、5つの学位プログラム（幼児教育プログラム、小学校教育専攻プログラム、人文・社会教育プログラム、理数教育プログラム、芸術・実技プログラム）を設ける。

小学校教育専攻プログラム、人文・社会教育プログラム、理数教育プログラム、芸術・実技プログラムにおいては、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）に示した小学校教員として求められる資質・能力・技能を確実に修得できるようカリキュラムを編成すると同時に、学生が将来の実践力のある教員としての資質・能力・技能を主体的に学修できるよう、合計10の選択領域を設ける。

人文・社会教育プログラム、理数教育プログラム、芸術・実技プログラムにおいては、「小学校教育」を主専攻（メジャー）とし、選択領域である「中等教科領域」から主体的に1つまたは複数の領域を選択し、副専攻（マイナー）として学修することとする。学生が主体的に副専攻として選択した領域の学びを深めた結果、その領域を2つ目の主専攻とすることも可能とする。

また、条件次第で「幼児教育領域」や他のプログラムの「中等教科領域」を選択し学修することも可能とする。

小学校教育専攻プログラムにおいては、「小学校教育」を主専攻（メジャー）とし、選択領域は、さらに高度な小学校教員としての資質・能力・技能を主体的に学修することとする。また、「幼児教育領域」「中等教科領域」の選択は条件次第で学修することも可能とする。

幼児教育プログラムにおいては、「幼児教育領域」及び「小学校教育領域」を主専攻（メジャー）として学修することとする。

学生は自らの選択でダブルメジャーとすることも、シングルメジャー・シングル（ダブル）マイナー、シングルメジャーのみとすることも可能とし、学修者本位の多様な学びを保証する。

なお、いずれのプログラムの学生でも、「特別支援教育プログラム」で開講する「教育実習」以外の科目を学修することとする。

2) 中等教育教員養成課程

中等教育教員養成課程には、1つの学位プログラム内に11の専攻を設ける。各専攻においては、ディプロマ・ポリシーに示した中等教育に関わる教員として求められる資質・能力・技能を確実に修得できるようカリキュラムを編成すると同時に、学生が将来の実践力のある教員としての資質・能力・技能を主体的に学修できるように、所属する専攻以外の教科や小学校教育、幼児教育の領域も副専攻（マイナー）として履修することも可能とする。

3) 特別支援教育教員養成課程

特別支援教育教員養成課程には、初等教育と中等教育の2つの学位プログラムを設け、各プログラム内に6つの領域を設ける。

2. 教育課程の編成方法

各課程の教育課程は、必修科目、選択必修科目、選択科目および自由選択科目に分類し、これらを体系的に各学年に配当して編成するものとする。

各課程、専攻、プログラムにおいて、養成しようとする教員としての各教科等での指導、

学級経営，生徒指導を行うために必要な基礎的・基盤的な資質・能力および実践力を確実に身に付けさせるため，「教養教育科目」「教職科目」「教科指導科目」「プログラム専門科目」「教育実践力向上科目」「学士力向上科目」「自由選択科目」を配置する。

教養教育科目	社会人，教員としての知性と人間性を高め，学びの姿勢と方法を確立する科目。国際的な視野，教科横断的・異分野融合的な知を修得するとともに，情報活用力，論理的思考力・判断力，コミュニケーション力を身に付け，自律的に行動することができることを目標とする科目群。
教職科目	教育者としての素養，教員として全般的な教育活動を実践する力を身に付ける科目。 生徒指導，特別な支援が必要な子どもの指導，教育の評価・改善などを行うことができることを目標とする科目群。
教科指導科目	教科等を確実に指導できる力を身につける科目群。 各教育の指導，教育内容の選択と配列，学習指導などを行うことができることを目標とする科目群。
プログラム専門科目	プログラムの所属学生のみを対象とした主専攻の専門性を高める科目や卒業研究の準備に資する科目群。
教育実践力向上科目	4年間をとらして，実際の学校現場で学校教育に触れ，理論と実践を往還することにより，教員として実践力を向上させる科目群。
学士力向上科目	卒業段階で教員としての総合的な力の育成を確実なものとする科目群。
自由選択科目	初等教育教員養成課程および特別支援教育教員養成課程初等教育部においては，副専攻として履修する教科領域の科目群。 中等教育教員養成課程および特別支援教育教員養成課程中等部においては，副専攻として履修する初等教育または主専攻とは異なる中等教育に関する教科領域の科目群。

1) 1年次の教育課程編成における学修目標等

- 大学入門科目を履修し，4年間の学修で必要となる基礎的な知識・技能を身につける。
- 教養科目を中心に履修し，幅広い視野と豊かな教養を身につける。
- 体験実習およびそれに必要な理論に関する科目を履修し，学校教育現場への理解を深める。

2) 2年次の教育課程編成における学修目標等

- 教員として必要な教職科目，初等教育教員養成課程および特別支援教育教員養成課程初等教育部においては全ての教科の指導科目を中心に，中等教育教員養成課程および特別支援教育教員養成課程中等教育部においては専攻する教科の指導科目を中心に履修し，学校教育を担うために必要な知識，個々の子どもの客観的な理解，ICTの活用力，特別な支援が必要な幼児・児童・生徒に関する基礎的・専門的な知識などを身につける。
- 副専攻として一つまたは複数の「選択領域」が選択でき，特定の教科の本質，教育内容等を理解する。

3) 3年次の教育課程編成における学修目標等

- 2年次に学修した内容をさらに深め，専門的知識・技能を高める。
- 教育実習などを通して，実践力を高める。

4) 4年次の教育課程編成における学修目標等

- 卒業研究を通して，これからの時代や社会が要請する学校教育における諸課題のよりよい解決に向けて取り組む。
- 教職実践演習を履修し，4年間の学修を振り返るとともに，理論と実践の往還を行い，実践力を一層高める。

3. 教育課程の実施方法

各授業科目は、講義、演習、実験、実技、実習のいずれかにより、またはこれらを併用することで行う。各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとする。

授業の形態	授業での学修時間 (1単位あたり)	授業時間外の学修時間 (1単位あたり)	計
講義	15時間	30時間	45時間
演習	30(又は15)時間	15(または30)時間	
実験・実技・実習	45(又は30)時間	0(又は15)時間	

4. 教育方法

本カリキュラム・ポリシーに基づき、各科目の授業を具体的に展開するものとし、次に掲げる取組を実施する。

- ・ 各科目において学生の主体的・対話的で深い学びを促すために、教育方法の改善に関するFD活動を実施する。
- ・ 基礎的理論・方法を修得する科目と実践的な内容を修得する科目を相互補完的に履修することで理論と実践を往還させる。

5. 教育評価

成績評価は、「成績評価ガイドライン」による全学統一の成績評価基準に基づき、シラバスシステムに記載した成績評価の方法により総合判定し、「秀・優・良・可・不可」の5段階のグレードで表す。ただし5段階での評価が難しい授業科目については、「合格・不合格」であらわす。ディプロマ・ポリシーにしたがい、学生には「良」以上の取得をめざさせる。

また、成績評価のための産物を提出しなかった場合には「未受験」、法令により規定されている必要な学修時間を確保しなかった場合には、「無資格」とする。

成績評価にあたっては、学修成果に係る評価指標として、各科目において「ルーブリック」を作成し、学生が学修する内容と学生が到達するレベルをマトリックス形式で明示することとし、学生の主体的な学びを支援する。

グレード	評語及び成績評価の基準	GP 値	評価点数
秀	授業で身につけるべき資質能力を大きく越えて、優秀である。	4	100 - 90 点
優	授業で身につけるべき資質能力を越えて、優秀である。	3	80 - 89 点
良	授業で身につけるべき資質能力を身につけている。	2	70 - 79 点
可	授業で身につけるべき資質能力を最低限身につけている。	1	60 - 69 点
不可	授業で身につけるべき資質能力が身につけていない。	0	0 - 59 点

成績評価は、適切な評価基準を定め、講義、演習、実験、実習、実技等の授業形態に応じて、筆記試験定期試験、レポート、発表、討論、実技試験等やそれらを複合した方法により行うこととする。適切な評価基準と評価方法により、学修の成果を厳格に評価する。また、評価の方法をシラバスに明示し、学生の主体的な学びを支援する。

これらの取組によりディプロマ・ポリシーに準じた科目ごとの教育目標を達成したか否かの的確な評価が実現され、その累積により最終的に学士力の修得が保証される。

目 次

I 教育課程及び履修にあたっての基本的事項

1. 本学の学士課程教育について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
2. 履修にあたっての基本的事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
(授業科目の単位, 成績評価, 進級, 履修学期, 科目区分, 履修基準等)

II 全課程共通の履修方法と授業科目

1. 教養教育科目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (1) 大学教育基礎科目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (2) 教養科目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
 - (3) 外国語科目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
 - (4) 保健体育科目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
2. その他の科目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (1) 海外語学研修・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
 - (2) 学校図書館司書教諭資格取得に関する科目・・・・・・・・ 17
 - (3) 九州工業大学との単位互換協定に基づく授業科目・・・・ 17
 - (4) 九州地区大学間互換協定に基づく授業科目・・・・・・ 17
3. 教育実習・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

III-1 初等教育教員養成課程共通の履修方法と授業科目

1. 初等教育教員養成課程の4年間の学修について・・・・・・・・ 23
2. 教養教育科目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
3. 教職科目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
 - (1) 教職共通科目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
 - (2) 教職専門科目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
4. 教科指導科目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
 - (1) 各教科の指導法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 26
 - (2) 小専科目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
 - (3) 初等教科・指導法科目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
5. 教育実践力向上科目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
6. 学士力向上科目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
 - (1) 卒業研究・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
 - (2) 教職実践演習・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
7. プログラム専門科目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
8. 自由選択科目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
- 初等教育教員養成課程(幼児教育プログラム除く)開講計画表・・ 32

III-2 初等教育教員養成課程各プログラムの履修方法と授業科目

1. 幼児教育プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
2. 小学校教育専攻プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
3. 人文・社会教育プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
4. 理数教育プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
5. 芸術・実技教育プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62

IV-1 中等教育教員養成課程の履修方法と授業科目

1. 教養教育科目	77
2. 教職科目	77
(1) 教職共通科目	77
(2) 教職専門科目	78
3. 教科指導科目	78
(1) 教科専門科目	78
(2) 各教科の指導法科目	79
4. 教育実践力向上科目	79
5. 学士力向上科目	81
(1) 卒業研究	81
(2) 教職実践演習	81
6. 自由選択科目	81
○中等教育教員養成課程（共通）開講計画表	82

IV-2 各専攻の履修方法と授業科目

国語専攻（開講計画表を含む。）	84
社会科専攻（開講計画表を含む。）	88
英語専攻（開講計画表を含む。）	94
数学専攻（開講計画表を含む。）	98
理科専攻（開講計画表を含む。）	102
音楽専攻（開講計画表を含む。）	108
美術専攻（開講計画表を含む。）	112
保健体育専攻（開講計画表を含む。）	118
家庭専攻（開講計画表を含む。）	122
技術専攻（開講計画表を含む。）	126
書道専攻（開講計画表を含む。）	130

V 特別支援教育教員養成課程の履修方法と授業科目

1. 教養教育科目	137
2. 教職科目	137
(1) 教職共通科目	137
(2) 教職専門科目	138
3. プログラム専門科目	139
4. 教科指導科目	142
【初等教育プログラム】	
(1) 各教科の指導法	142
(2) 小専科目	142
(3) 初等教科・指導法科目	143
【中等教育プログラム】	
(1) 教科専門科目	144
(2) 各教科の指導法	144
5. 教育実践力向上科目	164
6. 学士力向上科目	167
(1) 卒業研究	167
(2) 教職実践演習	167
(3) 自由選択科目	167
○特別支援教育教員養成課程 開講計画表	168

VI 教育職員免許状及び資格

1. 教育職員免許状取得方法	175
(1) 主免	175
(2) 副免	177
a. 幼稚園教諭免許状	177
b. 小学校教諭免許状	180
c. 中学校及び高等学校教諭免許状	182
d. 幼稚園, 小学校, 中学校及び高等学校教諭免許状 (大学が独自に設定する科目)	202
2. 資格の取得方法	204
○学校図書館司書教諭	204

VII 専攻科開講表

特別支援教育特別専攻科（特別支援教育専攻）教育課程及び履修方法	207
---------------------------------	-----

VIII-1 福岡教育大学学則（抄）

211

VIII-2 学内規程, 重要通知, 手引き

○福岡教育大学教育学部履修規程	227
○福岡教育大学教育学部における主専攻・副専攻制（メジャー・マイナー制）の 取り扱いについて（重要通知）	233
○福岡教育大学受講科目の登録について（重要通知）	237
○福岡教育大学授業科目の取り扱いについて（重要通知）	238
○学生の授業欠席の取り扱いについて（重要通知）	239
○気象警報等発表時における授業等の取扱いについて（重要通知）	242
○定期試験について（重要通知）	244
○定期試験に代える方法での成績評価について（重要通知）	248
○福岡教育大学教育学部進級規程	250
○福岡教育大学教育学部卒業認定規程	251
○福岡教育大学教育学部学位規程	253
○国立大学法人福岡教育大学学生証取扱規程	255
○学生証再交付に関する手引	257
○特別支援教育教員養成課程中等教育プログラム所属学生の 基礎免許教科の決定方法等について（重要通知）	258
○福岡教育大学教育学部第1年次に入学した学生の 既修得単位等の認定について（重要通知）	259
○大学以外の教育施設等における学修のうち文部科学大臣が定める 学修に係る単位の認定について（重要通知）	261
○海外における語学研修にかかる単位認定に関する 取扱いについて（重要通知）	263
○福岡教育大学教育学部履修基準の特例措置の 取扱いについて（重要通知）	265
○福岡教育大学教育学部特例措置による教育実習履修方法の 取扱いについて（重要通知）	266
○福岡教育大学教育学部学生の転課程等に関する 取扱いについて（重要通知）	267
○福岡教育大学休学, 復学, 退学, 転学及び他大学受験に関する手引	269

○福岡教育大学教育学部再入学取扱規程	270
○福岡教育大学教育学部研究生規程	272
○福岡教育大学教育学部科目等履修生規程	274
○福岡教育大学教育学部科目等履修生の取扱いについて（重要通知）	276
○福岡教育大学教育学部特別聴講学生規程	278
○福岡教育大学専攻科規程	279
○福岡教育大学専攻科研究論文について（重要通知）	282

VIII-3 教育課程関連法規，法令，規則等

1. 大学設置基準（抜萃）	287
2. 学校教育法（抜萃）	289
3. 教育職員免許法（抜萃）	292
4. 教育職員免許法施行規則（抜萃）	295
5. 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る 教育職員免許法の特例等に関する法律	306
6. 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る 教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則	306
7. 文部省告示第187号	308

教育課程 及び 履修にあたっての基本的事項

I 教育課程及び履修にあたっての基本的事項

1. 本学の学士課程教育について

本学の学士課程（教育学部）は、初等教育教員養成課程、中等教育教員養成課程、特別支援教育教員養成課程の3つの課程に計8つの学位プログラムを設置し、課程ごとに授業科目区分を設け、各学位プログラムや専攻別に履修基準を定めています。

本学の学士課程教育は、「学修者本位の教育の実現」と「令和の日本型学校教育を担う教員養成の実現」を目指し、ディプロマ・ポリシーで定める学修目標を学生が達成できるように、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を編成しています。

○学修者本位の教育の実現

ディプロマ・ポリシーで定める学修目標を達成し、「何を学び、身につけることができるのか」に重点を置いた教育を実現するため、カリキュラム・ポリシーに基づいた体系的かつ多様で柔軟な学位プログラムを構築し、一つ一つの授業科目がディプロマ・ポリシー達成に資する到達目標を定め、学位プログラムを支える構造とします。

○令和の日本型学校教育を担う教員養成の実現

「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実し、「主体的・対話的で深い学び」の実現を担える教員養成を実現します。その一環として、主専攻・副専攻制（メジャー・マイナー制）を導入し、society5.0時代の到来など変化の著しい教育現場に求められる様々な資質・能力を身につけることのできる教員養成カリキュラムを編成します。

【課程・学位プログラム】

初等教育教員養成課程	プログラム名	主専攻
	幼児教育プログラム	幼児教育 小学校教育
	小学校教育専攻プログラム	小学校教育
	人文・社会教育プログラム	
	理数教育プログラム	
	芸術・実技教育プログラム	
中等教育教員養成課程	プログラム名	専攻
	中等教育プログラム	国語専攻
		社会科専攻
		数学専攻
		理科専攻
		英語専攻
		音楽専攻
		美術専攻
		保健体育専攻
		家庭専攻
		技術専攻
		書道専攻
特別支援教育教員養成課程	プログラム名	主専攻
	特別支援教育 初等教育プログラム	小学校教育 特別支援教育領域
	特別支援教育 中等教育プログラム	中等教育 特別支援教育領域

2. 履修にあたっての基本的事項

(1) 授業科目の単位

本学では、1年次を前期と後期に分け、各学期の授業期間を15週間と定めています。授業科目は講義、演習及び実験・実習・実技の形態によるものとし、単位数については、1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準としています。それぞれの授業の単位数は、授業の形態に応じて次の基準により定められています。

- 講義については、15時間をもって1単位とする。
- 演習については、30時間をもって1単位とする。ただし、授業の内容によっては15時間をもって1単位とすることができる。
- 実験・実習・実技については、45時間をもって1単位とする。ただし、授業の内容によっては、30時間をもって1単位とすることができる。

また、1単位の学修に必要な45時間には、実際の授業における学修時間と授業時間外の自習時間の両方が含まれており、本学ではその割合は次のように定めています。単位を修得するためには、単位数に応じて必要な授業時間外の自習を行わなければなりません。

1単位の学修時間

授業の形態	授業での学修時間	授業時間外の自習時間	計
講義	15時間	30時間	45時間
演習	30（又は15）時間	15（又は30）時間	
実験・実習・実技	45（又は30）時間	0（又は15）時間	

(2) 成績評価

成績評価は、試験、レポート、平素の学習状況等により行います。受験資格は、原則として総授業時間数の3分の2以上の出席が必要です。

グレード	評語及び成績評価の基準	GP	評価点数
秀	授業で身につけるべき資質能力を大きく越えて、優秀である。	4	90－100 点
優	授業で身につけるべき資質能力を越えて、優秀である。	3	80－89 点
良	授業で身につけるべき資質能力を身につけている。	2	70－79 点
可	授業で身につけるべき資質能力を最低限身につけている。	1	60－69 点
不可	授業で身につけるべき資質能力が身につけていない。	0	0－59 点

成績評価に異議がある者は、当該成績評価の妥当性及び成績評価の変更の可否について調査を依頼することができます。成績調査依頼は、定められた期日までに教育支援課に申し出なければなりません。なお、申し出ることができる者は、合理的な理由を有する者に限ります。

(3) 進級

本学では、進級制度を導入しており、2年次末において総修得単位数が64単位以上の者を2年次から3年次へ進級させることとします。

なお、進級についての詳細は「福岡教育大学教育学部進級規程」に記載しています。

(4) 履修学期

本学では、1年次の前期をⅠ期、1年次の後期をⅡ期、2年次の前期をⅢ期のように定めており、開講されている学期順に授業科目を履修することになっています。また、授業科目の履修に

あたっては下記のように定めています。1単位の科目は、授業期間が前期中の半期もしくは後期中の半期となっている科目もあります。

- 1年次はⅠ期、Ⅱ期に開講している授業科目を履修することができます。
- 2年次はⅠ期～Ⅳ期に開講している授業科目を履修することができます。
- 3年次はⅠ期～Ⅵ期に開講している授業科目を履修することができます。
- 4年次はⅠ期～Ⅷ期に開講している授業科目を履修することができます。

(5) 科目区分

本学の授業科目は、その教育目的や内容に応じて下記の科目区分に区分されています。

教養教育科目	社会人、教員としての知性と人間性を高め、学びの姿勢と方法を確立する科目。国際的な視野、教科横断的・異分野融合的な知を修得するとともに、情報活用力、論理的思考力・判断力、コミュニケーション力を身に付け、自律的に行動することができることを目標とする科目群。
教職科目	教育者としての素養、教員として全般的な教育活動を実践する力を身に付ける科目。生徒指導、特別な支援が必要な子どもの指導、教育の評価・改善などを行うことができることを目標とする科目群。
教科指導科目	教科等を確実に指導できる力を身につける科目群。教育内容の選択と配列、学習指導などができることを目標とする科目群。
教育実践力向上科目	4年間をとおして、実際の学校現場で学校教育に触れ、理論と実践を往還することにより、教員として実践力を向上させる科目群。
学士力向上科目	卒業段階で教員としての総合的な力の育成を確実なものとする科目群。
プログラム専門科目	プログラムの所属学生のみを対象とした主専攻の専門性を高める科目や卒業研究の準備に資する科目群。
自由選択科目	各自が目指す教員像に応じて、副専攻等で修得した単位や履修基準で規定した各科目区分の履修要件以上に修得した単位を卒業要件に算入できるように設定した科目群。

（６）履修基準

卒業に要する最低単位数は下記のとおりです。科目区別に修得すべき単位数が定められていますので、Ⅰ期からⅧ期にわたって卒業に必要な単位を修得してください。

〈初等教育教員養成課程〉

プログラム名 科目区分	幼児教育	小学校教育	人文・社会教育 理数教育 芸術・実技教育
教養教育科目	2 4	2 4	2 4
教職科目	2 5	2 3	1 9
教科指導科目	4 8	3 4	3 4
教育実践力向上科目	7	7	7
学士力向上科目	6	6	6
プログラム専門科目	1 4	2 6	-
自由選択科目	4	8	3 8
総単位数	1 2 8	1 2 8	1 2 8

〈中等教育教員養成課程〉

専攻名 科目区分	国語 理科 音楽 美術 家庭	社会科 技術	数学	英語	保健 体育	書道
教養教育科目	2 4			2 8	2 4	
教職科目	1 9					
教科指導科目	6 0	6 4	5 6	5 8	6 2	6 6
教育実践力向上科目	7					
学士力向上科目	6					
自由選択科目	1 2	8	1 6	1 0	1 0	6
総単位数	1 2 8					

〈特別支援教育教員養成課程〉

プログラム名 科目区分	初等教育プログラム	中等教育プログラム
教養教育科目	2 4	
教職科目	1 9	
教科指導科目	3 4	3 2
教育実践力向上科目	1 0	
学士力向上科目	6	
プログラム専門科目	3 4	
自由選択科目	5	7
総単位数	1 3 2	

(7) 履修科目登録単位数の上限設定

本学では、学生がそれぞれの授業科目について十分な学修時間を確保することができるように、履修科目登録ができる単位数の上限を年間52単位（ただし1開講期28単位以内）と定めています。

ただし、下記の「除外科目」に該当する授業科目の単位は、上記の上限設定の算出には含めません。なお、※印を付した授業科目以外については、履修科目登録時に履修登録が必要です。

除外科目

I, II期	体験実習（1単位）（※）
III, IV期	基礎実習（1単位）
V, VI期	教育実習（4単位）（※）、教育実習の事前指導・事後指導（1単位）（※）、特別支援教育実習（3単位）（※）、インターンシップ（インターンシップ相当科目を含む、2単位又は4単位）
VII, VIII期	教育総合インターンシップ実習（2単位）（※）
その他	学則第32条「他の大学又は短期大学における授業科目の履修等」に該当する科目（※）
	学則第33条「大学以外の教育施設等における学修」に該当する科目（※）
	学則第34条「入学前の既修得単位等の認定」に該当する科目（※）
	海外語学研修による認定科目（※）
	年度当初の受講手続き時に開講時期が予測できない科目（※） （例えば、九州地区大学間互換協定に基づく授業科目が該当します。）

(8) GPA（グレード・ポイント・アベレージ）

GPAとは、Grade Point Averageの略で、成績を点数化し平均をとった値を意味します。本学では、

秀＝4点、優＝3点、良＝2点、可＝1点、不可、未受験・無資格＝0点、
によってGrade Pointを定め、次の式により算出した値です。

$$GPA = \frac{(\text{履修登録した科目の単位数} \times \text{当該科目のGP}) \text{の合計}}{\text{履修登録した科目の単位数合計}}$$

(9) オフィスアワー

オフィスアワーとは、本学の専任教員が、担当する授業について受講生からの質問を受けたり、学修相談にのったりするために、毎週、指定した時間帯に研究室等に待機する制度のことです。

オフィスアワーの曜日・時間については、シラバスに記載されているか、あるいは授業中に担当教員から説明があります。

(10) 授業欠席の取り扱いについて（学生の授業欠席の取り扱いについて（重要通知））

本学が開講する授業において、学生の欠席に関する取り扱いを定めており、公欠及び通常の欠席に区分しています。詳細は、「学生の授業欠席の取り扱いについて（重要通知）」を確認してください。

(11) 履修方法の区分

- 「必修」：当該授業科目の単位修得が卒業要件となるもの。
- 「選択必修」：ある科目群の中から、何らかの指示に従って選択をするもので、指示された内容を充足することが卒業要件となるもの。
(この手引では、「選必」と表記しています。)
- 「選択」：選択により任意に履修できるもの。

(12) 「履修の手引」における凡例

①開講期欄の表記について

表記例	内 容
I, II	I 期と II 期に開講されます。(いずれかの期に履修してください。履修する期やクラスが指定されている場合があります。)
I ~ IV	I 期から IV 期の間に開講されます。(いずれかの期に履修してください。履修する期やクラスが指定されている場合があります。)
I・II	I 期と II 期にわたる通年科目です。(I 期だけ又は II 期だけの履修は認められません。)
I / II	I 期または II 期に開講されます。(開講される期に履修してください。)

②授業形態欄（開講計画表含む）の表記について

表記例	内 容
授業形態 : 開講計画表	
講 : (コ)	「講義」科目を表します。
演 : (エ)	「演習」科目を表します。
実 : (シ)	「実験」または「実習」もしくは「実技」の科目を表します。
※ [講・演] / (コエ) 等, 上記を組み合わせた科目もあります。なお, 開講計画表で (*コエ) となっている場合, *は単位数を表します。	

③備考欄の略語について

教育職員免許法施行規則上の区分			略語
欄	教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	
第二欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	(保指)
	教科及び教科の指導法に関する科目	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	(指)
第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	(理・歴・思)
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）	(意義等)
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）	(社・制)
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	(発・学)
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	(特支理解) (教課)

第四欄	道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	(道)
		総合的な学習の時間の指導法	(総)
		特別活動の指導法	(特活)
		教育の方法及び技術	(方・技)
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	(情・活)
		幼児理解の理論及び方法	(幼児理解)
		生徒指導の理論及び方法	(生・進)
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	
		教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	(教相)

対応免許種(学校種別)	略語
幼稚園教諭一種免許状に対応する場合	幼
小学校教諭一種免許状に対応する場合	小
中学校教諭一種免許状に対応する場合	中
高等学校教諭一種免許状に対応する場合	高
特別支援学校教諭一種免許状に対応する場合	特支

④備考欄の「クラス指定」について

同一の授業科目を複数クラス開講している場合に，学生の所属に応じて履修するクラスを予め指定していることを「クラス指定」と表記しています。

毎年度発行する「授業時間割」にて各自が履修するクラスを確認してください。

全課程共通

Ⅱ 全課程共通の履修方法と授業科目

まず、教育学部の全ての学生が共通に履修する「教養教育科目」について説明します。

ディプロマ・ポリシーに策定した「幅広い視野と豊かな教養」を身につけ、国際的な視野、教科横断的・異分野融合的な知を修得するとともに、情報活用力、論理的思考力・判断力、コミュニケーション力、人権感覚を身につけ、自律的に行動することができることを教育目標として開設します。

1. 教養教育科目

教養教育科目は、「大学教育基礎科目」、「教養科目」、「外国語科目」、「保健体育科目」で構成しています。以下の履修方法に従い、必要単位を修得してください。

なお、必要単位数を超えて修得した単位については、「自由選択科目」の単位にあてることができます。

(1) 大学教育基礎科目

大学教育基礎科目は、大学における専門的な内容を学修するための基礎となる学びの姿勢と方法、技能、素養等を習得することを目的として開設します。

下記の必修科目の6単位を修得し、ご自身の学修目標に応じて選択科目を習得してください。6単位を超えて修得した単位については、「自由選択科目」の単位にあてることができます。

授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
		必修	選必	選択		
初年次セミナー	I	2			演	クラス指定
情報機器の操作	I	2			演	クラス指定
日本国憲法	I, II	2			講	クラス指定
情報技術入門 A	I			2	講	
情報技術入門 B	II			2	講	

(2) 教養科目

教養科目は、社会人、教員としての知性と人間性を高め、国際的な視野、教科横断的・異分野融合的な知を修得するとともに、情報活用力、論理的思考力・判断力、コミュニケーション力を身につけ、自律的に行動することができることを目標として「人文・社会系科目」「理数系科目」「芸術・実技系科目」「人間科学系科目」「生涯学習科目」に分類して開設します。

所属する課程、プログラム及び専攻に対応した分野以外の分野（系）（生涯学習科目を除く）からそれぞれ2単位以上修得した上で12単位以上を修得してください。12単位を超えて修得した単位については、「自由選択科目」の単位にあてることができます。

《教養科目の履修方法》

課程・プログラム・専攻	必須要件1	必須要件2
初等：人文・社会教育 中等：国語、社会科、英語	「理数系科目」から2単位以上 「芸術・実技系科目」から2単位以上 「人間科学系科目」から2単位以上	左記の要件1を満たした上で 教養科目全体で12単位以上を修得 (左記の要件1を満たせば、系と生涯学習科目のどの科目を履修しても構いません。)
初等：理数教育 中等：数学、理科	「人文・社会系科目」から2単位以上 「芸術・実技系科目」から2単位以上 「人間科学系科目」から2単位以上	
初等：芸術・実技教育 中等：音楽、美術、保健体育、 家庭、技術、書道	「人文・社会系科目」から2単位以上 「理数系科目」から2単位以上 「人間科学系科目」から2単位以上	
初等：幼児教育 小学校教育専攻 特支	「人文・社会系科目」から2単位以上 「理数系科目」から2単位以上 「芸術・実技系科目」から2単位以上	

区分	授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選択	選択		
人文・社会科学系科目	漢字文化概論	I			2	講	
	日本の文学	II			2	講	
	歴史と人間（日本）	I			2	講	
	歴史と人間（外国）	II			2	講	
	異文化探求 1	III			2	講	
	異文化探求 2	III			2	講	
	異文化探求 3	IV			2	講	
	異文化探求 4	IV			2	講	
	異文化交流の心理学	I			2	講	留学生対象（日本人学生含む）
	多文化相互交流論	I			2	講	
	多文化社会論	I			2	講	〈西暦奇数年度開講〉
	政治と人間	II			2	講	
	現代経済と人間	I			2	講	
	哲学A	I			2	講	
	哲学B	II			2	講	
	地域から考える現代世界	II			2	講	
	アジア地域研究	I			2	講	〈西暦偶数年度開講〉
	日本事情A	I			2	講	留学生対象（日本人学生含む）
	日本事情B	II			2	講	留学生対象（日本人学生含む）
	現代社会と福祉	I			2	講	
理数系科目	数学の散策	I			2	講	
	数学の見方・考え方	II			2	講	
	生活と化学	I			2	講	
	生活と物理学	I			2	講	
	スペースサイエンス	I			2	講	
	アースサイエンス	II			2	講	
	トピックス物理学	II			2	講	
	物質と化学	II			2	講	
	ライフサイエンス	II			2	講	
	マルチメディア・マスター	I			2	講	
	情報社会と学校教育	II			2	講	
	教師のための ICT 活用	II			2	講	
芸術・実技系科目	音楽鑑賞入門	I			2	講	
	音楽実践入門	II			2	演	
	美術入門	I			2	講	
	美術実践入門	II			2	演	
	板書技法と書の文化	I, II			2	演	
	オリンピック・パラリンピック教育	II			2	講	
	くらしと統計	II			2	講	
	実践型食教育論	IV			2	講	
人間科学系科目	比較人間論	I			2	講	
	実験で学ぶ心理学	I			2	講	
	乳幼児の心理学	II			2	講	
	心理学	I			2	講	
	多文化間心理学	II			2	講	留学生対象（日本人学生含む）
	障害者支援論	IV			2	講	
	ソーシャルワーク論	II			2	講	
	部落史と人権問題の歴史	I			2	講	
	人権問題論	I, II			2	講	
	こころと体の健康科学A	I			2	講	
	こころと体の健康科学B	II			2	講	
	心の健康教育	II			2	講演	

生涯学習科目	キャリアデザイン	I, II		2	講	
	キャリア形成A	III		2	講	
	キャリア形成B	IV		2	講	
	ボランティア実践入門	I, II		2	講	
	消費者教育	IV		2	講	
	租税教育			2	講	
	比較教育文化論A	I		2	講	留学生対象
	比較教育文化論B	II		2	講	留学生対象
	日本の教育制度A	I		2	講	留学生対象
	日本の教育制度B	II		2	講	留学生対象

(3) 外国語科目

外国語科目は、今日の社会や文化の国際化、グローバル化に関し、学生の関心を高め、理解を深めさせるとともに、国際社会で活躍できる資質能力を育成するために開設します。

実践的な外国語運用能力の向上と継続学習による語学力の養成を目指します。

①必修

- 外国語科目については、I, II期に開設される英語、ドイツ語、フランス語、中国語、ハングル、日本語（留学生対象）の中から1つを選択し、選択した言語の選択必修科目の2科目4単位を修得してください。
- 中等教育教員養成課程英語専攻の学生は、英語を4単位、さらに上記の英語以外の外国語から4単位、合計8単位を修得してください。
- 外国人留学生は、日本語を外国語科目とすることができますが、自分の母語を外国語科目とすることはできません。
- 外国人留学生が日本語を必修の外国語科目とする場合は、日本語4単位の他に、英語（コミュニケーション）2単位、あるいはドイツ語・フランス語・中国語・ハングルのうちいずれかの科目のコミュニケーション2単位（母語は除く）を修得してください。
- I期とII期の外国語は同一のものを選択してください。

②選択

下記のうち、「①必修」として修得した単位以外は、「自由選択科目」の単位にあてることができます。

Ⅲ, IV期に開講される発展・応用科目は選択科目ですが、グローバル社会に対応するために必要な外国語能力を伸長し異文化理解を深めることを目的として、I・II期で履修した外国語科目から継続して履修することが望まれます。

外国語科目一覧

区分	授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選必修	選択		
英語	英語（コミュニケーション）	I		2		演	クラス指定
	英語（総合）	II		2		演	クラス指定
	英語（発展）A	III			2	演	
	英語（発展）B	IV			2	演	
ドイツ語	ドイツ語1	I		2		演	
	ドイツ語2（コミュニケーション）	II		2		演	
	ドイツ語（応用）A	III			2	演	
	ドイツ語（応用）B	IV			2	演	
フランス語	フランス語1	I		2		演	
	フランス語2（コミュニケーション）	II		2		演	

中国語	中国語 1	I		2		演	
	中国語 2 (コミュニケーション)	II		2		演	
	中国語 (応用) A	III			2	演	
	中国語 (応用) B	IV			2	演	
ハングル	ハングル 1	I		2		演	
	ハングル 2 (コミュニケーション)	II		2		演	
	ハングル (応用) A	III			2	演	
	ハングル (応用) B	IV			2	演	
日本語	日本語 (読む・書く) 1 A	I		2		演	留学生対象 日本語 1 A～1 D から 1 科目 2 単位, 日本語 2 A～2 D から 1 科目 2 単位 の計 4 単位を修得
	日本語 (コミュニケーション) 1 B	I		2		演	
	日本語 (大学生の聴解) 1 C	I		2		演	
	日本語 (聞く・話す) 1 D	I		2		演	
	日本語 (読む・書く) 2 A	II		2		演	
	日本語 (コミュニケーション) 2 B	II		2		演	
	日本語 (大学生の聴解) 2 C	II		2		演	
	日本語 (聞く・話す) 2 D	II		2		演	

(4) 保健体育科目

「生涯スポーツ」の一環として、ライフスタイルにあったスポーツ・身体運動を主体的に継続して楽しむ能力を育て、身体に関する認識やスポーツ環境の処理能力を養うために開設しています。

下記の必修科目の 2 単位を修得してください。

授 業 科 目	開 講 期	単位数			授 業 形 態	備 考
		必 修	選 必	選 択		
健康・スポーツ科学実習 I	I	1			実	クラス指定
健康・スポーツ科学実習 II	II	1			実	クラス指定

2. その他の科目

以下は、「自由選択科目」の単位として認められます。

(1) 海外語学研修

所定の手続きを行い、以下の海外語学研修に参加した場合は、「海外語学研修」2 単位を認定します。また、この制度によって修得した単位は登録単位数の上限設定の算出には含まれません。単位認定の申請を行うときは、所定の様式に修了認定証等の写しを添えて、教育支援課に提出してください。

《本学の独自プログラム》

(英語) ウィスコンシン大学ラクロス校研修

《海外大学内プログラム》

(英語)

北アリゾナ大学語学研修／キャンベラ大学英語研修

(ドイツ語)

ゲーテ・インスティテュート研修

(中国語)

遼寧師範大学国際教育学院研修

(ハングル)

延世大学校韓国語学堂研修／梨花女子大学校言語教育院研修／

高麗大学校国際語学院韓国語教育センター研修／釜山大学校国際交流教育院研修

授 業 科 目	開講期	単位数			授業形態	備 考
		必修	選必	選択		
海外語学研修	I～Ⅷ			2	/	

(2) 学校図書館司書教諭資格取得に関する科目

学校図書館司書教諭資格取得のために、下記の科目を開講しています。学校図書館司書教諭の資格については、204ページを参照してください。

授 業 科 目	開講期	単位数			授業形態	備 考
		必修	選必	選択		
学校経営と学校図書館	Ⅲ, Ⅳ			2	講	
学校図書館メディアの構成	Ⅲ, Ⅳ			2	講	
学習指導と学校図書館	Ⅳ			2	講	
読書と豊かな人間性	Ⅴ			2	講	
情報メディア論	Ⅵ			2	講	

(3) 九州工業大学との単位互換協定に基づく授業科目

特別聴講学生として九州工業大学で指定された授業科目を履修することができます。受講にあたっての授業料は必要ありません。また、この制度によって修得した単位は登録単位数の上限設定の算出には含まれません。

(4) 九州地区大学間互換協定に基づく授業科目

佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、琉球大学において開講される夏期休業期間中の集中講義のいくつかを、特別聴講学生として受講することができます。例年、6～7月頃に受講可能な授業科目一覧を掲示します。これらの中には福岡教育大学では履修できない授業科目も含まれています。興味のある授業科目があれば、積極的に参加してください。

なお、この制度による受講は特別聴講学生となり、受講にあたって授業料は必要ありません。ただし、当該大学までの交通費や宿泊費等は自己負担になります。

また、この制度によって修得した単位は登録単位数の上限設定の算出には含まれません。

3. 教育実習

(1) 4年間の教育実習の概要

本学では、1年次から学校教育現場を体験し、4年間にわたって幼児・児童・生徒と関わりながら教育実習が行えるような体制を整えています。各年次においてそれまでに学んだ教職に関する基礎的な知識や方法論をもとに教育実習に臨むことで、卒業までに教科指導や生徒指導等を行う上で必要となる実践的指導力の基礎を身につけることができます。

全課程に共通する内容は下記のとおりですが、各課程の「教育実践力向上科目」のページも必ず確認するようにしてください。

学年・開講期	教育実習の名称	各実習の目的・概要
1年生 《Ⅰ／Ⅱ期》	体験実習	実際に学校現場へ入り、教師の手伝いをしたり子供と交流したりすることで、今日の学校教育や教職に対する理解を深め、これからの学修や教職への意欲を高めます。 福岡県内の協力学校・園で、教師の業務を参観・補助したり、子供への支援や交流を体験したりしながら、教師の仕事・学校組織・子供との接し方等の教育者の視点を体験します。
2年生 《Ⅳ期》	基礎実習	授業を構想する力を養い、3年次の本実習に向けての基礎となる力を育成します。 附属学校・園で、授業や保育の参観、研究協議会への参加を行うとともに、大学において、教材分析・研究、学習指導案の作成、模擬授業を行い、教員が授業を作り上げていくプロセスを学びます。
3年生 《Ⅴ・Ⅵ期》	教育実習 (本実習)	附属学校・園または協力学校・園で、実際に行う授業の学習指導案を作成し、子供の前に立ち研究授業を行うことを通して、教育実践力を育成します。 また、実際に教壇に立ちながら授業を行うだけでなく、特別活動等も含め、教育活動全体を通じて子供に関する理解を深め、学級での指導や教員の職務の実態にも触れます。 本実習におけるこのような体験は、教職に対する関心、責任感、生きた子供観、教育観を身に付けていく大切な基盤となります。
4年生 《Ⅶ・Ⅷ期》	教育総合インターンシップ実習	1年次から3年次までの教育実習、教職科目及び教科指導科目等で学修した成果を統合させ、教育活動全般にわたる教育実践力の向上を図ります。 教職を強く希望する学生を対象とした教育実習であり、本実習で得た指導方法を協力学校での実践に応用することにより、教師としての資質・能力を一層高めます。実習においては、担任の補助を通して、学習指導・学級経営・生徒指導・学級事務等の業務を体験し、実践的な指導力を向上させるとともに、現場で働く自覚と自信を身に付けます。

（２）評価

体験実習および基礎実習の評価は、本学担当教員が行います。

本実習および教育総合インターンシップ実習の評価は、実習校における評価を考慮の上、学校における実習及び体験活動委員会が総合的に行います。事前・事後指導の評価は、学校における実習及び体験活動委員会が総合的に行います。（事前・事後指導については、各課程の「４．教育実践力向上科目」のページにて詳細を説明しています。）

（３）介護等体験

教員に求められる豊かな人間性を養成するための体験として、障がいをもった方や、高齢の方等に対する介護、介助、あるいはこれらの人との交流を行う「介護等体験」に参加します。

本学では、初等教育教員養成課程および中等教育教員養成課程の学生が、２年次に社会福祉施設において５日間、特別支援学校において２日間の合計７日間で参加します。

また、介護等体験の参加前年度までに、初等教育教員養成課程の学生は「特別支援教育と介護入門（幼・小）」を、中等教育教員養成課程の学生は「特別支援教育と介護入門（中・高）」をそれぞれ修得しておく必要があります。さらに、参加年度には上記の７日間以外に、大学において実施する事前・事後指導に参加しなければなりません。

なお、特別支援教育教員養成課程の学生は、特別支援学校教諭免許状を取得するため、介護等体験は免除されます。

（４）その他留意点

副免取得のための教育実習は１年間に１回と定めており、４年次以降に協力学校（出身校等）で実施します。

また、４年次に協力校（出身校等）で実施する教育実習については、事前に大学（教育支援課）へ申し込みをする必要があります。大学への申込期限は、実習希望者把握および実習校への申し込み等の関係上、実習参加前年度７月末日としています。

さらに、協力校（出身校等）で実施する教育実習においても、参加する各年度の事前・事後指導に出席しなければ、評価の対象となりません。事前指導として「オリエンテーション（教育実習の意義と一般的な留意事項）」及び「協力校教育実習研究（各学校における教育実習の指導上の留意事項、授業の構成等）」に、事後指導として「教育実習事後指導研究（教育実習の反省と問題点の整理）」に参加してください。

なお、４年次の教育総合インターンシップ実習の申し込みに関しては、別途お知らせします。

副免については、「Ⅵ 教育職員免許状及び資格」のページにて詳細を説明しています。

初等教育教員養成課程

Ⅲ-1 初等教育教員養成課程共通の履修方法と授業科目

1. 初等教育教員養成課程の4年間の学修について

初等教育教員養成課程は、5つの学位プログラム（幼児教育プログラム、小学校教育専攻プログラム、人文・社会教育プログラム、理数教育プログラム、芸術・実技プログラム）を設け、学修者本位の多様な学びを保証しながら、ディプロマ・ポリシーに示した資質・能力・技能を確実に修得した小学校教員を養成することを目的としています。

幼児教育プログラムにおいては、「幼児教育領域」及び「小学校教育領域」の2つの領域を主専攻として学修します。

小学校教育専攻プログラムにおいては、「小学校教育領域」と、さらに高度な小学校教員としての資質・能力・技能を身につけるための「初等教育高度化領域」の2つの領域を主専攻として学修します。

人文・社会教育、理数教育、芸術・実技教育プログラムは「小学校教育領域」を主専攻として学修し、各自が目指す教員像に応じて各プログラムに設けた選択領域である「中等教科領域」を副専攻として選択し、4年間の学修を行うことになります。

副専攻として選択した領域の学びを深めた結果、その領域を2つ目の主専攻とすることも可能となります。

なお、中等教科領域を学修し、所定の単位を修得した場合に中学校教諭免許（＝副免）の取得が可能となります。プログラムに所属していることで副免の取得が保証されているものではありません。

全プログラムに共通して、所定のテストを受験し、合格することでプログラム内の別の領域や所属外のプログラムの選択領域を選択し学修することも可能となります。

各自が目指す教員像に応じて、自身で4年間の学びをデザインし、「2つの主専攻」や「1つの主専攻と1つもしくは2つの副専攻」、「1つの主専攻のみ」とすることなど、多様な学修を行うことができる教育課程を編成しています。

プログラム名	主専攻	選択領域
幼児教育プログラム	幼児教育領域 小学校教育領域	－ 条件付きで中等教科領域
小学校教育専攻プログラム	小学校教育領域 初等教育高度化領域	－ 条件付きで中等教科領域
人文・社会教育プログラム	小学校教育領域	中等教科領域 (国語/社会/英語)
理数教育プログラム		中等教科領域 (数学/理科)
芸術・実技教育プログラム		中等教科領域 (音楽/美術/保体/家庭/技術)

※選択領域の決定及びその履修に関しては、233ページから236ページまでの「福岡教育大学教育学部における主専攻・副専攻制（メジャー・マイナー制）の取り扱いについて（重要通知）」を確認してください。

2. 教養教育科目

履修方法等については、13ページ以降の該当箇所を確認してください。

3. 教職科目

小学校の学級担任として生徒指導の能力等を備えた教員となるための知識、技能等の小学校教育における教職の専門性を身に付けることを目標とし、広く教職全般に関する理解を深めるために開設します。

教職科目は、教職共通科目（必修）及び教職専門科目（選択）で構成します。以下の履修方法に従い、必要な単位を修得してください。

なお、所定の単位数を超えて修得した単位については、「自由選択科目」の単位にあてることができます。

（1）教職共通科目

教職共通科目は、学校教育、教員の職責、子どもの心身の発達についての理解をはじめとする教員として最低限必要な知識技能を身につけるために開設しています。

小学校教育専攻プログラム、人文・社会教育プログラム、理数教育プログラム、芸術・実技プログラムの学生は、下記の必修科目の19単位を修得してください。

幼児教育プログラムの学生は、下記の必修科目（共通）の15単位と、「初等教育教員養成課程幼児教育プログラムの履修方法と授業科目」（36ページ）の該当箇所で説明している科目を修得してください（「a. 教職共通科目の履修方法」が該当箇所です）。

教職共通科目一覧（初等教育教員養成課程－共通）

授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
		必修	選必修	選択		
教育の制度と経営	I, II	2			講	クラス指定／（社・制） 幼・小・中・高
学校心理学A	II	2			講	クラス指定／（発・学） 幼・小・中・高
特別支援教育と介護入門（幼・小）	II	2			講	クラス指定／（特支理解）幼・小 ＊介護等体験の事前指導科目
教育課程と教育方法・技術(特別活動の指導法を含む。)	III, IV	2			講	クラス指定／（教課，特活，方・技）小・中・高
生徒指導論（進路指導を含む。）A	III	2			講	クラス指定／（生・進） 小・中・高
人権・同和教育論	III, IV	2			講	クラス指定／（社・制） 幼・小・中・高
教職論	V	2			講	クラス指定／（意義等） 幼・小・中・高
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	V, VI	1			講	クラス指定／（情・活） 小・中・高

教職共通科目一覧（初等教育教員養成課程－幼児教育プログラムを除く）

授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
		必修	選必修	選択		
教育原理	I, II	2			講	クラス指定／（理・歴・思） 幼・小・中・高
学校における心理援助A	IV	2			講	クラス指定／（教相） 幼・小・中・高

(2) 教職専門科目

教職専門科目は、小学校の学級担任として生徒指導の能力等を備えた教員となるための知識、技能等の小学校教育における教職の専門性を身に付けることを目標とし、広く教職全般に関する理解を深めるために、全て選択科目として開設しています。各自の目指す教員像に応じて、学修したい内容を選択し、授業科目を履修してください。

小学校教育専攻プログラムの学生は、下記の選択科目から4単位を修得してください。

小学校教育専攻プログラム以外の学生は、「自由選択科目」の単位にあてることができます。

教職専門科目一覧（初等教育教員養成課程－共通）

授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
		必修	選必	選択		
学級づくりの理論と実践	Ⅲ, Ⅳ			2	講	幼・小
カリキュラム・マネジメント	Ⅴ			2	講	(教課) / 小
板書指導	Ⅲ, Ⅳ			2	演	幼・小
持続可能な開発のための教育	Ⅲ			2	講	幼・小・中・高
教授・学習心理学	Ⅲ			2	講	(発・学) / 幼・小・中・高
教育社会学	Ⅴ			2	講	(社・制) / 幼・小・中・高
教育における批判的思考	Ⅵ			2	講演	(社・制) / 幼・小・中・高
新聞等のメディアを活用した授業づくり	Ⅵ			2	講	(方・技) / 小・中・高
教師教育における自己探究 ーリフレクションー	Ⅵ			2	演	幼・小
学校と教育法	Ⅶ			2	講	(社・制) / 幼・小・中・高
地域に開かれた学校づくり	Ⅵ			2	講	(社・制) / 幼・小・中・高
学級経営と部活動運営	Ⅴ, Ⅵ			2	講	小・中・高
発達心理学	Ⅲ			2	講	(発・学) / 幼・小・中・高

4. 教科指導科目

「教科指導科目」は、「各教科の指導法科目」「小専科目」「初等教科・指導法科目」で構成します。以下の履修方法に従い、必修科目の34単位（幼児教育プログラムは48単位）を修得し、自身の目指す教員像に応じて選択科目を履修してください。

なお、所定の単位数を超えて修得した単位については、「自由選択科目」の単位にあてることができます。

（1）各教科の指導法

各教科の指導法科目は、小学校教員又は幼稚園教員として各教科等又は保育内容の指導と評価を行う力を身につけるために開設しています。全教科必修で24単位を修得してください。

また、幼児教育プログラムの学生については、こちらに加えて、幼児教育プログラムの36ページ以降の該当箇所（「c. 各教科の指導法科目の履修方法」）で説明している科目も修得してください。

各教科の指導法科目一覧（初等教育教員養成課程－共通）

区分	授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選必	選択		
各教科の指導法	国語科指導法	I, II	2			講	クラス指定／（指）／小
	社会科指導法	I, II	2			講	クラス指定／（指）／小
	算数科指導法	I, II	2			講	クラス指定／（指）／小
	理科指導法	I, II	2			講	クラス指定／（指）／小
	生活科指導法	I, II	2			講	クラス指定／（指）／小
	音楽科指導法	I, II	2			講	クラス指定／（指）／小
	図画工作科指導法	I, II	2			講	クラス指定／（指）／小
	家庭科指導法	I, II	2			講	クラス指定／（指）／小
	体育科指導法	I, II	2			講	クラス指定／（指）／小
	英語指導法	I, II	2			講	クラス指定／（指）／小
	道德の指導法	III, IV	2			講	クラス指定／（道）／小・中
	総合的な学習の時間の指導法	V, VI	2			講	（総）小・中・高

(2) 小専科目

小専科目は、小学校教員として指導する各教科等の内容の理解、指導に際して適切な教材を用いる力を身につけるために開設しています。

必修科目である「小専科目Ⅰ」の10単位を修得してください。その上で教科内容や専門的背景に関する理解を深めたい場合は「小専Ⅱ」の任意の教科を履修してください。修得した「小専Ⅱ」の単位は、「自由選択科目」の単位にあてることができます。

小専科目一覧（初等教育教員養成課程－共通）

小専Ⅰはすべてクラス指定です。

区分	授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選必	選択		
小専科目Ⅰ (必修)	小専国語Ⅰ	Ⅲ, Ⅳ	1			講	書写を含む。 教科／幼・小
	小専社会Ⅰ	Ⅲ, Ⅳ	1			講	教科／小
	小専算数Ⅰ	Ⅲ, Ⅳ	1			講	教科／幼・小
	小専理科Ⅰ	Ⅲ, Ⅳ	1			演	教科／小
	小専生活Ⅰ	Ⅲ, Ⅳ	1			講	教科／幼・小
	小専音楽Ⅰ	Ⅲ, Ⅳ	1			演	教科／幼・小
	小専図画工作Ⅰ	Ⅲ, Ⅳ	1			演	教科／幼・小
	小専家庭Ⅰ	Ⅲ, Ⅳ	1			演	教科／小
	小専体育Ⅰ	Ⅲ, Ⅳ	1			演	教科／幼・小
	小専英語Ⅰ	Ⅲ, Ⅳ	1			講	教科／小
小専科目Ⅱ (選択)	小専国語Ⅱ	Ⅴ, Ⅵ			2	講	教科／幼・小
	小専社会Ⅱ	Ⅴ			2	講	教科／小
	小専算数Ⅱ	Ⅴ			2	講	教科／幼・小
	小専理科Ⅱ	Ⅴ			2	演	教科／小
	小専生活Ⅱ	Ⅵ			2	講	教科／幼・小
	小専音楽Ⅱ	Ⅴ			2	演	教科／幼・小
	小専図画工作Ⅱ	Ⅴ			2	演	教科／幼・小
	小専家庭Ⅱ	Ⅴ			2	演	教科／小
	小専体育Ⅱ	Ⅵ			2	演	教科／幼・小
	小専英語Ⅱ	Ⅴ			2	講	教科／小

(3) 初等教科・指導法科目

初等教科・指導法科目は、小学校教員として指導する各教科等の内容の理解、指導に際して適切な教材を用いる力、教材開発研究に関する力、「実技指導」「実習指導」に関する力等を身につけるために開設する選択科目です。所属するプログラムの指導等に応じて、もしくは自身で身に付けたい力の修得を目指して、任意の科目を選択して履修することができます。修得した「初等教科・指導法科目」の単位は、「自由選択科目」の単位にあてることができます。

区分	授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選択	選択		
初等教科・指導法科目（選択）	国語科授業実践研究	V			2	演	(指) / 小
	基礎国語	II			2	講	—
	初等教科・指導法（社会）	V			2	演	(指) / 小
	算数科教材開発研究	VI			2	演	教科 / 幼・小
	理科教材開発研究	V			2	演	教科 / 幼・小
	生活科授業実践研究	V			2	演	(指) / 小
	音楽科教材開発研究A	IV			2	演	教科 / 幼・小
	音楽科教材開発研究B	V			2	演	教科 / 幼・小
	音楽科教材開発研究C	VI			2	演	教科 / 幼・小
	図画工作科教材開発研究	V, VI			2	演	教科 / 幼・小
	初等教科・指導法（家庭）	VI			2	演	(指) / 小
	初等教科・実技指導（保健体育）	V			2	演	教科 / 幼・小
	英語授業実践研究	V			2	演	(指) / 小

5. 教育実践力向上科目

教育実践力向上科目は、実際の教員の業務及び学校現場の状況についての理解、教科等の指導や生徒指導、学級経営に関わる実践力を身につけるために開設しています。

下記の必修科目の7単位を修得してください。

なお、選択科目は、「自由選択科目」の単位にあてることができます。

教育実践力向上科目一覧

区分	授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選択	選択		
教育実習	体験実習A	I / II	1			実	
	基礎実習A	IV	1			実	
	事前・事後指導	V・VI	1			/	
	初等教育実習（基本）※	V・VI	2			実	
	初等教育実習（応用）※	V・VI	2			実	
	教育総合インターンシップ実習A	VII・VIII			2	実	

※初等教育実習（基本）及び初等教育実習（応用）をあわせて本実習といいます。

「教育実習」区分の科目については、次ページもあわせて確認してください。

○ 事前・事後指導

本実習の事前・事後指導（1単位）については、下記のとおり実施します。

事前指導に出席しなければ、本実習には参加できません。また、事後指導にも出席しなければ評価の対象となりませんので、欠席することがないように留意してください。

〔事前指導〕

内容	方法	対象学生	備考
観察参加（観察参加に関する心得、留意事項と観察参加）	演習	実習生 全 員	2年次生が3年次生の本実習期間中に小学校で実施する。なお、観察参加の事前指導は大学で実施する。
オリエンテーション（教育実習の意義と一般的な留意事項）	講義	同上	前年度3月に大学で実施する。
教育実習保健教育（教育実習時の心身の健康管理及び生活指導）	講義	同上	同上
教育実習人権・同和教育研究（教育現場における具体的取り組み）	講義	同上	同上
小学校事前指導（小学校実習のオリエンテーション）	講義	同上	小学校で実施する。
学習指導案の検討及び実習日誌指導	演習	同上	小学校での事前指導以降に大学で実施する。
小学校実習直前の事前指導	講義	同上	小学校実習直前に大学で実施する。

〔事後指導〕

内容	方法	対象学生	備考
教育実習事後指導研究（教育実習の反省と問題点の整理）	講義	実習生 全 員	教育実習（本実習）終了後、大学で実施する。

○ 本実習の参加要件単位

本実習に参加するためには、本実習参加前年度までに、下記 i) ～ iii) のすべての要件を満たしておく必要があります。

- i) 「学校心理学A」、「教育原理」、「教育の制度と経営」、「教育課程と教育方法・技術(特別活動の指導法を含む。）」、「学校における心理援助A」、「生徒指導論（進路指導を含む。）」A」、「人権・同和教育論」の中から8単位以上を修得
- ii) 「基礎実習A」1単位を修得し、各教科の指導法科目のうち、「国語科指導法」、「社会科指導法」、「算数科指導法」、「理科指導法」、「生活科指導法」、「音楽科指導法」、「図画工作科指導法」、「家庭科指導法」、「体育科指導法」、「英語指導法」、「道徳の指導法」から10単位以上を修得
- iii) 小専科目Ⅰのうち、「小専国語Ⅰ」、「小専社会Ⅰ」、「小専算数Ⅰ」、「小専理科Ⅰ」、「小専生活Ⅰ」、「小専音楽Ⅰ」、「小専図画工作Ⅰ」、「小専家庭Ⅰ」、「小専体育Ⅰ」、「小専英語Ⅰ」から5単位以上を修得

○ 本実習の実施時期

3年次に、附属小学校または協力校（公立小学校）で実施します。ただし、幼児教育プログラムの学生については、附属小学校及び附属幼稚園または協力幼稚園で実施します。

6. 学士力向上科目

学士力向上科目は、卒業段階で教員としての総合的な力の育成を確実なものとする科目群です。本学は、「幅広い視野と豊かな教養」、「高い専門性」、「確かな実践力」を重点とする学士力を身に付け、かつ所定の単位を修得した学生に対して、卒業時に「学士（教育学）」の学位を授与します。学士力向上科目は、これらの重点項目について、主専攻に基づいて、より一層の能力を高めることを目的として、卒業研究、教職実践演習で構成します。以下の履修方法に従い、6単位を修得してください。

（１）卒業研究

卒業研究は、将来小学校教員として教育にあたるために、これまで修得してきた専門的な知識・技能、思考力などをもとに、4年間の集大成として、初等教育を先導する教員として必要な研究能力（学校教育における課題発見・解決）に加え、情報の収集能力・活用能力、論理的・批判的思考能力を一層高めることを目的とし、小学校教員として授業研究等を行うための基礎的研究力を身につけるために開設しています。

下記の必修科目の4単位を修得してください。なお、この科目については、所属するプログラム内で研究指導等が行われます。履修資格や成績評価については別途お知らせします。

授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
		必修	選必	選択		
卒業研究	VII・VIII	4			/	

（２）教職実践演習

教職実践演習は、教育課程内外で小学校教員として最小限必要な資質・能力が確実に修得できているか否かを確認するとともに、必要に応じて不足している知識や技能等を補うことを目的に開設しています。下記の必修科目の2単位を修得してください。

授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
		必修	選必	選択		
教職実践演習（幼・小）	VIII	2			演	クラス指定

7. プログラム専門科目

小学校教員としての資質・能力・技能を向上させるために初等教育に関する高度な専門性と実践力を身につけることを目標として、各プログラム所属学生向けに開設する科目です。36ページから68ページの各プログラムの履修方法と授業科目で確認してください。

8. 自由選択科目

自由選択科目は、各科目区分において修得すべき単位数を満たした上で、目指す教員像に応じた学びを学生自身でデザインし、様々な授業科目の履修と学修によって修得した単位が卒業要件単位に算入できるように設定している区分です。所属プログラムによって、卒業に必要な自由選択科目の単位数が異なりますので、6ページの履修基準を確認してください。

学修目標を定めた上で、小学校教員として必要な専門的能力や知識の獲得、各自の関心分野の掘り下げ、苦手分野の克服等、学生自身で主体的に多様な学びを行うことを期待しています。

初等教育教員養成課程（幼児教育プログラム除く）【共通】 開講計画表

注1) 小学校教育専攻プログラムの学生は教職専門科目から4単位、プログラム専門科目から26単位、自由選

注2) 人文・社会教育プログラム、理数教育プログラム、芸術・実技教育プログラムの学生は教職専門科目、小
自由選択科目として認定される科目から計38単位以上修得してください。

科目区分		必修 ／単位数	I	II	III	IV
教養教育 科目	大学教育 基礎科目	必修 4	初年次セミナー(2㍿)			
			日本国憲法(2㍿)			
		選必 2	情報機器の操作(2㍿)			
	教養科目	選択	情報技術入門A(2㍿)	情報技術入門B(2㍿)		
		選択 12	所属する課程・専攻に対応した分野以外の分野（系）（生涯学習科目を除く）からそれぞれ2単位以上を修得した上で、全体で12単位以上を修得してください。			
		選必 4	（英語専攻を除く）英語，ドイツ語，フランス語，中国語，ハングル，日本語（留学生対象）の中から1つ選んで4単位を修得してください。			
教職科目	保健体育 科目	必修 2	健康・スポーツ科学 実習Ⅰ(1㍿)	健康・スポーツ科学 実習Ⅱ(1㍿)		
	教職共通 科目	必修 19	教育の制度と経営(2㍿) 教育原理(2㍿)	学校心理学A(2㍿) 特別支援教育と介護 入門(幼・小)(2㍿)	教育課程と教育方法・技術 (特別活動の指導法を含む。)(2㍿) 人権・同和教育論(2㍿) 生徒指導論(進路指導 を含む。)(2㍿)	学校における心理援 助A(2㍿)
	教職専門 科目	選択 ※			学級づくりの理論と実践(2㍿) 板書指導(2㍿) 教授・学習心理学 (2㍿) 持続可能な開発のた めの教育(2㍿) 発達心理学(2㍿)	
	各教科の 指 導 法	必修 24	国語科指導法(2㍿) 社会科指導法(2㍿) 算数科指導法(2㍿) 理科指導法(2㍿) 生活科指導法(2㍿) 音楽科指導法(2㍿) 図画工作科指導法(2㍿) 家庭科指導法(2㍿) 体育科指導法(2㍿) 英語指導法(2㍿)			道徳の指導法(2㍿)
	小専科目Ⅰ	必修 10			小専国語Ⅰ(1㍿) 小専社会Ⅰ(1㍿) 小専算数Ⅰ(1㍿) 小専理科Ⅰ(1㍿) 小専生活Ⅰ(1㍿) 小専音楽Ⅰ(1㍿) 小専図画工作Ⅰ(1㍿) 小専家庭Ⅰ(1㍿) 小専体育Ⅰ(1㍿) 小専英語Ⅰ(1㍿)	

択単位から8単位以上修得してください。

専科目Ⅱ、初等教科・指導法科目、プログラム専門科目、および中等教科領域の科目等、修得した場合に

V	VI	VII	VIII	備 考
				必要単位を超えて修得した場合、自由選択科目の単位として計算します。
				必要単位を超えて修得した場合、自由選択科目の単位として計算します。
教職論(2コ)				
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法(1コ)				
教育社会学(2コ) カリキュラム・マネジメント(2コ)	新聞等のメディアを活用した授業づくり(2コ) 教師教育における自己探究(2エ) 教育における批判的思考(2コエ) 地域に開かれた学校づくり(2コ)	学校と教育法(2コ)		※小学校教育専攻プログラムの学生は4単位修得してください。 小学校教育専攻プログラム以外の学生が左記科目を修得した場合、自由選択科目の単位として計算します。
学級経営と部活動運営(2コエ)				
総合的な学習の時間の指導法(2コ)				

教科指導 科目	小専科目Ⅱ	選択				
	初等教科・ 指導法科目	選択		基礎国語(2コ)		音楽科教材開発研究 A(2エ)
教育実践力向上科目		必修 7	体験実習 A(1シ)			基礎実習 A(1シ)
		選択				
学士力 向上 科目	卒業研究	必修 4				
	教職実践 演習	必修 2				
プログラム専門科目			※プログラム専門科目、中等教科領域の開講計画についてはプログラム別の開			
自由選択科目 (中等教科領域を含む)						

小専社会Ⅱ(2コ) 小専算数Ⅱ(2コ) 小専理科Ⅱ(2エ) 小専音楽Ⅱ(2エ) 小専図画工作Ⅱ(2エ) 小専家庭Ⅱ(2エ) 小専英語Ⅱ(2コ) 小専国語Ⅱ(2コ)	小専体育Ⅱ(2エ) 小専生活Ⅱ(2コ)			左記科目を修得した場合、 自由選択科目の単位として計算 します。
国語科授業実践研究 (2エ) 初等教科指導法(社 会)(2エ) 理科教材開発研究 (2エ) 生活科授業実践研究 (2エ) 音楽科教材開発研究 B(2エ) 初等教科・実技指導 (保健体育)(2エ) 英語授業実践研究 (2エ) 図画工作科教材開発研究(2エ)	算数科教材開発研究 (2エ) 音楽科教材開発研究 C(2エ) 初等教科・指導法(家 庭)(2エ)			左記科目を修得した場合、 自由選択科目の単位として計算 します。
事前・事後指導(1単位) 初等教育実習(基本)(2シ) 初等教育実習(応用)(2シ)				
		教育総合インターンシップ実習A(2シ)		左記科目を修得した場合、 自由選択科目の単位として計算 します。
		卒業研究(4単位)		
			教職実践演習(幼・ 小)(2エ)	
講計画表をご確認ください。				

Ⅲ-2 初等教育教員養成課程各プログラムの履修方法と 授業科目

1. 幼児教育プログラム

幼児教育プログラムでは、幼児を理解し、あたたかく包みながら成長させることができるとともに、たしかな幼児教育を創造し、指導的役割をはたすことのできる教員の養成を目標にしています。そのため、幼児教育の理論、そして幼児の発達や特性を理解しながら様々な実践力を身につけていけるような教育を行います。

以下の a ～ c の履修方法に基づいて、必要単位を修得してください。

なお、所定の単位数を超えて修得した単位については、「自由選択科目」の単位にあてることができます。

a. 教職共通科目の履修方法

24 ページで説明している必修科目（共通）の 15 単位を修得してください。また、下記の必修科目の 10 単位を修得してください。

教職共通科目一覧（幼児教育プログラム）

授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
		必修	選必	選択		
教育原理	I, II	2			講	クラス指定／（理・歴・思） 幼・小・中・高
幼児・児童の教育思想史	II	2			講	（理・歴・思）／幼・小
幼児・児童の理解と心理援助	III	2			講	（幼児理解・教相）／幼・小
学校における心理援助 A	IV			2	講	クラス指定／（教・相） 幼・小・中・高
幼児・児童の教育課程総論	V	2			講	（教課）／幼・小
幼児・児童の教育方法の理論と実践	VI	2			講	（方・技）／幼

b. プログラム専門科目の履修方法

幼児教育プログラム独自の専門科目で、主専攻の専門性を高める科目や卒業研究の準備に資する科目で構成しています。下記の必修科目の 14 単位を修得してください。

授業内容は系統性がありますので、開講期の順に履修することが望まれます。選択科目については、下記科目の他に、「教職専門科目一覧（初等教育教員養成課程－共通）」の科目も履修することができます（25 ページ参照）。

プログラム専門科目一覧（幼児教育プログラム）

授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
		必修	選必	選択		
幼児と健康	I	1			講	（領域）
幼児と人間関係	II	1			講	（領域）
幼児と環境	III	1			講演	（領域）
幼児と言葉	I	1			講	（領域）

幼児と表現	I	1			講演	(領域)
幼児教育学 I	I	1			演	(理・歴・思) / 幼
子ども理解のための心の科学	I	1			講	(発・学) / 幼・小
幼児教育学 II	II	1			演	(理・歴・思) / 幼
幼児の表現研究	III	1			演	幼
子どもの家庭福祉論	II	1			演	幼
インクルージョン保育	III	1			演	(発・学) / 幼
子どもの文化と環境	V	1			演	幼
児童問題研究	IV			1	演	(社・制) / 幼・小
幼児教育実践研究	VI	1			演	幼
現代における家族と子育て	VII	1			演	幼・小
地域子育て支援と実践	VIII			1	演	(社・制) / 幼
保育・教育における組織心理学	VI			1	演	幼
幼小接続期の教育	IV			1	演	幼

c. 教科指導科目の履修方法

26 から 27 ページで説明している、必修科目の 3 4 単位を修得してください。また、下記の必修科目 1 4 単位を修得してください。

各教科の指導法科目一覧（幼児教育プログラム）

授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
		必修	選必	選択		
保育内容総論	III	2			講	(保指) / 幼
健康の指導法	IV	2			講	(保指) / 幼
人間関係の指導法	IV	2			講	(保指) / 幼
音楽表現の指導法	IV	1			演	(保指) / 幼
美術表現の指導法	V	1			演	(保指) / 幼
ことばの指導法	V	2			講	(保指) / 幼
幼児指導法	V	2			講	(保指) / 幼
環境の指導法	VI	2			講	(保指) / 幼

初等教育教員養成課程【幼児教育プログラム】 開講計画表

科目区分		必修 ／単位 数	I	II	III	IV
教養教育 科目	大学教育 基礎科目	必修 4	初年次セミナー(2ㇿ)			
			日本国憲法(2ㇿ)			
		選択 2	情報機器の操作(2ㇿ)			
		選択	情報技術入門A(2ㇿ)	情報技術入門B(2ㇿ)		
	教養科目	選択 12	所属する課程・専攻に対応した分野以外の分野(系)(生涯学習科目を除く)から日本語(留学生対象)の中から1つ選んで4単位を修得してください。			
	保健体育 科目	必修 2	健康・スポーツ科学 実習Ⅰ(1ㇿ)	健康・スポーツ科学 実習Ⅱ(1ㇿ)		
教職科目	教職共通 科目	必修 25	教育の制度と経営(2ㇿ)		教育課程と教育方法・技術 (特別活動の指導法を含む。)(2ㇿ) 人権・同和教育論(2ㇿ)	
			学校心理学A(2ㇿ) 特別支援教育と介護 入門(幼・小)(2ㇿ) 幼児・児童の教育思 想史(2ㇿ) 教育原理(2ㇿ)		生徒指導論(進路指導 を含む。)(2ㇿ) 幼児・児童の理解と 心理援助(2ㇿ)	
	教職専門 科目	選択			学級づくりの理論と実践(2ㇿ) 板書指導(2ㇿ) 教授・学習心理学 (2ㇿ) 持続可能な開発のた めの教育(2ㇿ) 発達心理学(2ㇿ)	
プログラム専門 科目 (幼児教育P)		必修 9	幼児教育学Ⅰ(1ㇿ) 子ども理解のための心 の科学(1ㇿ)	幼児教育学Ⅱ(1ㇿ) 子どもの家庭福祉論 (1ㇿ)	インクルージョン保育 (1ㇿ) 幼児の表現研究(1ㇿ)	
		選択 1				児童問題研究(1ㇿ) 幼少接続期の教育(1ㇿ)
領域に関する 専門的事項		必修 5	幼児と健康(1ㇿ) 幼児と言葉(1ㇿ) 幼児と表現(1ㇿ)	幼児と人間関係(1ㇿ)	幼児と環境(1ㇿ)	
	各教科の 指 導 法	必修 24	国語科指導法(2ㇿ) 社会科指導法(2ㇿ) 算数科指導法(2ㇿ) 理科指導法(2ㇿ) 生活科指導法(2ㇿ) 音楽科指導法(2ㇿ) 図画工作科指導法(2ㇿ) 家庭科指導法(2ㇿ) 体育科指導法(2ㇿ) 英語指導法(2ㇿ)		道徳の指導法(2ㇿ)	
		必修 14			保育内容総論(2ㇿ)	健康の指導法(2ㇿ) 人間関係の指導法 (2ㇿ) 音楽表現の指導法 (1ㇿ)

V	VI	VII	VIII	備 考
				必要単位を超えて修得した場合、 自由選択科目の単位として計算 します。
				必要単位を超えて修得した場合、 自由選択科目の単位として計算 します。
教職論(2コ) 幼児・児童の教育課程総論(2コ) 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法(1コ)	幼児・児童の教育方法の理論と実践(2コ)			
教育社会学(2コ) カリキュラム・マネジメント(2コ)	新聞等のメディアを活用した授業づくり(2コ) 教師教育における自己探究(2エ) 教育における批判的思考(2コエ) 地域に開かれた学校づくり(2コ) 学級経営と部活動運営(2コエ)	学校と教育法(2コ)		左記科目を修得した場合、 自由選択科目の単位として計算 します。
子どもの文化と環境(1エ)	幼児教育実践研究(1エ)	現代における家族と子育て(1エ)		
	保育・教育における組織心理学(1エ)		地域子育て支援と実践(1コ)	必要単位を超えて修得した場合、 自由選択単位として計算します。
総合的な学習の時間の指導法(2コ) 美術表現の指導法(1エ) ことばの指導法(2コ) 幼児指導法(2コ)	環境の指導法(2コ)			

教科指導 科目	小専科目Ⅰ	必修 10			小専国語Ⅰ(1㉔) 小専社会Ⅰ(1㉔) 小専算数Ⅰ(1㉔) 小専理科Ⅰ(1㉔) 小専生活Ⅰ(1㉔) 小専音楽Ⅰ(1㉔) 小専図画工作Ⅰ(1㉔) 小専家庭Ⅰ(1㉔) 小専体育Ⅰ(1㉔) 小専英語Ⅰ(1㉔)	
	小専科目Ⅱ	選択				
	初等教科・ 指導法科目	選択		基礎国語(2㉔)		音楽科教材開発研究 A(2㉔)
教育実践力向上科目		必修 7	体験実習 A(1㉔)			基礎実習 A(1㉔)
		選択				
学士力 向上 科目	卒業研究	必修 4				
	教職実践 演習	必修 2				
自由選択科目		選択 3	詳細は「7. 自由選択科目」を確認してください。			

小専社会Ⅱ(2㍿) 小専算数Ⅱ(2㍿) 小専理科Ⅱ(2㍿) 小専音楽Ⅱ(2㍿) 小専図画工作Ⅱ(2㍿) 小専家庭Ⅱ(2㍿) 小専英語Ⅱ(2㍿) 小専国語Ⅱ(2㍿)	小専体育Ⅱ(2㍿) 小専生活Ⅱ(2㍿)		左記科目を修得した場合、 自由選択科目の単位として計算 します。
国語科授業実践研究 (2㍿) 初等教科指導法(社 会)(2㍿) 理科教材開発研究 (2㍿) 生活科授業実践研究 (2㍿) 音楽科教材開発研究 B(2㍿) 初等教科・実技指導 (保健体育)(2㍿) 英語授業実践研究 (2㍿) 図画工作科教材開発研究(2㍿)	接続期の教科指導 (国語)(2㍿) 算数科教材開発研究 (2㍿) 音楽科教材開発研究 C(2㍿) 初等教科・指導法(家 庭)(2㍿)		左記科目を修得した場合、 自由選択科目の単位として計算 します。
事前・事後指導(1単位) 初等教育実習(基本)(2㍿) 初等教育実習(応用)(2㍿)			
		教育総合インターンシップ実習A(2㍿)	左記科目を修得した場合、自由選 択単位として計算します。
		卒業研究(4単位)	
		教職実践演習(幼・ 小)(2㍿)	

2. 小学校教育専攻プログラム

小学校教育専攻プログラムは、小学校教育に関する高度な専門性と実践力を身に付け、小学校の学級担任として、全教科等の指導力とより高度な生徒指導の能力を備えた教員となるための知識、技能及び実践力を修得することを目標に学修します。

a. 教職共通科目の履修方法

24 ページで説明している必修科目（共通）の19単位を修得してください。

b. 教職共通科目の履修方法

25 ページにある教職専門科目から4単位を修得してください。

c. プログラム専門科目の履修方法

小学校教育専攻プログラム独自の専門科目で、小学校教育に関する専門性を高める科目や卒業研究の準備に資する科目で構成しています。下記の必修科目の4単位、選択科目の中から22単位を修得してください。

プログラム専門科目一覧（小学校教育専攻プログラム）

区分	授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選択	選択		
プログラム専門科目 (小学校教育専攻プログラム)	文献講読演習	Ⅱ	2			演	
	発達心理学	Ⅲ			2	講	(発・学) / 幼・小・中・高
	教育研究入門	Ⅲ			2	講	(理・歴・思) / 幼・小・中・高
	九州地域の教育フィールド研究	Ⅲ, Ⅳ			2	演	
	教授・学習心理学	Ⅲ			2	講	(発・学) / 幼・小・中・高
	体験活動の指導法	Ⅲ, Ⅳ			2	講演実	幼・小
	教育測定・評価法	Ⅴ			2	演	
	教育社会学	Ⅴ			2	講	(社・制) / 幼・小・中・高
	臨床心理学入門	Ⅴ			2	講演	
	教育思想史	Ⅴ			2	講	(理・歴・思) / 幼・小・中・高
	少年非行を考える(少年院プロジェクト)	Ⅴ			2	講演	小・中・高
	道徳授業実践研究	Ⅴ			2	講	(道) / 小
	人間形成原論	Ⅴ			2	講	〈西暦奇数年度開講〉 (理・歴・思) / 幼・小・中・高
	学校適応支援演習	Ⅴ			2	演	
	特別活動の指導法	Ⅴ			2	講	(特活) / 小・中・高
	学校教育課題演習	Ⅴ, Ⅵ	2			演	
	カウンセリング	Ⅵ			2	演	(教相) / 小・中・高
	心理アセスメントと教育	Ⅵ			2	演	(教相) / 小・中・高
	教育社会心理学	Ⅵ			2	講	(発・学) / 幼・小・中・高
	教育における批判的思考	Ⅵ			2	講演	(社・制) / 幼・小・中・高
	教育史	Ⅵ			2	講	(理・歴・思) / 幼・小・中・高
	生活・総合実践研究	Ⅵ			2	演	幼・小・中・高

教師の省察力を高める授業研究	VI		2	演	
地域に開かれた学校づくり	VI		2	講	(社・制)／幼・小・中・高
メディアと教育	VI		2	演	小・中・高
学校のリスクマネジメント	VI		2	演	(社・制)／幼・小・中・高
教育課程の編成	VI		2	講	(教課)／中・高
学校と教育法	VII		2	講	(社・制)／幼・小・中・高
特別支援教育概論	III		2	講	履修条件有
知的障害児指導法Ⅰ	IV		2	講	履修条件有
知的障害児指導法Ⅱ	V		2	講	履修条件有
発達障害児教育総論	VI		2	講	履修条件有

初等教育教員養成課程【小学校教育専攻プログラム】 開講計画表

科目区分	必選別 ／単位数	I	II	III	IV
プログラム専門科目 (小学校教育専攻P)	4		文献講読演習(2エ)		
	22			発達心理学(2コ) 教育研究入門(2コ) 特別支援教育概論(2コ) 教授・学習心理学 (2コ) 九州地域の教育フィールド研究(2エ) 体験活動の指導法(2コエ)	知的障害児指導法 I (2コ)

V	VI	VII	VIII	備 考
学校教育課題演習(2エ)				
教育測定・評価法(2エ) 教育社会学(2コ) 臨床心理学入門(2コエ) 教育思想史(2コ) 少年非行を考える(少年院プロジェクト)(2コエ) 道徳授業実践研究(2コ) 学校適応支援演習(2エ) 人間形成原論(2コ)〈奇〉 特別活動の指導法(2コ) 知的障害児指導法Ⅱ(2コ)	教育における批判的思考(2コエ) 教師の省察力を高める授業研究(2エ) カウンセリング(2エ) 心理アセスメントと教育(2エ) 教育社会心理学(2コ) 教育史(2コ) 生活・総合実践研究(2エ) 地域に開かれた学校づくり(2コ) 学校のリスクマネジメント(2エ) 教育課程の編成(2エ) メディアと教育(2エ) 発達障害児教育総論(2コ)	学校と教育法(2コ)		

3. 人文・社会教育プログラム

人文・社会教育プログラムは、「小学校教育領域」を主専攻とし、選択領域である「中等教科領域（国語）」「中等教科領域（社会）」「中等教科領域（英語）」から1つの領域を1年次末に選択し、2年次から副専攻として学修します。

中等教科領域はⅠとⅡに区分されています。中等教科領域のⅠ及びⅡを履修し教科の専門性を高めることや、中等教科領域をⅠまでの学修に留めて生徒指導等の力を身に付けるため、教職専門科目を履修することもできます。もしくは、所定の条件を達成することで、別の中等教科領域の学修も行うことができ、各自の目指す教員像に応じて、多様な学びが可能となります。

なお、各領域には受け入れが可能な人数の上限がありますので、希望通りに選択できない場合があります。

また、中等教科領域を学修し、所定の単位を修得した場合に中学校教諭免許（＝副免）の取得が可能となります。プログラムに所属していることで副免の取得が保証されているものではありません。

a. 教職共通科目の履修方法

24ページで説明している必修科目（共通）の19単位を修得してください。

b. 教職専門科目の履修方法

生徒指導等の力を身に付けるため、25ページに記載している科目から選択して履修することができます。

c. プログラム専門科目（人文・社会教育プログラム）の履修方法

人文・社会教育プログラム独自の専門科目で、主専攻の専門性を高める科目や卒業研究の準備に資する科目で構成しています。プログラム内の説明に基づき、卒業研究を行う教科等に応じて下記の科目を選択して履修することができます。修得した単位は、「自由選択科目」の単位にあてることができます。

区分	授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選必	選択		
プログラム専門科目	国語学研究Ⅰ	V			1	演	
	国語学研究Ⅱ	VI			1	演	
	国文学研究Ⅰ	V			1	演	
	国文学研究Ⅱ	VI			1	演	
	漢文学研究Ⅰ	V			1	演	
	漢文学研究Ⅱ	VI			1	演	
	国語科教育研究Ⅰ	V			1	演	
	国語科教育研究Ⅱ	VI			1	演	
	小学校英語研究	VI			2	演	

d. 中等教科領域科目（人文・社会教育プログラム）の履修方法

中等教科領域科目はⅠとⅡに区分されており、中等教科領域Ⅰに記載された科目の単位を修得した場合には副専攻となり、その学修の成果として所定の教科の中学校二種免許状が副免として取得できます。

さらに、選択した中等教科領域の学びを深めたい場合は、中等教科領域Ⅱに記載された科目を履修することができ、14単位以上を修得した場合には、その領域が第2の主専攻となります。加えて教職共通科目等を必修科目以上に修得した場合には、その学修の成果として中学校一種免許状の取得が可能です。修得した単位は、「自由選択科目」単位にあてることができます（副免取得には至らないとしても卒業要件には算入することができます。）。

（1）中等教科領域（国語）

副専攻Ⅱを履修する場合は選択必修から4単位を修得してください。

（注）この区分の「必修」等は、副免取得上の要件であり、卒業要件ではありません。

区分	授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選択	選択		
中等教科領域Ⅰ	国語学	国語学概論	Ⅲ	2		講	○
	国文学	国文学概論	Ⅲ	2		講	○
		近代文学概論	Ⅲ	2		講	
	漢文学	中国古典学概論	Ⅱ	2		講	○
	書道	中学書写指導	Ⅲ	2		演	○
	指導法	中等国語科指導法A	Ⅲ	2		講	○
		中等国語科指導法B	Ⅳ	2		講	○
中等教科領域Ⅱ	国語学	国語学講義A	Ⅴ		2	講	
		国語学講義B	Ⅳ		2	講	
		国語学講義C	Ⅴ		2	講	
		国語学講義D	Ⅵ		2	講	
		国語学演習A	Ⅴ	2		演	
		国語学演習B	Ⅵ	2		演	
		国語学特別研究Ⅰ	Ⅶ		2	演	
		国語学特別研究Ⅱ	Ⅷ		2	演	
	国文学	近代文学講読	Ⅳ		2	講	
		近代文学講義A	Ⅵ		2	講	
		近代文学講義B	Ⅶ		2	講	
		近代文学演習A	Ⅳ	2		演	
		古典文学講読	Ⅳ		2	講	
		古典文学講義A	Ⅴ		2	講	
		古典文学講義B	Ⅵ		2	講	
		国文学史	Ⅵ		2	講	
		古典文学演習B	Ⅳ	2		演	
		国文学特別研究Ⅰ	Ⅶ		2	演	
		国文学特別研究Ⅱ	Ⅷ		2	演	
	漢文学	中国古典学講読	Ⅲ		2	講	
		中国近代文学講義	Ⅳ		2	講	
		中国古典学講義A	Ⅴ		2	講	
		中国古典学講義B	Ⅵ		2	講	
		中国古典学演習A	Ⅳ	2		演	
		中国古典学演習B	Ⅴ	2		演	
		漢文学特別研究Ⅰ	Ⅶ		2	演	
		漢文学特別研究Ⅱ	Ⅷ		2	演	
	指導法	中等国語科指導法C	Ⅴ		2	講	中一種免取得のためには必須
		中等国語科指導法D	Ⅵ		2	講	中一種免取得のためには必須
		国語科教育特別研究Ⅰ	Ⅶ		2	演	
		国語科教育特別研究Ⅱ	Ⅷ		2	演	

(2) 中等教科領域 (社会)

(注) この区分の「必修」等は、副免取得上の要件です。「法律学・政治学」からはいずれかの科目 2 単位, 「社会学・経済学」からはいずれかの科目 2 単位をそれぞれ修得してください。副免取得の詳細は 51 ページ, 175 ページ以降を参照してください。

区分	授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選必	選択		
中等教科領域 I	日本史及び外国史	歴史学概論	III	2		講	○
	地理学	地理学概論	III	2		講	○
	哲学, 倫理学, 宗教学	哲学概論	II	2		講	○
	法律学・政治学	法律学概論	III		2	講	※どちらかを選択して履修
		政治学概論	II		2	講	
	社会学・経済学	社会学概論	III		2	講	※どちらかを選択して履修
		経済学概論	III		2	講	
	指導法	中等社会科指導法 A	III	2		講	○
		中等社会科指導法 B	IV	2		講	○
中等教科領域 II	日本史及び外国史	日本史概論	IV		2	講	
		日本史講義	V		2	講	
		日本史特講	IV		2	講	
		日本史研究	VI		2	講	
		考古学特講	III		2	講	
		外国史概論	IV		2	講	
		東洋史講義	V		2	講	
		東洋史研究	VI		2	講	
		西洋史講義	VI		2	講	
		西洋史研究	V		2	講	
		国際関係史	IV		2	講	
	地理学	日本地誌講義	III		2	講	
		外国地誌講義	II		2	講	
		自然地理学講義	III		2	講	
		人文地理学講義	IV		2	講	
	法律学・政治学	法律学概論	III		2	講	I で未履修のもの
		政治学概論	II		2	講	I で未履修のもの
		国際法	IV		2	講	
		法律学研究	VI		2	講	
		行政法	VI		2	講	
		政治学講義	III		2	講	
		政治思想史	VI		2	講	
		国際政治学	IV		2	講	
		国際関係論	III		2	講	
	社会学・経済学	社会学概論	III		2	講	I で未履修のもの
		経済学概論	III		2	講	I で未履修のもの
		社会学講義 A	II		2	講	
		社会学講義 B	III		2	講	
		社会学講義 C	IV		2	講	
		社会学研究	VI		2	講	
		人権問題概論	III		2	講	
		国際経済学	IV		2	講	
		市民社会思想史	VI		2	講	
		財政学	VI		2	講	
	哲学, 倫理学, 宗教学	倫理学講義	IV		2	講	
		哲学講義	V		2	講	
		人間存在論 I	III		2	講	

		人間存在論Ⅱ	Ⅳ			2	講	
		西洋思想講義	Ⅲ			2	講	
		比較宗教論	Ⅴ			2	講	
	指導法	社会科・地理歴史科教育論	Ⅵ			2	講	中一種免取得のためには必須
		社会科・公民科教育特論	Ⅵ			2	講	中一種免取得のためには必須

(3) 中等教科領域（英語）

(注) この区分の「必修」は、副免取得上の要件です。

副免取得の詳細は51ページ、175ページ以降を参照してください。

区分		授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
				必修	選必	選択		
中等教科領域Ⅰ	英語学	英語学入門	Ⅱ	2			講	○
	英語文学	英米文学入門	Ⅲ	2			演	○
	英語コミュニケーション	英会話Ⅰ	Ⅲ	1			演	○
		英作文Ⅰ	Ⅲ	1			演	○
		英語コミュニケーション論	Ⅳ	2			講	
	異文化理解	英語文化論	Ⅱ	2			講	○
		英語教育概論	Ⅲ	2			講	○
中等教科領域Ⅱ	英語学	指導法	中等英語科指導法A	Ⅳ	2		演	○
		英語学	英語学講義	Ⅳ		2	講	
			英語音声学	Ⅲ		2	演	
			英語学研究	Ⅳ		2	講	
			言語学概論	Ⅲ		2	講	
			対照言語学	Ⅳ		2	講	
			英語学ゼミA	Ⅵ		2	演	西暦奇数年度開講
			英語学ゼミB	Ⅵ		2	演	西暦偶数年度開講
			言語学ゼミA	Ⅴ		2	演	西暦奇数年度開講
			言語学ゼミB	Ⅴ		2	演	西暦偶数年度開講
			英語学応用研究	Ⅴ		2	演	
			ライティングゼミA	Ⅴ		2	演	西暦奇数年度開講
			ライティングゼミB	Ⅴ		2	演	西暦偶数年度開講
	英語文学	英米文学研究	Ⅲ			2	演	
		英米文学講義	Ⅱ			2	講	
	英語文学	英米文学ゼミA	Ⅴ			2	演	西暦奇数年度開講
		英米文学ゼミC	Ⅴ			2	演	西暦偶数年度開講
		英米文学ゼミB	Ⅵ			2	演	西暦奇数年度開講
		英米文学ゼミD	Ⅵ			2	演	西暦偶数年度開講
		英米文学応用研究	Ⅵ			2	演	
	英語コミュニケーション	英会話Ⅱ	Ⅳ			1	演	
		英作文Ⅱ	Ⅳ			1	演	
		アカデミック・イングリッシュ	Ⅴ			1	演	
		スピーチ・コミュニケーション	Ⅲ			1	演	
		英語コミュニケーションゼミA	Ⅴ			2	演	西暦奇数年度開講
		英語コミュニケーションゼミB	Ⅴ			2	演	西暦偶数年度開講

	異文化理解	英語文化論研究	Ⅲ			2	講	
		異文化コミュニケーション論	V			2	講	
		異文化ゼミ A	Ⅵ			2	演	西暦奇数年度開講
		異文化ゼミ B	Ⅵ			2	演	西暦偶数年度開講
		地域言語文化（英）	Ⅳ			2	講	
		地域言語文化（米）	Ⅲ			2	講	
	指導法	中等英語科指導法 B	V			2	演	中一種に必要
		中等英語科指導法 C	Ⅵ			2	講	中一種に必要
		英語教育ゼミ A	V			2	演	西暦奇数年度開講
		英語教育ゼミ B	Ⅵ			2	演	西暦奇数年度開講
		英語教育ゼミ C	V			2	演	西暦偶数年度開講
		英語教育ゼミ D	Ⅵ			2	演	西暦偶数年度開講

〈参考〉人文・社会教育プログラムにおける中学校教諭免許の取得について

教育職員免許法（以下、「免許法」）では、中学校教諭免許状の取得に必要な単位数が免許法の科目区分に応じて次の表のとおり定められています。人文・社会教育プログラムで副免として中学校教諭免許状を取得する場合は、以下のとおり単位を修得してください。

	必要とする最低単位数	
	中学校教諭一種	中学校教諭二種
①教科及び教科の指導法に関する科目	28	12
②教育の基礎的理解に関する科目	10	6
③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導（進路指導を含む。）、教育相談等に関する科目	10	6
④教育実践に関する科目	7	7
⑤大学が独自に設定する科目	4	4

（注１）①の科目は、選択した教科の中学校教諭二種免許状を取得したい場合は、各教科で設定している「中等教科領域Ⅰ」の科目を全て履修し、単位を修得してください（社会は選択科目があります。）。

選択した教科の中学校一種免許状を取得したい場合は、「中等教科領域Ⅰ」の科目を全て履修し単位を修得した上で、「中等教科領域Ⅱ」の「指導法」以外の各区分から、任意もしくはプログラム内の履修指導に基づく10単位、「指導法」の区分から各教科の備考欄で指定している4単位を修得してください。

※中一種を取得する場合に追加で必要な単位数（中等教科領域Ⅱから追加で修得する科目）

	教科	教科の指導法
国語	中等教科領域Ⅱ「国語学」「国文学」「漢文学」の科目区分の選択科目から任意の6単位分。 「国語学演習A」「国語学演習B」「近代文学演習A」「古典文学演習B」「中国古典学演習A」「中国古典学演習B」の選択必修科目から任意の4単位分。	中等国語科指導法C 2単位 中等国語科指導法D 2単位
社会	「日本史及び外国史」「地理学」「法律学・政治学」「社会学・経済学」「哲学、倫理学、宗教学」の科目区分から任意の10単位分	社会科・地理歴史科教育論 2単位 社会科・公民科教育特論 2単位
英語	「英語学」「英語文学」「英語文学」「英語コミュニケーション」「異文化理解」の科目区分から任意の10単位分	中等英語科指導法B 2単位 中等英語科指導法C 2単位

（注２）②の科目について、初等の必修科目である「教育原理」「教職論」「教育の制度と経営」「学校心理学A」，「特別支援教育と介護入門（幼・小）」を充てることができます。

（注３）③の科目について、初等の必修科目である「道徳の指導法」「総合的な学習の時間の指導法」「教育課程と教育方法・技術」「生徒指導論A」，「学校における心理援助A」の単位を充てることができます。

（注４）④の科目について、「教職実践演習（幼・小）」の2単位と「初等教育実習」の3単位をあてることができます。不足している2単位を「中等教育実習」（＝副免実習）で修得する必要があります。

（注５）「大学が独自に設定する科目」については、該当する学校種及び教科の「教科に関する科目」及び「各教科の指導法に関する科目」，202ページ以降の「d. 幼稚園，小学校，中学校及び高等学校教諭免許状（大学が独自に設定する科目）」の中から履修してください。また、①②③の科目区分の最低修得単位数を超えて修得した単位をあてることができます。つまり、本学の教職専門科目やプログラム専門科目で備考欄に「中」の記載がある科目や中等教科領域Ⅱで免許の取得要件以上に修得した単位をあてることができます。

1. 中等教科領域Ⅰ…中学校二種免許取得のための必須科目群です。中学校二種免許取得を希望する
 2. 中等教科領域Ⅱ…中学校一種免許取得のための必須科目群です。中学校一種免許取得を希望する

科目区分		I	II	III	IV
プログラム専門 科目 (人文・社会教育P)					
中等教科領域 (国語)	中等 教科領域Ⅰ (国語)		中国古典学概論(2㍿)	中等国語科指導法A (2㍿) 国語学概論(2㍿) 国文学概論(2㍿) 近代文学概論(2㍿) 中学書写指導(2㍿)	中等国語科指導法B (2㍿)
	中等 教科領域Ⅱ (国語)			中国古典学講読(2㍿)	国語学講義B(2㍿) 近代文学演習A(2㍿) 近代文学講読(2㍿) 古典文学講読(2㍿) 古典文学演習B(2㍿) 中国近代文学講義 (2㍿) 中国古典学演習A (2㍿)
中等教科領域 (社会)	中等 教科領域Ⅰ (社会)		哲学概論(2㍿) ★政治学概論(2㍿)	中等社会科指導法A (2㍿) 歴史学概論(2㍿) 地理学概論(2㍿) ★法律学概論(2㍿) ☆社会学概論(2㍿) ☆経済学概論(2㍿)	中等社会科指導法B (2㍿)
	中等 教科領域Ⅱ (社会)		★政治学概論(2㍿) 外国地誌講義(2㍿) 社会学講義A(2㍿)	★法律学概論(2㍿) ☆社会学概論(2㍿) ☆経済学概論(2㍿) 自然地理学講義(2㍿) 考古学特講(2㍿) 日本地誌講義(2㍿) 国際関係論(2㍿) 政治学講義(2㍿) 社会学講義B(2㍿) 人権問題概論(2㍿) 人間存在論Ⅰ(2㍿) 西洋思想講義(2㍿)	日本史概論(2㍿) 外国史概論(2㍿) 人文地理学講義(2㍿) 国際関係史(2㍿) 日本史特講(2㍿) 国際法(2㍿) 国際政治学(2㍿) 社会学講義C(2㍿) 国際経済学(2㍿) 人間存在論Ⅱ(2㍿) 倫理学講義(2㍿)

教科の科目を履修してください。

教科の科目について、備考欄に記載している履修方法に従って履修してください。

V	VI	VII	VIII	備 考
国語学研究Ⅰ(1ⅰ) 国文学研究Ⅰ(1ⅰ) 漢文学研究Ⅰ(1ⅰ) 国語科教育研究Ⅰ(1ⅰ)	国語学研究Ⅱ(1ⅰ) 国文学研究Ⅱ(1ⅰ) 漢文学研究Ⅱ(1ⅰ) 国語科教育研究Ⅱ(1ⅰ) 小学校英語研究(2ⅰ)			
				【中等教科領域Ⅰ(国語)】 中二種免許(国語)取得のためには、左記科目をすべて履修し、計14単位修得してください。
●中等国語科指導法C(2ⅰ) 国語学講義A(2ⅰ) 国語学講義C(2ⅰ) 国語学演習A(2ⅰ) 古典文学講義A(2ⅰ) 中国古典学講義A(2ⅰ) 中国古典学演習B(2ⅰ)	●中等国語科指導法D(2ⅰ) 国語学講義D(2ⅰ) 国語学演習B(2ⅰ) 近代文学講義A(2ⅰ) 古典文学講義B(2ⅰ) 国文学史(2ⅰ) 中国古典学講義B(2ⅰ)	国語科教育特別研究Ⅰ(2ⅰ) 国語学特別研究Ⅰ(2ⅰ) 近代文学講義B(2ⅰ) 国文学特別研究Ⅰ(2ⅰ) 漢文学特別研究Ⅰ(2ⅰ)	国語科教育特別研究Ⅱ(2ⅰ) 国語学特別研究Ⅱ(2ⅰ) 国文学特別研究Ⅱ(2ⅰ) 漢文学特別研究Ⅱ(2ⅰ)	【中等教科領域Ⅱ(国語)】 中一種免許(国語)取得のためには、●付き科目のうち、2科目4単位を含んで計14単位修得してください。
				【中等教科領域Ⅰ(社会)】 中二種免許(社会)取得のためには、左記科目について、★から1科目2単位を選択、☆から1科目2単位を選択履修したうえで計14単位修得してください。 (★、☆がついていない科目は必修です)
日本史講義(2ⅰ) 東洋史講義(2ⅰ) 西洋史研究(2ⅰ) 哲学講義(2ⅰ) 比較宗教論(2ⅰ)	●社会科・地理歴史科教育論(2ⅰ) ●社会科・公民科教育特論(2ⅰ) 日本史研究(2ⅰ) 西洋史講義(2ⅰ) 東洋史研究(2ⅰ) 政治思想史(2ⅰ) 行政法(2ⅰ) 法律学研究(2ⅰ) 財政学(2ⅰ) 社会学研究(2ⅰ) 市民社会思想史(2ⅰ)			【中等教科領域Ⅱ(社会)】 中一種免許(社会)取得のためには、●付き科目2科目4単位を含んで計14単位修得してください。 中等教科領域Ⅰ(社会)で履修していない★、☆の科目を中等教科領域Ⅱ(社会)の科目として履修できます。

中等教科領域 (英語)	中等 教科領域 I (英語)		英語学入門 (2㍿) 英語文化論 (2㍿)	英語教育概論 (2㍿) 英米文学入門 (2㍿) 英会話 I (1㍿) 英作文 I (1㍿)	中等英語科指導法 A (2㍿) 英語コミュニケーション論 (2㍿)
	中等 教科領域 II (英語)		英米文学講義 (2㍿)	英語音声学 (2㍿) 言語学概論 (2㍿) 英米文学研究 (2㍿) スピーチ・コミュニケーション (1㍿) 英語文化論研究 (2㍿) 地域言語文化 (米) (2㍿)	英語学講義 (2㍿) 英語学研究 (2㍿) 対照言語学 (2㍿) 英会話 II (1㍿) 英作文 II (1㍿) 地域言語文化 (英) (2㍿)

				【中等教科領域Ⅰ（英語）】 中二種免許（英語）取得のためには、左記科目をすべて履修し、計 14 単位修得してください。
●中等英語科指導法 B (2x) 英語教育ゼミ A (2x) <奇> 英語教育ゼミ C (2x) <偶> 言語学ゼミ A (2x) <奇> 言語学ゼミ B (2x) <偶> 英語学応用研究 (2x) ライティングゼミ A (2x) <奇> ライティングゼミ B (2x) <偶> 英米文学ゼミ A (2x) <奇> 英米文学ゼミ C (2x) <偶> アカデミック・イングリッシュ (1x) 英語コミュニケーションゼミ A (2x) <奇> 英語コミュニケーションゼミ B (2x) <偶> 異文化コミュニケーション論 (2x)	●中等英語科指導法 C (2x) 英語教育ゼミ B (2x) <奇> 英語教育ゼミ D (2x) <偶> 英語学ゼミ A (2x) <奇> 英語学ゼミ B (2x) <偶> 英米文学ゼミ B (2x) <奇> 英米文学ゼミ D (2x) <偶> 英米文学応用研究 (2x) 異文化ゼミ A (2x) <奇> 異文化ゼミ B (2x) <偶>			【中等教科領域Ⅱ（英語）】 中一種免許（英語）取得のためには、●付き科目のうち、2 科目 4 単位を含んで計 14 単位修得してください。

4. 理数教育プログラム

理数教育プログラムは、「小学校教育領域」を主専攻とし、選択領域である「中等教科領域（数学，理科）」から1つの領域を1年次末に選択し，2年次から副専攻として学修します。

中等教科領域はⅠとⅡに区分されています。中等教科領域のⅠ及びⅡを履修し教科の専門性を高めることや，中等教科領域をⅠまでの学修に留めて生徒指導等の力を身に付けるため，教職専門科目を履修することもできます。もしくは，所定の条件を達成することで，別の中等教科領域の学修も行うことができ，各自の目指す教員像に応じて，多様な学びが可能となります。

なお，各領域には受け入れが可能な人数の上限がありますので，希望通りに選択できない場合があります。

また，中等教科領域を学修し，所定の単位を修得した場合に中学校教諭免許（＝副免）の取得が可能となります。プログラムに所属していることで副免の取得が保証されているものではありません。

a. 教職共通科目の履修方法

24ページで説明している必修科目（共通）の19単位を修得してください。

b. 教職専門科目の履修方法

生徒指導等の力を身に付けるため，25ページに記載している科目から選択して履修することができます。

c. 中等教科領域科目（理数教育プログラム）の履修方法

中等教科領域科目はⅠとⅡに区分されています。中等教科領域Ⅰに記載された科目の単位を修得した場合には副専攻となり，その学修の成果として所定の教科の中学校二種免許状が副免として取得できます。

さらに，選択した中等教科領域の学びを深めたい場合は，中等教科領域Ⅱに記載された科目を履修することができ，14単位以上を修得した場合には，その領域が第2の主専攻となります。加えて，58ページ表の最低単位数以上を修得した場合には，その学修の成果として中学校一種免許状の取得が可能です。修得した単位は，「自由選択科目」単位にあてることができます。

（1）中等教科領域（数学）

（注）この区分の「必修」等は，副免取得上の要件です。副免取得の詳細は58ページ，175ページ以降を参照してください。

区分	授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選必	選択		
中等教科領域Ⅰ	幾何学	線形数学概論	Ⅱ	2		演	○
	解析学	微分積分学概論	Ⅱ	2		演	○
	代数学	数と集合	Ⅲ	2		演	○
	確率論・統計学	確率・統計	Ⅴ	2		演	○
	コンピュータ	コンピュータ	Ⅴ	2		演	○
	指導法	数学科教育概論	Ⅲ	2		講	○
		数学科教育内容論	Ⅳ	2		講	○
中等教科領域Ⅱ	代数学	線形数学Ⅰ	Ⅲ		2	演	
		線形数学Ⅱ	Ⅳ		2	演	
		代数学	Ⅵ		2	演	
	幾何学	幾何学	Ⅵ		2	演	
		微分積分学Ⅰ	Ⅲ		2	演	
	解析学	微分積分学Ⅱ	Ⅳ		2	演	
		解析学	Ⅵ		2	演	
	確率論・統計学	統計科学	Ⅶ		2	講	
	コンピュータ	応用数理	Ⅵ		2	講	
	指導法	数学科教育方法論	Ⅴ		2	講	中一種免取得に必須
		数学科教育教材構成論	Ⅵ		2	演	中一種免取得に必須

(2) 中等教科領域 (理科)

(注) この区分の「必修」等は、副免取得上の要件です。

副免取得の詳細は58ページ、175ページ以降を参照してください。

区分	授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選必	選択		
中等教科領域 I	物理学	物理学概論	III	2		講	○
	物理学実験	物理学実験 I	II	1		実	○
	化学	化学概論	III	2		講	○
	化学実験	基礎化学実験 I	III	1		実	○
	生物学	生物学概論 I	IV	2		講	○
	生物学実験	生物学実験 I	III	1		実	○
	地学	地学概論 I	I	2		講	○
	地学実験	地学実験 I	III	1		実	○
	指導法	中等理科指導法 A	IV	2		講	○
		中等理科指導法 B	V	2		講	○
中等教科領域 II	物理学	物理学統論	IV		2	講	
		力学 I	V		2	講	
		電磁気学 I	V		2	講	
		力学演習	VI		1	演	
		電磁気学演習	VI		1	演	
		物理学特別演習	VII		1	演	
	物理学実験	物理学実験 II	III		1	実	
		物理学実験 III	VI		1	実	
	化学	有機化学 I	IV		2	講	
		無機化学 I	III		2	講	
		分析化学 I	III		2	講	
		物理化学 I	IV		2	講	
		有機化学 II	V		2	講	
		無機化学 II	V		2	講	
		分析化学 II	V		2	講	
		物理化学 II	V		2	講	
	生物学	植物生理学	V		2	講	
		生物の多様性	VI		2	講	
		動物形態学	V		2	講	
		植物形態学	V		2	講	
		微生物学	VI		2	講	
	地学	地球科学 I	IV		2	講	
		地球科学 II	VI		2	講	
		地学概論 II	IV		2	講	
		宇宙科学	V		2	講	
		地球環境科学	VII		2	講	
	地学実験	地学実験 II	III		1	実	
		固体地球科学実験 I	V		1	実	
		天文地球物理学実験 I	IV		1	実	
	指導法	中等理科教育演習 I	VI		2	演	中一種免取得のためには2科目4単位必須
		中等理科教育演習 II	V		2	演	
		理科教育内容論	V		2	講	
		理科教育実践論	VI		2	講	

〈参考〉理数教育プログラムにおける中学校教諭免許の取得について

教育職員免許法（以下、「免許法」）では、中学校教諭免許状の取得に必要な単位数が免許法の科目区分に応じて次の表のとおり定められています。理数教育プログラムで副免として中学校教諭免許状を取得する場合は、以下のとおり単位を修得してください。

	必要とする最低単位数	
	中学校教諭 一種	中学校教諭 二種
①教科及び教科の指導法に関する科目	28	12
②教育の基礎的理解に関する科目	10	6
③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導（進路指導を含む。）、教育相談等に関する科目	10	6
④教育実践に関する科目	7	7
⑤大学が独自に設定する科目	4	4

- （注１）①の科目は、選択した教科の中学校教諭二種免許状を取得したい場合は、各教科で設定している「中等教科領域Ⅰ」の科目を全て履修し、単位を修得してください。
 選択した教科の中学校一種免許状を取得したい場合は、「中等教科領域Ⅰ」の科目を全て履修し単位を修得した上で、「中等教科領域Ⅱ」の「指導法」以外の各区分から10単位、「指導法」の区分から各教科の備考欄で指定している4単位を修得してください。

※中一種免を取得する場合に追加に必要な単位数（中等教科領域Ⅱから追加で修得する科目）

	教科	教科の指導法
数学	「代数学」「幾何学」「解析学」「確率・統計学」「コンピュータ」の科目区分から10単位分	数学科教育方法論 2単位 数学科教育教材構成論 2単位
理科	「物理学」「物理学実験」「化学」「生物学」「地学」「地学実験」の科目区分から8単位分	「中等理科教育演習Ⅰ」「中等理科教育演習Ⅱ」「理科教育内容論」「理科教育実践論」から4単位

- （注２）②の科目について、初等の必修科目である「教育原理」「教職論」「教育の制度と経営」「学校心理学A」、「特別支援教育と介護入門（幼・小）」を充てることができます。
- （注３）③の科目について、初等の必修科目である「道徳の指導法」「総合的な学習の時間の指導法」「教育課程と教育方法・技術」「生徒指導論A」、「学校における心理援助A」の単位を充てることができます。
- （注４）④の科目について、「教職実践演習（幼・小）」の2単位と「初等教育実習」の3単位をあてることができます。不足している2単位を「中等教育実習」（＝副免実習）で修得する必要があります。
- （注５）「大学が独自に設定する科目」については、該当する学校種及び教科の「教科に関する科目」及び「各教科の指導法に関する科目」、202ページの「d. 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校教諭免許状（大学が独自に設定する科目）」の中から履修してください。また、①②③の科目区分の最低修得単位数を超えて修得した単位をあてることができます。つまり、本学の教職専門科目やプログラム専門科目で備考欄に「中」の記載がある科目や中等教科領域Ⅱで免許の取得要件以上に修得した単位をあてることができます。

初等教育教員養成課程【理数教育プログラム】 開講計画表

1. 中等教科領域Ⅰ…中学校二種免許取得のための必須科目群です。中学校二種免許取得を希望す
2. 中等教科領域Ⅱ…中学校一種免許取得のための必須科目群です。中学校一種免許取得を希望す

科目区分		I	II	III	IV
プログラム専門科目 (理数教育P)					
中等 教科領域 (数学)	中等 教科領域Ⅰ (数学)		線形数学概論(2ⅰ) 微分積分学概論(2ⅰ)	数学科教育概論(2ⅰ) 数と集合(2ⅰ)	数学科教育内容論(2ⅰ)
	中等 教科領域Ⅱ (数学)			線形数学Ⅰ(2ⅰ) 微分積分学Ⅰ(2ⅰ)	線形数学Ⅱ(2ⅰ) 微分積分学Ⅱ(2ⅰ)
中等 教科領域 (理科)	中等 教科領域Ⅰ (理科)	地学概論Ⅰ(2ⅰ)	物理学実験Ⅰ(1ⅱ)	物理学概論(2ⅰ) 化学概論(2ⅰ) 基礎化学実験Ⅰ(1ⅱ) 生物学実験Ⅰ(1ⅱ) 地学実験Ⅰ(1ⅱ)	中等理科指導法A(2ⅰ) 生物学概論Ⅰ(2ⅰ)
	中等 教科領域Ⅱ (理科)			物理学実験Ⅱ(1ⅱ) 無機化学Ⅰ(2ⅰ) 分析化学Ⅰ(2ⅰ) 地学実験Ⅱ(1ⅱ)	物理学統論(2ⅰ) 有機化学Ⅰ(2ⅰ) 物理化学Ⅰ(2ⅰ) 地球科学Ⅰ(2ⅰ) 地学概論Ⅱ(2ⅰ) 天文地球物理学実験Ⅰ (1ⅱ)

る教科の科目を履修してください。

る教科の科目について、備考欄に記載している履修方法に従って履修してください。

V	VI	VII	VIII	備 考
				理数教育プログラムでは、プログラム専門科目の開講予定はありません。
確率・統計(2㍻) コンピュータ(2㍻)				【中等教科領域Ⅰ(数学)】 中二種免許(数学)取得のためには、左記科目すべての修得が必要です。
●数学科教育方法論(2㍻)	●数学科教育教材構成論(2㍻) 代数学(2㍻) 幾何学(2㍻) 解析学(2㍻) 応用数理(2㍻)	統計科学(2㍻)		【中等教科領域Ⅱ(数学)】 中一種免許(数学)取得のためには、●付き科目2科目4単位を必ず含んで計14単位修得が必要です。
中等理科指導法B(2㍻)				【中等教科領域Ⅰ(理科)】 中二種免許(理科)取得のためには、左記科目すべての修得が必要です。
●中等理科教育演習Ⅱ(2㍻) ●理科教育内容論(2㍻) 力学Ⅰ(2㍻) 電磁気学Ⅰ(2㍻) 有機化学Ⅱ(2㍻) 無機化学Ⅱ(2㍻) 分析化学Ⅱ(2㍻) 物理化学Ⅱ(2㍻) 植物生理学(2㍻) 動物形態学(2㍻) 植物形態学(2㍻) 宇宙科学(2㍻) 固体地球科学実験Ⅰ(1㍻)	●中等理科教育演習Ⅰ(2㍻) ●理科教育実践論(2㍻) 力学演習(1㍻) 電磁気学演習(1㍻) 物理学実験Ⅲ(1㍻) 生物の多様性(2㍻) 微生物学(2㍻) 地球科学Ⅱ(2㍻)	物理学特別演習(1㍻) 地球環境科学(2㍻)		【中等教科領域Ⅱ(理科)】 中一種免許(理科)取得のためには●付き科目のうち、2科目4単位を必ず含んで計12単位修得が必要です。

5. 芸術・実技教育プログラム

芸術・実技教育プログラムは、「小学校教育領域」を主専攻とし、選択領域である「中等教科領域（音楽）」「中等教科領域（美術）」「中等教科領域（保健体育）」「中等教科領域（家庭）」「中等教科領域（技術）」から1つの領域を1年次末に選択し、2年次から副専攻として学修します。

中等教科領域はⅠとⅡに区分されています。中等教科領域のⅠ及びⅡを履修し教科の専門性を高めることや、中等教科領域をⅠまでの学修に留めて生徒指導等の力を身に付けるため、教職専門科目を履修することもできます。もしくは、所定の条件を達成することで、別の中等教科領域の学修も行うことができ、各自の目指す教員像に応じて、多様な学びが可能となります。

なお、中等教科領域を学修し、所定の単位を修得した場合に中学校教諭免許（＝副免）の取得が可能となります。プログラムに所属していることで副免の取得が保証されているものではありません。

a. 教職共通科目の履修方法

24ページで説明している必修科目（共通）の19単位を修得してください。

b. 教職専門科目の履修方法

生徒指導等の力を身に付けるため、25ページに記載している科目から選択して履修することができます。

c. プログラム専門科目（芸術・実技教育プログラム）の履修方法

芸術・実技教育プログラム独自の専門科目で、主専攻の専門性を高める科目や卒業研究の準備に資する科目で構成しています。プログラム内の説明に基づき、卒業研究を行う教科等に応じて下記の科目を選択して履修してください。

区分	授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選択	選択		
プログラム専門科目（芸術・実技P）	音楽研究論	Ⅵ			2	講	卒業研究を音楽で取り組む学生が対象
	音楽ボランティア論	Ⅵ			2	演	音楽実技実践が可能なことが条件
	音楽フィールドワーク	Ⅷ			2	演	音楽実技実践が可能なことが条件
	造形教育実技指導	Ⅲ, Ⅳ			2	演	卒業研究を図工で取り組む学生が対象
	造形教育課題研究Ⅰ	Ⅴ			2	演	卒業研究を図工で取り組む学生が対象
	造形教育課題研究Ⅱ	Ⅵ			2	演	卒業研究を図工で取り組む学生が対象
	保健体育科教育学研究A	Ⅶ			2	演	卒業研究を保健体育の教育学研究で取り組む学生が対象
	保健体育科教育学研究B	Ⅷ			2	演	卒業研究を保健体育の教育学研究で取り組む学生が対象
	体育学・スポーツ運動学研究A	Ⅶ			2	演	卒業研究を保健体育の体育学・スポーツ運動学で取り組む学生が対象
	体育学・スポーツ運動学研究B	Ⅷ			2	演	卒業研究を保健体育の体育学・スポーツ運動学で取り組む学生が対象
	健康教育学・健康科学研究A	Ⅶ			2	演	卒業研究を保健体育の健康教育学・健康科学で取り組む学生が対象
	健康教育学・健康科学研究B	Ⅷ			2	演	卒業研究を保健体育の健康教育学・健康科学で取り組むが対象
	技術ものづくりセミナー	Ⅶ			2	演	卒業研究を技術で取り組む学生が対象
	職業・進路研究A	Ⅴ			2	演	卒業研究を技術で取り組む学生が対象
	家政学演習Ⅰ	Ⅵ			2	演	卒業研究を家庭で取り組む学生が対象
	家政学演習Ⅱ	Ⅶ			2	演	卒業研究を家庭で取り組む学生が対象
	家政学応用演習	Ⅷ			2	演	卒業研究を家庭で取り組む学生が対象

〔音楽領域〕

プログラム専門科目の「音楽研究論」「音楽ボランティア論」「音楽フィールドワーク」は、いずれも音楽科教育の研究や実践に繋がる発展的な授業科目です。「音楽研究論」については、4年次の卒業研究の準備科目なので、副専攻を音楽とする学生は3年次に履修して下さい。

〔美術領域〕

プログラム専門科目は、図画工作の卒業研究につながる内容であり、2年次前期から履修して下さい。「造形教育実技指導」は通年で2単位、「造形教育課題研究Ⅰ」「造形教育課題研究Ⅱ」の2科目4単位（計6単位）を履修して下さい。

〔保健体育領域〕

プログラム専門科目は、4年次前期及び後期に履修して下さい。

「保健体育科教育学研究」「体育学・スポーツ運動学研究」「健康教育学・健康科学研究」の科目のうち、必ずA（Ⅶ期）の科目2単位及びB（Ⅷ期）の科目4単位をセットで計4単位を履修してください。これらの科目は卒業研究へとつながる内容であるため、4年次に履修して下さい。科目の履修にあたっては、指導教員の開講する科目を履修登録することとします。

〔家庭領域〕

「家政学演習Ⅰ」、「家政学演習Ⅱ」、「家政学演習応用」について、これらの科目は、卒業研究へとつながる内容であるため、履修して下さい。「家政学演習Ⅱ」及び「家政学演習応用」においては、指導教員が開講する科目を履修登録して下さい。

〔技術ものづくり領域〕

プログラム専門科目は、3年次前期及び4年次前期に履修して下さい。

「職業・進路研究A」「技術ものづくりセミナー」の合計4単位を履修してください。

これらの科目は、本領域を総合的に学びながら、各自の卒業研究へとつながる内容となっていますので、履修してください。「技術ものづくりセミナー」の履修にあたっては、指導教員の開講する科目を履修登録することとします。

d. 中等教科領域科目（芸術・実技教育プログラム）の履修方法

中等教科領域科目はⅠとⅡに区分されています。中等教科領域Ⅰに記載された科目の単位を修得した場合には副専攻となり、その学修の成果として所定の教科の中学校二種免許状が副免として取得できます。

さらに、選択した中等教科領域の学びを深めたい場合は、中等教科領域Ⅱに記載された科目を履修することができ、14単位以上を修得した場合には、その領域が第2の主専攻となります。加えて教職共通科目等を必修科目以上に修得した場合には、その学修の成果として中学校一種免許状の取得が可能です。修得した単位は、「自由選択科目」単位にあてることが出来ます（副免取得には至らないとしても卒業要件には算入することができます。）。

（1）中等教科領域（音楽）

この区分の「必修」等は、副免取得上の要件です。副免取得の詳細は69ページ、175ページ以降を参照してください。

区分	授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選必	選択		
中等教科領域Ⅰ	ソルフェージュ	ソルフェージュⅠ	Ⅲ	1		演	○
	声楽	声楽Ⅰ	Ⅲ	1		演	○
		伝統声楽	Ⅶ	1		演	○
	器楽	ピアノⅠ	Ⅲ	1		演	○
		邦楽器	Ⅵ	1		演	○
	指揮法	指揮法	Ⅳ	2		講	○
	音楽理論・作曲法及び音楽史	音楽理論基礎	Ⅲ	2		講	○
		作曲法Ⅰ	Ⅵ	2		講	○
中等教科領域Ⅱ	指導法	中等音楽科指導法Ⅰ	Ⅱ	2		講	○
		中等音楽科指導法Ⅱ	Ⅲ	2		演	○
	ソルフェージュ	ソルフェージュⅡ	Ⅳ		1	演	
	声楽	声楽Ⅱ	Ⅳ		1	演	
		声楽Ⅲ	Ⅴ		1	演	
		声楽Ⅳ	Ⅵ		1	演	
	器楽	ピアノⅡ	Ⅳ		1	演	
		ピアノⅢ	Ⅴ		1	演	
		ピアノⅣ	Ⅵ		1	演	
		管弦楽器Ⅰ	Ⅲ		1	演	
		管弦楽器Ⅱ	Ⅳ		1	演	
		管弦楽器Ⅲ	Ⅴ		1	演	
		管弦楽器Ⅳ	Ⅵ		1	演	
	音楽理論・作曲法及び音楽史	和声学Ⅰ	Ⅳ		2	講	
		和声学Ⅱ	Ⅴ		2	講	
		音楽史Ⅰ	Ⅱ		2	講	
		音楽史Ⅱ	Ⅲ		2	講	
		音楽史Ⅲ	Ⅳ		2	講	
		音楽史Ⅳ	Ⅴ		2	講	
	指導法	中等音楽科指導法Ⅲ	Ⅴ		2	講	中一種免取得のためには必須
		中等音楽科指導法Ⅳ	Ⅵ		2	講	中一種免取得のためには必須

(2) 中等教科領域(美術)

この区分の「必修」等は、副免取得上の要件です。副免取得の詳細は69ページ、175ページ以降を参照してください。

区分	授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選択	選択		
中等教科領域Ⅰ	絵画	絵画基礎A	Ⅲ	2		演	○
	彫刻	彫刻基礎A	Ⅲ	2		演	○
	デザイン	構成デザイン基礎A	Ⅳ	2		演	○
	工芸	工芸基礎A	Ⅲ	2		演	○
	美術理論及び美術史	美術理論	Ⅳ	2		講	○
	指導法	美術科指導法Ⅰ	Ⅲ	2		講	○
		美術科指導法Ⅱ	Ⅲ	2		演	○
中等教科領域Ⅱ	絵画	絵画基礎B	Ⅱ		2	演	
		油彩画	Ⅳ		3	講演	
		日本画	Ⅳ		3	講演	
		水彩画A	Ⅲ		2	演	
		水彩画B	Ⅴ		2	演	
		絵画演習A	Ⅴ		3	講演	
		絵画演習B	Ⅳ		2	講演	
	彫刻	彫刻基礎B	Ⅳ		2	演	
		木彫	Ⅳ		3	講演	
		人体習作	Ⅵ		3	講演	
	デザイン	色彩学	Ⅰ		2	講	
		構成デザイン基礎B	Ⅲ		2	演	
		構成デザイン理論	Ⅲ		2	講	
		デザインA	Ⅳ		3	講演	
		デザインB	Ⅴ		3	講演	
		デザインC	Ⅵ		3	講演	
	工芸	工芸基礎B	Ⅲ		2	演	
		金属工芸	Ⅴ		3	講演	
		染織工芸	Ⅴ		3	講演	
		木材工芸	Ⅵ		3	講演	
	美術理論及び美術史	西洋美術史	Ⅲ		2	講	
		日本美術史	Ⅱ		2	講	
		美術鑑賞	Ⅲ・Ⅳ		2	講演	
	指導法	美術科指導法Ⅲ	Ⅳ		2	講	中一種免取得のためには必須
		美術科指導法Ⅳ	Ⅳ		2	演	中一種免取得のためには必須
	その他 ※この科目群は、教員免許取得のための科目にはカウントできません。	美術課題研究(美術教育)Ⅰ	Ⅴ		2	演	初等の芸術・実技教育Pの学生で、中二種(美術)の免許取得希望者は、「美術課題研究Ⅰ」及び「美術課題研究Ⅱ」のうち、自身が専攻する分野のⅠ及びⅡを揃えて2科目4単位を修得してください。
		美術課題研究(美術史・美術理論)Ⅰ	Ⅴ		2	演	
		美術課題研究(絵画A)Ⅰ	Ⅴ		2	演	
		美術課題研究(絵画B)Ⅰ	Ⅴ		2	演	
		美術課題研究(彫刻)Ⅰ	Ⅴ		2	演	
		美術課題研究(工芸)Ⅰ	Ⅴ		2	演	
		美術課題研究(デザイン)Ⅰ	Ⅴ		2	演	
		美術課題研究(美術教育)Ⅱ	Ⅵ		2	演	
		美術課題研究(美術史・美術理論)Ⅱ	Ⅵ		2	演	
		美術課題研究(絵画A)Ⅱ	Ⅵ		2	演	
		美術課題研究(絵画B)Ⅱ	Ⅵ		2	演	
		美術課題研究(彫刻)Ⅱ	Ⅵ		2	演	
		美術課題研究(工芸)Ⅱ	Ⅵ		2	演	
		美術課題研究(デザイン)Ⅱ	Ⅵ		2	演	

(3) 中等教科領域(保健体育)

この区分の「必修」等は、副免取得上の要件です。副免取得の詳細は69ページ、175ページ以降を参照してください。

区分	授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選必	選択		
中等教科領域Ⅰ	体育実技	水泳	I	1		実	○
		体づくり運動	V		1	実	
		器械運動	II		1	実	
		バレーボール	I		1	実	
	体育原理, 体育心理学, 体育経営管理学, 体育史, 体育社会学及び運動学デザイン	体育・スポーツ方法論(運動方法学を含む)	V	2		講	○
		体育原論・スポーツ哲学	III	2		講	
	生理学	生理学・解剖学(運動生理学を含む)	III	2		講	○
	衛生学及び公衆衛生学	衛生学	III	2		講	○
	学校保健	学校保健	III	2		講	○
	指導法	保健体育科指導法A	II	2		講	○
		保健体育科指導法B	III	2		講	○
中等教科領域Ⅱ	体育実技	陸上競技	III		1	実	
		剣道	III		1	実	
		柔道	IV		1	実	
		ダンス	IV		1	実	
		バスケットボール	IV		1	実	
		サッカー	IV		1	実	
		ラケットスポーツ(テニス・卓球・バドミントン)	III		1	実	
		バットスポーツ(ソフトボール)	III		1	実	
	体育原理, 体育心理学, 体育経営管理学, 体育史, 体育社会学及び運動学	体育・スポーツ史	IV		2	講	
		体育・スポーツ心理学	IV		2	講	
		体育経営・スポーツマネジメント論	IV		2	講	
		体育・スポーツ社会学	III		2	講	
		地域スポーツと学校体育の連携	IV		2	講	
		体育・スポーツ運動学	III		2	講	
		体育・スポーツ哲学・歴史演習	V		2	演	
		体育・スポーツ心理学演習	V		2	演	
		体育・スポーツ方法論演習	V		2	演	
		身体・表現・舞踊論演習	VI		2	演	
		運動・スポーツ医学	IV		2	講	
	生理学	体力・トレーニング論演習	VI		2	演	
		運動・スポーツ医学演習	VI		2	演	
		運動・スポーツ生理学演習	VI		2	演	
		運動・スポーツ生理学演習	VI		2	演	
	学校保健	学校保健・衛生学演習	VI		2	演	
		救急看護実習	VI		1	実	
	指導法	保健体育科指導法C	IV		2	講	中一種免取得のためには必須
		保健体育科指導法D	V		2	講	中一種免取得のためには必須

(4) 中等教科領域(家庭)

この区分の「必修」等は、副免取得上の要件です。副免取得の詳細は69ページ、175ページ以降を参照してください。

区分	授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選必	選択		
中等教科領域Ⅰ	家庭経営学	生活経営学	I	2		講	○
	被服学	被服学	Ⅲ	2		講演	○
	食物学	食物学	V	2		講	○
	住居学	住居学	Ⅱ	2		講演	○
	保育学	保育学	Ⅲ	2		講演	○
	指導法	中等家庭科教育法A	Ⅳ	2		講	○
		中等家庭科教育法B	Ⅲ	2		講	○
中等教科領域Ⅱ	家庭経営学	家庭経済学	V		2	講	
		家族関係学	Ⅳ		2	講	
		消費生活論	VII		2	演	
	被服学	被服学演習	Ⅳ		2	演	
		着心地の科学	V		2	講演	
		被服科学実験実習	Ⅵ		2	講演	
	食物学	調理実習基礎	Ⅵ		1	実	
		栄養学	Ⅵ		2	講	
		食物学演習	V		2	演	
		調理実習応用	VII		1	実	
	住居学	居住環境論	Ⅲ		2	講演	
	指導法	中等家庭科教育法C	V		2	講	中一種免取得のための必須科目
		中等家庭科教育法D	Ⅵ		2	講	中一種免取得のための必須科目

(4) 中等教科領域（技術）

この区分の「必修」等は、副免取得上の要件です。副免取得の詳細は69ページ、175ページ以降を参照してください。

区分	授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選必	選択		
中等教科領域Ⅰ	木材加工	木材加工実習A	Ⅳ	1		実	○
	金属加工	金属塑性加工実習	Ⅲ	1		実	○
	機械	機械基礎実習	Ⅳ	1		実	○
	電気	電気計測技術	Ⅲ	2		講実	○
	栽培	栽培実習A	Ⅰ	1		実	○
	情報とコンピュータ	情報工学A	Ⅲ	2		講実	○
	金属加工	製図A	Ⅲ	1		演	
	木材加工	製図B	Ⅳ	1		演	
	指導法	技術科教育法A	Ⅲ	2		講	○
		技術科教育法B	Ⅳ	2		講	○
中等教科領域Ⅱ	材料加工（実習を含む。）	木材加工実習B	Ⅴ		1	実	
		木材材料学	Ⅴ		2	実	
		木材加工学	Ⅴ		2	講	
		木材加工演習	Ⅶ		2	演	
		構造・デザイン	Ⅶ		2	講	
		金属切削加工実習	Ⅵ		1	実	
		金属材料学	Ⅲ		2	講演	
		金属加工学・実験法	Ⅵ		2	講演	
	機械・電気（実習を含む。）	機構学	Ⅰ		2	講	
		材料力学	Ⅲ		2	演	
		熱流体工学	Ⅳ		2	演	
		機械教材実習	Ⅴ		1	実	
		機械力学	Ⅵ		2	講	
		電気理論	Ⅱ		2	演	
		電子工学	Ⅳ		2	演	
		くらしと電気	Ⅴ		2	演	
	生物育成	栽培実習B	Ⅵ		1	実	
		生物育成と環境	Ⅲ		2	演	
		食農教育の実践	Ⅲ		2	演	
		栽培学実験実習	Ⅴ		2	講実	
		動物生産と人間生活	Ⅴ		2	講	
		生物生産科学	Ⅵ		2	講	
	情報とコンピュータ	基礎情報学	Ⅱ		2	講	
		コンピュータとものづくり	Ⅵ		2	講	
		情報工学B	Ⅳ		2	講演	
		ネットワーク工学	Ⅴ		2	講	
		インターネットと教育	Ⅵ		2	講	
	指導法	技術科教育法C	Ⅴ		2	講	中一種免取得のためには必須
		技術科教育法D	Ⅵ		2	講	中一種免取得のためには必須

〈参考〉芸術・実技教育プログラムにおける中学校教諭免許の取得について

教育職員免許法（以下、「免許法」）では、中学校教諭免許状の取得に必要な単位数が免許法の科目区分に応じて次の表のとおり定められています。芸術・実技教育プログラムで副免として中学校教諭免許状を取得する場合は、以下のとおり単位を修得してください。

	必要とする最低単位数	
	中学校教諭 一種	中学校教諭 二種
①教科及び教科の指導法に関する科目	28	12
②教育の基礎的理解に関する科目	10	6
③道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導（進路指導を含む。）、教育相談等に関する科目	10	6
④教育実践に関する科目	7	7
⑤大学が独自に設定する科目	4	4

（注１）①の科目は、選択した教科の中学校教諭二種免許状を取得したい場合は、各教科で設定している「中等教科領域Ⅰ」の科目を全て履修し、単位を修得してください。

選択した教科の中学校一種免許状を取得したい場合は、「中等教科領域Ⅰ」の科目を全て履修し単位を修得した上で、「中等教科領域Ⅱ」の「指導法」以外の各区分から、任意もしくはプログラム内の履修指導に基づく10単位、「指導法」の区分から各教科の備考欄で指定している4単位を修得してください。

※中一種を取得する場合に追加で必要な単位数（中等教科領域Ⅱから追加で修得する科目）

	教科	教科の指導法
音楽	「ソルフェージュ」「声楽」「器楽」「音楽理論・作曲法及び音楽史」から任意の10単位分	中等音楽科指導法Ⅲ 2単位
		中等音楽科指導法Ⅳ 2単位
美術	「絵画」「彫刻」「デザイン」「工芸」「美術理論及び美術史」から任意の10単位分	美術科指導法Ⅲ 2単位
		美術科指導法Ⅳ 2単位
保健 体育	「体育実技」「体育原理～運動学」「生理学」「学校保健」から任意の10単位分	保健体育科指導法C 2単位
		保健体育科指導法D 2単位
家庭	「家庭経営学」「被服学」「食物学」「住居学」「家庭電気・機械及び情報処理」から任意の10単位分	中等家庭科教育法C 2単位
		中等家庭科教育法D 2単位
技術	「木材加工」「金属加工」「機械」「電気」「栽培」「情報とコンピュータ」から任意の10単位分	技術科教育法C 2単位
		技術科教育法D 2単位

（注２）②の科目について、初等の必修科目である「教育原理」「教職論」「教育の制度と経営」「学校心理学A」，「特別支援教育と介護入門（幼・小）」を充てることができます。

（注３）③の科目について、初等の必修科目である「道徳の指導法」「総合的な学習の時間の指導法」「教育課程と教育方法・技術」「生徒指導論A」，「学校における心理援助A」の単位を充てることができます。

（注４）④の科目について、「教職実践演習（幼・小）」の2単位と「初等教育実習」の3単位をあてることができます。不足している2単位を「中等教育実習」（＝副免実習）で修得する必要があります。

（注５）「大学が独自に設定する科目」については、該当する学校種及び教科の「教科に関する科目」及び「各教科の指導法に関する科目」，202ページの「d. 幼稚園，小学校，中学校及び高等学校教諭免許状（大学が独自に設定する科目）」の中から履修してください。また、①②③の科目区分の最低修得単位数を超えて修得した単位をあてることができます。つまり、本学の教職専門科目やプログラム専門科目で備考欄に「中」の記載がある科目や中等教科領域Ⅱで免許の取得要件以上に修得した単位をあてることができます。

初等教育教員養成課程【芸術・実技教育プログラム】 開講計画表

1. 中等教科領域Ⅰ…中学校二種免許取得のための必須科目群です。中学校二種免許取得を希望する教科の科
2. 中等教科領域Ⅱ…中学校一種免許取得のための必須科目群です。中学校一種免許取得を希望する教科の科

科目区分		必選別 ／単位数	I	II	III	IV
プログラム専門科目 (芸術・実技教育P)					造形教育実技指導(2x)	
中等教科領域 (音楽)	中等 教科領域Ⅰ (音楽)	15		中等音楽科指導法Ⅰ (2x)	中等音楽科指導法Ⅱ (2x) ソルフェージュⅠ (1x) 声楽Ⅰ(1x) ピアノⅠ(1x) 音楽理論基礎(2x)	指揮法(2x)
	中等 教科領域Ⅱ (音楽)			音楽史Ⅰ(2x)	管弦楽器Ⅰ(1x) 音楽史Ⅱ(2x)	ソルフェージュⅡ (1x) 声楽Ⅱ(1x) ピアノⅡ(1x) 管弦楽器Ⅱ(1x) 和声学Ⅰ(2x) 音楽史Ⅲ(2x)
中等教科領域 (美術)	中等 教科領域Ⅰ (美術)	14			美術科指導法Ⅰ(2x) 美術科指導法Ⅱ(2x) 絵画基礎A(2x) 彫刻基礎A(2x) 工芸基礎A(2x)	構成デザイン基礎A (2x) 美術理論(2x)
	中等 教科領域Ⅱ (美術)		色彩学(2x)	日本美術史(2x) 絵画基礎B(2x)	構成デザイン基礎B (2x) 工芸基礎B(2x) 水彩画A(2x) 構成デザイン理論(2x) 西洋美術史(2x)	○美術科指導法Ⅲ(2x) ○美術科指導法Ⅳ(2x) 絵画演習B(2x1x) 油彩画(2x1x) 日本画(2x1x) 木彫(2x1x) デザインA(2x1x) 彫刻基礎B(2x)
美術鑑賞(1x1x)						
中等教科領域 (保健体育)	中等 教科領域Ⅰ (保健体育)	16	水泳(1x) ●バレーボール(1x)	保健体育科指導法A (2x) ●器械運動(1x)	保健体育科指導法B (2x) 体育原論・スポーツ哲 学(2x) 生理学・解剖学(運動生 理学を含む)(2x) 衛生学(2x) 学校保健(2x)	
	中等 教科領域Ⅱ (保健体育)				陸上競技(1x) 剣道(1x) ラケットスポーツ(テ ニス・卓球・バドミント ン)(1x) バットスポーツ(ソフ トボール)(1x) 体育・スポーツ社会学 (2x) 体育・スポーツ運動学 (2x)	○保健体育科指導法C (2x) 柔道(1x) ダンス(1x) バスケットボール (1x) サッカー(1x) 体育・スポーツ史(2x) 体育・スポーツ心理学 (2x) 体育経営・スポーツマ ネジメント論(2x) 地域スポーツと学校体 育の連携(2x) 運動・スポーツ医学 (2x)

目を履修してください。
目について、備考欄に記載している履修方法に従って履修してください。

V	VI	VII	VIII	備 考
造形教育課題研究Ⅰ (2x) 職業・進路研究A(2x)	音楽研究論(2x) 音楽ボランティア論 (2x) 造形教育課題研究Ⅱ (2x) 家政学演習Ⅰ(2x)	保健体育科教育学研究 A(2x) 体育学・スポーツ運動 学研究A(2x) 健康教育学・健康科学 研究A(2x) 技術ものづくりセミ ナー(2x) 家政学演習Ⅱ(2x)	音楽フィールドワーク (2x) 保健体育科教育学研究 B(2x) 体育学・スポーツ運動 学研究B(2x) 健康教育学・健康科学 研究B(2x) 家政学応用演習(2x)	
	邦楽器(1x) 作曲法Ⅰ(2x)	伝統声楽(1x)		【中等教科領域Ⅰ(音楽)】 中二種免許(音楽)取得のためには、 左記科目をすべて履修し、計 15単位修得してください。
●中等音楽科指導法Ⅲ (2x) 声楽Ⅲ(1x) ピアノⅢ(1x) 管弦楽器Ⅲ(1x) 和声学Ⅱ(2x) 音楽史Ⅳ(2x)	●中等音楽科指導法Ⅳ (2x) ピアノⅣ(1x) 管弦楽器Ⅳ(1x) 声楽Ⅳ(1x)			【中等教科領域Ⅱ(音楽)】 中一種免許(音楽)取得のためには、 ●付き科目2科目4単位を含んで 計14単位修得してください。
				【中等教科領域Ⅰ(美術)】 中二種免許(美術)取得のためには、 左記科目をすべて履修し、計14単 位修得してください。
水彩画B(2x) 絵画演習A(2x1x) デザインB(2x1x) 金属工芸(2x1x) 染織工芸(2x1x) ●美術課題研究(美術教育)Ⅰ(2x) ●美術課題研究(美術史 ・美術理論)Ⅰ(2x) ●美術課題研究(絵画A)Ⅰ(2x) ●美術課題研究(絵画B)Ⅰ(2x) ●美術課題研究(彫刻)Ⅰ(2x) ●美術課題研究(工芸)Ⅰ(2x) ●美術課題研究(デザイン)Ⅰ(2x)	デザインC(2x1x) 木材工芸(2x1x) 人体習作(2x1x) ●美術課題研究(美術教育)Ⅱ(2x) ●美術課題研究(美術史 ・美術理論)Ⅱ(2x) ●美術課題研究(絵画A)Ⅱ(2x) ●美術課題研究(絵画B)Ⅱ(2x) ●美術課題研究(彫刻)Ⅱ(2x) ●美術課題研究(工芸)Ⅱ(2x) ●美術課題研究(デザイン)Ⅱ(2x)			【中等教科領域Ⅱ(美術)】 中一種免許(美術)取得のためには、 ○付き科目2科目4単位を含んで 計14単位修得してください。 また、初等芸術・実技Pの学生で、 中二種(美術)の教員免許取得を 希望する場合は●付き科目の 「美術課題研究Ⅰ・Ⅱ」のうち、 自身が専攻する分野のⅠ及びⅡを 揃えて2科目4単位履修してくださ い。
●体づくり運動(1x) 体育・スポーツ方法論 (運動方法学を含む) (2x)				【中等教科領域Ⅰ(保体)】 中二種免許(保体)取得のためには、 ●付きの科目のうち1科目1単位を 選択履修し、●付き以外の科目に ついては15単位すべて修得して ください。(計16単位修得)
○保健体育科指導法D (2x) 体育・スポーツ哲学・ 歴史演習(2x) 体育・スポーツ心理学 演習(2x) 体育・スポーツ方法 論演習(2x)	身体・表現・舞踊論 演習(2x) 体力・トレーニング 論演習(2x) 運動・スポーツ医学 演習(2x) 運動・スポーツ生理 学演習(2x) 学校保健・衛生学演 習(2x) 救急看護実習(1x)			【中等教科領域Ⅱ(保体)】 中一種免許(保体)取得のためには、 ○付き科目2科目4単位を必ず含ん で計12単位修得してください。

中等教科領域 (技術)	中等 教科領域Ⅰ (技術)	14	栽培実習 A (1ｼ)		技術科教育法 A (2ｺ) 金属塑性加工実習 (1ｼ) 電気計測技術 (1ｺ1ｼ) 情報工学 A (1ｺ1ｼ) 製図 A (1ｺ)	技術科教育法 B (2ｺ) 木材加工実習 A (1ｼ) 機械基礎実習 (1ｼ) 製図 B (1ｺ)
	中等 教科領域Ⅱ (技術)		機構学 (2ｺ)	電気理論 (2ｺ) 基礎情報学 (2ｺ)	金属材料学 (1ｺ1ｺ) 材料力学 (2ｺ) 生物育成と環境 (2ｺ) 食農教育の実践 (2ｺ)	熱流体工学 (2ｺ) 電子工学 (2ｺ) 情報工学 B (1ｺ1ｺ)
中等教科領域 (家庭)	中等 教科領域Ⅰ (家庭)	14	生活経営学 (2ｺ)	住居学 (1ｺ1ｺ)	中等家庭科教育法 B (2ｺ) 被服学 (1ｺ1ｺ) 保育学 (1ｺ1ｺ)	中等家庭科教育法 A (2ｺ)
	中等 教科領域Ⅱ (家庭)				居住環境論 (1ｺ1ｺ)	家族関係学 (2ｺ) 被服学演習 (2ｺ)

				【中等教科領域Ⅰ(技術)】 中二種免許(技術)取得のためには、 左記科目をすべて履修し、計14単位 修得してください。
●技術科教育法C(2㉓) 木材加工実習B(1㉔) 木材材料科学(2㉓) 機械教材実習(1㉔) 栽培学実験実習 (1㉔1㉔) 動物生産と人間生活 (2㉓) ネットワーク工学 (2㉓) 木材加工学(2㉓) くらしと電気(2㉔)	●技術科教育法D(2㉓) 機械力学(2㉓) 生物生産科学(2㉓) インターネットと 教育(2㉓) 金属切削加工実習 (1㉔) 金属加工学・実験法 (1㉔1㉔) 栽培実習B(1㉔) コンピュータともの づくり(2㉓)	木材加工演習(2㉔) 構造・デザイン(2㉓)		【中等教科領域Ⅱ(技術)】 中一種免許(技術)取得のためには、 ●付き科目のうち、2科目4単位 を含んで計14単位修得してくださ い。
食物学(2㉓)				【中等教科領域Ⅰ(家庭)】 中二種免許(家庭)取得のためには、 左記科目をすべて履修し、計14単位 修得してください。
●中等家庭科教育法C (2㉔) 家庭経済学(2㉓) 着心地の科学(1㉔1㉔) 食物学演習(2㉔)	●中等家庭科教育法D (2㉔) 調理実習基礎(1㉔) 被服科学実験実習 (1㉔1㉔) 栄養学(2㉓)	消費生活論(2㉔) 調理実習応用(1㉔)		【中等教科領域Ⅱ(家庭)】 中一種免許(家庭)取得のためには、 ●付き科目のうち、2科目4単位を 含んで計14単位修得してくださ い。

中等教育教員養成課程

IV-1 中等教育教員養成課程の履修方法と授業科目

中等教育教員養成課程では、中等教育への深い理解と高い熱意・意欲を持ち、中等教育、特に中学校教員として担当する各教科、道徳科、総合的な学習の時間及び特別活動での指導、学級経営、生徒指導を行うために必要な基礎的・基盤的な資質・能力を全般的に確実に身につけた教員の育成を目指します。

1. 教養教育科目

履修方法については、13ページ以降の該当箇所を参照してください。

2. 教職科目

教職科目は、教職共通科目及び教職専門科目で構成します。以下の履修方法に従い、19単位を修得してください。

なお、所定の単位数を超えて修得した単位については、「自由選択科目」の単位にあてることができます。

(1) 教職共通科目

教職共通科目は、学校教育、教員の職責、子どもの心身の発達についての理解をはじめとする教員として必要な知識技能を身につけさせるために開設しています。

下記の必修科目の19単位を修得してください。

教職共通科目一覧

授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
		必修	選必	選択		
教育原理	I, II	2			講	クラス指定／（理・歴・思） 幼・小・中・高
教育の制度と経営	I, II	2			講	クラス指定／（社・制） 幼・小・中・高
学校心理学B	I	2			講	クラス指定／（発・学） 幼・小・中・高
特別支援教育と介護入門（中・高）	II	2			講	クラス指定／（特支理解）中・高 ＊介護等体験の事前指導科目
教育課程と教育方法・技術 （特別活動の指導法を含む。）	III, IV	2			講	クラス指定／（教課，特活，方・技） ／小・中・高
学校における心理援助B	III	2			講	クラス指定／（教・相） 幼・小・中・高
生徒指導論（進路指導を含む。） B	IV	2			講	クラス指定／（生・進） 小・中・高
人権・同和教育論	III, IV	2			講	クラス指定／（社・制） 幼・小・中・高
教職論	V	2			講	クラス指定／（意義等） 幼・小・中・高
情報通信技術を活用した教育の 理論及び方法	V, VI	1			講	クラス指定／（情・活） 小・中・高

（２）教職専門科目

教職専門科目は、中学校教員として全般的に教育活動を行うために必要な知識技能、子ども理解と学級経営力を身につけさせるために開設しています。

下記科目を履修することができます。これらの科目を修得した場合は、「自由選択科目」の単位にあてることができます。

教職専門科目一覧（中等教育教員養成課程）

授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
		必修	選必	選択		
持続可能な開発のための教育	Ⅲ			2	講	幼・小・中・高
教授・学習心理学	Ⅲ			2	講	(発・学)／幼・小・中・高
教育社会学	Ⅴ			2	講	(社・制)／幼・小・中・高
教育における批判的思考	Ⅵ			2	講演	(社・制)／幼・小・中・高
新聞等のメディアを活用した授業づくり	Ⅵ			2	講	(方・技)／小・中・高
教師教育における自己探究ーリフレクションー	Ⅵ			2	演	
学校と教育法	Ⅶ			2	講	(社・制)／幼・小・中・高
地域に開かれた学校づくり	Ⅵ			2	講	(社・制)／幼・小・中・高
学級経営と部活動運営	Ⅴ, Ⅵ			2	講	小・中・高
発達心理学	Ⅲ			2	講	

3. 教科指導科目

教科指導科目は、教科専門科目及び各教科の指導法科目で構成します。以下の履修方法に従い、所定の単位を修得してください。

なお、所定の単位数を超えて修得した単位については、「自由選択科目」の単位にあてることができます。

（１）教科専門科目

教科専門科目は、中学校・高等学校、中等教育学校の教員として指導する各教科等の内容の理解、指導に際して適切な教材を用いる力を身につけさせるために開設しています。

各専攻で開設している科目の中から、所定の単位を修得してください。詳細は、84ページ以降の各専攻の履修方法と授業科目を確認してください。

(2) 各教科の指導法科目

各教科の指導法科目は、中学校・高等学校、中等教育学校の教員として各教科等の指導と評価を行う力を身につけさせるために開設しています。

下記の必修科目（共通）の4単位を修得してください。また、各専攻で開設している科目の中から、所定の単位を修得してください。詳細は、84ページ以降の各専攻の履修方法と授業科目を確認してください。

各教科の指導法科目一覧（中等教育教員養成課程－共通）

授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
		必修	選必	選択		
道徳の指導法	Ⅲ, Ⅳ	2			講	クラス指定／（道）／小・中
総合的な学習の時間の指導法	Ⅴ, Ⅵ	2			講	クラス指定／（総）／小・中・高
各専攻で開設している科目						

4. 教育実践力向上科目

教育実践力向上科目は、実際の教員の業務及び学校現場の状況についての理解、教科等の指導や生徒指導、学級経営に関わる実践力を身につけさせるために開設しています。

下記の必修科目の7単位を修得してください。なお、選択科目は、「自由選択科目」の単位にあてることができます。

教育実践力向上科目一覧

区分	授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選必	選択		
教育実習	体験実習B	I／II	1			実	
	基礎実習B	IV	1			実	
	事前・事後指導	V・VI	1			／	
	中等教育実習（基本）※1	V・VI	2			実	
	中等教育実習（応用）※1	V・VI	2			実	
	中等教育実習（発展）※2	VII・VIII			2	実	
	教育総合インターンシップ実習B	VII・VIII			2	実	

※1 中等教育実習（基本）及び中等教育実習（応用）をあわせて本実習といいます。

※2 高等学校の教員を志望する者や教育職員免許状において中学校と高等学校の教科が異なる専攻の者（ただし、書道専攻を除く。）は、「中等教育実習（発展）」を可能な限り履修することが望まれます。なお、「中等教育実習（発展）」は、4年次に協力高等学校で実施します。

「教育実習」区分の科目については、18～19ページおよび次ページ以降もあわせて確認してください。

○ 事前・事後指導

本実習の事前・事後指導（1単位）については、下記のとおり実施します。
事前指導に出席しなければ、本実習には参加できません。また、事後指導にも出席しなければ評価の対象となりませんので、欠席することがないように留意してください。

[事前指導]

内容	方法	対象学生	備考
観察参加（観察参加に関する心得、留意事項と観察参加）	演習	実習生 全 員	2年次生が3年次生の本実習期間中に中学校で実施する。なお、観察参加の事前指導は大学で実施する。
オリエンテーション（教育実習の意義と一般的な留意事項）	講義	同上	前年度3月に大学で実施する。
教育実習保健教育（教育実習時の心身の健康管理及び生活指導）	講義	同上	同上
教育実習人権・同和教育研究（教育現場における具体的取り組み）	講義	同上	同上
中学校事前指導（中学校実習のオリエンテーション）	講義	同上	中学校で実施する。
学習指導案の検討及び実習日誌指導	演習	同上	中学校での事前指導以降に大学で実施する。
中学校実習直前の事前指導	講義	同上	中学校実習直前に大学で実施する。

[事後指導]

内容	方法	対象学生	備考
教育実習事後指導研究（教育実習の反省と問題点の整理）	講義	実習生 全 員	教育実習（本実習）終了後、大学で実施する。

○ 本実習の参加要件単位

本実習に参加するためには、本実習参加前年度までに、下記 i) ～ iii) のすべての要件を満たしておく必要があります。

- i) 「学校心理学B」、「教育原理」、「教育の制度と経営」、「教育課程と教育方法・技術(特別活動の指導法を含む。）」、「学校における心理援助B」、「生徒指導論（進路指導を含む。）」B」、「人権・同和教育論」の中から8単位以上を修得
- ii) 「基礎実習B」1単位を修得し、各専攻の各教科の指導法科目（「道徳の指導法」を除く。）から2単位以上を修得
- iii) 教科専門科目から6単位以上を修得

○ 本実習の実施時期

3年次に、附属中学校で実施します。なお、書道専攻については、3年次に附属中学校と協力高等学校で実施します。

5. 学士力向上科目

学士力向上科目は、卒業段階で教員としての総合的な力の育成を確実なものとする科目群です。本学は、「幅広い視野と豊かな教養」、「高い専門性」、「確かな実践力」を重点とする学士力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に対して、卒業時に「学士（教育学）」の学位を授与します。学士力向上科目は、これらの重点項目について、主専攻に基づいて、より一層の能力を高めることを目的として、卒業研究、教職実践演習で構成します。以下の履修方法に従い、6単位を修得してください。

（１）卒業研究

卒業研究は、中学校・高等学校、中等教育学校の教員として教育にあたるために、これまで修得してきた専門的な知識・技能、思考力などをもとに、4年間の集大成として、中等教育を先導する教員として必要な研究能力（学校教育における課題発見・解決）に加え、情報の収集能力・活用能力、論理的・批判的思考能力を一層高めることを目的とし、授業研究等を行うための基礎的研究力を身につけるために開設しています。

下記の必修科目の4単位を修得してください。なお、この科目については、専攻内で履修指導が行われます。

授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
		必修	選必	選択		
卒業研究	VII・VIII	4			／	

（２）教職実践演習

教職実践演習は、教育課程内外で中学校・高等学校、中等教育学校の教員として最小限必要な資質・能力が確実に修得できているか否かを確認するとともに、必要に応じて不足している知識や技能等を補うことを目的に開設しています。下記の必修科目の2単位を修得してください。

授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
		必修	選必	選択		
教職実践演習（中・高）	VIII	2			演	クラス指定

6. 自由選択科目

自由選択科目は、各科目区分において修得すべき単位数を満たした上で、目指す教員像に応じた学びを学生自身でデザインし、様々な授業科目の履修と学修によって修得した単位が卒業要件単位に算入できるように設定している区分です。

学修目標を定めた上で、中学校・高等学校、中等教育学校の教員として必要な専門的能力や知識の獲得、各自の関心分野の掘り下げ、苦手分野の克服等、学生自身で主体的に多様な学びを行うこと、または小学校教員の免許取得に向けた学修を期待しています。

なお、卒業要件となっている単位数以上に、学生自身の志望に従ってさらに科目を履修することは可能です。

専攻名	必要単位数
国語，理科，音楽，美術，家庭の各専攻	12
社会科，技術の各専攻	8
数学専攻	16
英語専攻	10
保健体育専攻	10
書道専攻	6

中等教育教員養成課程（共通） 開講計画表

科目区分		必選別 ／単位数	I	II	III	IV
教養教育 科目	大学教育 基礎科目	必修 4	初年次セミナー(2ㇿ)			
			日本国憲法(2ㇿ)			
		選必 2	情報機器の操作(2ㇿ)			
		選択	情報技術入門 A(2ㇿ)	情報技術入門 B(2ㇿ)		
	教養科目	選択 12	所属する課程・専攻に対応した分野以外の分野（系）（生涯学習科目を除く）からそれぞれ2単位以上を修得した上で、全体で12単位以上を修得してください。			
	外国語 科目	選必 4/8	（英語専攻を除く）英語，ドイツ語，フランス語，中国語，ハングル，日本語（留学生対象）の中から1つ選んで4単位を修得してください。			
	保健体育 科目	必修 2	健康・スポーツ科学 実習 I(1ㇿ)	健康・スポーツ科学 実習 II(1ㇿ)		
教職科目	教職共通 科目	必修 19	教育原理(2ㇿ) 教育の制度と経営(2ㇿ) 学校心理学 B(2ㇿ)	特別支援教育と介護 入門(中・高)(2ㇿ)	教育課程と教育方法・技術 (特別活動の指導法を含む。)(2ㇿ) 人権・同和教育論(2ㇿ) 学校における心理援 助 B(2ㇿ)	生徒指導論(進路指 導を含む。)(2ㇿ)
	教職専門 科目	選択			学級づくりの理論と実践(2ㇿ) 板書指導(2ㇿ) 教授・学習心理学 (2ㇿ) 持続可能な開発のた めの教育(2ㇿ) 発達心理学(2ㇿ)	
教科指導 科目	教科専門 科目	※	各専攻の開講計画表を確認してください。			
	各教科の 指 導 法	必修 4 ※			道徳の指導法(2ㇿ)	
教育実践力向上科目		必修 7	体験実習 B(1ㇿ)			基礎実習 B(1ㇿ)
		選択				
学士力 向 上 科 目	卒業研究	必修 4				
	教職実践 演 習	必修 2				
自由選択科目		選択 ※	各専攻の開講計画表を確認してください。			

※ 専攻によって単位数が異なります。

V	VI	VII	VIII	備 考
				必要単位を超えて修得した場合、自由選択科目の単位として計算します。
				左記科目を修得した場合、自由選択科目の単位として計算します。
				必要単位を超えて修得した場合、自由選択科目の単位として計算します。
(英語専攻のみ) 英語を4単位、さらに英語以外の外国語から4単位を修得してください。				必要単位を超えて修得した場合、自由選択科目の単位として計算します。
教職論(2コ) 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法(1コ)				
教育社会学(2コ) カリキュラム・マネジメント(2コ)	新聞等のメディアを活用した授業づくり(2コ) 教師教育における自己探究(2エ) 教育における批判的思考(2コエ) 地域に開かれた学校づくり(2コ)	学校と教育法(2コ)		左記科目を修得した場合、自由選択科目の単位として計算します。
学級経営と部活動運営(2コエ)				
総合的な学習の時間の指導法(2コ)				
事前・事後指導(1単位)				
中等教育実習(基本)(2シ)				
中等教育実習(応用)(2シ)				
		中等教育実習(発展)(2シ) 教育総合インターンシップ実習B(2シ)		左記科目を修得した場合、自由選択科目の単位として計算します。
		卒業研究(4単位)		
			教職実践演習(中・高)(2エ)	

Ⅳ-2 各専攻の履修方法と授業科目

【国語専攻】

国語専攻では、国語教育に関する専門的知識と実践力を兼ね備えた、中学校及び高等学校の優れた国語科教員を養成することを主な目的としています。そのため、各専門領域に関する多くの講義・演習科目を開設し、中学校・高等学校教師として求められる、広範囲でより高度な専門性を身につけることができるような教育を行っています。

a. 教科専門科目の履修方法

- ① 必修科目の8単位、選択必修科目から12単位、及び選択科目から28単位、合計48単位を修得してください。
なお、所定の単位数を超えて修得した単位については、「自由選択科目」の単位にあてることができます。
- ② 選択科目の「国語学特別研究Ⅰ」、「国語学特別研究Ⅱ」、「国文学特別研究Ⅰ」、「国文学特別研究Ⅱ」、「漢文学特別研究Ⅰ」、「漢文学特別研究Ⅱ」は、「卒業研究」の指導教員又は副指導教員の担当する科目を履修することを原則とします。

教科専門科目一覧（国語専攻）

区分	授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選択必修	選択		
国語学	国語学概論	I	2			講	○音声言語及び文章表現に関するものを含む。
	国語学講義A	III			2	講	
	国語学講義B	IV			2	講	
	国語学講義C	V			2	講	
	国語学講義D	VI			2	講	
	国語学演習A	IV		2		演	
	国語学演習B	VI		2		演	
	国語学特別研究Ⅰ	VII			2	演	
	国語学特別研究Ⅱ	VIII			2	演	
国文学	国文学概論	I	2			講	○国文学史を含む。
	近代文学概論	I			2	講	
	国文学史	IV			2	講	
	近代文学講読	II			2	講	
	近代文学講義A	VI			2	講	
	近代文学講義B	VII			2	講	
	近代文学演習A	III		2		演	
	近代文学演習B	V		2		演	
	古典文学講義A	V			2	講	
	古典文学講義B	VI			2	講	
	古典文学講読	II			2	講	
	古典文学演習A	III		2		演	
	古典文学演習B	IV		2		演	
	国文学特別研究Ⅰ	VII			2	演	
	国文学特別研究Ⅱ	VIII			2	演	
漢文学	中国古典学概論	II	2			講	○
	中国近代文学講義	II			2	講	
	中国古典学講読	III			2	講	
	中国古典学講義A	V			2	講	

	中国古典学講義B	VI		2	講	
	中国古典学演習A	IV	2		演	
	中国古典学演習B	V	2		演	
	漢文学特別研究Ⅰ	VII		2	演	
	漢文学特別研究Ⅱ	VIII		2	演	
書道	中学書写指導	III	2		演	○

b. 各教科の指導法科目の履修方法

- ① 必修科目の8単位を修得してください。
- ② 選択科目は、「自由選択科目」の単位にあてることができます。
- ③ 必修科目（共通）の4単位を修得してください。（79ページ参照）

各教科の指導法科目一覧（国語専攻）

区分	授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選択必	選択		
国語	中等国語科指導法A	Ⅱ	2			講	○（指）中（国語），高（国語）
	中等国語科指導法B	Ⅲ	2			講	○（指）中（国語），高（国語）
	中等国語科指導法C	V	2			講	（指）中（国語），高（国語）
	中等国語科指導法D	Ⅵ	2			講	（指）中（国語），高（国語）
	中学書写教育研究	V			2	講演	（指）中（国語）
	国語科教育特別研究Ⅰ	Ⅶ			2	演	（指）中（国語），高（国語）
	国語科教育特別研究Ⅱ	Ⅷ			2	演	（指）中（国語），高（国語）

中等教育教員養成課程（国語専攻） 開講計画表

科目区分		必選別 ／単位数	I	II	III	IV
教養教育科目			中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。			
教職科目						
教科指導 科目	教科専門 科目	必修 8	国語学概論(2ｺ) 国文学概論(2ｺ)	中国古典学概論(2ｺ)	中学書写指導(2㍻)	
		選必 12			近代文学演習 A(2㍻) 古典文学演習 A(2㍻)	国語学演習 A(2㍻) 古典文学演習 B(2㍻) 中国古典学演習 A (2㍻)
		選択 28	近代文学概論(2ｺ)	近代文学講読(2ｺ) 古典文学講読(2ｺ) 中国近代文学講義 (2ｺ)	国語学講義 A(2ｺ) 中国古典学講読(2ｺ)	国語学講義 B(2ｺ) 国文学史(2ｺ)
	各教科の 指 導 法	必修 4			道徳の指導法(2ｺ)	
		必修 8		中等国語科指導法 A (2ｺ)	中等国語科指導法 B (2ｺ)	
		選択				
教育実践力向上科目			中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。			
学 士 力 向 上 科 目	卒業研究	必修 4	中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。			
	教職実践演習	必修 2	中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。			
自由選択科目		選択 12	詳細は「6. 自由選択科目」を確認してください。			

V	VI	VII	VIII	備 考
近代文学演習 B (2ⅴ) 中国古典学演習 B (2ⅴ)	国語学演習 B (2ⅴ)			必要単位を超えて修得した場合、自由選択科目の単位として計算します。
国語学講義 C (2ⅴ) 古典文学講義 A (2ⅴ) 中国古典学講義 A (2ⅴ)	国語学講義 D (2ⅴ) 近代文学講義 A (2ⅴ) 古典文学講義 B (2ⅴ) 中国古典学講義 B (2ⅴ)	国語学特別研究 I (2ⅴ) 近代文学講義 B (2ⅴ) 国文学特別研究 I (2ⅴ) 漢文学特別研究 I (2ⅴ)	国語学特別研究 II (2ⅴ) 国文学特別研究 II (2ⅴ) 漢文学特別研究 II (2ⅴ)	必要単位を超えて修得した場合、自由選択科目の単位として計算します。
総合的な学習の時間の指導法 (2ⅴ) 中等国語科指導法 C (2ⅴ)				
	中等国語科指導法 D (2ⅴ)			
中学書写教育研究 (2ⅴ)		国語科教育特別研究 I (2ⅴ)	国語科教育特別研究 II (2ⅴ)	左記単位を修得した場合、自由選択科目の単位として計算します。

【社会科専攻】

社会科専攻では、中学校や高等学校（中等教育学校を含む。）における、社会科教育、地理歴史科教育・公民科教育の専門的な指導力を身につけた教員の養成を目標にしています。そのため、生きた現実主体的な関心を抱き、社会のあり方について自由な発想で思考する力を持ち、実践的指導力を備えた人材に育てることを目標にしています。

a. 教科専門科目の履修方法

- ① 必修科目の24単位を修得してください。
- ② 選択必修科目（Ⅴ期とⅥ期の演習科目）から4単位を修得してください。原則として、同一の演習のAとBを続けて履修してください。この場合、各教科の指導法科目である「社会科教育演習A」、「社会科教育演習B」を修得した学生は、上記演習科目を履修したものとみなし、教科専門科目の4単位に替えることができます。
- ③ 選択科目から20単位を修得してください。その場合、地理歴史関連科目群か公民関連科目群のいずれかから10単位以上を修得するようにしてください。
なお、所定の単位数を超えて修得した単位は、「自由選択科目」の単位にあてることができます。
- ④ 社会科専攻では、高等学校の地理歴史または公民の免許を取得する必要があります。
③で履修した科目に加え、地理歴史関連科目群、公民関連科目群または202～203ページに示している、「大学が独自に定める科目」にあてることができる授業科目（備考欄に「高」の記載のある科目）から4単位（②で「社会科教育演習A」「社会科教育演習B」を選択した学生は8単位）を修得してください。
- ⑤ 「教科専門科目」の授業内容は系統性がありますので、開講期の順に履修することが望まれます。

教科専門科目一覧（社会科専攻）

中学校教諭一種免許状（社会）

区分	授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選択必修	選択		
日本史及び外国史	歴史学概論	I	2			講	○日本史及び外国史を含む。
	日本史概論	II	2			講	
	日本史講義	III			2	講	
	日本史特講	IV			2	講	
	日本史研究	VI			2	講	
	日本史演習A	V		2		演	
	日本史演習B	VI		2		演	
	考古学特講	III			2	講	
	外国史概論	II	2			講	
	東洋史講義	III			2	講	
	東洋史研究	VI			2	講	
	西洋史講義	IV			2	講	
	西洋史研究	V			2	講	
	西洋史演習A	V		2		演	
	西洋史演習B	VI		2		演	
	東洋史演習A	V		2		演	
	東洋史演習B	VI		2		演	
	国際関係史	IV			2	講	
地理学	地理学概論	I	2			講	○地誌を含む。
	日本地誌講義	I			2	講	
	外国地誌講義	II	2			講	
	自然地理学講義	III	2			講	

	自然地理学実習 A	V			1	実	
	自然地理学実習 B	VI			1	実	
	自然地理学演習 A	V		2		演	
	自然地理学演習 B	VI		2		演	
	人文地理学講義	IV	2			講	
	人文地理学演習 A	V		2		演	
	人文地理学演習 B	VI		2		演	
	人文地理学実習 A	V			1	実	
	人文地理学実習 B	VI			1	実	
法学， 政治学	法律学概論	I	2			講	国際法を含む。 国際政治を含む。 } 1 科目以上 選択必修
	政治学概論	II	2			講	
	国際法	IV			2	講	
	法律学研究	VI			2	講	
	法律学演習 A	V		2		演	
	法律学演習 B	VI		2		演	
	行政法	VI			2	講	
	政治学講義	III			2	講	
	政治思想史	VI			2	講	
	政治学演習 A	V		2		演	
	政治学演習 B	VI		2		演	
	国際政治学	IV			2	講	
	国際関係論	III			2	講	
	国際関係論演習 A	V		2		演	
	国際関係論演習 B	VI		2		演	
社会学， 経済学	社会学概論	I	2			講	国際経済を含む。 } 1 科目以上 選択必修
	経済学概論	I	2			講	
	社会学講義 A	II			2	講	
	社会学講義 B	III			2	講	
	社会学講義 C	IV			2	講	
	社会学研究	VI			2	講	
	社会学演習 A	V		2		演	
	社会学演習 B	VI		2		演	
	人権問題概論	I			2	講	
	国際経済学	IV			2	講	
	経済学演習 A	V		2		演	
	経済学演習 B	VI		2		演	
	市民社会思想史	VI			2	講	
	財政学	VI			2	講	
哲学， 倫理学， 宗教学	哲学概論	II	2			講	○
	倫理学講義	IV			2	講	
	哲学講義	V			2	講	
	哲学演習 A	V		2		演	
	哲学演習 B	VI		2		演	
	人間存在論 I	III			2	講	
	人間存在論 II	IV			2	講	
	西洋思想講義	III			2	講	
	比較宗教論	V			2	講	

高等学校教諭一種免許状（地理歴史）

区分	授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選択	選択		
日本史	日本史概論	Ⅱ	2			講	○
	日本史講義	Ⅲ			2	講	
	日本史特講	Ⅳ			2	講	
	日本史研究	Ⅵ			2	講	
	日本史演習 A	Ⅴ		2		演	
	日本史演習 B	Ⅵ		2		演	
	考古学特講	Ⅲ			2	講	
外国史	外国史概論	Ⅱ	2			講	○
	東洋史講義	Ⅲ			2	講	
	西洋史講義	Ⅳ			2	講	
	西洋史研究	Ⅴ			2	講	
	東洋史研究	Ⅵ			2	講	
	西洋史演習 A	Ⅴ		2		演	
	西洋史演習 B	Ⅵ		2		演	
	東洋史演習 A	Ⅴ		2		演	
	東洋史演習 B	Ⅵ		2		演	
	国際関係史	Ⅳ			2	講	
人文地理学及び自然地理学	自然地理学講義	Ⅲ	2			講	○人文地理学及び自然地理学
	自然地理学実習 A	Ⅴ			1	実	
	自然地理学実習 B	Ⅵ			1	実	
	自然地理学演習 A	Ⅴ		2		演	
	自然地理学演習 B	Ⅵ		2		演	
	人文地理学講義	Ⅳ	2			講	○人文地理学及び自然地理学
	人文地理学演習 A	Ⅴ		2		演	
	人文地理学演習 B	Ⅵ		2		演	
	人文地理学実習 A	Ⅴ			1	実	
	人文地理学実習 B	Ⅵ			1	実	
地誌	日本地誌講義	Ⅰ			2	講	
	外国地誌講義	Ⅱ	2			講	○

高等学校教諭一種免許状（公民）

区分	授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考	
			必修	選択	選択			
法律学、政治学	法律学概論	Ⅰ	2			講	国際法を含む。	} 1科目以上 選択必修
	政治学概論	Ⅱ	2			講	国際政治を含む。	
	国際法	Ⅳ			2	講		
	法律学研究	Ⅵ			2	講		
	法律学演習 A	Ⅴ		2		演		
	法律学演習 B	Ⅵ		2		演		
	行政法	Ⅵ			2	講		
	政治学講義	Ⅲ			2	講		
	政治思想史	Ⅵ			2	講		
	政治学演習 A	Ⅴ		2		演		
	政治学演習 B	Ⅵ		2		演		
	国際政治学	Ⅳ			2	講		
	国際関係論	Ⅲ			2	講		
	国際関係論演習 A	Ⅴ		2		演		

社会学, 経済学	国際関係論演習 B	VI	2		演		
	社会学概論	I	2		講		} 1 科目以上 選択必修
	経済学概論	I	2		講	国際経済を含む。	
	社会学講義 A	II		2	講		
	社会学講義 B	III		2	講		
	社会学講義 C	IV		2	講		
	社会学研究	VI		2	講		
	社会学演習 A	V		2	演		
	社会学演習 B	VI		2	演		
	人権問題概論	I		2	講		
	国際経済学	IV		2	講		
	経済学演習 A	V		2	演		
	経済学演習 B	VI		2	演		
	市民社会思想史	VI		2	講		
	財政学	VI		2	講		
哲学, 倫理学, 宗教	哲学概論	II	2		講	○	
	倫理学講義	IV		2	講		
	哲学講義	V		2	講		
	哲学演習 A	V		2	演		
	哲学演習 B	VI		2	演		
	人間存在論 I	III		2	講		
	人間存在論 II	IV		2	講		
	西洋思想講義	III		2	講		
	比較宗教論	V		2	講		

b. 各教科の指導法科目の履修方法

- ① 必修科目の 8 単位, 及び選択科目から 4 単位, 合計 12 単位を修得してください。ただし,
 - (i) 中学校教諭一種免許状(社会)に加え, (ii) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史)または (iii) 高等学校教諭一種免許状(公民)を取得できるように履修してください。
 - (i) 中学校教諭一種免許状(社会)を取得する場合
備考欄に「中(社会)」と記載している科目の 8 単位を修得してください。
 - (ii) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史)を取得する場合
備考欄に「高(地歴)」と記載している科目の 4 単位を修得してください。
 - (iii) 高等学校教諭一種免許状(公民)を取得する場合
備考欄に「高(公民)」と記載している科目の 4 単位を修得してください。
 なお, 所定の単位数を超えて修得した単位については, 「自由選択科目」の単位にあてることができます。
- ② 「各教科の指導法科目(社会・地理歴史・公民)」の授業内容は系統性がありますので, 開講期の順に履修することが望めます。
- ③ 必修科目(共通)の 4 単位を修得してください。(79 ページ参照)

各教科の指導法科目一覧(社会科専攻)

区分	授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選択	選択		
社会	中等社会科指導法 A	III	2			講	○(指) / 中(社会)
	中等社会科指導法 B	IV	2			講	○(指) / 中(社会)
	地理歴史科指導法	V	2			講	(指) / 高(地歴)
	公民科指導法	V	2			講	(指) / 高(公民)
	社会科教育演習 A	V			2	演	(指) / 中(社会)
	社会科教育演習 B	VI			2	演	(指) / 中(社会)
	社会科・地理歴史科教育論	VI			2	講	(指) / 中(社会), 高(地歴)
	社会科・公民科教育特論	VI			2	講	(指) / 中(社会), 高(公民)

中等教育教員養成課程（社会科専攻） 開講計画表

科目区分		必修 ／単位数	I	II	III	IV
教養教育科目			中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。			
教職科目						
教科指導 科目	教科専門 科目	必修 24	歴史学概論(2コ) 地理学概論(2コ) 法律学概論(2コ) 社会学概論(2コ) 経済学概論(2コ)	日本史概論(2コ) 外国史概論(2コ) 外国地誌講義(2コ) 政治学概論(2コ) 哲学概論(2コ)	自然地理学講義(2コ)	人文地理学講義(2コ)
		選必 4				
		選択 20	日本地誌講義(2コ)		日本史講義(2コ) 考古学特講(2コ) 東洋史講義(2コ)	日本史特講(2コ) 西洋史講義(2コ) 国際関係史(2コ)
		公民	人権問題概論(2コ)	社会学講義A(2コ)	政治学講義(2コ) 国際関係論(2コ) 社会学講義B(2コ) 人間存在論Ⅰ(2コ) 西洋思想講義(2コ)	国際法(2コ) 国際政治学(2コ) 社会学講義C(2コ) 国際経済学(2コ) 倫理学講義(2コ) 人間存在論Ⅱ(2コ)
	各教科の 指 導 法	必修 4			道徳の指導法(2コ)	
		必修 8			中等社会科指導法A(2コ)	中等社会科指導法B(2コ)
		選択 4				
教育実践力向上科目			中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。			
学 士 力 向 上 科 目	卒業研究	必修 4	中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。			
	教職実践演習	必修 2	中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。			
自由選択科目		選択 8	詳細は「6. 自由選択科目」を確認してください。			

V	VI	VII	VIII	備 考
日本史演習 A (2x) 西洋史演習 A (2x) 東洋史演習 A (2x) 自然地理学演習 A (2x) 人文地理学演習 A (2x) 法律学演習 A (2x) 政治学演習 A (2x) 国際関係論演習 A (2x) 社会学演習 A (2x) 経済学演習 A (2x) 哲学演習 A (2x)	日本史演習 B (2x) 西洋史演習 B (2x) 東洋史演習 B (2x) 自然地理学演習 B (2x) 人文地理学演習 B (2x) 法律学演習 B (2x) 政治学演習 B (2x) 国際関係論演習 B (2x) 社会学演習 B (2x) 経済学演習 B (2x) 哲学演習 B (2x)			必要単位を超えて修得した場合、自由選択科目の単位として計算します。
西洋史研究 (2x) 自然地理学実習 A (1x) 人文地理学実習 A (1x)	日本史研究 (2x) 東洋史研究 (2x) 自然地理学実習 B (1x) 人文地理学実習 B (1x)			地理歴史関連科目群又は公民関連科目群のいずれかから 10 単位以上修得するようにしてください。 必要単位を超えて修得した場合、自由選択科目の単位として計算します。
哲学講義 (2x) 比較宗教論 (2x)	法律学研究 (2x) 行政法 (2x) 政治思想史 (2x) 社会学研究 (2x) 市民社会思想史 (2x) 財政学 (2x)			
総合的な学習の時間の指導法 (2x)				
地理歴史科指導法 (2x) 公民科指導法 (2x)				
社会科教育演習 A (2x)	社会科教育演習 B (2x)	左記 2 科目を修得した場合、教科専門科目の選択必修科目として計算できます。		中一種(社会)と高一種(地歴)又は高一種(公民)の取得要件を満たす必要があります。 必要単位を超えて修得した場合、自由選択科目の単位として計算します。
	社会科・地理歴史科教育論 (2x) 社会科・公民科教育特論 (2x)			

【英語専攻】

英語専攻では、本学での4年間の教育課程を通して、学校教育現場で求められている深い教養、英語科の専門的能力、実践的力量、豊かな人間性等の能力、資質を培い、中学校、高等学校で英語教員として活躍できる人材に育てることを目標にしています。

a. 教科専門科目の履修方法

- ① 必修科目の20単位、選択科目から26単位、合計46単位を修得してください。
- ② V期、VI期に開設されるゼミ科目は専門性が高いので、履修する学生は、関連分野の専門科目（たとえば、「英米文学ゼミA、B」を履修する場合は、英米文学関連の科目）を履修しておくことが望ましいです。

教科専門科目一覧（英語専攻）

区分	授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選必	選択		
英語学	英語学入門	Ⅱ	2			講	○
	英語学講義	Ⅳ			2	講	
	英語音声学	Ⅰ	2			演	
	英語学研究	Ⅳ			2	講	
	言語学概論	Ⅲ			2	講	
	英語学ゼミA	Ⅵ			2	演	〈西暦奇数年度開講〉
	英語学ゼミB	Ⅵ			2	演	〈西暦偶数年度開講〉
	言語学ゼミA	Ⅴ			2	演	〈西暦奇数年度開講〉
	言語学ゼミB	Ⅴ			2	演	〈西暦偶数年度開講〉
	英語学応用研究	Ⅴ			2	演	
	対照言語学	Ⅳ			2	講	
	ライティングゼミA	Ⅴ			2	演	〈西暦奇数年度開講〉
	ライティングゼミB	Ⅴ			2	演	〈西暦偶数年度開講〉
英米文学	英米文学入門	Ⅰ	2			演	○
	英米文学研究	Ⅲ	2			演	
	英米文学講義	Ⅱ			2	講	
	英米文学ゼミA	Ⅴ			2	演	〈西暦奇数年度開講〉
	英米文学ゼミC	Ⅴ			2	演	〈西暦偶数年度開講〉
	英米文学ゼミB	Ⅵ			2	演	〈西暦奇数年度開講〉
	英米文学ゼミD	Ⅵ			2	演	〈西暦偶数年度開講〉
	英米文学応用研究	Ⅵ			2	演	
英語コミュニケーション	英会話Ⅰ	Ⅰ	1			演	○
	英会話Ⅱ	Ⅱ	1			演	
	英作文Ⅰ	Ⅰ	1			演	○
	英作文Ⅱ	Ⅱ	1			演	
	英語コミュニケーション論	Ⅳ	2			講	
	アカデミック・イングリッシュ	Ⅴ	1			演	
	スピーチ・コミュニケーション	Ⅲ	1			演	
	英語コミュニケーションゼミA	Ⅴ			2	演	〈西暦奇数年度開講〉
	英語コミュニケーションゼミB	Ⅴ			2	演	〈西暦偶数年度開講〉
異文化理解	英語文化論	Ⅱ	2			講	○
	英語文化論研究	Ⅲ			2	演	
	異文化コミュニケーション論	Ⅴ	2			講	
	異文化ゼミA	Ⅵ			2	演	〈西暦奇数年度開講〉
	異文化ゼミB	Ⅵ			2	演	〈西暦偶数年度開講〉
	地域言語文化（英）	Ⅳ			2	講	

	地域言語文化（米）	Ⅲ		2	講	
--	-----------	---	--	---	---	--

b. 各教科の指導法科目の履修方法

- ① 必修科目の8単位を修得してください。
- ② 選択科目は、「自由選択科目」の単位にあてることができます。
- ③ 必修科目（共通）の4単位を修得してください。（79ページ参照）

各教科の指導法科目一覧（英語専攻）

区分	授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選必	選択		
英語	英語教育概論	Ⅲ	2			講	○（指）／中（英語），高（英語）
	中等英語科指導法A	Ⅳ	2			演	○（指）／中（英語），高（英語）
	中等英語科指導法B	Ⅴ	2			演	（指）／中（英語），高（英語）
	英語教育ゼミA	Ⅴ			2	演	＜西暦奇数年度開講＞ （指）／中（英語），高（英語）
	英語教育ゼミC	Ⅴ			2	演	＜西暦偶数年度開講＞ （指）／中（英語），高（英語）
	中等英語科指導法C	Ⅵ	2			講	（指）／中（英語），高（英語）
	英語教育ゼミB	Ⅵ			2	演	＜西暦奇数年度開講＞ （指）／中（英語），高（英語）
	英語教育ゼミD	Ⅵ			2	演	＜西暦偶数年度開講＞ （指）／中（英語），高（英語）

中等教育教員養成課程（英語専攻） 開講計画表

科目区分		必選別 ／単位数	I	II	III	IV
教養教育科目			中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。			
教職科目						
教科指導 科目	教科専門 科目	必修 20	英語音声学(2ⅰ) 英米文学入門(2ⅰ) 英会話Ⅰ(1ⅰ) 英作文Ⅰ(1ⅰ)	英語学入門(2ⅰ) 英会話Ⅱ(1ⅰ) 英作文Ⅱ(1ⅰ) 英語文化論(2ⅰ)	英米文学研究(2ⅰ) スピーチ・コミュニ ケーション(1ⅰ)	英語コミュニケー ション論(2ⅰ)
		選択 26		英米文学講義(2ⅰ)	言語学概論(2ⅰ) 英語文化論研究(2ⅰ) 地域言語文化（米） (2ⅰ)	英語学講義(2ⅰ) 英語学研究(2ⅰ) 対照言語学(2ⅰ) 地域言語文化（英） (2ⅰ)
	各教科の 指 導 法	必修 4			道徳の指導法(2ⅰ)	
		必修 8			英語教育概論(2ⅰ)	中等英語科指導法A (2ⅰ)
		選択				
教育実践力向上科目			中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。			
学 士 力 向 上 科 目	卒業研究	必修 4	中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。			
	教職実践演習	必修 2	中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。			
自由選択科目		選択 10	詳細は「6．自由選択科目」を確認してください。			

V	VI	VII	VIII	備 考
アカデミック・イングリッシュ(1㌞) 異文化コミュニケーション論(2㌞)				
言語学ゼミ A(2㌞) 〈奇〉 言語学ゼミ B(2㌞) 〈偶〉 英語学応用研究(2㌞) 英米文学ゼミ A(2㌞) 〈奇〉 英米文学ゼミ C(2㌞) 〈偶〉 英語コミュニケーションゼミ A(2㌞) 〈奇〉 英語コミュニケーションゼミ B(2㌞) 〈偶〉 ライティングゼミ A(2㌞)〈奇〉 ライティングゼミ B(2㌞)〈偶〉	英語学ゼミ A(2㌞) 〈奇〉 英語学ゼミ B(2㌞) 〈偶〉 英米文学ゼミ B(2㌞) 〈奇〉 英米文学ゼミ D(2㌞) 〈偶〉 英米文学応用研究(2㌞) 異文化ゼミ A(2㌞) 〈奇〉 異文化ゼミ B(2㌞) 〈偶〉			必要単位を超えて修得した場合、自由選択科目の単位として計算します。
総合的な学習の時間の指導法(2㌞) 中等英語科指導法 B(2㌞)	中等英語科指導法 C(2㌞)			
英語教育ゼミ A(2㌞) 〈奇〉 英語教育ゼミ C(2㌞) 〈偶〉	英語教育ゼミ B(2㌞) 〈奇〉 英語教育ゼミ D(2㌞) 〈偶〉			左記科目を修得した場合、自由選択科目の単位として計算します。

【数学専攻】

数学専攻では、数学科教育において積極的に自らの役割を果たし、これからの数学科教育を担うことのできる中等教育教員の養成を目標にしています。そのため、数学科の教科内容とその専門的な背景をしっかりと理解した上で指導を行うことができるように、数学の専門的な知識や技能、数学的な思考力や問題解決能力を養成します。さらに、中等教育の一貫した視点に立って数学科教育に携われるように、数学の指導法に関する専門的な知識や技能、実践的な指導力を養成します。

a. 教科専門科目の履修方法

- ① 必修科目の26単位、及び選択科目から18単位、合計44単位を修得してください。
なお、所定の単位数を超えて修得した単位については、「自由選択科目」の単位にあてることができます。
- ② 「教科専門科目」の授業内容は系統性がありますので、開講期の順に履修することが望まれます。

教科専門科目一覧（数学専攻）

区分	授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選必	選択		
代数学	数と集合	I	2			演	○
	線形数学Ⅰ	Ⅱ	2			演	
	線形数学Ⅱ	Ⅲ	2			演	
	代数学の基礎	Ⅱ			2	演	
	代数学	Ⅳ	2			演	
	代数学A	V			2	講	
	代数学B	Ⅵ			2	講	
幾何学	線形数学概論	I	2			演	○
	集合と位相	Ⅱ	2			講	
	位相空間論	Ⅲ			2	講	
	幾何学の基礎	Ⅲ			2	演	
	幾何学	Ⅳ	2			演	
	幾何学A	V			2	講	
	幾何学B	Ⅵ			2	講	
解析学	微分積分学概論	I	2			演	○
	微分積分学Ⅰ	Ⅱ	2			演	
	微分積分学Ⅱ	Ⅲ	2			演	
	解析学の基礎	Ⅱ			2	演	
	解析学	Ⅳ	2			演	
	解析学A	V			2	講	
	解析学B	Ⅵ			2	講	
確率論・統計学	確率・統計の基礎	Ⅲ			2	演	
	確率・統計	Ⅳ	2			演	○
	統計科学	V			2	講	
コンピュータ	コンピュータ	V	2			演	○
	応用数理	Ⅵ			2	講	
セミナー	セミナーA	Ⅵ			2	演	
	セミナーB	Ⅶ			2	演	

b. 各教科の指導法科目の履修方法

- ① 必修科目の4単位，及び選択科目から4単位，合計8単位を修得してください。
なお，所定の単位数を超えて修得した単位については，「自由選択科目」の単位にあてることができます。
- ② 「各教科の指導法科目（数学）」の授業内容は系統性がありますので，開講期の順に履修することが望まれます。
- ③ 必修科目（共通）の4単位を修得してください。（79ページ参照）

各教科の指導法科目一覧（数学専攻）

区分	授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選必	選択		
数学	数学科教育概論	I	2			講	○（指）／中（数学），高（数学）
	数学科教育内容論	II	2			講	○（指）／中（数学），高（数学）
	数学科教育方法論	III			2	講	（指）／中（数学），高（数学）
	数学科教育教材構成論	IV			2	演	（指）／中（数学），高（数学）
	数学科教育授業構成論	V			2	演	（指）／中（数学），高（数学）

中等教育教員養成課程（数学専攻） 開講計画表

科目区分		必選別 ／単位数	I	II	III	IV
教養教育科目			中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。			
教職科目						
教科指導 科目	教科専門 科目	必修 26	数と集合(2ⅴ) 線形数学概論(2ⅴ) 微分積分学概論(2ⅴ)	集合と位相(2ⅴ) 線形数学Ⅰ(2ⅴ) 微分積分学Ⅰ(2ⅴ)	線形数学Ⅱ(2ⅴ) 微分積分学Ⅱ(2ⅴ)	代数学(2ⅴ) 幾何学(2ⅴ) 解析学(2ⅴ) 確率・統計(2ⅴ)
		選択 18		代数学の基礎(2ⅴ) 解析学の基礎(2ⅴ)	幾何学の基礎(2ⅴ) 確率・統計の基礎(2ⅴ) 位相空間論(2ⅴ)	
	各教科の 指 導 法	必修 4			道徳の指導法(2ⅴ)	
		必修 4	数学科教育概論(2ⅴ)	数学科教育内容論(2ⅴ)		
		選択 4			数学科教育方法論(2ⅴ)	数学科教育教材構成論(2ⅴ)
	教育実践力向上科目		中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。			
学 士 力 向 上 科 目	卒業研究	必修 4	中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。			
	教職実践演習	必修 2	中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。			
自由選択科目		選択 16	詳細は「6. 自由選択科目」を確認してください。			

V	VI	VII	VIII	備 考
コンピュータ (2x)				
代数学 A (2x) 幾何学 A (2x) 解析学 A (2x) 統計科学 (2x)	代数学 B (2x) 幾何学 B (2x) 解析学 B (2x) 応用数理 (2x) セミナー A (2x)	セミナー B (2x)		必要単位を超えて修得した場合、 自由選択科目の単位として計算 します。
総合的な学習の時間の指導法 (2x)				
数学科教育授業構成 論 (2x)				必要単位を超えて修得した場合、 自由選択科目の単位として計算 します。

【理科専攻】

理科専攻では、理科教育において積極的に自らの役割を果たし、これからの理科教育を担うことのできる中等教育教員の養成を目標にしています。そのため、理科の教科内容とその自然科学的な背景をしっかりと理解しながら指導が行えるように、自然科学の専門的な知識や観察・実験の技能、科学的な思考力や問題解決能力を養成します。さらに、生徒が理科を学ぶことの楽しさや喜びを実感できるような探究活動を企画して実践できるように、理科の指導法に関する専門的な知識や技能、実践的な指導力を養成します。

a. 教科専門科目の履修方法

- ① 必修科目の24単位、選択必修科目から10単位、選択科目から14単位、合計48単位を修得してください。

なお、選択必修科目の所定の単位数を超えて修得した単位については、選択科目の単位にあてることができます。また、選択科目の所定の単位数を超えて修得した単位については、「自由選択科目」の単位にあてることができます。

- ② 第1年次終了の際に、物理、化学、生物、地学の中から主専攻分野を決めますので、2年次から開講する選択必修科目の10単位は、選択した主専攻分野科目の単位を修得してください。

なお、分野毎の学習の公平さを保つため、主専攻等の人数配分については調整をする場合があります。

- ③ 選択科目の14単位については、担当教員の指示に従って履修してください。

- ④ いずれの科目についても、指定された開講期で履修できない場合は、次年度以降で履修することになります。

教科専門科目一覧（理科専攻）

区分	授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選択必修	選択		
物理学	物理学概論	I	2			講	○
	物理学続論	II	2			講	
	力学Ⅰ	III		2		講	
	力学演習	IV		1		演	
	力学Ⅱ	V			2	講	
	電磁気学Ⅰ	III		2		講	
	電磁気学演習	IV			1	演	
	電磁気学Ⅱ	VI			2	講	
	量子力学	V		2		講	
	量子力学演習	VI			1	演	
	熱・統計力学	V		2		講	
	熱・統計力学演習	VI			1	演	
	物理数学	IV			2	講	
	物理数学演習	V			1	演	
	現代物理学	VII			2	講	
	物理学特別演習	VII			1	演	
物理学実験	物理学実験Ⅰ	II	1			実	○
	物理学実験Ⅱ	III	1			実	
	物理学実験Ⅲ	IV		1		実	
化学	化学概論	I	2			講	○
	有機化学Ⅰ	IV	2			講	
	無機化学Ⅰ	III		2		講	
	分析化学Ⅰ	III		2		講	
	物理化学Ⅰ	IV		2		講	

	有機化学Ⅱ	V			2	講	
	無機化学Ⅱ	V			2	講	
	分析化学Ⅱ	V			2	講	
	物理化学Ⅱ	V			2	講	
	有機化学Ⅲ	VI			2	講	
	量子物理化学	VI			2	講	
	有機化学セミナー	VII			1	演	
	分析化学セミナー	VII			1	演	
	物理化学セミナー	VII			1	演	
	無機化学セミナー	VIII			1	演	
化学実験	基礎化学実験Ⅰ	I	1			実	○
	基礎化学実験Ⅱ	II	1			実	
	分析化学実験	VI		1		実	
	無機化学実験	VI		1		実	
	有機化学実験	V		1		実	
	物理化学実験	VI		1		実	
	化学機器実験Ⅰ	VIII			1	実	
	化学機器実験Ⅱ	VIII			1	実	
生物学	生物学概論Ⅰ	II	2			講	○
	生物学概論Ⅱ	III	2			講	
	植物生理学	III		2		講	
	遺伝学	III		2		講	
	生態学	III		2		講	
	動物生理学	IV		2		講	
	動物形態学	V		2		講	
	生物の多様性	IV			2	講	
	植物形態学	V			2	講	
	植物生態学	VI			2	講	
	微生物学	VI			2	講	
	生物学演習Ⅰ	V			1	演	
	生物学演習Ⅱ	VI			1	演	
生物学実験	生物学実験Ⅰ	I	1			実	○
	生物学実験Ⅱ	III	1			実	
	植物自然史実験	III			1	実	
	動物形態学実験	IV			1	実	
	植物生理学実験	IV			1	実	
	生態学実験	V・VI			1	実	
地学	地学概論Ⅰ	I	2			講	○
	地球科学Ⅰ	IV		2		講	
	地球科学Ⅱ	VI		2		講	
	地学概論Ⅱ	II	2			講	
	宇宙科学	V		2		講	
	地球環境科学	V		2		講	
	現代地学A	V			2	講	
	現代地学B	VI			2	講	
	地学ゼミナールA	VI			1	演	
	地学ゼミナールB	VII			1	演	
地学実験	地学実験Ⅰ	II	1			実	○
	地学実験Ⅱ	III	1			実	
	固体地球科学実験Ⅰ	III		1		実	
	天文地球物理学実験Ⅰ	IV		1		実	
	現代化学Ⅰ	VI			2	講	
	現代化学Ⅱ	VII			2	講	

教育工学セミナーA	VI			1	演	
教育工学セミナーB	VII			1	演	

b. 各教科の指導法科目の履修方法

- ① 必修科目の8単位を修得してください。
- ② 選択科目は、「自由選択科目」の単位にあてることができます。
- ③ 「各教科の指導法科目（理科）」の授業内容は系統性がありますので、開講期の順に履修することが望まれます。
- ④ 必修科目（共通）の4単位を修得してください。（79ページ参照）

各教科の指導法科目一覧（理科専攻）

区分	授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選必	選択		
理科	中等理科指導法A	II	2			講	○（指）／中（理科），高（理科）
	中等理科指導法B	III	2			講	○（指）／中（理科），高（理科）
	中等理科教育演習I	IV	2			演	（指）／中（理科），高（理科）
	中等理科教育演習II	V	2			演	（指）／中（理科），高（理科）
	理科教育内容論	V			2	講	（指）／中（理科），高（理科）
	理科教育実践論	VI			2	講	（指）／中（理科），高（理科）
	中等理科教育学セミナーA	VII			2	演	（指）／中（理科），高（理科）
	中等理科教育学セミナーB	VIII			2	演	（指）／中（理科），高（理科）

中等教育教員養成課程（理科専攻） 開講計画表

科目区分		必選別 ／単位数	I	II	III	IV
教養教育科目			中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。			
教職科目						
教科指導 科目	教科専門 科目	必修 24	物理学概論(2コ) 化学概論(2コ) 基礎化学実験Ⅰ(1シ) 生物学実験Ⅰ(1シ) 地学概論Ⅰ(2コ)	物理学統論(2コ) 物理学実験Ⅰ(1シ) 基礎化学実験Ⅱ(1シ) 生物学概論Ⅰ(2コ) 地学概論Ⅱ(2コ) 地学実験Ⅰ(1シ)	物理学実験Ⅱ(1シ) 生物学概論Ⅱ(2コ) 生物学実験Ⅱ(1シ) 地学実験Ⅱ(1シ)	有機化学Ⅰ(2コ)
		選必 10			力学Ⅰ(2コ) 電磁気学Ⅰ(2コ) 無機化学Ⅰ(2コ) 分析化学Ⅰ(2コ) 植物生理学(2コ) 遺伝学(2コ) 生態学(2コ) 固体地球科学実験Ⅰ(1シ)	物理学実験Ⅲ(1シ) 力学演習(1エ) 物理化学Ⅰ(2コ) 動物生理学(2コ) 天文地球物理学実験Ⅰ(1シ) 地球科学Ⅰ(2コ)
		選択 14			植物自然史実験(1シ)	電磁気学演習(1エ) 物理数学(2コ) 生物の多様性(2コ) 動物形態学実験(1シ) 植物生理学実験(1シ)
	各教科の 指 導 法	必修 4	道徳の指導法(2コ)			
		必修 8		中等理科指導法A(2コ)	中等理科指導法B(2コ)	中等理科教育演習Ⅰ(2エ)
		選択				
教育実践力向上科目			中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。			
学 士 力 向 上 科 目	卒業研究	必修 4	中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。			
	教職実践演習	必修 2	中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。			
自由選択科目		選択 12	詳細は「6．自由選択科目」を確認してください。			

V	VI	VII	VIII	備 考
量子力学(2コ) 熱・統計力学(2コ) 有機化学実験(1シ) 動物形態学(2コ) 宇宙科学(2コ) 地球環境科学(2コ)	分析化学実験(1シ) 無機化学実験(1シ) 物理化学実験(1シ) 地球科学Ⅱ(2コ)			必要単位を超えて修得した場合、 教科専門科目の選択科目として 計算します。
力学Ⅱ(2コ) 物理数学演習(1エ) 有機化学Ⅱ(2コ) 無機化学Ⅱ(2コ) 分析化学Ⅱ(2コ) 物理化学Ⅱ(2コ) 植物形態学(2コ) 生物学演習Ⅰ(1エ) 現代地学A(2コ) 生態学実験(1シ)	量子力学演習(1エ) 熱・統計力学演習 (1エ) 電磁気学Ⅱ(2コ) 有機化学Ⅲ(2コ) 量子物理化学(2コ) 植物生態学(2コ) 生物学演習Ⅱ(1エ) 微生物学(2コ) 現代地学B(2コ) 地学ゼミナールA (1エ) 現代化学Ⅰ(2コ) 教育工学セミナーA (1エ)	現代物理学(2コ) 物理学特別演習(1エ) 有機化学セミナー (1エ) 分析化学セミナー (1エ) 物理化学セミナー (1エ) 地学ゼミナールB (1エ) 現代化学Ⅱ(2コ) 教育工学セミナーB (1エ)	無機化学セミナー (1エ) 化学機器実験Ⅰ(1シ) 化学機器実験Ⅱ(1シ)	必要単位を超えて修得した場合、 自由選択科目の単位として計算 します。
総合的な学習の時間の指導法(2コ)				
中等理科教育演習Ⅱ (2エ)				
理科教育内容論 (2コ)	理科教育実践論 (2コ)	中等理科教育学セミ ナーA(2エ)	中等理科教育学セミ ナーB(2エ)	左記科目を修得した場合、 自由選択科目の単位として計算 します。

【音楽専攻】

音楽専攻では、中学校や高等学校（中等教育学校を含む）の学校教育現場において音楽教育の指導的役割を担うことのできる教員の養成を目標にしています。そのため、音楽の様々な種目にわたる表現力や創作力そして理論的な知識を身につけ、音楽科教育の内容と特性をしっかりと理解しながら、中等教育における一貫した視点に立って音楽教育に携われるような教員になれるように学生を育てています。

a. 教科専門科目の履修方法

- ① 必修科目の39単位、選択必修科目から2単位、及び選択科目から7単位、合計48単位を修得してください。

なお、所定の単位数を超えて修得した単位については、「自由選択科目」の単位にあてることができます。

- ② 「合唱A」と「合唱B」、「声楽アンサンブルA」と「声楽アンサンブルB」、「オーケストラA」と「オーケストラB」は、いずれも両方履修することが可能です。その場合、A・Bのどちらを先に受講しても構いません。

教科専門科目一覧（音楽専攻）

区 分	授 業 科 目	開講期	単位数			授業形態	備 考
			必修	選択必修	選択		
ソルフェージュ	ソルフェージュⅠ	Ⅰ	1			演	○
	ソルフェージュⅡ	Ⅱ	1			演	
声 楽	声楽Ⅰ	Ⅰ	1			演	○合唱を含む。
	声楽Ⅱ	Ⅱ	1			演	
	声楽Ⅲ	Ⅲ	1			演	
	声楽Ⅳ	Ⅳ	1			演	
	声楽Ⅴ	Ⅴ			1	演	
	声楽Ⅵ	Ⅵ			1	演	
	声楽Ⅶ	Ⅶ			1	演	
	声楽Ⅷ	Ⅷ			1	演	
	声楽アンサンブルA	Ⅲ			1	演	＜西暦偶数年度開講＞
	声楽アンサンブルB	Ⅲ			1	演	＜西暦奇数年度開講＞
	合唱A	Ⅱ		1		演	＜西暦偶数年度開講＞
	合唱B	Ⅱ		1		演	＜西暦奇数年度開講＞
	伝統声楽	Ⅴ	1			演	○日本の伝統的な歌唱を含む。
器 楽	ピアノⅠ	Ⅰ	1			演	○合奏及び伴奏法を含む。
	ピアノⅡ	Ⅱ	1			演	
	ピアノⅢ	Ⅲ	1			演	
	ピアノⅣ	Ⅳ	1			演	
	ピアノⅤ	Ⅴ			1	演	
	ピアノⅥ	Ⅵ			1	演	
	ピアノⅦ	Ⅶ			1	演	
	ピアノⅧ	Ⅷ			1	演	
	管弦楽器Ⅰ	Ⅰ	1			演	
	管弦楽器Ⅱ	Ⅱ	1			演	
	管弦楽器Ⅲ	Ⅲ	1			演	
	管弦楽器Ⅳ	Ⅳ	1			演	
	管弦楽器Ⅴ	Ⅴ			1	演	
	管弦楽器Ⅵ	Ⅵ			1	演	
	管弦楽器Ⅶ	Ⅶ			1	演	
	管弦楽器Ⅷ	Ⅷ			1	演	

	オーケストラ A	V		1		演	〈西暦奇数年度開講〉	} 1科目以上 選択必修
	オーケストラ B	V		1		演	〈西暦偶数年度開講〉	
	器楽アンサンブル	VI	1			演		
	邦楽器	IV	1			演	○和楽器を含む。	
	邦楽合奏	VII			1	演		
指揮法	指揮法	IV	2			講	○	
音楽理論, 作曲法及 び音楽史	音楽理論基礎	I	2			講	○音楽史, 日本の伝統音楽及び 諸民族の音楽を含む。	
	和声学 I	II	2			講		
	和声学 II	III	2			講		
	作曲法 I	IV	2			講	○編曲法を含む。	
	作曲法 II	V	2			講		
	作曲法 III	VI			2	講		
	作曲法 IV	VII			1	演		
	作曲法 V	VIII			1	演		
	音楽史 I	II	2			講		
	音楽史 II	III	2			講		
	音楽史 III	IV	2			講		
	音楽史 IV	V	2			講		
	音楽史 V	VI			2	講		
	世界の音楽と舞踊	VI			2	講		
	音楽研究論	VI	2			講		
その他	音楽ボランティア論	VI			2	演		
	音楽フィールドワーク	VIII			2	演		

b. 各教科の指導法科目の履修方法

- ① 必修科目の8単位を修得してください。
- ② 必修科目（共通）の4単位を修得してください。（79ページ参照）

各教科の指導法科目一覧（音楽専攻）

区 分	授 業 科 目	開講期	単位数			授業 形態	備 考
			必修	選 必	選 択		
音楽	中等音楽科指導法Ⅰ	Ⅱ	2			講	○（指）／中（音楽），高（音楽）
	中等音楽科指導法Ⅱ	Ⅲ	2			講	○（指）／中（音楽），高（音楽）
	中等音楽科指導法Ⅲ	V	2			講	（指）／中（音楽），高（音楽）
	中等音楽科指導法Ⅳ	Ⅵ	2			講	（指）／中（音楽），高（音楽）

中等教育教員養成課程（音楽専攻） 開講計画表

科目区分		必選別 ／単位数	I	II	III	IV
教養教育科目			中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。			
教職科目						
教科指導 科目	教科専門 科目	必修 39	ソルフェージュⅠ (1ㇿ) 声楽Ⅰ(1ㇿ) ピアノⅠ(1ㇿ) 管弦楽器Ⅰ(1ㇿ) 音楽理論基礎(2ㇿ)	ソルフェージュⅡ (1ㇿ) 声楽Ⅱ(1ㇿ) ピアノⅡ(1ㇿ) 管弦楽器Ⅱ(1ㇿ) 和声学Ⅰ(2ㇿ) 音楽史Ⅰ(2ㇿ)	声楽Ⅲ(1ㇿ) ピアノⅢ(1ㇿ) 管弦楽器Ⅲ(1ㇿ) 和声学Ⅱ(2ㇿ) 音楽史Ⅱ(2ㇿ)	声楽Ⅳ(1ㇿ) ピアノⅣ(1ㇿ) 管弦楽器Ⅳ(1ㇿ) 邦楽器(1ㇿ) 指揮法(2ㇿ) 作曲法Ⅰ(2ㇿ) 音楽史Ⅲ(2ㇿ)
		選必 1		合唱A(1ㇿ)〈偶〉 合唱B(1ㇿ)〈奇〉		
		選必 1				
		選択 7			声楽アンサンブルA (1ㇿ)〈偶〉 声楽アンサンブルB (1ㇿ)〈奇〉	
	各教科の 指 導 法	必修 4			道徳の指導法(2ㇿ)	
		必修 8		中等音楽科指導法Ⅰ (2ㇿ)	中等音楽科指導法Ⅱ (2ㇿ)	
教育実践力向上科目			中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。			
学 士 力 向 上 科 目	卒業研究	必修 4	中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。			
	教職実践演習	必修 2	中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。			
自由選択科目		選択 12	詳細は「6．自由選択科目」を確認してください。			

V	VI	VII	VIII	備 考
伝統声楽(1ⅴ) 作曲法Ⅱ(2ⅴ) 音楽史Ⅳ(2ⅴ)	器楽アンサンブル (1ⅴ) 音楽研究論(2ⅴ)			
				必要単位を超えて修得した場合、 自由選択科目の単位として計算 します。
オーケストラA(1ⅴ) 〈奇〉 オーケストラB(1ⅴ) 〈偶〉				必要単位を超えて修得した場合、 自由選択科目の単位として計算 します。
声楽Ⅴ(1ⅴ) ピアノⅤ(1ⅴ) 管弦楽器Ⅴ(1ⅴ)	声楽Ⅵ(1ⅴ) ピアノⅥ(1ⅴ) 管弦楽器Ⅵ(1ⅴ) 作曲法Ⅲ(2ⅴ) 音楽史Ⅴ(2ⅴ) 世界の音楽と舞踊 (2ⅴ) 音楽ボランティア論 (2ⅴ)	声楽Ⅶ(1ⅴ) ピアノⅦ(1ⅴ) 管弦楽器Ⅶ(1ⅴ) 邦楽合奏(1ⅴ) 作曲法Ⅳ(1ⅴ)	声楽Ⅷ(1ⅴ) ピアノⅧ(1ⅴ) 管弦楽器Ⅷ(1ⅴ) 作曲法Ⅴ(1ⅴ) 音楽フィールドワー ク(2ⅴ)	必要単位を超えて修得した場合、 自由選択科目の単位として計算 します。
総合的な学習の時間の指導法(2ⅴ) 中等音楽科指導法Ⅲ (2ⅴ)	中等音楽科指導法Ⅳ (2ⅴ)			

【美術専攻】

美術専攻では、時代や状況が要請する学校教育の諸課題に対処しつつ、将来にわたって学校教育を担うことができる教員の養成を目指しています。そのため、豊かな教養、教科の幅広い知識技能、高い専門能力、確かな実践的力量を併せ持った、個性豊かな教員の養成を目指しています。

a. 教科専門科目の履修方法

- ① 必修科目の20単位、及び選択必修科目から4単位、選択科目から24単位、合計48単位を修得してください。

教科専門科目一覧（美術専攻）

中学校教諭一種免許状（美術）

区 分	授 業 科 目	開講期	単位数			授業形態	備 考
			必修	選択必修	選択		
絵画	絵画基礎A	I	2			演	○映像メディア表現を含む。
	絵画基礎B	II	2			演	
	油彩画	IV			3	講演	
	日本画	IV			3	講演	
	水彩画A	III			2	演	
	水彩画B	V			2	演	
	絵画演習A	V			3	講演	
	絵画演習B	IV			2	演	
彫刻	彫刻基礎A	I	2			演	○
	彫刻基礎B	II	2			演	
	木彫	IV			3	講演	
	人体習作	VI			3	講演	
デザイン	構成デザイン基礎A	II	2			演	○映像メディア表現を含む。
	構成デザイン基礎B	III	2			演	
	構成デザイン理論	I			2	講	
	色彩学	I			2	講	
	デザインA	IV			3	講演	
	デザインB	V			3	講演	
	デザインC	VI			3	講演	
工芸	工芸基礎A	III	2			演	○プロダクト制作を含む。
	工芸基礎B	III	2			演	
	金属工芸	V			3	講演	
	染織工芸	VI			3	講演	
	木材工芸	VI			3	講演	
び美術 美術 美術理 史論及	西洋美術史	I	2			講	
	日本美術史	II			2	講	
	美術鑑賞	III・IV			2	講演	
	美術理論	IV	2			講	○美術史、鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。
その他	美術課題研究(美術教育) I	V		2		演	美術課題研究 I 及び美術課題研究 II のうち、自身が専攻する分野の I 及び II を揃えて 2 科目 4 単位を修得
	美術課題研究(美術史・美術理論) I	V		2		演	
	美術課題研究(絵画A) I	V		2		演	
	美術課題研究(絵画B) I	V		2		演	

美術課題研究(彫刻)Ⅰ	V		2		演	美術課題研究Ⅰ及び美術課題研究Ⅱのうち、自身が専攻する分野のⅠ及びⅡを揃えて2科目4単位を修得
美術課題研究(工芸)Ⅰ	V		2		演	
美術課題研究(デザイン)Ⅰ	V		2		演	
美術課題研究(美術教育)Ⅱ	VI		2		演	
美術課題研究(美術史・美術理論)Ⅱ	VI		2		演	
美術課題研究(絵画A)Ⅱ	VI		2		演	
美術課題研究(絵画B)Ⅱ	VI		2		演	
美術課題研究(彫刻)Ⅱ	VI		2		演	
美術課題研究(工芸)Ⅱ	VI		2		演	
美術課題研究(デザイン)Ⅱ	VI		2		演	
表装演習	V			2	演	

高等学校教諭一種免許状（美術）

区 分	授 業 科 目	開講期	単位数			授業形態	備 考
			必修	選択	選択		
絵画	絵画基礎A	I	2			演	○映像メディア表現を含む。
	絵画基礎B	II	2			演	
	油彩画	IV			3	講演	
	日本画	IV			3	講演	
	水彩画A	III			2	演	
	水彩画B	V			2	演	
	絵画演習A	V			3	講演	
	絵画演習B	IV			2	演	
彫刻	彫刻基礎A	I	2			演	○
	彫刻基礎B	II	2			演	
	木彫	IV			3	講演	
	人体習作	VI			3	講演	
デザイン	構成デザイン基礎A	II	2			演	○映像メディア表現を含む。
	構成デザイン基礎B	III	2			演	
	構成デザイン理論	I			2	講	
	色彩学	I			2	講	
	デザインA	IV			3	講演	
	デザインB	V			3	講演	
	デザインC	VI			3	講演	
び美術 美術 美術 理論 史論 及	西洋美術史	I	2			講	
	日本美術史	II			2	講	
	美術鑑賞	III・IV			2	講演	
	美術理論	IV	2			講	○美術史，鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。

高等学校教諭一種免許状（工芸）

区 分	授 業 科 目	開講期	単位数			授業形態	備 考
			必修	選択	選択		
図 及 製 法 及 図	立体表示	Ⅱ			2	演	○図法及び製図を含む。
デザイン	構成デザイン基礎A	Ⅱ	2			演	○映像メディア表現を含む。
	構成デザイン基礎B	Ⅲ	2			演	
	色彩学	Ⅰ			2	講	
	デザインA	Ⅳ			3	講演	
	デザインB	Ⅴ			3	講演	
	デザインC	Ⅵ			3	講演	
工芸	工芸基礎A	Ⅲ	2			演	○プロダクト制作を含む。
	工芸基礎B	Ⅲ	2			演	
	金属工芸	Ⅴ			3	講演	
	染織工芸	Ⅵ			3	講演	
	木材工芸	Ⅵ			3	講演	
美術史 デザイン理論 及び 工芸理論	構成デザイン理論	Ⅰ			2	講	○
	工芸理論	Ⅴ			2	講	○美術史，鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。
	西洋美術史	Ⅰ	2			講	
	日本美術史	Ⅱ			2	講	

b. 各教科の指導法科目の履修方法

- ① 必修科目の8単位を修得してください。
- ② 選択科目は，「自由選択科目」の単位にあてることができます。
- ③ 必修科目（共通）の4単位を修得してください。（79ページ参照）

各教科の指導法科目一覧（美術専攻）

区 分	授 業 科 目	開講期	単位数			授業形態	備 考
			必修	選択	選択		
美術	美術科指導法Ⅰ	Ⅲ	2			講	○（指）／中（美術），高（美術）
	美術科指導法Ⅱ	Ⅲ	2			演	○（指）／中（美術），高（美術）
	美術科指導法Ⅲ	Ⅳ	2			講	（指）／中（美術），高（美術）
	美術科指導法Ⅳ	Ⅳ	2			演	（指）／中（美術），高（美術）
工芸	工芸科指導法Ⅰ	Ⅴ			2	講	（指，方・技）／高（工芸）
	工芸科指導法Ⅱ	Ⅵ			2	演	（指，方・技）／高（工芸）

中等教育教員養成課程（美術専攻） 開講計画表

科目区分		必選別 ／単位数	I	II	III	IV	
教養教育科目			中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。				
教職科目							
教科指導 科目	教科専門 科目	必修 20	絵画基礎 A (2㌧) 彫刻基礎 A (2㌧) 西洋美術史 (2ㄲ)	絵画基礎 B (2㌧) 彫刻基礎 B (2㌧) 構成デザイン基礎 A (2㌧)	構成デザイン基礎 B (2㌧) 工芸基礎 A (2㌧) 工芸基礎 B (2㌧)	美術理論 (2ㄲ)	
		選必 4					
		選択 24	色彩学 (2ㄲ) 構成デザイン理論 (2ㄲ)	日本美術史 (2ㄲ) 立体表示 (2㌧)	水彩画 A (2㌧)	油彩画 (2ㄲ1㌧) 日本画 (2ㄲ1㌧) 絵画演習 B (2㌧) デザイン A (2ㄲ1㌧) 木彫 (2ㄲ1㌧)	
					美術鑑賞 (1ㄲ1㌧)		
	各教科の 指 導 法	必修 4			道徳の指導法 (2ㄲ)		
		必修 8			美術科指導法Ⅰ (2ㄲ) 美術科指導法Ⅱ (2㌧)	美術科指導法Ⅲ (2ㄲ) 美術科指導法Ⅳ (2㌧)	
		選択					
	教育実践力向上科目			中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。			
	学 士 力 向 上 科 目	卒業研究	必修 4	中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。			
		教職実践演習	必修 2	中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。			
自由選択科目		選択 12	詳細は「6. 自由選択科目」を確認してください。				

V	VI	VII	VIII	備 考
美術課題研究(美術教育)Ⅰ(2x)	美術課題研究(美術教育)Ⅱ(2x)			美術課題研究Ⅰ及び美術課題研究Ⅱのうち、自身が専攻する分野のⅠ及びⅡを揃えて2科目4単位を修得してください。
美術課題研究(美術史・美術理論)Ⅰ(2x)	美術課題研究(美術史・美術理論)Ⅱ(2x)			
美術課題研究(絵画A)Ⅰ(2x)	美術課題研究(絵画A)Ⅱ(2x)			
美術課題研究(絵画B)Ⅰ(2x)	美術課題研究(絵画B)Ⅱ(2x)			
美術課題研究(彫刻)Ⅰ(2x)	美術課題研究(彫刻)Ⅱ(2x)			
美術課題研究(工芸)Ⅰ(2x)	美術課題研究(工芸)Ⅱ(2x)			
美術課題研究(デザイン)Ⅰ(2x)	美術課題研究(デザイン)Ⅱ(2x)			
水彩画B(2x)	人体習作(2x1x)			必要単位を超えて修得した場合、自由選択科目の単位として計算します。
絵画演習A(2x1x)	デザインC(2x1x)			
デザインB(2x1x)	木材工芸(2x1x)			
金属工芸(2x1x)	染織工芸(2x1x)			
表装演習(2x)				
工芸理論(2x)				
総合的な学習の時間の指導法(2x)				
工芸科指導法Ⅰ(2x)	工芸科指導法Ⅱ(2x)			左記科目を修得した場合、自由選択科目の単位として計算します。

【保健体育専攻】

中等教育教員養成課程保健体育専攻では、中学校・高等学校教師として保健体育を担当するのに相応した専門的知識と実技指導能力に優れた人材を養成することを目標としています。

体育実技とその理論、及び健康教育に関する理論を体系的に深められるカリキュラムを編成しています。授業科目としては、体育学関連科目・運動学関連科目・健康教育学関連科目・体育科教育学関連科目・体育実技科目を開講し、実技と理論の両面から有能な保健体育教師を養成する教育を行います。

a. 教科専門科目の履修方法

- ① 必修科目の36単位、選択必修科目から4単位、及び選択科目から10単位、合計50単位を修得してください。

なお、所定の単位数を超えて修得した単位については、「自由選択科目」の単位にあてることができます。

- ② 4年次には、各学生の興味関心に応じて一つの領域を重点的に学ぶことができるよう、少人数のゼミ方式で体育学関連科目・運動学関連科目・健康教育学関連科目・体育科教育学関連科目を開講します。同一のゼミのAとBを続けて履修してください。

教科専門科目一覧（保健体育専攻）

区 分	授 業 科 目	開講期	単位数			授業形態	備 考
			必修	選択必修	選択		
体育実技	水泳	I	1			実	○
	陸上競技	Ⅲ	1			実	
	器械運動	Ⅱ	1			実	
	体づくり運動	V	1			実	
	剣道	I	1			実	
	柔道	Ⅱ	1			実	
	ダンス	Ⅳ	1			実	
	バレーボール	I	1			実	
	バスケットボール	Ⅱ	1			実	
	サッカー	Ⅳ	1			実	
	ラケットスポーツ（テニス・卓球・バドミントン）	Ⅲ	1			実	
	バットスポーツ（ソフトボール）	Ⅲ	1			実	
体育史、体育原理、体育社会学、体育心理学、体育経営学、体育実技	体育原論・スポーツ哲学	I	2			講	
	体育・スポーツ史	Ⅱ	2			講	
	体育・スポーツ心理学	Ⅳ	2			講	
	体育経営・スポーツマネジメント論	Ⅳ	2			講	
	体育・スポーツ社会学	Ⅲ	2			講	
	地域スポーツと学校体育の連携	Ⅱ	2			講	
	体育・スポーツ方法論（運動方法学を含む）	V	2			講	○運動方法学を含む。
	体育・スポーツ運動学	Ⅲ	2			講	
	体育・スポーツ哲学・歴史演習	V			2	演	
	体育・スポーツ心理学演習	V			2	演	
	体育・スポーツ方法論演習	V			2	演	
	身体・表現・舞踊論演習	Ⅵ			2	演	

生 理 学	生理学・解剖学（運動生理学を含む）	I	2			講	○運動生理学を含む。
	運動・スポーツ医学	IV	2			講	
	体力・トレーニング論演習	VI			2	演	
	運動・スポーツ医学演習	VI			2	演	
	運動・スポーツ生理学演習	VI			2	演	
公衆衛生学 衛生学及び	衛生学（公衆衛生学を含む）	III	2			講	○公衆衛生学を含む。
学 校 保 健	学校保健	III	2			講	○小児保健, 精神保健, 学校安全及び救急処置を含む。
	学校保健・衛生学演習	VI			2	演	
	救急看護実習	VI			1	実	
	保健体育科教育学研究A	VII		2		演	同一のゼミのAとBを選択履修し, 4単位を修得する。
	保健体育科教育学研究B	VIII		2		演	
	体育学・スポーツ運動学研究A	VII		2		演	
	体育学・スポーツ運動学研究B	VIII		2		演	
	健康教育学・健康科学研究A	VII		2		演	
	健康教育学・健康科学研究B	VIII		2		演	

b. 各教科の指導法科目の履修方法

- ① 必修科目の8単位を修得してください。
- ② 必修科目（共通）の4単位を修得してください。（79ページ参照）

各教科の指導法科目一覧（保健体育専攻）

区 分	授 業 科 目	開講期	単位数			授業形態	備 考
			必修	選択	選択		
保 健 体 育	保健体育科指導法A	II	2			講	○（指）／中（保健体育），高（保健体育）
	保健体育科指導法B	III	2			講	○（指）中（保健体育），高（保健体育）
	保健体育科指導法C	IV	2			講	（指）／中（保健体育），高（保健体育）
	保健体育科指導法D	V	2			講	（指）／中（保健体育），高（保健体育）

中等教育教員養成課程（保健体育専攻） 開講計画表

科目区分		必選別 ／単位数	I	II	III	IV	
教養教育科目			中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。				
教職科目							
教科指導 科目	教科専門 科目	必修 36	水泳(1シ) 剣道(1シ) バレーボール(1シ) 体育原論・スポーツ 哲学(2コ) 生理学・解剖学（運 動生理学を含む） (2コ)	器械運動(1シ) 柔道(1シ) バスケットボール (1シ) 体育・スポーツ史 (2コ) 地域スポーツと学校 体育の連携(2コ)	陸上競技(1シ) ラケットスポーツ （テニス・卓球・バ ドミントン）(1シ) バットスポーツ（ソ フトボール）(1シ) 体育・スポーツ社会 学(2コ) 体育・スポーツ運動 学(2コ) 衛生学（公衆衛生学 を含む）(2コ) 学校保健(2コ)	ダンス(1シ) サッカー(1シ) 体育・スポーツ心理 学(2コ) 体育経営・スポーツ マネジメント論(2コ) 運動・スポーツ医学 (2コ)	
		選必 4					
		選択 10					
	各教科の 指 導 法	必修 4				道徳の指導法(2コ)	
		必修 8			保健体育科指導法A (2コ)	保健体育科指導法B (2コ)	保健体育科指導法C (2コ)
教育実践力向上科目			中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。				
学 士 力 向 上 科 目	卒業研究	必修 4	中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。				
	教職実践演習	必修 2	中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。				
自由選択科目		選択 10	詳細は「6．自由選択科目」を確認してください。				

V	VI	VII	VIII	備 考
体づくり運動(1シ) 体育・スポーツ方法 論(運動方法学を含 む)(2コ)				
		保健体育科教育学 研究A(2エ) 体育学・スポーツ 運動学研究A(2エ) 健康教育学・健康 科学研究A(2エ)	保健体育科教育学 研究B(2エ) 体育学・スポーツ 運動学研究B(2エ) 健康教育学・健康 科学研究B(2エ)	必要単位を超えて修得した場合、 自由選択科目の単位として計算 します。
体育・スポーツ哲学 ・歴史演習(2エ) 体育・スポーツ心理 学演習(2エ) 体育・スポーツ方法 論演習(2エ)	身体・表現・舞踊論 演習(2エ) 体力・トレーニング 論演習(2エ) 運動・スポーツ医学 演習(2エ) 運動・スポーツ生理 学演習(2エ) 学校保健・衛生学演 習(2エ) 救急看護実習(1シ)			必要単位を超えて修得した場合、 自由選択科目の単位として計算 します。
総合的な学習の時間の指導法(2コ)				
保健体育科指導法D (2コ)				

【家庭専攻】

家庭専攻では、子どもたちの生活自立のための知識・技能を修得させるとともに、確かな生活価値観と判断力を育成することのできる、中学校・高等学校で家庭科を担当する教師の養成を目標にしています。家庭科の各領域の専門知識と技能の習熟だけではなく、自ら生活課題を見いだし解決しようとする態度、深い思慮と広い視野から物事の本質を見抜く力を育成します。

a. 教科専門科目の履修方法

① 必修科目の25単位、及び選択科目から23単位、合計48単位を修得してください。

教科専門科目一覧（家庭専攻）

区 分	授 業 科 目	開講期	単位数			授業形態	備 考
			必修	選必	選択		
家庭経営学	生活経営学	I	2			講	○家族関係学及び家庭経済学を含む。
	家庭経済学	III			2	講	
	家族関係学	IV	2			講	
	消費生活論	V			2	演	
被服学	被服構成学実習	I			1	実	
	被服学	III	2			講演	○被服製作実習を含む。
	被服学演習	IV	2			演	
	着心地の科学	V			2	講演	
	被服科学実験実習	VI	2			講演	
食物学	食物学	I	2			講演	○食物学,栄養学,食品学及び調理実習を含む。
	調理実習基礎	II	1			実	
	栄養学	IV			2	講	
	食物学演習	III			2	演	
	食物学実験実習	V	2			講演	
	調理実習応用	V			1	実	
住居学	住居学	II	2			講演	○製図を含む。
	居住環境論	III	2			講演	
	住生活演習	V			2	演	
保育学	保育学	I	2			講演	○実習及び家庭看護を含む。
	児童学原論	IV			2	講	
	保育環境論	IV			2	演	
	生活工学	II	2			講演	
	生活情報論	III	2			講演	
	生活福祉工学	VI			2	演	
	家政学演習Ⅰ	VI			2	演	
	家政学演習Ⅱ	VII			2	演	
	家政学演習応用	VIII			2	演	

b. 各教科の指導法科目の履修方法

- ① 必修科目の8単位を修得してください。
 ② 必修科目（共通）の4単位を修得してください。（79ページ参照）

各教科の指導法科目一覧（家庭専攻）

区 分	授 業 科 目	開講期	単位数			授業形態	備 考
			必修	選必	選択		
家庭	中等家庭科教育法A	Ⅱ	2			講	○（指）／中（家庭），高（家庭）
	中等家庭科教育法B	Ⅲ	2			講	○（指）／中（家庭），高（家庭）
	中等家庭科教育法C	Ⅴ	2			演	（指）／中（家庭），高（家庭）
	中等家庭科教育法D	Ⅵ	2			演	（指）／中（家庭），高（家庭）

中等教育教員養成課程（家庭専攻） 開講計画表

科目区分		必選別 ／単位数	I	II	III	IV
教養教育科目			中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。			
教職科目						
教科指導 科目	教科専門 科目	必修 25	生活経営学(2コ) 食物学(1コ1エ) 保育学(1コ1エ)	調理実習基礎(1シ) 住居学(1コ1エ) 生活工学(1コ1エ)	被服学(1コ1エ) 居住環境論(1コ1エ) 生活情報論(1コ1エ)	家族関係学(2コ) 被服学演習(2エ)
		選択 23	被服構成学実習(1シ)		家庭経済学(2コ) 食物学演習(2エ)	児童学原論(2コ) 保育環境論(2エ) 栄養学(2コ)
	各教科の 指 導 法	必修 4			道徳の指導法(2コ)	
		必修 8		中等家庭科教育法A (2コ)	中等家庭科教育法B (2コ)	
	教育実践力向上科目		中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。			
学 士 力 向 上 科 目	卒業研究	必修 4	中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。			
	教職実践演習	必修 2	中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。			
自由選択科目		選択 12	詳細は「6. 自由選択科目」を確認してください。			

V	VI	VII	VIII	備 考
食物学実験実習 (1単位)	被服科学実験実習 (1単位)			
消費生活論 (2単位) 着心地の科学 (1単位) 調理実習応用 (1単位) 住生活演習 (2単位)	生活福祉工学 (2単位) 家政学演習 I (2単位)	家政学演習 II (2単位)	家政学演習応用 (2単位)	必要単位を超えて修得した場合、 自由選択科目の単位として計算 します。
総合的な学習の時間の指導法 (2単位) 中等家庭科教育法 C (2単位)	中等家庭科教育法 D (2単位)			

【技術専攻】

技術専攻では、技術科教育及び工業科教育において自らの役割を果たし、これからの技術科教育および工業科教育を担うことのできる中等教育教員の養成を目標にしています。そのため、技術科・工業科の教科内容とその専門的な背景をしっかりと理解しながら指導を行うことのできるよう、技術および工業の専門的な知識・技能、技術的な思考力や問題解決能力を養成します。さらに、中等教育の視点に立って技術科教育および工業科教育に携わることができるよう、技術科および工業科の指導法に関する専門的な知識・技能、実践的な指導力を養成します。

a. 教科専門科目の履修方法

- ① 必修科目の30単位、選択必修科目から6単位、及び選択科目から12単位、合計48単位を修得してください。

なお、選択必修科目の所定の単位数を超えて修得した単位については、「選択科目」の単位にあてることができます。また、選択科目の所定の単位数を超えて修得した単位については、「自由選択科目」の単位にあてることができるため、これらの科目をできるだけ多く修得してください。

- ② 「教科専門科目」の授業内容は系統性がありますので、開講期の順に履修することが望まれます。

教科専門科目一覧（技術専攻）

区 分	授 業 科 目	開講期	単位数			授業形態	備 考
			必修	選択必修	選択		
材料加工 (実習を含む)	製図B	Ⅱ	1			演	
	木材加工実習A	Ⅱ	1			実	○製図を含む。
	木材加工実習B	Ⅲ	1			実	
	木材材料学	Ⅲ		2		講	
	木材加工学	Ⅴ	2			講	
	木材加工演習	Ⅶ			2	演	
	構造・デザイン	Ⅶ			2	講	
	製図A	Ⅰ	1			演	
	金属塑性加工実習	Ⅰ	1			実	○製図を含む。
	金属切削加工実習	Ⅱ	1			実	
	金属材料学	Ⅲ	2			講演	
	金属加工学・実験法	Ⅳ			2	講演	
機械・電気 (実習を含む)	機構学	Ⅰ		2		講	
	機械基礎実習	Ⅱ	1			実	○
	材料力学	Ⅲ	2			演	
	熱流体工学	Ⅳ		2		演	
	機械教材実習	Ⅴ	1			実	
	機械力学	Ⅵ			2	講	
	電気理論	Ⅱ	2			演	
	電気計測技術	Ⅲ	2			講実	○実習を含む。
	電子工学	Ⅳ			2	演	
生物育成	くらしと電気	Ⅴ		2		演	
	栽培実習A	Ⅰ	1			実	○
	栽培実習B	Ⅱ	1			実	
	生物育成と環境	Ⅲ			2	演	
	食農教育の実践	Ⅲ			2	演	
	栽培学実験実習	Ⅴ			2	講実	
	動物生産と人間生活	Ⅴ			2	講	
	生物生産科学	Ⅵ	2			講	

情報とコンピュータ	基礎情報学	Ⅱ	2			講	
	情報工学A	Ⅲ	2			講実	○実習を含む。
	情報工学B	Ⅳ		2		講演	
	コンピュータとものづくり	Ⅳ			2	講	
	ネットワーク工学	Ⅴ			2	講	
	インターネットと教育	Ⅵ			2	講	
職業指導	職業指導	Ⅵ	2			講	○
	職業・進路研究A	Ⅴ	2			演	
	職業・進路研究B	Ⅵ			2	演	
セミナー	技術・ものづくりセミナー	Ⅶ			2	演	

b. 各教科の指導法科目の履修方法

- ① 中学校教諭（技術）の一種免許状取得のため中学校技術科の各教科の指導法8単位と，高等学校教諭（工業）の一種免許状取得のため高等学校工業科の各教科の指導法4単位を修得する必要があります。必修科目の12単位を修得してください。
- ② 「各教科の指導法科目（技術）及び（工業）」の授業内容は系統性がありますので，開講期の順に履修することが望めます。
- ③ 必修科目（共通）の4単位を修得してください。（79ページ参照）

各教科の指導法科目一覧（技術専攻）

区 分	授 業 科 目	講 期	単 位 数			授 業 形 態	備 考
			必 修	選 必	選 択		
技術	技術科教育法A	Ⅲ	2			講	○（指）／中（技術）
	技術科教育法B	Ⅳ	2			講	○（指，方・技）／中（技術）
	技術科教育法C	Ⅴ	2			講	（指，方・技）／中（技術）
	技術科教育法D	Ⅵ	2			演	（指）／中（技術）
工業	工業科教育法A	Ⅳ	2			講	（指，方・技）／高（工業）
	工業科教育法B	Ⅴ	2			講	（指）／高（工業）

c. 教育実習

技術専攻の場合，3年次に附属中学校で3週間，4年次に協力高等学校または協力中学校で2週間実施します。

中等教育教員養成課程（技術専攻） 開講計画表

科目区分		必選別 ／単位数	I	II	III	IV
教養教育科目			中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。			
教職科目						
教科指導 科目	教科専門 科目	必修 30	製図 A (1㍻) 金属塑性加工実習 (1ｼ) 栽培実習 A (1ｼ)	製図 B (1㍻) 木材加工実習 A (1ｼ) 金属切削加工実習 (1ｼ) 機械基礎実習 (1ｼ) 電気理論 (2㍻) 栽培実習 B (1ｼ) 基礎情報学 (2㍻)	木材加工実習 B (1ｼ) 金属材料学 (1㍻1㍻) 材料力学 (2㍻) 電気計測技術 (1㍻1ｼ) 情報工学 A (1㍻1ｼ)	
		選必 6	機構学 (2㍻)		木材材料学 (2㍻)	熱流体工学 (2㍻) 情報工学 B (1㍻1㍻)
		選択 12			生物育成と環境 (2㍻) 食農教育の実践 (2㍻)	金属加工学・実験法 (1㍻1㍻) 電子工学 (2㍻) コンピュータともの づくり (2㍻)
	各教科の 指 導 法	必修 4			道徳の指導法 (2㍻)	
		必修 12			技術科教育法 A (2㍻)	技術科教育法 B (2㍻) 工業科教育法 A (2㍻)
教育実践力向上科目			中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。			
学 士 力 向 上 科 目	卒業研究	必修 4	中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。			
	教職実践演習	必修 2	中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。			
自由選択科目		選択 8	詳細は「6．自由選択科目」を確認してください。			

V	VI	VII	VIII	備 考
木材加工学(2コ) 機械教材実習(1シ) 職業・進路研究A (2エ)	生物生産科学(2コ) 職業指導(2コ)			
くらしと電気(2エ)				必要単位を超えて修得した場合、 教科専門科目の選択科目として 計算します。
栽培学実験実習 (1コ1シ) 動物生産と人間生活 (2コ) ネットワーク工学 (2コ)	機械力学(2コ) インターネットと 教育(2コ) 職業・進路研究B (2エ)	木材加工演習(2エ) 構造・デザイン(2コ) 技術・ものづくり セミナー(2エ)		必要単位を超えて修得した場合、 自由選択科目の単位として計算 します。
総合的な学習の時間の指導法(2コ) 技術科教育法C(2コ) 工業科教育法B(2コ)	技術科教育法D(2エ)			

【書道専攻】

高等学校芸術科書道〈中学校国語科書写を含む〉の教員として、書道の実技力や鑑賞力の向上、及び書写・書道に関する幅広い知識の習得はもとより、教育指導のあり方や方法等を学習し、教師に求められる能力の向上を目指しています。また、今日の学校教育上での課題や要請に対し、書写・書道の学習指導の面から、あるいは生徒指導の面から、教師として様々な学校内の活動に応えられる人材の育成を目指しています。

a. 教科専門科目の履修方法

① 必修科目の32単位、選択必修科目から10単位及び8単位（選択必修科目の詳細は132～133ページの開講計画表を参照）、合計50単位を修得してください。

なお、所定の単位数を超えて修得した単位については、「自由選択科目」の単位にあてることができます。

② 選択必修科目には、隔年開講の科目が多いので開講年に注意してください。

③ 選択科目の修得単位は、「自由選択科目」の単位として扱います。

教科専門科目一覧（書道専攻）

区 分	授 業 科 目	開講期	単位数			授業形態	備 考
			必修	選択必修	選択		
書道	楷書法	I	2			講実	○
	仮名書法A	I	2			講実	
	行・草書法	II	2			講実	
	篆・隸書法	III	2			講実	
	漢字仮名交じり書法	IV	2			演	
	篆刻研究	IV		2		演	
	創作研究	IV	2			講実	
	書写書道教育概論	II	2			演	
	書道古典演習	II	2			演	
	仮名書法B	III	2			演	
	古筆学	IV	2			演	
	書の表現と鑑賞	V		2		演	
	書道学外演習	II		2		演	〈西暦奇数年度開講〉
	書作実践研究A	I		1		実	
	書作実践研究B	III		1		実	〈西暦偶数年度開講〉
	書道教材研究	VII		1		演	
書道史	書道史I	III	2			講	○
	書道史II	VI		2		講	〈西暦偶数年度開講〉
書論、鑑賞	書論・鑑賞A	IV	2			講	○
	書論・鑑賞B	VI		2		講	〈西暦奇数年度開講〉
国文学、漢文学	国文学概論	I	2			講	
	近代文学概論	I		2		講	
	国文学史	VI		2		講	
	古典文学講読	IV		2		講	
	中国古典学概論	II	2			講	
	中国近代文学講義	II		2		講	
	中国古典学講読	III		2		講	
	中国古典学講義A	V		2		講	
	中国古典学講義B	VI		2		講	
	表装演習	V			2	演	
	書道特別研究I	VI	1			演	
	書道特別研究II	VII	1			演	

中学校教諭一種免許状（国語）

区 分	授 業 科 目	講 期	単位数			授業形態	備 考
			必修	選 必	選 択		
国語学	国語学概論	Ⅲ	2			講	○音声言語及び文章表現に関するものを含む
	国語学講義A	Ⅴ		2		講	
	国語学講義B	Ⅵ		2		講	
国文学	国文学概論	Ⅰ	2			講	○国文学史を含む
	近代文学概論	Ⅰ		2		講	
	国文学史	Ⅵ		2		講	
	古典文学講読	Ⅳ		2		講	
漢文学	中国古典学概論	Ⅱ	2			講	○
	中国近代文学講義	Ⅱ		2		講	
	中国古典学講読	Ⅲ		2		講	
	中国古典学講義A	Ⅴ		2		講	
	中国古典学講義B	Ⅵ		2		講	
書道	書写書道教育概論	Ⅱ	2			演	○書写を含む

b. 各教科の指導法科目の履修方法

- ① 中学校教諭（国語）の一種免許状取得のため中学校国語科の各教科の指導法8単位と，高等学校教諭（書道）の一種免許状取得のため高等学校書道科の各教科の指導法4単位を修得する必要があります。必修科目の8単位，及び選択科目から4単位，合計12単位を修得してください。
- なお，所定の単位を超えて修得した単位は，「自由選択科目」の単位にあてることができません。
- ② 必修科目（共通）の4単位を修得してください。（79ページ参照）

各教科の指導法科目一覧（書道専攻）

区 分	授 業 科 目	開講期	単位数			授業形態	備 考
			必修	選 必	選 択		
書道	書道科指導法A	Ⅲ	2			講	○（指）／高（書道）
	書道科指導法B	Ⅳ	1			演	○（指）／高（書道）
	書道科指導法C	Ⅴ	1			演	○（指）／高（書道）
国語	中等国語科指導法A	Ⅱ	2			講	○（指）／中（国語），高（国語）
	中等国語科指導法B	Ⅲ	2			講	○（指）／中（国語），高（国語）
	中等国語科指導法C	Ⅴ			2	講	（指）／中（国語），高（国語）
	中等国語科指導法D	Ⅵ			2	講	（指）／中（国語），高（国語）
	中学書写教育研究	Ⅴ			2	講	（指）／中（国語）

中等教育教員養成課程（書道専攻） 開講計画表

科目区分		必選別 ／単位数	I	II	III	IV
教養教育科目			中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。			
教職科目						
教科指導 科目	教科専門 科目	必修 32	楷書法(1㉮1㉮) 仮名書法A(1㉮1㉮) 国文学概論(2㉮)	行・草書法(1㉮1㉮) 書道古典演習(2㉮) 中国古典学概論(2㉮) 書写書道教育概論(2㉮)	篆・隸書法(1㉮1㉮) 仮名書法B(2㉮) 書道史I(2㉮) 国語学概論(2㉮)	漢字仮名交じり書法(2㉮) 創作研究(1㉮1㉮) 古筆学(2㉮) 書論・鑑賞A(2㉮)
		選必 10	近代文学概論(2㉮)	中国近代文学講義(2㉮)	中国古典学講読(2㉮)	古典文学講読(2㉮)
		選必 8	書作実践研究A(1㉮)	書道学外演習(2㉮) ＜奇＞	書作実践研究B(1㉮) ＜偶＞	篆刻研究(2㉮)
		選択				
	教 育 指 導 法 科 目	必修 4			道徳の指導法(2㉮)	
		必修 8		中等国語科指導法A(2㉮)	中等国語科指導法B(2㉮) 書道科指導法A(2㉮)	書道科指導法B(1㉮)
		選択 4				
教育実践力向上科目			中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。			
学 士 力 上 向 科 目	卒業研究	必修 4	中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。			
	教職実践演習	必修 2	中等教育教員養成課程（共通）の開講計画表を確認してください。			
自由選択科目		選択 6	詳細は「6. 自由選択科目」を確認してください。			

V	VI	VII	VIII	備 考
	書道特別研究Ⅰ(1㍻)	書道特別研究Ⅱ(1㍻)		
中国古典学講義A (2㍻) 国語学講義A(2㍻)	国文学史(2㍻) 中国古典学講義B (2㍻) 国語学講義B(2㍻)			必要単位を超えて修得した場合、 自由選択科目の単位として計算 します。
書の表現と鑑賞(2㍻)	書道史Ⅱ(2㍻)〈偶〉 書論・鑑賞B(2㍻) 〈奇〉	書道教材研究(1㍻)		必要単位を超えて修得した場合、 自由選択科目の単位として計算 します。
表装演習(2㍻)				左記科目を修得した場合、 自由選択科目の単位として計算 します。
総合的な学習の時間の指導法(2㍻) 書道科指導法C(1㍻)				
中等国語科指導法C (2㍻) 中学書写教育研究 (2㍻)	中等国語科指導法D (2㍻)			必要単位を超えて修得した場合、 自由選択科目の単位として計算 します。

特別支援教育教員養成課程

V 特別支援教育教員養成課程の履修方法と授業科目

特別支援教育教員養成課程では、特別な教育的ニーズのある子ども一人ひとりの実態に即して、小・中学校及び特別支援学校の各教科、道徳科、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動及び自立活動の指導、学級経営、生徒指導などを行うために必要な基礎的・基盤的な資質・能力を全般的に確実に身につけた教員の育成を目指します。

特別支援教育教員養成課程では、主免許状として、特別支援学校教諭一種免許状を取得しますが、その基礎免許状である小学校教諭または中学校教諭一種免許状が必要です。そのため、初等教育部では小学校教諭免許状を、中等教育部では中学校教諭免許状を基礎免許状として取得することとなります。

1. 教養教育科目

履修方法については、13ページ以降の該当箇所を参照してください。

2. 教職科目

教職科目は、教職共通科目（必修）及び教職専門科目（選択）で構成します。以下の履修方法に従い、19単位を修得してください。

なお、所定の単位数を超えて修得した単位については、「自由選択科目」の単位にあてることができます。

（1）教職共通科目

教職共通科目は、学校教育、教員の職責、子どもの心身の発達についての理解をはじめとする教員として必要な知識技能を身につけるために開設しています。所属プログラムに応じて下記の必修科目の19単位を修得してください。

【初等教育プログラム】

授 業 科 目	開講期	単位数			授業形態	備 考
		必修	選択	選択		
教育原理	I, II	2			講	クラス指定／（理・歴・思） 幼・小・中・高
教育の制度と経営	I, II	2			講	クラス指定／（社・制） 幼・小・中・高
学校心理学A	II	2			講	クラス指定／（発・学）幼・小・中・高
特別支援教育と介護入門 （幼・小）	II	2			講	クラス指定／（特支理解）幼・小
教育課程と教育方法・技術 （特別活動の指導法を含む。）	III, IV	2			講	クラス指定／（教課，特活，方・技）／ 小・中・高
学校における心理援助A	IV	2			講	クラス指定／（教・相） 幼・小・中・高
生徒指導論（進路指導を含む。）A	III	2			講	クラス指定／（生・進） 小・中・高
人権・同和教育論	III, IV	2			講	クラス指定／（社・制） 幼・小・中・高
教職論	V	2			講	クラス指定／（意義等） 幼・小・中・高
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	V, VI	1			講	クラス指定／（情・活） 小・中・高

【中等教育プログラム】

授 業 科 目	開講期	単位数			授業形態	備 考
		必修	選択	選択		
教育原理	I, II	2			講	クラス指定／（理・歴・思） 幼・小・中・高
教育の制度と経営	I, II	2			講	クラス指定／（社・制） 幼・小・中・高
学校心理学B	I	2			講	クラス指定／（発・学）幼・小・中・高
特別支援教育と介護入門 （中・高）	II	2			講	クラス指定／（特支理解）中・高
教育課程と教育方法・技術 （特別活動の指導法を含む。）	III, IV	2			講	クラス指定／（教課，特活，方・技）／ 小・中・高
学校における心理援助B	III	2			講	クラス指定／（教・相） 幼・小・中・高
生徒指導論（進路指導を含む。）B	IV	2			講	クラス指定／（生・進） 小・中・高
人権・同和教育論	III, IV	2			講	クラス指定／（社・制） 幼・小・中・高
教職論	V	2			講	クラス指定／（意義等） 幼・小・中・高
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法	V, VI	1			講	クラス指定／（情・活） 小・中・高

（２）教職専門科目

教職専門科目は、教員として全般的に教育活動を行うために必要な知識技能、子ども理解と学級経営力を身につけるために開設しています。

下記科目を履修することができます。これらの科目を修得した場合は、「自由選択科目」の単位にあてることができます。

教職専門科目一覧（初等教育・中等教育共通）

授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
		必修	選択	選択		
学級づくりの理論と実践	III, IV			2	講	幼・小
カリキュラム・マネジメント	V			2	講	（教課）／小
持続可能な開発のための教育	III			2	講	幼・小・中・高
教授・学習心理学	III			2	講	（発・学）／幼・小・中・高
教育社会学	V			2	講	（社・制）／幼・小・中・高
教育における批判的思考	VI			2	講演	（社・制）／幼・小・中・高
新聞等のメディアを活用した授業づくり	VI			2	講	（方・技）／小・中・高
学校と教育法	VII			2	講	（社・制）／幼・小・中・高
地域に開かれた学校づくり	VI			2	講	（社・制）／幼・小・中・高
学級経営と部活動運営	V, VI			2	講	小・中・高
発達心理学	III			2	講	

3. プログラム専門科目（特別支援教育分野）

プログラム専門科目は、特別支援教育教員養成課程独自の専門科目で、特別支援学校教員として全般的に教育活動を行うために必要な知識技能、子ども理解と学級経営力を身につけるために開設しています。

プログラム専門科目の履修方法

視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱・言語障害児教育の各領域の基準により履修し、必修、選択必修、選択を含めて初等教育プログラム、中等教育プログラムともに34単位を修得してください。

プログラム専門科目（特別支援教育分野）は、特別支援学校教員の免許状取得のために重要ですので、各領域に必要な単位数に注意して履修を進めてください。

特別支援教育分野の選択領域

選択領域の決定は2年進級時に行います。各領域で、必修科目・選択必修科目・選択科目となる授業科目及び修得単位数は異なりますので、注意してください。

a. 共通科目の履修方法

必修科目の10単位を修得してください。

さらに、言語障害児教育領域以外の学生は、「言語障害児教育総論」2単位を含めて計12単位を修得してください。

b. 必修科目及び選択必修科目の履修方法（領域別）

〔視覚障害児教育領域〕

視覚障害児教育領域では、視覚障害者に関する教育の領域の特別支援学校教諭免許状を取得することとなります。

視覚障害児教育専攻の科目で、必修に指定している8単位を修得してください。

また、選択必修科目として、聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱児教育の各領域で開設している科目の中から8単位を修得してください。

〔聴覚障害児教育領域〕

聴覚障害児教育領域では、聴覚障害者に関する教育の領域の特別支援学校教諭免許状を取得することとなります。

聴覚障害児教育専攻の科目で、必修に指定している8単位を修得してください。

また、選択必修科目として、視覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱児教育の各領域で開設している科目の中から8単位を修得してください。

〔知的障害児教育領域〕

知的障害児教育領域では、知的障害者に関する教育の領域の特別支援学校教諭免許状を取得することとなります。

知的障害児教育領域の科目で、必修に指定している6単位を修得してください。

また、選択必修科目として、視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱児教育の各領域で開設している科目の中から合計10単位を修得してください。

〔肢体不自由児教育領域〕

肢体不自由児教育領域では、肢体不自由者に関する教育の領域の特別支援学校教諭免許状を取得することとなります。

肢体不自由児教育領域の科目で、必修に指定している6単位を修得してください。

また、選択必修科目として、視覚障害・聴覚障害・知的障害・病弱児教育の各領域で開設している科目の中から合計10単位を修得してください。

[病弱児教育領域]

病弱児教育領域では、病弱者に関する教育の領域の特別支援学校教諭免許状を取得することとなります。

病弱児教育領域の科目で、必修に指定している6単位を修得してください。

また、選択必修科目として、視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由児教育の各領域で開設している科目の中から合計10単位を修得してください。

[言語障害児教育領域]

言語障害児教育領域では、知的障害者もしくは肢体不自由者に関する教育の領域の特別支援学校教諭免許状を取得することとなります。

言語障害児教育領域の科目で、必修に指定している4単位を修得してください。

また、選択必修科目として、知的障害児もしくは肢体不自由者に関して取得する免許領域の「心理・生理・病理」及び「教育論Ⅰ」の計4単位を含めて、視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱児教育の各領域で開設している科目の中から合計16単位を修得してください。

c. 選択科目

選択科目として、共通科目、各領域の開設科目の中から、視覚障害児教育・聴覚障害児教育・知的障害児教育・肢体不自由児教育・病弱児教育の各領域については6単位、言語障害児教育領域については4単位を修得してください。また、特別支援学校教諭免許状において、取得しない領域がある場合は、取得しない領域の「教育総論」の単位を必ず含めて修得してください。（5領域全てを含む免許状を取得する場合を除く。）

d. 特別支援学校教諭免許状の領域の追加

卒業要件以外の特別支援学校教諭免許状の領域（以下、免許領域という）の追加については、以下のように単位を修得してください。これらは、b. の選択必修科目の単位の中に含めることができます。なるべく複数の領域の特別支援学校教諭免許状を取得できるように履修することが望まれます。

追加する免許領域	修得しなければならない単位
視覚障害者に関する教育の免許領域	「視覚障害児心理学」，「視覚障害児の生理・病理」，「視覚障害児教育論Ⅰ」，「視覚障害児教育論Ⅱ」の4科目8単位
聴覚障害者に関する教育の免許領域	「聴覚障害児心理学」，「聴覚障害児の生理・病理」，「聴覚障害児教育論Ⅰ」，「聴覚障害児教育論Ⅱ」の4科目8単位
知的障害者に関する教育の免許領域	「知的障害児の心理・生理・病理」1科目と，「知的障害児教育論Ⅰ」，「知的障害児教育論Ⅱ」のいずれか1科目（合計で2科目4単位）
肢体不自由者に関する教育の免許領域	「肢体不自由児の心理・生理・病理」1科目と，「肢体不自由児教育論Ⅰ」，「肢体不自由児教育論Ⅱ」のいずれか1科目（合計で2科目4単位）
病弱者に関する教育の免許領域	「病弱児の心理・生理・病理」の1科目，「病弱児教育論Ⅰ」または「病弱児教育論Ⅱ」のいずれか1科目（合計で2科目4単位）

プログラム専門科目一覧（特別支援教育分野）

区分	授 業 科 目	開講期	単位数			授業形態	備 考
			必修	選択	選択		
共通科目	特別支援教育概論	I	2			講	特別支援教育の基礎理論
	特別支援教育史	II			2	講	
	特別支援教育基礎理論	II			2	講	
	障害評価法	IV	2			講	
	特別支援教育指導実習 I	V			1	実	
	特別支援教育指導実習 II	VI			1	実	
	特別支援教育総合演習	VI	2			講	
	重複障害児教育総論	V・VI	2			講	重複・発達障害等 * 言語障害児教育領域以外の学生は「言語障害児教育総論」2単位を必修として履修する。
	発達障害児教育総論	II	2			講	
	発達障害児教育論	VI			2	講	
	言語障害児の心理・生理・病理	III			2	講	
	言語障害児教育総論	V	2(*)			講	◎取得する特別支援学校教諭免許状に含まれない免許領域の教育総論を必ず履修すること。（例）知・肢・病を取得する場合→視覚障害児教育総論及び聴覚障害児教育総論を必ず履修
	視覚障害児教育総論	V			1	講	
	聴覚障害児教育総論	V			1	講	
	知的障害児教育総論	V			1	講	
	肢体不自由児教育総論	V			1	講	
	病弱児教育総論	V			1	講	
教育領域 視覚障害児	視覚障害児心理学	III	2			講	視覚障害者
	視覚障害児の生理・病理	IV	2			講	
	視覚障害児教育論 I	IV	2			講	
	視覚障害児教育論 II	V	2			講	
教育領域 聴覚障害児	聴覚障害児心理学	III	2			講	聴覚障害者
	聴覚障害児の生理・病理	III	2			講	
	聴覚障害児教育論 I	IV	2			講	
	聴覚障害児教育論 II	V	2			講	
教育領域 知的障害児	知的障害児の心理・生理・病理	III	2			講	知的障害者
	知的障害児教育論 I	IV	2			講	
	知的障害児教育論 II	V	2			講	
教育領域 肢体不自由児	肢体不自由児の心理・生理・病理	III	2			講	肢体不自由者
	肢体不自由児教育論 I	IV	2			講	
	肢体不自由児教育論 II	V	2			講	
教育領域 病弱児	病弱児の心理・生理・病理	III	2			講	病弱者
	病弱児教育論 I	IV	2			講	
	病弱児教育論 II	V	2			講	
教育領域 言語障害児	言語障害児の心理・生理・病理	III	2			講	重複・発達障害等
	言語障害児教育総論	V			2	講	
	言語障害児教育論	IV	2			講	
	知的障害児の心理・生理・病理	III		2		講	知的障害、肢体不自由のいずれかの免許領域を選択し、「心理・生理・病理」及び「教育論」の計4単位を選択履修。
	知的障害児教育論 I	IV		2		講	
	肢体不自由児の心理・生理・病理	III		2		講	
	肢体不自由児教育論 I	IV		2		講	

4. 教科指導科目

「教科指導科目」は、「各教科の指導法科目」「小専科目」「初等教科・指導法科目」で構成します。以下の履修方法に従い、初等教育プログラムは34単位、中等教育プログラムは32単位を修得してください。なお、所定の単位数を超えて修得した単位については、「自由選択科目」の単位にあてることができます。

【初等教育プログラム】

(1) 各教科の指導法

各教科の指導法科目は、小学校教員又は幼稚園教員として各教科等又は保育内容の指導と評価を行う力を身につけるために開設しています。全教科必修で24単位を修得してください。

各教科の指導法科目一覧

区分	授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選択	選択		
各教科の指導法	国語科指導法	I, II	2			講	クラス指定／(指)／小
	社会科指導法	I, II	2			講	クラス指定／(指)／小
	算数科指導法	I, II	2			講	クラス指定／(指)／小
	理科指導法	I, II	2			講	クラス指定／(指)／小
	生活科指導法	I, II	2			講	クラス指定／(指)／小
	音楽科指導法	I, II	2			講	クラス指定／(指)／小
	図画工作科指導法	I, II	2			講	クラス指定／(指)／小
	家庭科指導法	I, II	2			講	クラス指定／(指)／小
	体育科指導法	I, II	2			講	クラス指定／(指)／小
	英語指導法	I, II	2			講	クラス指定／(指)／小
	道徳の指導法	III, IV	2			講	クラス指定／(道)／小・中
	総合的な学習の時間の指導法	V, VI	2			講	(総)小・中・高

(2) 小専科目

小専科目は、小学校教員として指導する各教科等の内容の理解、指導に際して適切な教材を用いる力を身につけるために開設しています。

必修科目である「小専科目Ⅰ」の10単位を修得してください。その上で教科内容や専門的背景に関する理解を深めたい場合は「小専Ⅱ」の任意の教科を履修してください。修得した「小専Ⅱ」の単位は、「自由選択科目」の単位にあてることができます。

※小専Ⅰはすべてクラス指定です。

区分	授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選択	選択		
小専科目Ⅰ (必修)	小専国語Ⅰ	III, IV	1			講	書写を含む。 教科／幼・小
	小専社会Ⅰ	III, IV	1			講	教科／小
	小専算数Ⅰ	III, IV	1			講	教科／幼・小
	小専理科Ⅰ	III, IV	1			演	教科／小
	小専生活Ⅰ	III, IV	1			講	教科／幼・小
	小専音楽Ⅰ	III, IV	1			演	教科／幼・小
	小専図画工作Ⅰ	III, IV	1			演	教科／幼・小
	小専家庭Ⅰ	III, IV	1			演	教科／小
	小専体育Ⅰ	III, IV	1			演	教科／幼・小
	小専英語Ⅰ	III, IV	1			講	教科／小

区分	授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選必	選択		
小専科目Ⅱ (選択)	小専国語Ⅱ	V, VI			2	講	書写を含む。 教科／幼・小
	小専社会Ⅱ	V			2	講	教科／小
	小専算数Ⅱ	V			2	講	教科／幼・小
	小専理科Ⅱ	V			2	演	教科／小
	小専生活Ⅱ	V			2	講	教科／幼・小
	小専音楽Ⅱ	V			2	演	教科／幼・小
	小専図画工作Ⅱ	V			2	演	教科／幼・小
	小専家庭Ⅱ	V			2	演	教科／小
	小専体育Ⅱ	V			2	演	教科／幼・小
	小専英語Ⅱ	V			2	講	教科／小

(3) 初等教科・指導法科目

初等教科・指導法科目は、小学校教員として指導する各教科等の内容の理解、指導に際して適切な教材を用いる力、教材開発研究に関する力、「実技指導」「実習指導」に関する力等を身につけるために開設する選択科目です。所属するプログラムの指導等に応じて、もしくは自身で身につけたい力の修得を目指して、任意の科目を選択して履修することができます。修得した「初等教科・指導法科目」の単位は、「自由選択科目」の単位にあてることができます。

区分	授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選必	選択		
初等教科・指導法科目 (選択)	国語科授業実践研究	V			2	演	(指)／小
	基礎国語	Ⅱ			2	講	—
	初等教科・指導法(社会)	V			2	演	(指)／小
	算数科教材開発研究	Ⅵ			2	演	教科／幼・小
	理科教材開発研究	V			2	演	教科／幼・小
	生活科授業実践研究	V			2	演	(指)／小
	音楽科教材開発研究A	Ⅳ			2	演	教科／幼・小
	音楽科教材開発研究B	V			2	演	教科／幼・小
	音楽科教材開発研究C	Ⅵ			2	演	教科／幼・小
	図画工作科教材開発研究	V, Ⅵ			2	演	教科／幼・小
	初等教科・指導法(家庭)	Ⅵ			2	演	(指)／小
	初等教科・実技指導(保健体育)	V			2	演	教科／幼・小
	英語授業実践研究	V			2	演	(指)／小

【中等教育プログラム】

（１）教科専門科目

教科専門科目は、中学校・高等学校、中等教育学校の教員として指導する各教科等の内容の理解、指導に際して適切な教材を用いる力を身につけるために開設しています。

取得する免許教科の科目を履修し、20単位を修得してください。また、各専攻で開設している授業科目には履修の順序性がありますので、履修にあたっては各専攻の指示に従ってください。

なお、以下の「教科専門科目」に記載している必修、選択必修、選択の別は、特別支援教育教員養成課程中等教育プログラム所属学生用であり、中等教育教員養成課程のものとは異なりますので、注意してください。

（２）各教科の指導法科目

各教科の指導法科目は、中学校・高等学校、中等教育学校の教員として各教科等の指導と評価を行う力を身につけるために開設しています。

下記の必修科目（共通）の4単位、および取得する免許教科の授業科目を8単位の合計12単位を修得してください。また、各専攻で開設している授業科目には履修の順序性がありますので、履修にあたっては各専攻の指示に従ってください。

なお、以下の「各教科の指導法科目」に記載している必修、選択必修、選択の別は、特別支援教育教員養成課程中等教育プログラム所属学生用であり、中等教育教員養成課程のものとは異なりますので、注意してください。

各教科の指導法科目一覧（特別支援教育教員養成課程－共通）

授 業 科 目	開講期	単位数			授業形態	備 考
		必修	選択必修	選択		
道徳の指導法	Ⅲ, Ⅳ	2			講	クラス指定／（道）／小・中
総合的な学習の時間の指導法	Ⅴ, Ⅵ	2			講	クラス指定／（総）／小・中・高
免許教科の授業科目						

〔1〕 中学校教諭一種免許状（国語）を取得する場合

- (i) 中等教育教員養成課程国語専攻で開設している「教科専門科目」のうち、必修に指定している科目全てを含んで、20単位を修得してください。
- (ii) 中等教育教員養成課程国語専攻で開設している「各教科の指導法科目」のうち、必修に指定している科目の8単位を修得してください。
- (iii) (i), (ii) の履修に関して、年度初めの授業科目履修登録時に、国語教育科目時間割担当教員に必ず相談してください。

〔教科専門科目一覧〕（中等教育教員養成課程国語専攻開設）

区分	授 業 科 目	開講期	単位数			授業形態	備 考
			必修	選択	選択		
国語学	国語学概論	I	2			講	○音声言語及び文章表現に関するものを含む。
	国語学講義A	III			2	講	
	国語学講義B	IV			2	講	
	国語学講義C	V			2	講	
	国語学講義D	VI			2	演	
	国語学演習A	IV			2	演	
	国語学演習B	VI			2	演	
	国語学特別研究 I	VII			2	演	
	国語学特別研究 II	VIII			2	演	
国文学	国文学概論	I	2			講	○国文学史を含む。
	近代文学概論	I			2	講	
	国文学史	IV			2	講	
	近代文学講読	II			2	講	
	近代文学講義A	VI			2	講	
	近代文学講義B	VII			2	講	
	近代文学演習A	III			2	演	
	近代文学演習B	V			2	演	
	古典文学講義A	V			2	講	
	古典文学講義B	VI			2	講	
	古典文学講読	II			2	講	
	古典文学演習A	III			2	演	
	古典文学演習B	IV			2	演	
	国文学特別研究 I	VII			2	演	
	国文学特別研究 II	VIII			2	演	
漢文学	中国古典学概論	II	2			講	○
	中国近代文学講義	II			2	講	
	中国古典学講読	III			2	講	
	中国古典学講義A	V			2	講	
	中国古典学講義B	VI			2	講	
	中国古典学演習A	IV			2	演	
	中国古典学演習B	V			2	演	
	漢文学特別研究 I	VII			2	演	
	漢文学特別研究 II	VIII			2	演	
書道	中学書写指導	III	2			演	○

[各教科の指導法科目一覧] (中等教育教員養成課程国語専攻開設)

区分	授 業 科 目	開講期	単位数			授業形態	備 考
			必修	選必	選択		
国語	中等国語科指導法A	Ⅱ	2			講	○(指)／中(国語)，高(国語)
	中等国語科指導法B	Ⅲ	2			講	○(指)／中(国語)，高(国語)
	中等国語科指導法C	V	2			講	(指)／中(国語)，高(国語)
	中等国語科指導法D	Ⅵ	2			講	(指)／中(国語)，高(国語)

〔2〕中学校教諭一種免許状（社会）を取得する場合

- (i) 中等教育教員養成課程社会科専攻で開設している「教科専門科目」のうち、必修に指定している科目全て、備考欄に☆を付してある授業科目から1科目、及び★を付してある授業科目から1科目を含んで、20単位を修得してください。
- (ii) 中等教育教員養成課程社会科専攻で開設している「各教科の指導法科目」のうち、必修に指定している科目の8単位を修得してください。

〔教科専門科目一覧〕（中等教育教員養成課程社会科専攻開設）

区分	授 業 科 目	開講期	単位数			授業 形態	備 考		
			必修	選 必	選 択				
日本史及び外国史	歴史学概論	I	2			講	○日本史及び外国史を含む。		
	日本史概論	II			2	講			
	日本史講義	III			2	講			
	日本史特講	IV			2	講			
	日本史研究	V			2	講			
	考古学特講	III			2	講			
	外国史概論	I			2	講			
	東洋史講義	III			2	講			
	西洋史講義	IV			2	講			
	西洋史研究	V			2	講			
	東洋史研究	VI			2	講			
	国際関係史	IV			2	講			
地理学	地理学概論	I	2			講	○地誌を含む。		
	日本地誌講義	I			2	講			
	外国地誌講義	II			2	講			
	自然地理学講義	III			2	講			
	人文地理学講義	IV			2	講			
法学， 政治学	法律学概論	I		2		講	☆国際法を含む。	} 1科目以上 選択必修	
	政治学概論	II		2		講	☆国際政治を含む。		
	国際法	IV			2	講			
	法律学研究	VI			2	講			
	行政法	VI			2	講			
	政治学講義	III			2	講			
	政治思想史	VI			2	講			
	国際政治学	IV			2	講			
	国際関係論	III			2	講			
社会学， 経済学	社会学概論	I		2		講	★	} 1科目以上 選択必修	
	経済学概論	I		2		講	★国際経済を含む。		
	社会学講義 A	II			2	講			
	社会学講義 B	III			2	講			
	社会学講義 C	IV			2	講			
	社会学研究	VI			2	講			
	人権問題概論	I			2	講			
	国際経済学	IV			2	講			
	市民社会思想史	VI			2	講			

	財政学	VI			2	講	
宗 教 学 哲 学 倫 理 学	哲学概論	II	2			講	○
	倫理学講義	IV			2	講	
	哲学講義	V			2	講	
	人間存在論 I	III			2	講	
	人間存在論 II	IV			2	講	
	西洋思想講義	III			2	講	
	比較宗教論	V			2	講	

[各教科の指導法科目一覧] (中等教育教員養成課程社会科専攻開設)

区分	授 業 科 目	開講期	単位数			授業形態	備 考
			必修	選必	選択		
社会	中等社会科指導法 A	III	2			講	○ (指) / 中 (社会)
	中等社会科指導法 B	IV	2			講	○ (指) / 中 (社会)
	社会科・地理歴史科教育論	VI	2			講	(指) / 中 (社会), 高 (地歴)
	社会科・公民科教育特論	VI	2			講	(指) / 中 (社会), 高 (公民)

〔3〕中学校教諭一種免許状（数学）を取得する場合

- (i) 中等教育教員養成課程数学専攻で開設している「教科専門科目」のうち、必修に指定している科目全て含んで、20単位を修得してください。
- (ii) 中等教育教員養成課程数学専攻で開設している「各教科の指導法科目」のうち、必修に指定している科目全てを含んで、8単位を修得してください。
- (iii) (i), (ii) の履修に関して、年度始めの授業科目履修登録時に、数学教育科目時間割担当教員に必ず相談してください。

〔教科専門科目一覧〕（中等教育教員養成課程数学専攻開設）

区分	授 業 科 目	開講期	単位数			授業形態	備 考
			必修	選択	選択		
代数学	数と集合	I	2			演	○
	線形数学 I	II			2	演	
	線形数学 II	III			2	演	
	代数学の基礎	II			2	演	
	代数学	IV			2	演	
	代数学 A	V			2	講	
	代数学 B	VI			2	講	
幾何学	線形数学概論	I	2			演	○
	集合と位相	II			2	講	
	位相空間論	III			2	講	
	幾何学の基礎	III			2	演	
	幾何学	IV			2	演	
	幾何学 A	V			2	講	
	幾何学 B	VI			2	講	
解析学	微分積分学概論	I	2			演	○
	微分積分学 I	II			2	演	
	微分積分学 II	III			2	演	
	解析学の基礎	II			2	演	
	解析学	IV			2	演	
	解析学 A	V			2	講	
	解析学 B	VI			2	講	
統計学・確率論	確率・統計の基礎	III			2	演	
	確率・統計	IV	2			演	○
	統計科学	V			2	講	
コンピュータ	コンピュータ	V	2			演	○
	応用数理	VI			2	講	

〔各教科の指導法科目一覧〕（中等教育教員養成課程数学専攻開設）

区分	授 業 科 目	開講期	単位数			授業形態	備 考
			必修	選 必	選 択		
数学	数学科教育概論	I	2			講	○（指）／中（数学），高（数学）
	数学科教育内容論	II	2			講	○（指）／中（数学），高（数学）
	数学科教育方法論	III			2	講	（指）／中（数学），高（数学）
	数学科教育教材構成論	IV			2	演	（指）／中（数学），高（数学）
	数学科教育授業構成論	V			2	演	（指）／中（数学），高（数学）

〔４〕中学校教諭一種免許状（理科）を取得する場合

- （i）中等教育教員養成課程理科専攻で開設している「教科専門科目」のうち，必修に指定している科目全てを含んで，20単位を修得してください。
- （ii）中等教育教員養成課程理科専攻で開設している「各教科の指導法科目」のうち，必修に指定している科目の8単位を修得してください。

〔教科専門科目一覧〕（中等教育教員養成課程理科専攻開設）

区分	授業科目	開講期	単位数			授業形態	備考
			必修	選 必	選 択		
物理学	物理学概論	I	2			講	○
	物理学統論	II			2	講	
	力学Ⅰ	III			2	講	
	力学Ⅱ	V			2	講	
	電磁気学Ⅰ	III			2	講	
	電磁気学演習	IV			1	演	
	量子力学	V			2	講	
	量子力学演習	VI			1	演	
	熱・統計力学	V			2	講	
	熱・統計力学演習	VI			1	演	
	物理数学	IV			2	講	
	物理数学演習	V			1	演	
	電磁気学Ⅱ	VI			2	講	
	現代物理学	VII			2	講	
	物理学特別演習	VII			1	演	
	力学演習	IV			1	演	
物理学実験	物理学実験Ⅰ	II	1			実	○
	物理学実験Ⅱ	III			1	実	
	物理学実験Ⅲ	IV			1	実	
化学	化学概論	I	2			講	○
	有機化学Ⅰ	IV			2	講	
	無機化学Ⅰ	III			2	講	
	分析化学Ⅰ	III			2	講	
	物理化学Ⅰ	IV			2	講	

	有機化学Ⅱ	V		2	講	
	無機化学Ⅱ	V		2	講	
	分析化学Ⅱ	V		2	講	
	物理化学Ⅱ	V		2	講	
	有機化学Ⅲ	VI		2	講	
	量子物理化学	VI		2	講	
	有機化学セミナー	VII		1	演	
	分析化学セミナー	VII		1	演	
	物理化学セミナー	VII		1	演	
	無機化学セミナー	VIII		1	演	
化学実験	基礎化学実験Ⅰ	I	1		実	○
	基礎化学実験Ⅱ	II		1	実	
	分析化学実験	VI		1	実	
	無機化学実験	VI		1	実	
	有機化学実験	V		1	実	
	物理化学実験	VI		1	実	
	化学機器実験Ⅰ	VIII		1	実	
	化学機器実験Ⅱ	VIII		1	実	
生物学	生物学概論Ⅰ	II	2		講	○
	生物学概論Ⅱ	III		2	講	
	植物生理学	III		2	講	
	遺伝学	III		2	講	
	生態学	III		2	講	
	動物生理学	IV		2	講	
	動物形態学	V		2	講	
	生物の多様性	IV		2	講	
	植物形態学	V		2	講	
	植物生態学	V・VI		2	講	
	微生物学	VI		2	講	
	生物学演習Ⅰ	V		1	演	
	生物学演習Ⅱ	VI		1	演	
生物学実験	生物学実験Ⅰ	I	1		実	○
	生物学実験Ⅱ	III		1	実	
	植物自然史実験	III		1	実	
	動物形態学実験	IV		1	実	
	植物生理学実験	IV		1	実	
	生態学実験	V		1	実	
地学	地学概論Ⅰ	I	2		講	○
	地球科学Ⅰ	IV		2	講	
	地球科学Ⅱ	VI		2	講	
	地学概論Ⅱ	II		2	講	
	宇宙科学	V		2	講	
	地球環境科学	V		2	講	
	現代地学A	V		2	講	
	現代地学B	VI		2	講	
	地学ゼミナールA	VI		1	演	
	地学ゼミナールB	VII		1	演	

地学実験	地学実験Ⅰ	Ⅱ	1			実	○
	地学実験Ⅱ	Ⅲ			1	実	
	固体地球科学実験Ⅰ	Ⅲ			1	実	
	天文地球物理学実験Ⅰ	Ⅳ			1	実	

[各教科の指導法科目一覧] (中等教育教員養成課程理科専攻開設)

区分	授 業 科 目	開講期	単位数			授業形態	備 考
			必修	選必	選択		
理科	中等理科指導法A	Ⅱ	2			講	○(指)／中(理科)，高(理科)
	中等理科指導法B	Ⅲ	2			講	○(指)／中(理科)，高(理科)
	中等理科教育演習Ⅰ	Ⅳ	2			演	(指)／中(理科)，高(理科)
	中等理科教育演習Ⅱ	Ⅴ	2			演	(指)／中(理科)，高(理科)
	理科教育内容論	Ⅴ			2	講	(指)／中(理科)，高(理科)
	理科教育実践論	Ⅵ			2	講	(指)／中(理科)，高(理科)
	中等理科教育学セミナーA	Ⅶ			2	演	(指)／中(理科)，高(理科)
	中等理科教育学セミナーB	Ⅷ			2	演	(指)／中(理科)，高(理科)

〔5〕 中学校教諭一種免許状（英語）を取得する場合

- (i) 中等教育教員養成課程英語専攻で開設している「教科専門科目」のうち、必修に指定している科目全てを含んで、20単位を修得してください。
- (ii) 中等教育教員養成課程英語専攻で開設している「各教科の指導法科目」のうち、必修に指定している科目の8単位を修得してください。
- (iii) V期、VI期に開設されるゼミ科目は専門性が高いため、履修する学生は関連分野の専門科目（たとえば、英米文学ゼミA、Bを履修する場合は、英米文学関連の科目）を履修しておくことが望まれます。

〔教科専門科目一覧〕（中等教育教員養成課程英語専攻開設）

区分	授 業 科 目	開講期	単位数			授業形態	備 考
			必修	選択	選択		
英語学	英語学入門	Ⅱ	2			講	○
	英語学講義	Ⅳ			2	講	
	英語音声学	Ⅰ			2	演	
	英語学研究	Ⅳ			2	講	
	言語学概論	Ⅲ			2	講	
	英語学ゼミA	Ⅵ			2	演	〈西暦奇数年度開講〉
	英語学ゼミB	Ⅵ			2	演	〈西暦偶数年度開講〉
	言語学ゼミA	Ⅴ			2	演	〈西暦奇数年度開講〉
	言語学ゼミB	Ⅴ			2	演	〈西暦偶数年度開講〉
	英語学応用研究	Ⅴ			2	演	
	対照言語学	Ⅳ			2	講	
	ライティングゼミA	Ⅴ			2	演	〈西暦奇数年度開講〉
	ライティングゼミB	Ⅴ			2	演	〈西暦偶数年度開講〉
英米文学	英米文学入門	Ⅰ	2			演	○
	英米文学研究	Ⅲ			2	演	
	英米文学講義	Ⅱ			2	講	
	英米文学ゼミA	Ⅴ			2	演	〈西暦奇数年度開講〉
	英米文学ゼミC	Ⅴ			2	演	〈西暦偶数年度開講〉
	英米文学ゼミB	Ⅵ			2	演	〈西暦奇数年度開講〉
	英米文学ゼミD	Ⅵ			2	演	〈西暦偶数年度開講〉
	英米文学応用研究	Ⅵ			2	演	
英語コミュニケーション	英会話Ⅰ	Ⅰ	1			演	○
	英会話Ⅱ	Ⅱ			1	演	
	英作文Ⅰ	Ⅰ	1			演	○
	英作文Ⅱ	Ⅱ			1	演	
	英語コミュニケーション論	Ⅳ			2	講	
	アカデミック・イングリッシュ	Ⅴ			1	演	
	スピーチ・コミュニケーション	Ⅲ			1	演	
	英語コミュニケーションゼミA	Ⅴ			2	演	〈西暦奇数年度開講〉
	英語コミュニケーションゼミB	Ⅴ			2	演	〈西暦偶数年度開講〉

異文化理解	英語文化論	Ⅱ	2		講	○
	英語文化論研究	Ⅲ		2	演	
	異文化コミュニケーション論	Ⅴ		2	講	
	異文化ゼミ A	Ⅵ		2	演	〈西暦奇数年度開講〉
	異文化ゼミ B	Ⅵ		2	演	〈西暦偶数年度開講〉
	地域言語文化（英）	Ⅳ		2	講	
	地域言語文化（米）	Ⅲ		2	講	

〔各教科の指導法科目一覧〕（中等教育教員養成課程英語専攻開設）

区分	授 業 科 目	開講期	単位数			授業形態	備 考
			必修	選必	選択		
英語	英語教育概論	Ⅲ	2			講	○（指）／中（英語），高（英語）
	中等英語科指導法 A	Ⅳ	2			演	○（指）／中（英語），高（英語）
	中等英語科指導法 B	Ⅴ	2			演	（指）／中（英語），高（英語）
	英語教育ゼミ A	Ⅴ			2	演	〈西暦奇数年度開講〉 （指）／中（英語），高（英語）
	英語教育ゼミ C	Ⅴ			2	演	〈西暦偶数年度開講〉 （指）／中（英語），高（英語）
	中等英語科指導法 C	Ⅵ	2			講	（指）／中（英語），高（英語）
	英語教育ゼミ B	Ⅵ			2	演	〈西暦奇数年度開講〉 （指）／中（英語），高（英語）
	英語教育ゼミ D	Ⅵ			2	演	〈西暦偶数年度開講〉 （指）／中（英語），高（英語）

〔6〕 中学校教諭一種免許状（音楽）を取得する場合

- (i) 中等教育教員養成課程音楽専攻で開設している「教科専門科目」のうち、必修に指定している科目全てを含んで、20単位を修得してください。
- (ii) (i) の20単位については、「管弦楽器Ⅰ」、「和声学Ⅰ」、「オーケストラA」、「オーケストラB」を含めることが望まれます。
- (iii) 中等教育教員養成課程音楽専攻で開設している「各教科の指導法科目」のうち、必修に指定している科目の8単位を修得してください。
- (iv) (i) ～ (iii) の履修に関しては、年度始めの授業科目履修登録時に、音楽教育科目時間割担当教員に必ず相談してください。

〔教科専門科目一覧〕（中等教育教員養成課程音楽専攻開設）

区 分	授 業 科 目	開講期	単位数			授業 形態	備 考	
			必修	選択 必修	選択			
ソルフェ ージュ	ソルフェージュⅠ	Ⅰ	1			演	○	
	ソルフェージュⅡ	Ⅱ			1	演		
声 楽	声楽Ⅰ	Ⅰ	1			演	○合唱を含む。	
	声楽Ⅱ	Ⅱ			1	演		
	声楽Ⅲ	Ⅲ			1	演		
	声楽Ⅳ	Ⅳ			1	演		
	声楽Ⅴ	Ⅴ			1	演		
	声楽Ⅵ	Ⅵ			1	演		
	声楽Ⅶ	Ⅶ			1	演		
	声楽Ⅷ	Ⅷ			1	演		
	声楽アンサンブルA	Ⅲ			1	演	＜西暦偶数年度開講＞	
	声楽アンサンブルB	Ⅲ			1	演	＜西暦奇数年度開講＞	
	合唱A	Ⅱ			1	演	＜西暦偶数年度開講＞	}1科目以上 選択必修
	合唱B	Ⅱ			1	演	＜西暦奇数年度開講＞	
	伝統声楽	Ⅴ	1			演	○日本の伝統的な歌唱を含む。	
器 楽	ピアノⅠ	Ⅰ	1			演	○合奏及び伴奏法を含む。	
	ピアノⅡ	Ⅱ			1	演		
	ピアノⅢ	Ⅲ			1	演		
	ピアノⅣ	Ⅳ			1	演		
	ピアノⅤ	Ⅴ			1	演		
	ピアノⅥ	Ⅵ			1	演		
	ピアノⅦ	Ⅶ			1	演		
	ピアノⅧ	Ⅷ			1	演		
	管弦楽器Ⅰ	Ⅰ			1	演		
	管弦楽器Ⅱ	Ⅱ			1	演		
	管弦楽器Ⅲ	Ⅲ			1	演		
	管弦楽器Ⅳ	Ⅳ			1	演		
	管弦楽器Ⅴ	Ⅴ			1	演		
	管弦楽器Ⅵ	Ⅵ			1	演		
	管弦楽器Ⅶ	Ⅶ			1	演		
	管弦楽器Ⅷ	Ⅷ			1	演		

	オーケストラA	V			1	演	〈西暦奇数年度開講〉	}1科目以上 選択必修
	オーケストラB	V			1	演	〈西暦偶数年度開講〉	
	器楽アンサンブル	VI			1	演		
	邦楽器	IV	1			演	○和楽器を含む。	
	邦楽合奏	VII			1	演		
指揮法	指揮法	IV	2			講	○	
音楽理論、 作曲法及 び音楽史	音楽理論基礎	I	2			講	○音楽史，日本の伝統音楽及び 諸民族の音楽を含む。	
	和声学Ⅰ	Ⅱ			2	講		
	和声学Ⅱ	Ⅲ			2	講		
	作曲法Ⅰ	Ⅳ	2			講	○編曲法を含む。	
	作曲法Ⅱ	V			2	講		
	作曲法Ⅲ	Ⅵ			2	講		
	作曲法Ⅳ	Ⅶ			1	演		
	作曲法Ⅴ	Ⅷ			1	演		
	音楽史Ⅰ	Ⅱ			2	講		
	音楽史Ⅱ	Ⅲ			2	講		
	音楽史Ⅲ	Ⅳ			2	講		
	音楽史Ⅳ	V			2	講		
	音楽史Ⅴ	Ⅵ			2	講		
	世界の音楽と舞踊	Ⅵ			2	講		
	音楽研究論	Ⅵ			2	講		

〔各教科の指導法科目一覧〕（中等教育教員養成課程音楽専攻開設）

区 分	授 業 科 目	開講 期	単位数			授業 形態	備 考
			必 修	選 必	選 択		
音 楽	中等音楽科指導法Ⅰ	Ⅱ	2			講	○（指）／中（音楽），高（音楽）
	中等音楽科指導法Ⅱ	Ⅲ	2			講	○（指）／中（音楽），高（音楽）
	中等音楽科指導法Ⅲ	V	2			講	（指）／中（音楽），高（音楽）
	中等音楽科指導法Ⅳ	Ⅵ	2			講	（指）／中（音楽），高（音楽）

〔 7 〕 中学校教諭一種免許状（美術）を取得する場合

- (i) 中等教育教員養成課程美術専攻で開設している「教科専門科目」のうち、必修に指定している科目全てを含んで、20単位を修得してください。
- (ii) 「教科専門科目」の履修については、以下の科目を優先して履修することが望めます。
 絵画：「絵画基礎A」，「絵画基礎B」
 彫刻：「彫刻基礎A」，「彫刻基礎B」
 デザイン：「構成デザイン基礎A」，「構成デザイン基礎B」
 工芸：「工芸基礎A」，「工芸基礎B」
- (iii) (ii) 以外の授業科目については、「色彩学」及び「西洋美術史」は自由に履修して構いませんが、それ以外の授業科目の履修を希望する場合には、授業担当教員の指示に従ってください。
- (iv) 中等教育教員養成課程美術専攻で開設している「各教科の指導法科目」のうち、必修に指定している科目の8単位を修得してください。

〔教科専門科目一覧〕（中等教育教員養成課程美術専攻開設）

区分	授 業 科 目	開講期	単位数			授業形態	備 考
			必修	選択	選択		
絵画	絵画基礎A	I	2			演	○映像メディア表現を含む。
	絵画基礎B	II			2	演	
	油彩画	IV			3	講演	
	日本画	IV			3	講演	
	水彩画A	III			2	演	
	水彩画B	V			2	演	
	絵画演習A	V			3	講演	
	絵画演習B	IV			2	講演	
彫刻	彫刻基礎A	I	2			演	○
	彫刻基礎B	II			2	演	
	木彫	IV			3	講演	
	人体習作	VI			3	講演	
デザイン	構成デザイン基礎A	II	2			演	○映像メディア表現を含む。
	構成デザイン基礎B	III			2	演	
	構成デザイン理論	I			2	講	
	色彩学	I			2	講	
	デザインA	IV			3	講演	
	デザインB	V			3	講演	
	デザインC	VI			3	講演	
工芸	工芸基礎A	III	2			演	○プロダクト制作を含む。
	工芸基礎B	III			2	演	
	金属工芸	V			3	講演	
	染織工芸	VI			3	講演	
	木材工芸	VI			3	講演	
美術史論及	西洋美術史	I			2	講	
	日本美術史	II			2	講	
	美術鑑賞	III・IV			2	講演	
	美術理論	IV	2			講	○美術史，鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。

[各教科の指導法科目一覧] (中等教育教員養成課程美術専攻開設)

区分	授 業 科 目	開講期	単位数			授業形態	備 考
			必修	選必	選択		
美術	美術科指導法Ⅰ	Ⅲ	2			講	○(指)／中(美術)，高(美術)
	美術科指導法Ⅱ	Ⅲ	2			演	○(指)／中(美術)，高(美術)
	美術科指導法Ⅲ	Ⅳ	2			講	(指)／中(美術)，高(美術)
	美術科指導法Ⅳ	Ⅳ	2			演	(指)／中(美術)，高(美術)

〔8〕中学校教諭一種免許状（保健体育）を取得する場合

- (i) 中等教育教員養成課程保健体育専攻で開設している「教科専門科目」のうち、必修に指定している科目全て、及び備考欄に☆を付してある授業科目から1科目を含んで、20単位を修得してください。
- (ii) 中等教育教員養成課程保健体育専攻で開設している「各教科の指導法科目」のうち、必修に指定している科目の8単位を修得してください。
- (iii) (i), (ii)の履修に関しては、年度初めの授業科目履修登録時に、保健体育科目時間割担当教員に必ず相談してください。

〔教科専門科目一覧〕（中等教育教員養成課程保健体育専攻開設）

区分	授 業 科 目	開講期	単位数			授業形態	備 考
			必修	選必	選択		
体育実技	水泳	I	1			実	○
	陸上競技	III			1	実	
	器械運動	II			1	実	
	体づくり運動	V			1	実	
	剣道	I			1	実	
	柔道	II			1	実	
	ダンス	IV			1	実	
	バレーボール	I			1	実	
	バスケットボール	II			1	実	
	サッカー	IV			1	実	
	ラケットスポーツ（テニス・卓球・バドミントン）	III			1	実	
	バットスポーツ（ソフトボール）	III			1	実	
体育史、体育原理、体育社会学、体育心理学、体育学及び運動学、体育経営学、体育管理学	体育原論・スポーツ哲学	I		2		講	☆
	体育・スポーツ史	II			2	講	☆
	体育・スポーツ心理学	IV		2		講	☆
	体育経営・スポーツマネジメント論	IV		2		講	☆
	体育・スポーツ社会学	IV		2		講	☆
	地域スポーツと学校体育の連携	II			2	講	
	体育・スポーツ方法論（運動方法学を含む）	V	2			講	○運動学を含む。
	体育・スポーツ運動学	III			2	講	
	体育学・スポーツ運動学研究A	VII		2		演	
	体育学・スポーツ運動学研究B	VIII		2		演	
	体育・スポーツ哲学・歴史演習	V			2	演	
	体育・スポーツ心理学演習	V			2	演	
	体育・スポーツ方法論演習	V			2	演	
	身体・表現・舞踊論演習	VI			2	演	

生 理 学	生理学・解剖学（運動生理学を含む）	I	2			講	○運動生理学を含む。
	運動・スポーツ医学	IV			2	講	
	体力・トレーニング論演習	VI			2	演	
	運動・スポーツ医学演習	VI			2	演	
	運動・スポーツ生理学演習	VI			2	演	
	健康教育学・健康科学研究A	VII		2		演	
	健康教育学・健康科学研究B	VIII		2		演	
衛 生 学 及 公 衆 衛 生 学	衛生学（公衆衛生学を含む）	III	2			講	○公衆衛生学を含む。
	保健体育科指導法A	II	2			講	
保 学 健 校	学校保健	III	2			演	○小児保健，精神保健， 学校安全及び救急処置 を含む。
	学校保健・衛生学演習	VI			2	演	
	救急看護実習	VI			1	実	

[各教科の指導法科目一覧]（中等教育教員養成課程保健体育専攻開設）

区 分	授 業 科 目	開講 期	単位数			授業 形態	備 考
			必 修	選 必	選 択		
保 健 体 育	保健体育科指導法A	II	2			講	○（指）／中（保健体育）， 高（保健体育）
	保健体育科指導法B	III	2			講	○（指）／中（保健体育）， 高（保健体育）
	保健体育科指導法C	IV	2			講	（指）／中（保健体育），高 （保健体育）
	保健体育科指導法D	V	2			講	（指）／中（保健体育），高 （保健体育）

〔9〕 中学校教諭一種免許状（家庭）を取得する場合

- (i) 中等教育教員養成課程家庭専攻で開設している「教科専門科目」のうち、必修に指定している科目全てを含んで、20単位を修得してください。
- (ii) 中学校教諭一種免許状（家庭）を取得するにあたっては、備考欄に※印を付した授業科目を履修することが望まれます。
- (iii) 中等教育教員養成課程家庭専攻で開設している「各教科の指導法科目」のうち、必修に指定している科目の8単位を修得してください。

〔教科専門科目一覧〕（中等教育教員養成課程家庭専攻開設）

区分	授 業 科 目	開講期	単位数			授業形態	備 考
			必修	選 必	選 択		
家庭経営学	生活経営学	I	2			講	○家族関係学及び家庭経済学を含む。
	家庭経済学	III			2	講	
	家族関係学	IV			2	講	※
	消費生活論	V			2	演	
被服学	被服構成学実習	I			1	実	
	被服学	III	2			講演	○被服製作実習を含む。
	被服学演習	IV			2	演	※
	着心地の科学	V			2	講演	
	被服科学実験実習	VI			2	講演	
食物学	食物学	I	2			講演	○食物学,栄養学,食品学及び調理実習を含む。
	調理実習基礎	II			1	実	※
	栄養学	IV			2	講	
	食物学演習	III			2	演	
	食物学実験実習	V			2	講演	
	調理実習応用	V			1	実	
住居学	住居学	II	2			講演	○製図を含む。
	居住環境論	III			2	講演	※
	住生活演習	V			2	演	
保育学	保育学	I	2			講演	○実習及び家庭看護を含む。
	児童学原論	IV			2	講	※
	保育環境論	IV			2	演	

〔各教科の指導法科目一覧〕（中等教育教員養成課程家庭専攻開設）

区分	授 業 科 目	開講期	単位数			授業形態	備 考
			必修	選 必	選 択		
家庭	中等家庭科教育法A	II	2			講	○（指）／中（家庭），高（家庭）
	中等家庭科教育法B	III	2			講	○（指）／中（家庭），高（家庭）
	中等家庭科教育法C	V	2			演	（指）／中（家庭），高（家庭）
	中等家庭科教育法D	VI	2			演	（指）／中（家庭），高（家庭）

[10] 中学校教諭一種免許状（技術）を取得する場合

- (i) 中等教育教員養成課程技術専攻で開設している「教科専門科目」のうち、必修に指定している科目全てを含んで、20単位を修得してください。
- (ii) 中等教育教員養成課程技術専攻で開設している「各教科の指導法科目」のうち、必修に指定している科目の8単位を修得してください。
- (iii) (i), (ii)の履修に関しては、年度初めの授業科目履修登録時に、技術教育科目教務担当教員に必ず相談してください。

[教科専門科目一覧]（中等教育教員養成課程技術専攻開設）

区分	授 業 科 目	開講期	単位数			授業形態	備 考
			必修	選 必	選 択		
材 料 加 工	製図B	Ⅱ			1	演	
	木材加工実習A	Ⅱ	1			実	○製図を含む。
	木材加工実習B	Ⅲ			1	実	
	木材材料学	Ⅲ			2	講	
	木材加工学	Ⅴ			2	講	
	木材加工演習	Ⅶ			2	演	
	構造・デザイン	Ⅶ			2	講	
	製図A	Ⅰ			1	演	
	金属塑性加工実習	Ⅰ	1			実	○製図を含む。
	金属切削加工実習	Ⅱ			1	実	
	金属材料学	Ⅲ			2	講演	
	金属加工学・実験法	Ⅳ			2	講演	
機 械 ・ 電 気	機構学	Ⅰ			2	講	
	機械基礎実習	Ⅱ	1			実	○
	材料力学	Ⅲ			2	演	
	熱流体工学	Ⅳ			2	演	
	機械教材実習	Ⅴ			1	実	
	機械力学	Ⅵ			2	講	
	電気理論	Ⅱ			2	演	
	電気計測技術	Ⅲ	2			実	○実習を含む。
	電子工学	Ⅳ			2	演	
生 物 育 成	くらしと電気	Ⅴ			2	演	
	栽培実習A	Ⅰ	1			実	○
	栽培実習B	Ⅱ			1	実	
	生物育成と環境	Ⅲ			2	演	
	食農教育の実践	Ⅲ			2	演	
	栽培学実験実習	Ⅴ			2	講実	
	動物生産と人間生活	Ⅴ			2	講	
Ⅰ 情 報 と コ ン ピ ュ	生物生産科学	Ⅵ			2	講	
	基礎情報学	Ⅱ			2	講	
	情報工学A	Ⅲ	2			講実	○実習を含む。
	情報工学B	Ⅳ			2	講演	
	コンピュータとものづくり	Ⅳ			2	講	
	ネットワーク工学	Ⅴ			2	講	
	インターネットと教育	Ⅵ			2	講	

[各教科の指導法科目一覧] (中等教育教員養成課程技術専攻開設)

区分	授 業 科 目	開講期	単位数			授業形態	備 考
			必修	選必	選択		
技術	技術科教育法 A	Ⅲ	2			講	○ (指) 中 (技術)
	技術科教育法 B	Ⅳ	2			講	○ (指) 中 (技術)
	技術科教育法 C	Ⅴ	2			講	(指) 中 (技術)
	技術科教育法 D	Ⅵ	2			演	(指) 中 (技術)

5. 教育実践力向上科目

教育実践力向上科目は、実際の教員の業務及び学校現場の状況についての理解、教科等の指導や生徒指導、学級経営に関わる実践力を身につけるために開設しています。

下記の必修科目の10単位を修得してください。なお、選択科目は「自由選択科目」の単位にあてることができます。選択科目の履修に際しては、指導教員とよく相談をしてください。

教育実践力向上科目一覧【初等教育プログラム】

区分	授 業 科 目	開講期	単位数			授業形態	備 考
			必修	選 必	選 択		
教育実習	体験実習 A	I / II	1			実	
	基礎実習 A	IV	1			実	
	事前・事後指導	V・VI	1			/	
	初等教育実習（基本）※	V・VI	2			実	
	初等教育実習（応用）※	V・VI	2			実	
	特別支援教育実習※	VI	3			実	特別支援教育事前・事後指導 1 単位を含む。
	教育総合インターンシップ実習 A	VII・VIII			2	実	

教育実践力向上科目一覧【中等教育プログラム】

区分	授 業 科 目	開講期	単位数			授業形態	備 考
			必修	選 必	選 択		
教育実習	体験実習 B	I / II	1			実	
	基礎実習 B	IV	1			実	
	事前・事後指導	V・VI	1			/	
	中等教育実習（基本）※	V・VI	2			実	
	中等教育実習（応用）※	V・VI	2			実	
	特別支援教育実習※	VI	3			実	特別支援教育事前・事後指導 1 単位を含む。
	教育総合インターンシップ実習 B	VII・VIII			2	実	

※初等・中等教育実習（基本），初等・中等教育実習（応用）および特別支援教育実習をあわせて本実習といいます。

「教育実習」区分の科目については，18～19ページおよび次ページ以降もあわせて確認してください。

○ 事前・事後指導

初等教育実習、中等教育実習の事前・事後指導1単位については、次表のとおり実施されます。これらの実習については、事前指導に出席しなければ参加できません。また、事後指導にも出席しなければ評価の対象となりませんので、欠席することがないように留意してください。

〔事前指導〕

内容	方法	対象学生	備考
観察参加（観察参加に関する心得、留意事項と観察参加）	演習	実習生全員	2年次生が3年次生の本実習期間中に小・中学校で実施する。なお、観察参加の事前指導は大学で実施する。
オリエンテーション（教育実習の意義と一般的な留意事項）	講義	同上	前年度3月に大学で実施する。
教育実習保健教育（教育実習時の心身の健康管理及び生活指導）	講義	同上	同上
教育実習人権・同和教育研究（教育現場における具体的取り組み）	講義	同上	同上
小・中学校事前指導（小・中学校実習のオリエンテーション）	講義	小学校実習生 全員	初等教育：小学校で実施する。
		中学校実習生 全員	中等教育：中学校で実施する。
学習指導案の検討及び実習日誌指導	演習	実習生全員	小・中学校での事前指導以降に大学で実施する。
小・中学校実習直前の事前指導	講義	同上	小・中学校実習直前に大学で実施する。

〔事後指導〕

内容	方法	対象学生	備考
教育実習事後指導研究（教育実習の反省と問題点の整理）	講義	実習生全員	教育実習（本実習）終了後、大学で実施する。

特別支援教育実習の事前・事後指導については、次表のとおり実施されます。

〔事前指導〕

内容	方法	対象学生	備考
オリエンテーション①（教育実習の意義と一般的な留意事項）	講義	実習生全員	前年度3月に大学で実施する。
協力校教育実習研究（協力校における教育実習の指導上の留意事項、授業の構成等）	講義	同上	8月に大学で実施する。
オリエンテーション②（特別支援教育実習直前の事前指導）	講義	同上	同上

〔事後指導〕

内容	方法	対象学生	備考
教育実習事後指導研究（教育実習の反省と問題点の整理）	講義	実習生全員	教育実習（本実習）終了後、大学で実施する。

○ 初等教育実習、中等教育実習の参加要件単位

初等教育実習（初等教育プログラム）、中等教育実習（中等プログラム）に参加するためには、参加前年度までに、それぞれ下記 i) ～ iii) のすべての要件を満たしておく必要があります。

[初等教育実習(初等教育プログラム)の参加要件単位]

- i) 「学校心理学A」、「教育原理」、「教育の制度と経営」、「教育課程と教育方法・技術(特別活動の指導法を含む。）」、「学校における心理援助A」、「生徒指導論(進路指導を含む。）」A」、「人権・同和教育論」の中から8単位以上を修得
- ii) 「基礎実習A」1単位を修得し、各教科の指導法科目のうち、「国語科指導法」、「社会科指導法」、「算数科指導法」、「理科指導法」、「生活科指導法」、「音楽科指導法」、「図画工作科指導法」、「家庭科指導法」、「体育科指導法」、「英語指導法」、「道徳の指導法」から10単位以上を修得
- iii) 小専科目Ⅰのうち、「小専国語Ⅰ」、「小専社会Ⅰ」、「小専算数Ⅰ」、「小専理科Ⅰ」、「小専生活Ⅰ」、「小専音楽Ⅰ」、「小専図画工作Ⅰ」、「小専家庭Ⅰ」、「小専体育Ⅰ」、「小専英語Ⅰ」から5単位以上を修得

[中等教育実習(中等教育プログラム)の参加要件単位]

- i) 「学校心理学B」、「教育原理」、「教育の制度と経営」、「教育課程と教育方法・技術(特別活動の指導法を含む。）」、「学校における心理援助B」、「生徒指導論(進路指導を含む。）」B、「人権・同和教育論」の中から8単位以上を修得
- ii) 「基礎実習B」1単位を修得し、取得する免許教科の各教科の指導法科目（「道徳の指導法」を除く。）から2単位以上を修得
- iii) 取得する免許教科の教科専門科目から6単位以上を修得

○ 実習時期

- ・特別支援教育教員養成課程（初等教育プログラム）の初等教育実習は、3年次に附属小学校で実施します。
- ・特別支援教育教員養成課程（中等教育プログラム）の中等教育実習は、3年次に附属中学校で実施します。
- ・3年次に、以下のように領域に応じた特別支援教育実習を、小・中学校実習の終了後に協力特別支援学校で実施します。

領 域	協力校
視覚障害児教育領域	視覚障害者対象の特別支援学校
聴覚障害児教育領域	聴覚障害者対象の特別支援学校
知的障害児教育領域	知的障害者・肢体不自由者・病弱者対象の特別支援学校
肢体不自由児教育領域	
病弱児教育領域	
言語障害児教育領域	

6. 学士力向上科目

学士力向上科目は、卒業段階で教員としての総合的な力の育成を確実なものとする科目群です。本学は、「幅広い視野と豊かな教養」、「高い専門性」、「確かな実践力」を重点とする学士力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生に対して、卒業時に「学士（教育学）」の学位を授与します。学士力向上科目は、これらの重点項目について、主専攻に基づいて、より一層の能力を高めることを目的として、卒業研究、教職実践演習で構成します。以下の履修方法に従い、6単位を修得してください。

（１）卒業研究

卒業研究は、将来特別支援学校教員として教育にあたるために、これまで修得してきた専門的な知識・技能、思考力などをもとに、4年間の集大成として、教員として必要な研究能力（学校教育における課題発見・解決）に加え、情報の収集能力・活用能力、論理的・批判的思考能力を一層高めることを目的とし、授業研究等を行うための基礎的研究力を身につけるために開設しています。

下記の必修科目の4単位を修得してください。履修資格や成績評価については別途お知らせします。

授 業 科 目	開講期	単位数			授業形態	備 考
		必修	選必	選択		
卒業研究	VII・VIII	4			／	

（２）教職実践演習

教職実践演習は、教育課程内外で特別支援学校の教員として最小限必要な資質・能力が確実に修得できているか否かを確認するとともに、必要に応じて不足している知識や技能等を補うことを目的に開設しています。下記の必修科目の2単位を修得してください。

教職実践演習科目一覧

授 業 科 目	開講期	単位数			授業形態	備 考
		必修	選必	選択		
教職実践演習（幼・小）	VIII	2			演	初等教育プログラム対象／クラス指定
教職実践演習（中・高）	VIII	2			演	中等教育プログラム対象／クラス指定

7. 自由選択科目

自由選択科目は、各科目区分において修得すべき単位数を満たした上で、目指す教員像に応じた学びを学生自身でデザインし、様々な授業科目の履修と学修によって修得した単位が卒業要件単位に算入できるように設定している区分です。

学修目標を定めた上で、特別支援学校の教員として必要な専門的能力や知識の獲得、各自の関心分野の掘り下げ、苦手分野の克服等、学生自身で主体的に多様な学びを行うことを期待しています。

なお、卒業要件となっている単位数以上に、学生自身の志望に従ってさらに科目を履修することは可能です。

特別支援教育教員養成課程 開講計画表

科目区分		必修別 ／単位数	I	II	III	IV
教養教育 科目	大学教育 基礎科目	必修 4	初年次セミナー(2コ) 日本国憲法(2コ)			
		選必 2	情報機器の操作(2コ)			
		選択	情報技術入門A(2コ)	情報技術入門B(2コ)		
	教養科目	選択 12	所属する課程・専攻に対応した分野以外の分野(系)(生涯学習科目を除く)から、それぞれ2単位以上を修得した上で、全体で12単位以上を修得してください。			
	外国語科目	選必 4	英語、ドイツ語、フランス語、中国語、ハンガール語、日本語(留学生対象)の中から1つ選んで4単位を修得してください。			
	保健体育科目	必修 2	健康・スポーツ科学 実習Ⅰ(1シ)	健康・スポーツ科学 実習Ⅱ(1シ)		
教職科目	教職共通科目	必修 11	教育原理(2コ) 教育の制度と経営(2コ)	教育課程と教育方法・技術 (特別活動の指導法を含む。)(2コ) 人権・同和教育論(2コ)		
		必修 8 (初等教育)		学校心理学A(2コ) 特別支援教育と介護 入門(幼・小)(2コ)	生徒指導論(進路指導を含む。)(2コ)	学校における心理援助A(2コ)
		必修 8 (中等教育)	学校心理学B(2コ)	特別支援教育と介護 入門(中・高)(2コ)	学校における心理援助B(2コ)	生徒指導論(進路指導を含む。)(2コ)
プログラム専門科目 (特別支援教育P)	共通科目	必修 10	特別支援教育概論(2コ)	発達障害児教育総論(2コ)		障害評価法(2コ)
		選択		特別支援教育史(2コ) 特別支援教育基礎理論(2コ)	言語障害児の心理・生理・病理(2コ)	
		(注1)				
	視覚障害児教育領域	必修 8			視覚障害児心理学(2コ)	視覚障害児の生理・病理(2コ) 視覚障害児教育論Ⅰ(2コ)
		選必 8	聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱児教育領域の科目の中から8単位履修してください。			
	聴覚障害児教育領域	必修 8			聴覚障害児心理学(2コ) 聴覚障害児の生理・病理(2コ)	聴覚障害児教育論Ⅰ(2コ)
		選必 8	視覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱児教育領域の科目の中から8単位履修してください。			
	知的障害児教育領域	必修 6			知的障害児の心理・生理・病理(2コ)	知的障害児教育論Ⅰ(2コ)
		選必 10	視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱児教育領域の科目の中から10単位履修してください。			
	肢体不自由児教育領域	必修 6			肢体不自由児の心理・生理・病理(2コ)	肢体不自由児教育論Ⅰ(2コ)
		選必 10	視覚障害・聴覚障害・知的障害・病弱児教育領域の科目の中から10単位履修してください。			

V	VI	VII	VIII	備 考	
					必要単位を超えて修得した場合、自由選択科目の単位として計算します。
					左記科目を修得した場合、自由選択科目の単位として計算します。
					※1 必要単位を超えて修得することができます。
				※1	
教職論(2コ)					
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法(1コ)					初等教育対象
					中等教育対象
重複障害児教育総論(2コ)	特別支援教育総合演習(2コ)				
特別支援教育指導実習Ⅰ(1シ)	特別支援教育指導実習Ⅱ(1シ)			※2	※2 取得する特別支援学校教諭免許状に含まれる領域以外の免許領域にかかる教育総論を必ず履修すること。
※2 視覚障害児教育総論(1コ)	発達障害児教育論(2コ)			※3	※3 必要単位数を超えて修得した場合、☆2の「選択科目」として計算します。
聴覚障害児教育総論(1コ)					
知的障害児教育総論(1コ)					
肢体不自由児教育総論(1コ)					
病弱児教育総論(1コ)					
言語障害児教育総論(2コ)				(注1) ※3	(注1) 言語障害児教育領域以外の学生は2単位履修してください。
視覚障害児教育論Ⅱ(2コ)					
				※3	
聴覚障害児教育論Ⅱ(2コ)					
				※3	
知的障害児教育論Ⅱ(2コ)					
				※3	
肢体不自由児教育論Ⅱ(2コ)					
				※3	

プログラム専門科目 (特別支援教育P)	病弱児教育領域	必修 6			病弱児の心理・生理・病理(2コ)	病弱児教育論Ⅰ(2コ)
		選必 10	視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由児教育領域の科目の中から10単位履修してください。			
	言語障害児教育領域	必修 4			言語障害児の心理・生理・病理(2コ)	言語障害児教育論(2コ)
		選必 4			知的障害児の心理・生理・病理(2コ) 肢体不自由児の心理・生理・病理(2コ)	知的障害児教育論Ⅰ(2コ) 肢体不自由児教育論(2コ)
		選必 12	視覚障害・聴覚障害・知的障害・肢体不自由・病弱児教育領域の科目から12単位履修してください。(※4の選択必修科目4単位と合わせて計16単位修得)			
		選択				
	選択科目	(注2) 6/4	(注2) 共通科目、各領域の開設科目の中から視覚障害児、聴覚障害児、知的障害児、肢体不自由児、病弱児教育領域においては6単位、言語障害児教育領域においては4単位を修得してください。			
		上記の他に初等教育教員養成課程や中等教育教員養成課程の選択必修科目や選択科目を修得することができます。				
教科指導科目	小専科目Ⅰ	必修 10			小専国語Ⅰ(1コ)、小専社会Ⅰ(1コ) 小専算数Ⅰ(1コ)、小専理科Ⅰ(1コ) 小専生活Ⅰ(1コ)、小専音楽Ⅰ(1コ) 小専図画工作Ⅰ(1コ)、小専家庭Ⅰ(1コ) 小専体育Ⅰ(1コ)、小専英語Ⅰ(1コ)	
	小専科目Ⅱ	選択				
	教科専門科目	選必 20	取得する免許教科の教科内容科目を履修し、必要要件を満たした上で、20単位修得してください。			
	各教科の指導法	必修 4			道徳の指導法(2コ)	
		必修 20	国語科指導法(2コ)、社会科指導法(2コ)、算数科指導法(2コ)、理科指導法(2コ)、生活科指導法(2コ)、音楽科指導法(2コ)、図画工作科指導法(2コ)、体育科指導法(2コ)、家庭科指導法(2コ)、英語指導法(2コ)			
	選必 8	取得する免許教科の教科指導法科目を履修し、必要要件を満たした上で、8単位修得してください。				
教育実践力向上科目		必修 4				
		必修 6 (初等教育)	体験実習A(1シ)			基礎実習A(1シ)
		選択				
		必修 6 (中等教育)	体験実習B(1シ)			基礎実習B(1シ)
	選択					
学士力向上科目	卒業研究	必修 4				
	教職実践演習	必修 2 (初等教育)				
		必修 2 (中等教育)				
自由選択科目		選択 (初等) 5 (中等) 7	詳細は「5. 学士力向上科目(3) 自由選択科目」を確認してください。			

病弱児教育論Ⅱ(2コ)					
				※3	
				※4	※4 知的障害、肢体不自由児教育のいずれかの免許領域を選択し、「心理・生理・病理」と「教育論Ⅰ」の2科目4単位を履修してください。また、必要単位を超えて修得した場合、☆1の科目として計算します。
				☆1 ※3	
言語障害児教育総論(2コ)					
(注3) 取得する特別支援学校教諭免許状において、免許状に含まれない免許領域に関する「教育総論」を必ず含んで履修してください。				☆2 ※1	
				左記科目を修得した場合、自由選択単位として計算します。	
		左記の他に初等教育教員養成課程の選択必修科目や選択科目を修得することができます。		※1	初等教育対象
小専社会Ⅱ(2コ)	小専体育Ⅱ(2コ)				
小専算数Ⅱ(2コ)	小専生活Ⅱ(2コ)				
小専理科Ⅱ(2コ)					
小専音楽Ⅱ(2コ)					
小専図画工作Ⅱ(2コ)					
小専家庭Ⅱ(2コ)					
小専英語Ⅱ(2コ)					
小専国語Ⅱ(2コ)					
				※1	中等教育対象
総合的な学習の時間の指導法(2コ)					共通
左記の他に初等教育教員養成課程の選択必修科目や選択科目を修得することができます。				※1	初等教育対象
				※1	中等教育対象
特別支援教育実習(3シ) 事前・事後指導(1単位)					共通
初等教育実習(基本)(2シ) 初等教育実習(応用)(2シ)					初等教育対象
		教育総合インターンシップ実習A(2シ)		※1	
中等教育実習(基本)(2シ) 中等教育実習(応用)(2シ)					中等教育対象
		教育総合インターンシップ実習B(2シ)		※1	
		卒業研究(4単位)			
			教職実践演習(幼・小)(2コ)		初等教育対象
			教職実践演習(中・高)(2コ)		中等教育対象
				※1	

教育職員免許状及び資格

VI 教育職員免許状及び資格

1. 教育職員免許状取得方法

(1) 主免

初等教育教員養成課程，中等教育教員養成課程，特別支援教育教員養成課程では，それぞれの履修基準に定められている卒業要件単位を修得することにより，以下の教育職員免許状を取得することができます。この教育職員免許状のことを本学では「主免」とよんでいます。

[初等教育教員養成課程]

プログラム名	教育職員免許状（主免）
幼児教育	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状
小学校教育専攻 人文・社会教育 理数教育 芸術・実技教育	小学校教諭一種免許状

[中等教育教員養成課程]

中等教育プログラム	専攻	教育職員免許状（主免）
	国語専攻	中学校教諭一種免許状（国語） 高等学校教諭一種免許状（国語）
	社会科専攻	中学校教諭一種免許状（社会） 高等学校教諭一種免許状（地理歴史）又は（公民）
	数学専攻	中学校教諭一種免許状（数学） 高等学校教諭一種免許状（数学）
	理科専攻	中学校教諭一種免許状（理科） 高等学校教諭一種免許状（理科）
	英語専攻	中学校教諭一種免許状（外国語（英語）） 高等学校教諭一種免許状（外国語（英語））
	音楽専攻	中学校教諭一種免許状（音楽） 高等学校教諭一種免許状（音楽）
	美術専攻	中学校教諭一種免許状（美術） 高等学校教諭一種免許状（美術）[履修方法により（工芸）]
	保健体育専攻	中学校教諭一種免許状（保健体育） 高等学校教諭一種免許状（保健体育）
	家庭専攻	中学校教諭一種免許状（家庭） 高等学校教諭一種免許状（家庭）
	技術専攻	中学校教諭一種免許状（技術） 高等学校教諭一種免許状（工業）
	書道専攻	中学校教諭一種免許状（国語） 高等学校教諭一種免許状（書道）

[特別支援教育教員養成課程]

	領 域	教育職員免許状（主免）
特別支援教育初等教育プログラム	視覚障害児教育領域	特別支援学校教諭一種免許状（視覚障害者に関する教育の領域） 小学校教諭一種免許状
	聴覚障害児教育領域	特別支援学校教諭一種免許状（聴覚障害者に関する教育の領域） 小学校教諭一種免許状
	知的障害児教育領域	特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者に関する教育の領域） 小学校教諭一種免許状
	肢体不自由児教育領域	特別支援学校教諭一種免許状（肢体不自由者に関する教育の領域） 小学校教諭一種免許状
	病弱児教育領域	特別支援学校教諭一種免許状（病弱者に関する教育の領域） 小学校教諭一種免許状
	言語障害児教育領域	特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者に関する教育の領域又は肢体不自由者に関する教育の領域） 小学校教諭一種免許状
特別支援教育中等教育プログラム	視覚障害児教育領域	特別支援学校教諭一種免許状（視覚障害者に関する教育の領域） 希望教科の中学校教諭一種免許状
	聴覚障害児教育領域	特別支援学校教諭一種免許状（聴覚障害者に関する教育の領域） 希望教科の中学校教諭一種免許状
	知的障害児教育領域	特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者に関する教育の領域） 希望教科の中学校教諭一種免許状
	肢体不自由児教育領域	特別支援学校教諭一種免許状（肢体不自由者に関する教育の領域） 希望教科の中学校教諭一種免許状
	病弱児教育領域	特別支援学校教諭一種免許状（病弱者に関する教育の領域） 希望教科の中学校教諭一種免許状
	言語障害児教育領域	特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者に関する教育の領域又は肢体不自由者に関する教育の領域） 希望教科の中学校教諭一種免許状

特別支援教育中等教育プログラムでは、国語、社会、数学、理科、外国語（英語）、音楽、美術、保健体育、家庭、技術のいずれかの教科の中学校教諭一種免許状を取得します。これを本学では「基礎免」といいます。

(2) 副免

所定の単位を修得することにより、主免以外にも教育職員免許状を取得することができます。このようにして主免以外に取得する教育職員免許状のことを、本学では「副免」とよんでいます。

なお、副免取得については、卒業要件ではないことや一定の条件が設けられていることから、必ずしも4年間で取得できるものではありません。

副免の取得を希望する場合は、指導教員に相談のうえ、以下の各教育職員免許状の取得方法を確認しながら所定の単位を修得してください。

a. 幼稚園教諭免許状

原則として、授業科目の履修は認めていません。ただし、所定のテスト等に合格する等の条件を達成することにより、授業科目の履修が認められる場合がありますので、詳細は、教育支援課からの連絡等に従ってください。

教育職員免許法施行規則では、幼稚園教諭免許状の取得に必要な科目の単位数が次の表のとおり定められています。副免として幼稚園教諭免許状を取得する場合は、以下の①～③のとおり単位を修得してください。

	必要とする最低単位数	
	幼稚園教諭一種	幼稚園教諭二種
領域及び保育内容の指導法に関する科目	16	12
教育の基礎的理解に関する科目	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導（進路指導を含む。）、教育相談等に関する科目	4	4
教育実践に関する科目	7	7
大学が独自に設定する科目	14	2

① 領域及び保育内容の指導法に関する科目

「領域に関する科目」については、初等教育教員養成課程幼児教育プログラムで開設している次のプログラム専門科目から、下記の表のとおり、2科目2単位を修得してください。

[領域に関する科目]

区分	授業科目	開講期	単位数	幼稚園教諭一種	幼稚園教諭二種
健康	幼児と健康	I	1	2	2
人間関係	幼児と人間関係	II	1		
環境	幼児と環境	III	1		
言葉	幼児と言葉	I	1		
表現	幼児と表現	I	1		

「保育内容の指導法」については、下記の表に従って所定の単位を修得してください。

なお、定められた単位数（幼稚園教諭一種は14単位、幼稚園教諭二種は10単位）の半数までは小学校教諭免許状取得のための各教科の指導法に関する科目をあてることができます。ただし、中等教育教員養成課程及び特別支援教育教員養成課程（中等教育部）の学生で小学校教諭の免許状を取得せず、幼稚園教諭の免許状を取得する場合、小学校教諭免許状取得のための各教科の指導法に関する科目をあてることができません。

[保育内容の指導法に関する科目]

区分	授業科目	開講期	単位数	幼稚園教諭一種	幼稚園教諭二種
保育内容の指導法に関する科目	保育内容総論	III	2		
	健康の指導法	IV	2		
	人間関係の指導法	IV	2		

音楽表現の指導法	Ⅳ	1	1 4	1 0
美術表現の指導法	Ⅴ	1		
ことばの指導法	Ⅴ	2		
幼児指導法	Ⅴ	2		
環境の指導法	Ⅵ	2		

[各教科の指導法に関する科目]

区 分	授 業 科 目	開講期	単位数	幼稚園教諭一種	幼稚園教諭二種
各教科の指導法に関する科目	国語科指導法	I, II	2	小学校教諭免許状所要資格取得時に限り、6単位までは上記の「保育内容の指導法」の単位にあてることができます。	小学校教諭免許状所要資格取得時に限り、4単位までは上記の「保育内容の指導法」の単位にあてることができます。
	社会科指導法	I, II	2		
	算数科指導法	I, II	2		
	理科指導法	I, II	2		
	生活科指導法	I, II	2		
	音楽科指導法	I, II	2		
	図画工作科指導法	I, II	2		
	家庭科指導法	I, II	2		
	体育科指導法	I, II	2		

② 教育の基礎的理解に関する科目・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導（進路指導を含む。）、教育相談等に関する科目・教育実践に関する科目

「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導（進路指導を含む。）、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」については、下記の表に従って所定の単位を修得してください。

幼稚園教諭免許状取得にかかる教育実習は、協力小学校（出身校等）で実施します。幼稚園での実施ではありませんので、ご注意ください。

[教育の基礎的理解に関する科目・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導（進路指導を含む。）、教育相談等に関する科目・教育実践に関する科目]

区 分	授 業 科 目	開講期	単位数	幼稚園教諭一種	幼稚園教諭二種
教育の基礎的理解に関する科目	教育原理 ※	I, II	2	1 2	1 2
	教職論 ※	V	2		
	教育の制度と経営 ※	I, II	2		
	学校心理学A ※ *1	II	2		
	特別支援教育と介護入門（幼・小）※ *1	II	2		
	幼児・児童の教育課程総論	V	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導（進路指導を含む。）、教育相談等に関する科目	幼児・児童の教育方法の理論と実践	Ⅵ	2	6	6
	幼児・児童の理解と心理援助	Ⅲ	2		
	学校における心理援助A ※*1	Ⅳ	2		
教育実践に関する科目	初等教育実習 *2	V・Ⅵ	5	5	5
	教職実践演習（幼・小）※ *1	Ⅷ	2	2	2

（注1）※印を付している授業科目については、所属する課程で開設している授業科目の単位をあてることができます。なお、*1の科目について、中等教育教員養成課程及び特別支援教育教員養成課程（中等教育部）の学生は、「学校心理学B」、「特別支援教育と介護入門（中・高）」、「学校における心理援助B」、「教職実践演習（中・高）」の単位をそれぞれにあてることができます。

(注2) 「初等教育実習」については、初等教育教員養成課程及び特別支援教育教員養成課程（初等教育部）の学生は所属する課程で修得した単位をあてることができます。中等教育教員養成課程及び特別支援教育教員養成課程（中等教育部）の学生については、5単位のうち3単位は「中等教育実習」の単位をあてることができます。

③ 大学が独自に設定する科目

「大学が独自に設定する科目」については、幼稚園教諭一種免許状を取得する場合、①の「領域に関する科目」、幼児教育選修の教育者育成基礎科目、教育者育成専門科目及び教育指導法科目として開設している授業科目、202～203ページの「d. 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校教諭免許状（大学が独自に設定する科目）」のうち備考欄に「幼」と記載されている授業科目の中から履修してください。

また、①・②の科目区分の最低修得単位数を超えて修得した単位をあてることができます。

b. 小学校教諭免許状

教育職員免許法では、小学校教諭免許状の取得に必要な科目の単位数が次の表のとおり定められています。副免として小学校教諭免許状を取得する場合は、以下の①～③のとおり単位を修得してください。

	必要とする最低単位数	
	小学校教諭一種	小学校教諭二種
教科及び教科の指導法に関する科目	30	16
教育の基礎的理解に関する科目	10	6
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導（進路指導を含む。）、教育相談等に関する科目	10	6
教育実践に関する科目	7	7
大学が独自に設定する科目	2	2

① 教科及び教科の指導法に関する科目

「教科に関する科目」については、初等教育教員養成課程で開設している次の小専科目から、下記の表のとおり小学校教諭一種免許状を取得する場合は10単位、小学校教諭二種免許状を取得する場合は、4単位を修得してください。

[教科に関する科目]

区分	授業科目	開講期	単位数	小学校教諭一種	小学校教諭二種
国語（書写を含む。）	小専国語Ⅰ	Ⅲ，Ⅳ	1	10	2
社会	小専社会Ⅰ	Ⅲ，Ⅳ	1		
算数	小専算数Ⅰ	Ⅲ，Ⅳ	1		
理科	小専理科Ⅰ	Ⅲ，Ⅳ	1		
生活	小専生活Ⅰ	Ⅲ，Ⅳ	1		2
音楽	小専音楽Ⅰ	Ⅲ，Ⅳ	1		
図画工作	小専図画工作Ⅰ	Ⅲ，Ⅳ	1		
家庭	小専家庭Ⅰ	Ⅲ，Ⅳ	1		
体育	小専体育Ⅰ	Ⅲ，Ⅳ	1		
外国語	小専英語Ⅰ	Ⅲ，Ⅳ	1		

※「教科に関する科目」については、全科目の修得が望ましい。

[各教科の指導法に関する科目]

区分	授業科目	開講期	単位数	小学校教諭一種	小学校教諭二種
教科の指導法に関する科目	国語科指導法	Ⅰ，Ⅱ	2	20	12 （「音楽科指導法」，「図画工作科指導法」，「体育科指導法」のうち2科目以上を含めること。）
	社会科指導法	Ⅰ，Ⅱ	2		
	算数科指導法	Ⅰ，Ⅱ	2		
	理科指導法	Ⅰ，Ⅱ	2		
	生活科指導法	Ⅰ，Ⅱ	2		
	音楽科指導法	Ⅰ，Ⅱ	2		
	図画工作科指導法	Ⅰ，Ⅱ	2		
	家庭科指導法	Ⅰ，Ⅱ	2		
	体育科指導法	Ⅰ，Ⅱ	2		
	英語指導法	Ⅰ，Ⅱ	2		

② 教育の基礎的理解に関する科目・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導（進路指導を含む。）、教育相談等に関する科目・教育実践に関する科目

「教育の基礎的理解に関する科目」，「道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導（進路指導を含む。）、教育相談等に関する科目」，「教育実践に関する科目」については、下記の表に従って所定の単位を修得してください。

[教育の基礎的理解に関する科目・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導（進路指導を含む。）、教育相談等に関する科目・教育実践に関する科目]

区 分	授 業 科 目	開講期	単位数	小学校教諭一種	小学校教諭二種
教育の基礎的理解に関する科目	教育原理 ※	I, II	2	10	10
	教職論 ※	V	2		
	教育の制度と経営 ※	I, II	2		
	学校心理学A ※ *1	II	2		
	特別支援教育と介護入門（幼・小） ※ *1	II	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導（進路指導を含む。）、教育相談等に関する科目	道徳の指導法※	III, IV	2	11	11
	総合的な学習の時間の指導法※	V, VI	2		
	教育課程と教育方法・技術（特別活動の指導法を含む。）※	III, IV	2		
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法※	V, VI	1		
	生徒指導論（進路指導を含む。）A※ *1	III	2		
	学校における心理援助A※ *1	IV	2		
教育実践に関する科目	初等教育実習 *2	V・VI	5	5	5
	教職実践演習（幼・小）※*1	VIII	2	2	2

（注１）※印を付している授業科目については、所属する課程で開設している授業科目の単位をあてることができます。なお、*1の科目について、中等教育教員養成課程及び特別支援教育教員養成課程（中等教育部）の学生は、それぞれ「学校心理学B」、「特別支援教育と介護入門（中・高）」、「生徒指導（進路指導を含む。）B」、「学校における心理援助B」、「教職実践演習（中・高）」の単位をあてることができます。

（注２）「初等教育実習」については、5単位のうち3単位は「中等教育実習」の単位をあてることができます。

③ 大学が独自に設定する科目

「大学が独自に設定する科目」については、小学校教諭一種免許状を取得する場合、前ページ①の「教科に関する科目」、202～203ページの「d. 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校教諭免許状（大学が独自に設定する科目）」のうち備考欄に「小」と記載されている授業科目の中から履修してください。

また、①・②の科目区分の最低修得単位数を超えて修得した単位をあてることができます。

c. 中学校及び高等学校教諭免許状

教育職員免許法では、中学校教諭免許状及び高等学校教諭免許状の取得に必要な科目の単位数が次の表のとおり定められています。副免として中学校教諭免許状及び高等学校教諭免許状を取得する場合は、以下の①～③のとおり単位を修得してください。

	必要とする最低単位数		
	中学校 教諭一種	中学校 教諭二種	高等学校 教諭一種
教科及び教科の指導法に関する科目	28	12	24
教育の基礎的理解に関する科目	10	6	10
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導（進路指導を含む。）、教育相談等に関する科目	10	6	8
教育実践に関する科目	7	7	5
大学が独自に設定する科目	4	4	12

① 教育の基礎的理解に関する科目・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導（進路指導を含む。）、教育相談等に関する科目・教育実践に関する科目

「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導（進路指導を含む。）、教育相談等に関する科目」、「教育実践に関する科目」については、下記の表に従って所定の単位を修得してください。

[教育の基礎的理解に関する科目・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導（進路指導を含む。）、教育相談等に関する科目・教育実践に関する科目]

区 分	授 業 科 目	開講期	単位数	中学校 教諭一種	中学校 教諭二種	高等学校 教諭一種
教育の基礎的理解に関する科目	教育原理 ※	I, II	2	10	10	10
	教職論 ※	V	2			
	教育の制度と経営 ※	I, II	2			
	学校心理学B ※ *1	I	2			
	特別支援教育と介護入門（中・高）※ *1	II	2			
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導（進路指導を含む。）、教育相談等に関する科目	道徳の指導法※	III, IV	2	11	11	11
	総合的な学習の時間の指導法※	V, VI	2			
	教育課程と教育方法・技術（特別活動の指導法を含む。）※	III, IV	2			
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法※	V, VI	1			
	生徒指導論（進路指導を含む。）B※ *1	IV	2			
	学校における心理援助B※ *1	III	2			
教育実践に関する科目	中等教育実習	V・VI	5	5	5	3
	教職実践演習（中・高）※ *1	VIII	2	2	2	2

（注１）※印を付している授業科目については、所属する課程で開設している授業科目の単位をあてることができます。なお、*1の科目について、初等教育教員養成課程及び特別支援教育教員養成課程（初等教育部）の学生は、それぞれ「学校心理学A」、「特別支援教育と介護入門（幼・小）」、「生徒指導（進路指導を含む。）A」、「学校における心理援助A」、「教職実践演習（幼・小）」の単位をあてることができます。

（注２）「中等教育実習」については、5単位のうち3単位は「初等教育実習」の単位をあて

ることができます。また、他教科の中学校及び高等学校教諭一種免許状を副免として取得する場合は、他教科の免許状取得のために既に修得した「中等教育実習」の単位をあてることができます。

② 大学が独自に設定する科目

「大学が独自に設定する科目」については、該当する学校種及び教科の「教科に関する科目」及び「各教科の指導法に関する科目」（以下の③を確認すること。）、202～203ページの「d. 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校教諭免許状（大学が独自に設定する科目）」の中から履修してください。なお、中学校教諭免許状を取得するために修得した「道徳の指導法」（2単位）の単位は高等学校教諭免許状を取得するための「大学が独自に設定する科目」の単位にあてることができます。

また、①・③の科目区分の最低修得単位数を超えて修得した単位をあてることができます。

③ 教科に関する科目、各教科の指導法

「教科に関する科目」及び「各教科の指導法」については、以下のとおり取得しようとする免許種及び免許教科にあわせて履修してください。

〔1〕中学校教諭免許状（国語）及び高等学校教諭免許状（国語）

- (i) 中学校教諭一種免許状（国語）の取得を希望する場合は、「国語の教科に関する科目」のうち、備考欄に○印の付してある科目全て、及び☆印の付してある科目から選んだ1科目を含み、20単位以上を修得してください。また、「各教科の指導法（国語）」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、8単位以上を修得してください。
- (ii) 中学校教諭二種免許状（国語）の取得を希望する場合は、「国語の教科に関する科目」のうち、備考欄に○印の付してある科目全て、及び☆印の付してある科目から選んだ1科目を含み、10単位以上を修得してください。また、「各教科の指導法（国語）」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、4単位以上を修得してください。
- (iii) 高等学校教諭一種免許状（国語）の取得を希望する場合は、「国語の教科に関する科目」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、20単位以上を修得してください。ただし、☆印の付してある科目を除きます。また、「各教科の指導法（国語）」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、4単位以上を修得してください。
- (iv) (i)～(iii)の履修に関して、年度初めの授業科目履修登録時に、国語教育科目時間割担当教員に必ず相談してください。

〔国語の教科に関する科目〕

区分	授 業 科 目	単位数	備考	中一種免	中二種免	高一種免
国語学	国語学概論（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	2	○	○印の科目全てと☆印から選んだ1科目を含み20単位以上を修得	○印の科目全てと☆印から選んだ1科目を含み10単位以上を修得	○印の科目全てを含み20単位以上を修得
	国語学講義A	2				
	国語学講義B	2				
	国語学講義C	2				
	国語学講義D	2				
	国語学演習A	2				
	国語学演習B	2				
	国語学特別研究Ⅰ	2				
	国語学特別研究Ⅱ	2				
国文学	国文学概論（国文学史を含む。）	2	○			
	近代文学概論	2				
	国文学史	2				
	近代文学講読	2				
	近代文学講義A	2				
	近代文学講義B	2				

	近代文学演習 A	2				
	近代文学演習 B	2				
	古典文学講義 A	2				
	古典文学講義 B	2				
	古典文学講読	2				
	古典文学演習 A	2				
	古典文学演習 B	2				
	国文学特別研究 I	2				
	国文学特別研究 II	2				
漢文学	中国古典学概論	2	○			
	中国近代文学講義	2				
	中国古典学講読	2				
	中国古典学講義 A	2				
	中国古典学講義 B	2				
	中国古典学演習 A	2				
	中国古典学演習 B	2				
	漢文学特別研究 I	2				
	漢文学特別研究 II	2				
書道	中学書写指導	2	○			×

〔各教科の指導法（国語）〕

区 分	授 業 科 目	単位数	備考	中一種免	中二種免	高一種免
各教科の指導法（国語）	中等国語科指導法 A	2	○	○印の全てを含み8単位以上を修得	○印の全てを含み4単位以上を修得	○印の全てを含み4単位以上を修得
	中等国語科指導法 B	2	○			
	中等国語科指導法 C	2				
	中等国語科指導法 D	2				
	国語科教育特別研究 I	2				
	国語科教育特別研究 II	2				
	中学書写教育研究	2				×

〔2〕中学校教諭免許状（社会）

- (i) 中学校教諭一種免許状（社会）の取得を希望する場合は、「中学校教諭（社会）の教科に関する科目」の授業科目のうち、備考欄に○印を付してある科目全て、備考欄に☆印を付してある科目から1科目、及び備考欄に★印を付してある科目から1科目を含み、20単位以上を修得してください。また、「各教科の指導法（中学校教諭（社会））」の授業科目のうち、備考欄に○印を付してある科目全てを含み、8単位以上を修得してください。
- (ii) 中学校教諭二種免許状（社会）の取得を希望する場合は、「中学校教諭（社会）の教科に関する科目」の授業科目のうち、備考欄に○印を付してある科目全て、備考欄に☆印を付してある科目から1科目、及び備考欄に★印を付してある科目から1科目を含み、10単位以上を修得してください。また、「各教科の指導法（中学校教諭（社会））」の授業科目のうち、備考欄に○印を付してある科目全てを含み、4単位以上を修得してください。

〔中学校教諭（社会）の教科に関する科目〕

区分	授 業 科 目	単位数	備考	中一種免	中二種免
日本史及び外国史	歴史学概論	2	○	○印の科目全てと☆印の1科目及び★印の1科目を含む	○印の科目全てと☆印の1科目及び★印の1科目を含む
	日本史概論	2			
	日本史講義	2			
	日本史特講	2			
	日本史研究	2			
	日本史演習 A	2			

	日本史演習 B	2		み 2 0 単 位 以 上 を 修 得	み 1 0 単 位 以 上 を 修 得
	考古学特講	2			
	外国史概論	2			
	西洋史講義	2			
	東洋史講義	2			
	西洋史研究	2			
	東洋史研究	2			
	西洋史演習 A	2			
	西洋史演習 B	2			
	東洋史演習 A	2			
	東洋史演習 B	2			
	国際関係史	2			
地理学 (地誌を 含む。)	地理学概論	2	○		
	日本地誌講義	2			
	外国地誌講義	2			
	自然地理学講義	2			
	自然地理学実習 A	1			
	自然地理学実習 B	1			
	自然地理学演習 A	2			
	自然地理学演習 B	2			
	人文地理学講義	2			
	人文地理学実習 A	1			
	人文地理学実習 B	1			
	人文地理学演習 A	2			
	人文地理学演習 B	2			
「法律 学，政治 学」	法律学概論	2	☆	1 科目以上 選択必修	
	政治学概論	2	☆		
	国際法	2			
	行政法	2			
	法律学研究	2			
	法律学演習 A	2			
	法律学演習 B	2			
	政治学講義	2			
	政治思想史	2			
	政治学演習 A	2			
	政治学演習 B	2			
	国際政治学	2			
	国際関係論	2			
	国際関係論演習 A	2			
	国際関係論演習 B	2			
「社会 学，経済 学」	社会学概論	2	★	1 科目以上 選択必修	
	経済学概論（国際経済を含む。）	2	★		
	社会学講義 A	2			
	社会学講義 B	2			
	社会学講義 C	2			
	社会学研究	2			
	社会学演習 A	2			
	社会学演習 B	2			
	人権問題概論	2			
	国際経済学	2			
	市民社会思想史	2			
	財政学	2			
	経済学演習 A	2			

	経済学演習 B	2			
「哲学, 倫理学, 宗教学」	哲学概論	2	○		
	人間存在論 I	2			
	人間存在論 II	2			
	哲学講義	2			
	倫理学講義	2			
	西洋思想講義	2			
	哲学演習 A	2			
	哲学演習 B	2			
	比較宗教論	2			

〔各教科の指導法（中学校教諭（社会））〕

区分	授 業 科 目	単位数	備考	中一種免	中二種免
各教科の 指導法 （社会）	中等社会科指導法 A	2	○	○印の科目全てを含み8単位以上を修得	○印の科目全てを含み4単位以上を修得
	中等社会科指導法 B	2	○		
	社会科教育演習 A	2			
	社会科教育演習 B	2			
	社会科・地理歴史科教育論	2			
	社会科・公民科教育特論	2			

〔3〕高等学校教諭免許状（地理歴史）

- （i）高等学校教諭一種免許状（地理歴史）の取得を希望する場合は、「地理歴史の教科に関する科目」のうち、備考欄に○印を付してある科目全てを含み、20単位以上を修得してください。また、「各教科の指導法（地理歴史）」の授業科目のうち、備考欄に○印を付してある科目全てを含み、4単位以上を修得してください

〔地理歴史の教科に関する科目〕

区分	授 業 科 目	単位数	備考	高一種免
日本史	日本史概論	2	○	○印の科目全てを含み20単位以上を修得
	日本史講義	2		
	日本史研究	2		
	日本史演習 A	2		
	日本史演習 B	2		
	日本史特講	2		
	考古学特講	2		
外国史	外国史概論	2	○	
	西洋史講義	2		
	東洋史講義	2		
	西洋史研究	2		
	東洋史研究	2		
	西洋史演習 A	2		
	西洋史演習 B	2		
	東洋史演習 A	2		
	東洋史演習 B	2		
	国際関係史	2		
人 文 地理学 及び	自然地理学講義	2	○	
	自然地理学実習 A	1		
	自然地理学実習 B	1		
	自然地理学演習 A	2		

自然地理学	自然地理学演習 B	2	
	人文地理学講義	2	○
	人文地理学実習 A	1	
	人文地理学実習 B	1	
	人文地理学演習 A	2	
	人文地理学演習 B	2	
地誌	日本地誌講義	2	
	外国地誌講義	2	○

〔各教科の指導法（地理歴史）〕

区分	授 業 科 目	単位数	備考	高一種免
各教科の指導法 （地理歴史）	地理歴史科指導法	2	○	○印の科目全てを含 み 4 単位以上を修得
	社会科・地理歴史科教育論	2	○	

〔 4 〕 高等学校教諭免許状（公民）

- （ i ） 高等学校教諭一種免許状（公民）の取得を希望する場合は，「公民の教科に関する科目」の授業科目のうち，備考欄に○印を付してある科目全て，☆印を付してある科目から 1 科目，及び★印を付してある科目から 1 科目を含み，20 単位以上を修得してください。また，「各教科の指導法（公民）」の授業科目のうち，備考欄に○印を付してある科目全てを含み，4 単位以上を修得してください。

〔公民の教科に関する科目〕

区分	授 業 科 目	単位数	備考		高一種免
「法 律 学（国際 法を含む。） 政治学 （ 国 際 政 治 を 含む。）」	法律学概論（国際法を含む。）	2	☆	1 科目以上 選択必修	○印の科目全て、 ☆印の1科目、及 び★印の1科目 を含み20単位 以上を修得
	政治学概論（国際政治を含む。）	2	☆		
	国際法	2			
	行政法	2			
	法律学研究	2			
	法律学演習A	2			
	法律学演習B	2			
	政治学講義	2			
	政治思想史	2			
	政治学演習A	2			
	政治学演習B	2			
	国際政治学	2			
	国際関係論	2			
	国際関係論演習A	2			
	国際関係論演習B	2			
「社 会 学，経済 学（国際 経 済 を 含む。）」	社会学概論	2	★	1 科目以上 選択必修	
	経済学概論（国際経済を含む。）	2	★		
	社会学講義A	2			
	社会学講義B	2			
	社会学講義C	2			
	社会学研究	2			
	社会学演習A	2			
	社会学演習B	2			
	人権問題概論	2			
	国際経済学	2			
	市民社会思想史	2			

	財政学	2	
	経済学演習 A	2	
	経済学演習 B	2	
「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」	哲学概論	2	○
	人間存在論 I	2	
	人間存在論 II	2	
	哲学講義	2	
	倫理学講義	2	
	西洋思想講義	2	
	哲学演習 A	2	
	哲学演習 B	2	
	比較宗教論	2	

〔各教科の指導法（公民）〕

区分	授 業 科 目	単位数	備考	高一種免
各教科の指導法 （公民）	公民科指導法	2	○	○印の科目全てを含 み 4 単位以上を修得
	社会科・公民科教育特論	2	○	

〔5〕中学校教諭免許状（数学）及び高等学校教諭免許状（数学）

- (i) 中学校教諭一種免許状（数学）の取得を希望する場合は、「数学の教科に関する科目」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、20 単位以上を修得してください。また、「各教科の指導法（数学）」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、8 単位以上を修得してください。
- (ii) 中学校教諭二種免許状（数学）の取得を希望する場合は、「数学の教科に関する科目」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、10 単位以上を修得してください。また、「各教科の指導法（数学）」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、4 単位以上を修得してください。
- (iii) 高等学校教諭一種免許状（数学）の取得を希望する場合は、「数学の教科に関する科目」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、20 単位以上を修得してください。また、「各教科の指導法（数学）」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、4 単位以上を修得してください。

〔数学の教科に関する科目〕

区分	授 業 科 目	単位数	備考	中一種免	中二種免	高一種免
代数学	数と集合	2	○	○印の科 目全てを 含み 20 単位以上 を修得	○印の科 目全てを 含み 10 単位以上 を修得	○印の科 目全てを 含み 20 単位以上 を修得
	線形数学 I	2				
	線形数学 II	2				
	代数学の基礎	2				
	代数学	2				
	代数学 A	2				
	代数学 B	2				
幾何学	線形数学概論	2	○			
	集合と位相	2				
	位相空間論	2				
	幾何学の基礎	2				
	幾何学	2				
	幾何学 A	2				
	幾何学 B	2				
解析学	微分積分学概論	2	○			
	微分積分学 I	2				

	微分積分学Ⅱ	2				
	解析学の基礎	2				
	解析学	2				
	解析学A	2				
	解析学B	2				
「確率論、統計学」	確率・統計の基礎	2				
	確率・統計	2	○			
	統計科学	2				
コンピュータ	コンピュータ	2	○			
	応用数理	2				

[各教科の指導法（数学）]

区分	授業科目	単位数	備考	中一種免	中二種免	高一種免
各教科の指導法（数学）	数学科教育概論	2	○	○印の科目全てを含み8単位以上を修得	○印の科目全てを含み4単位以上を修得	○印の科目全てを含み4単位以上を修得
	数学科教育内容論	2	○			
	数学科教育方法論	2				
	数学科教育教材構成論	2				
	数学科教育授業構成論	2				

[6] 中学校教諭免許状（理科）及び高等学校教諭免許状（理科）

- (i) 中学校教諭一種免許状（理科）の取得を希望する場合は、「理科の教科に関する科目」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、20単位以上を修得してください。また、「各教科の指導法（理科）」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、8単位以上を修得してください。
- (ii) 中学校教諭二種免許状（理科）の取得を希望する場合は、「理科の教科に関する科目」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、10単位以上を修得してください。また、「各教科の指導法（理科）」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、4単位以上を修得してください。
- (iii) 高等学校教諭一種免許状（理科）の取得を希望する場合は、「理科の教科に関する科目」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、20単位以上を修得してください。また、「各教科の指導法（理科）」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、4単位以上を修得してください。

[理科の教科に関する科目]

区分	授業科目	単位数	備考	中一種免	中二種免	高一種免
物理学	物理学概論	2	○	○印の科目全てを含み20単位以上を修得	○印の科目全てを含み10単位以上を修得	○印の科目全てを含み20単位以上を修得
	物理学続論	2				
	力学Ⅰ	2				
	力学Ⅱ	2				
	電磁気学Ⅰ	2				
	電磁気学演習	1				
	量子力学	2				
	量子力学演習	1				
	熱・統計力学	2				
	熱・統計力学演習	1				
	物理数学	2				

	物理数学演習	1	
	電磁気学Ⅱ	2	
	現代物理学	2	
	物理学特別演習	1	
	力学演習	1	
物理学実験	物理学実験Ⅰ	1	○
	物理学実験Ⅱ	1	
	物理学実験Ⅲ	1	
化学	化学概論	2	○
	有機化学Ⅰ	2	
	無機化学Ⅰ	2	
	分析化学Ⅰ	2	
	物理化学Ⅰ	2	
	有機化学Ⅱ	2	
	無機化学Ⅱ	2	
	分析化学Ⅱ	2	
	物理化学Ⅱ	2	
	有機化学Ⅲ	2	
	量子物理化学	2	
	有機化学セミナー	1	
	分析化学セミナー	1	
	物理化学セミナー	1	
	無機化学セミナー	1	
化学実験	基礎化学実験Ⅰ	1	○
	基礎化学実験Ⅱ	1	
	分析化学実験	1	
	無機化学実験	1	
	有機化学実験	1	
	物理化学実験	1	
	化学機器実験Ⅰ	1	
	化学機器実験Ⅱ	1	
生物学	生物学概論Ⅰ	2	○
	生物学概論Ⅱ	2	
	植物生理学	2	
	遺伝学	2	
	生態学	2	
	動物生理学	2	
	動物形態学	2	
	生物の多様性	2	
	植物形態学	2	
	植物生態学	2	
	微生物学	2	
	生物学演習Ⅰ	1	
	生物学演習Ⅱ	1	
生物学実験	生物学実験Ⅰ	1	○
	生物学実験Ⅱ	1	
	植物自然史実験	1	
	動物形態学実験	1	
	植物生理学実験	1	
	生態学実験	1	
地学	地学概論Ⅰ	2	○

	地球科学Ⅰ	2				
	地球科学Ⅱ	2				
	地学概論Ⅱ	2				
	宇宙科学	2				
	地球環境科学	2				
	現代地学A	2				
	現代地学B	2				
	地学ゼミナールA	1				
	地学ゼミナールB	1				
地学実験	地学実験Ⅰ	1	○			
	地学実験Ⅱ	1				
	固体地球科学実験Ⅰ	1				
	天文地球物理学実験Ⅰ	1				

〔各教科の指導法（理科）〕

区 分	授 業 科 目	単位数	備考	中一種免	中二種免	高一種免
各教科の指導法（理科）	中等理科指導法A	2	○	○印の2科目4単位を含み8単位以上を修得	○印の2科目4単位以上を修得	○印の2科目4単位以上を修得
	中等理科指導法B	2	○			
	中等理科教育演習Ⅰ	2				
	中等理科教育演習Ⅱ	2				
	理科教育内容論	2				
	理科教育実践論	2				
	中等理科教育学セミナーA	2				
	中等理科教育学セミナーB	2				

〔7〕中学校教諭免許状（外国語（英語））及び高等学校教諭免許状（外国語（英語））

- (i) 中学校教諭一種免許状（英語）の取得を希望する場合は、「英語の教科に関する科目」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、20単位以上を修得してください。また、「各教科の指導法（英語）」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、8単位以上を修得してください。
- (ii) 中学校教諭二種免許状（英語）の取得を希望する場合は、「英語の教科に関する科目」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、10単位以上を修得してください。また、「各教科の指導法（英語）」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、4単位以上を修得してください。
- (iii) 高等学校教諭一種免許状（英語）の取得を希望する場合は、「英語の教科に関する科目」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、20単位以上を修得してください。また、「各教科の指導法（英語）」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、4単位以上を修得してください。

〔英語の教科に関する科目〕

区 分	授 業 科 目	単位数	備考	中一種免	中二種免	高一種免
英語学	英語学入門	2	○	○印の科目全てを含み20単位以上を修得	○印の科目全てを含み10単位以上を修得	○印の科目全てを含み20単位以上を修得
	英語学講義	2				
	英語音声学	2				
	英語学研究	2				
	言語学概論	2				
	英語学ゼミA	2				

	英語学ゼミ B	2			
	言語学ゼミ A	2			
	言語学ゼミ B	2			
	英語学応用研究	2			
	対照言語学	2			
	ライティングゼミ A	2			
	ライティングゼミ B	2			
英米文学	英米文学入門	2	○		
	英米文学研究	2			
	英米文学講義	2			
	英米文学ゼミ A	2			
	英米文学ゼミ B	2			
	英米文学ゼミ C	2			
	英米文学ゼミ D	2			
	英米文学応用研究	2			
英語コミュニケーション	英会話Ⅰ	1	○		
	英会話Ⅱ	1			
	英作文Ⅰ	1	○		
	英作文Ⅱ	1			
	英語コミュニケーション論	2			
	アカデミック・イングリッシュ	1			
	スピーチ・コミュニケーション	1			
	英語コミュニケーションゼミ A	2			
	英語コミュニケーションゼミ B	2			
異文化理解	英語文化論	2	○		
	英語文化論研究	2			
	異文化コミュニケーション論	2			
	異文化ゼミ A	2			
	異文化ゼミ B	2			
	地域言語文化（英）	2			
	地域言語文化（米）	2			

〔各教科の指導法（英語）〕

区分	授 業 科 目	単位数	備考	中一種免	中二種免	高一種免
各教科 の指導 法 （英語）	英語教育概論	2	○	○印の科目全てを含み8単位以上を修得	○印の科目全てを含み4単位以上を修得	○印の科目全てを含み4単位以上を修得
	中等英語科指導法A	2	○			
	中等英語科指導法B	2				
	英語教育ゼミA	2				
	英語教育ゼミB	2				
	英語教育ゼミC	2				
	英語教育ゼミD	2				
	中等英語科指導法C	2				

〔8〕 中学校教諭免許状（音楽）及び高等学校教諭免許状（音楽）

- （i）中学校教諭一種免許状（音楽）の取得を希望する場合は、「音楽の教科に関する科目」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、20単位以上を修得してください。また、「各教科の指導法（音楽）」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、8単位以上を修得してください。

- (ii) 中学校教諭二種免許状（音楽）の取得を希望する場合は、「音楽の教科に関する科目」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、10単位以上を修得してください。また、「各教科の指導法（音楽）」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、4単位以上を修得してください。
- (iii) 高等学校教諭一種免許状（音楽）の取得を希望する場合は、「音楽の教科に関する科目」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、20単位以上を修得してください。また、「各教科の指導法（音楽）」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、4単位以上を修得してください。

〔音楽の教科に関する科目〕

区分	授 業 科 目	単位数	備考	中一種免	中二種免	高一種免
ソルフェージュ	ソルフェージュⅠ	1	○	○印の科目全てを含み20単位以上を修得	○印の科目全てを含み10単位以上を修得	○印の科目全てを含み20単位以上を修得
	ソルフェージュⅡ	1				
声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）	声楽Ⅰ（合唱を含む。）	1	○			
	声楽Ⅱ	1				
	声楽Ⅲ	1				
	声楽Ⅳ	1				
	声楽Ⅴ	1				
	声楽Ⅵ	1				
	声楽Ⅶ	1				
	声楽Ⅷ	1				
	声楽アンサンブルA	1				
	声楽アンサンブルB	1				
	合唱A	1				
	合唱B	1				
	伝統声楽（日本の伝統的な歌唱を含む。）	1	○			
器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）	ピアノⅠ（合奏及び伴奏法を含む。）	1	○			
	ピアノⅡ	1				
	ピアノⅢ	1				
	ピアノⅣ	1				
	ピアノⅤ	1				
	ピアノⅥ	1				
	ピアノⅦ	1				
	ピアノⅧ	1				
	管弦楽器Ⅰ	1				
	管弦楽器Ⅱ	1				
	管弦楽器Ⅲ	1				
	管弦楽器Ⅳ	1				
	管弦楽器Ⅴ	1				
	管弦楽器Ⅵ	1				
	管弦楽器Ⅶ	1				
	管弦楽器Ⅷ	1				
	オーケストラA	1				
	オーケストラB	1				
	器楽アンサンブル	1				
	邦楽器（和楽器を含む。）	1	○			
	邦楽合奏	1				
指揮法	指揮法	2	○			

音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	音楽理論基礎（音楽史、日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	2	○		
	和声学Ⅰ	2			
	和声学Ⅱ	2			
	作曲法Ⅰ（編曲法を含む。）	2	○		
	作曲法Ⅱ	2			
	作曲法Ⅲ	2			
	作曲法Ⅳ	1			
	作曲法Ⅴ	1			
	音楽史Ⅰ	2			
	音楽史Ⅱ	2			
	音楽史Ⅲ	2			
	音楽史Ⅳ	2			
	音楽史Ⅴ	2			
	世界の音楽と舞踊	2			
	音楽研究論	2			

[各教科の指導法（音楽）]

区分	授 業 科 目	単位数	備考	中一種免	中二種免	高一種免
各教科の指導法（音楽）	中等音楽科指導法Ⅰ	2	○	○印の科目全てを含み8単位以上を修得	○印の科目全てを含み4単位以上を修得	○印の科目全てを含み4単位以上を修得
	中等音楽科指導法Ⅱ	2	○			
	中等音楽科指導法Ⅲ	2				
	中等音楽科指導法Ⅳ	2				

[9] 中学校教諭免許状（美術）及び高等学校教諭免許状（美術）

- (i) 中学校教諭一種免許状（美術）の取得を希望する場合は、「美術の教科に関する科目」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、20単位以上を修得してください。また、「各教科の指導法（美術）」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、8単位以上を修得してください。
- (ii) 中学校教諭二種免許状（美術）の取得を希望する場合は、「美術の教科に関する科目」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、10単位以上を修得してください。また、「各教科の指導法（美術）」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、4単位以上を修得してください。
- (iii) 高等学校教諭一種免許状（美術）の取得を希望する場合は、「美術の教科に関する科目」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、20単位以上を修得してください。また、「各教科の指導法（美術）」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、4単位以上を修得してください。

[美術の教科に関する科目]

区分	授 業 科 目	単位数	備考	中一種免	中二種免	高一種免
絵画（映像メディア表現を含む。）	絵画基礎A（映像メディア表現を含む。）	2	○	○印の科目全てを含み20単位以上を修得	○印の科目全てを含み10単位以上を修得	○印の科目全てを含み20単位以上を修得
	絵画基礎B	2				
	油彩画	3				
	日本画	3				
	水彩画A	2				
	水彩画B	2				
	絵画演習A	3				
	絵画演習B	2				

彫刻	彫刻基礎A	2	○			
	彫刻基礎B	2				
	木彫	3				
	人体習作	3				
デザイン（映像メディア表現を含む。）	構成デザイン基礎A（映像メディア表現を含む。）	2	○			
	構成デザイン基礎B	2				
	構成デザイン理論	2				
	色彩学	2				
	デザインA	3				
	デザインB	3				
	デザインC	3				
工芸（プロダクト制作を含む。）	工芸基礎A（プロダクト制作を含む。）	2	○			×
	工芸基礎B	2				×
	金属工芸	3				×
	染織工芸	3				×
	木材工芸	3				×
美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	西洋美術史	2				
	日本美術史	2				
	美術鑑賞	2				
	美術理論（美術史、鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	2	○			

〔各教科の指導法（美術）〕

区分	授 業 科 目	単位数	備考	中一種免	中二種免	高一種免
各教科の指導法（美術）	美術科指導法Ⅰ	2	○	○印の科目全てを含み8単位以上を修得	○印の科目全てを含み4単位以上を修得	○印の科目全てを含み4単位以上を修得
	美術科指導法Ⅱ	2	○			
	美術科指導法Ⅲ	2				
	美術科指導法Ⅳ	2				

〔10〕高等学校教諭免許状（工芸）

- （い）高等学校教諭一種免許状（工芸）の取得を希望する場合は、「工芸の教科に関する科目」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、20単位以上を修得してください。また、「各教科の指導法（工芸）」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、4単位以上を修得してください。

〔工芸の教科に関する科目〕

区分	授 業 科 目	単位数	備考	高一種免
図法及び製図	立体表示（図法及び製図を含む。）	2	○	○印の科目全てを含み20単位以上を修得
デザイン（映像メディア表現を含む。）	構成デザイン基礎A（映像メディア表現を含む。）	2	○	
	構成デザイン基礎B	2		
	色彩学	2		
	デザインA	3		
	デザインB	3		
	デザインC	3		
工芸制作（プロダク	工芸基礎A	2	○	

ト制作を含む。)	工芸基礎B(プロダクト制作を含む。)	2	
	金属工芸	3	
	染織工芸	3	
	木材工芸	3	
工芸理論, デザイン理論及び美術史(鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。)	構成デザイン理論	2	○
	工芸理論(美術史, 鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。)	2	○
	西洋美術史	2	
	日本美術史	2	

[各教科の指導法(工芸)]

区分	授 業 科 目	単位数	備考	高一種免
各教科の指導法(工芸)	工芸科指導法Ⅰ	2	○	○印の科目全てを含み4単位以上を修得
	工芸科指導法Ⅱ	2	○	

[11] 高等学校教諭免許状(書道)

- (i) 高等学校教諭一種免許状(書道)の取得を希望する場合は、「書道の教科に関する科目」のうち、備考欄に○印の付してある科目全て、及び☆印の付してある科目から選んだ1科目を含み、20単位以上を修得してください。また、「各教科の指導法(書道)」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、4単位以上を修得してください。

[書道の教科に関する科目]

区分	授 業 科 目	単位数	備考	高一種免
書道(書写を含む。)	楷書法(書写を含む。)	2	○	○印の科目全てと☆印から選んだ1科目を含み20単位以上を修得
	仮名書法A	2		
	行・草書法	2		
	篆・隸書法	2		
	漢字仮名交じり書法	2		
	創作研究	2		
	書道古典演習	2		
	仮名書法B	2		
	古筆学	2		
	篆刻研究	2		
	書の表現と鑑賞	2		
	書道学外演習	2		
	書作実践研究A	1		
	書作実践研究B	1		
	書道教材研究	1		
書道史	書道史Ⅰ	2	○	
	書道史Ⅱ	2		
「書論, 鑑賞」	書論・鑑賞A	2	○	
	書論・鑑賞B	2		
「国文学, 漢文学」	国文学概論	2	☆	
	国文学史	2	☆	
	中国古典学講読	2	☆	
	中国古典学講義A	2	☆	
	中国古典学講義B	2	☆	
	古典文学講読	2	☆	
	近代文学概論	2	☆	
	中国古典学概論	2	☆	
	中国近代文学講義	2	☆	

[各教科の指導法（書道）]

区分	授 業 科 目	単位数	備考	高一種免
各教科の指導法 （書道）	書道科指導法A	2	○	○印の科目全て を含み4単位以 上を修得
	書道科指導法B	1	○	
	書道科指導法C	1	○	

[12] 中学校教諭免許状（保健体育）及び高等学校教諭免許状（保健体育）

- (i) 中学校教諭一種免許状（保健体育）の取得を希望する場合は、「保健体育の教科に関する科目」のうち、備考欄に○印の付してある科目全て、及び☆印の付してある科目から選んだ1科目を含み、20単位以上を修得してください。また、「各教科の指導法（保健体育）」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、8単位以上を修得してください。
- (ii) 中学校教諭二種免許状（保健体育）の取得を希望する場合は、「保健体育の教科に関する科目」のうち、備考欄に○印の付してある科目全て、及び☆印の付してある科目から選んだ1科目を含み、10単位以上を修得してください。また、「各教科の指導法（保健体育）」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、4単位以上を修得してください。
- (iii) 高等学校教諭一種免許状（保健体育）の取得を希望する場合は、「保健体育の教科に関する科目」のうち、備考欄に○印の付してある科目全て、及び☆印の付してある科目から選んだ1科目を含み、20単位以上を修得してください。また、「各教科の指導法（保健体育）」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、4単位以上を修得してください。

[保健体育の教科に関する科目]

区分	授 業 科 目	単位数	備考	中一種免	中二種免	高一種免
体育実技	水泳	1	○	○印の科目全てと☆印から選んだ1科目を含み20単位以上を修得	○印の科目全てと☆印から選んだ1科目を含み10単位以上を修得	○印の科目全てと☆印から選んだ1科目を含み20単位以上を修得
	陸上競技	1				
	器械運動	1				
	体づくり運動	1				
	剣道	1				
	柔道	1				
	ダンス	1				
	バレーボール	1				
	バスケットボール	1				
	サッカー	1				
	ラケットスポーツ（テニス・卓球・バドミントン）	1				
	バットスポーツ（ソフトボール）	1				
「体育原理、体育心理学、体育経営管理、体育社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）	体育原論・スポーツ哲学	2	☆			
	体育・スポーツ史	2	☆			
	体育・スポーツ心理学	2	☆			
	体育経営・スポーツマネジメント論	2	☆			
	体育・スポーツ社会学	2	☆			
	地域スポーツと学校体育の連携	2				
	体育・スポーツ方法論（運動方法学を含む）	2	○			
	体育・スポーツ運動学	2				
	体育・スポーツ哲学・歴史演習	2				
	体育・スポーツ心理学演習	2				

	体育・スポーツ方法論演習	2				
	身体・表現・舞踊論演習	2				
	体育学・スポーツ運動学研究A	2				
	体育学・スポーツ運動学研究B	2				
生理学（運動生理学を含む。）	生理学・解剖学（運動生理学を含む。）	2	○			
	運動・スポーツ医学	2				
	体力・トレーニング論演習	2				
	運動・スポーツ医学演習	2				
	運動・スポーツ生理学演習	2				
	健康教育学・健康科学研究A	2				
	健康教育学・健康科学研究B	2				
衛生学及び公衆衛生学	衛生学（公衆衛生学を含む。）	2	○			
学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）	学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）	2	○			
	救急看護実習	1				

〔各教科の指導法（保健体育）〕

区分	授 業 科 目	単位数	備考	中一種免	中二種免	高一種免
各教科の指導法（保健体育）	保健体育科指導法A	2	○	○印の科目全てを含み8単位以上を修得	○印の科目全てを含み4単位以上を修得	○印の科目全てを含み4単位以上を修得
	保健体育科指導法B	2	○			
	保健体育科指導法C	2				
	保健体育科指導法D	2				
	保健体育科教育学研究A	2				
	保健体育科教育学研究B	2				

〔13〕 中学校教諭免許状（技術）

- (i) 中学校教諭一種免許状（技術）の取得を希望する場合は、「技術の教科に関する科目」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、20単位以上を修得してください。また、「各教科の指導法（技術）」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、8単位以上を修得してください。
- (ii) 中学校教諭二種免許状（技術）の取得を希望する場合は、「技術の教科に関する科目」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、10単位以上を修得してください。また、「各教科の指導法（技術）」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、4単位以上を修得してください。

〔技術の教科に関する科目〕

区 分	授 業 科 目	単位数	備考	中一種免	中二種免
材料加工（実習を含む。）	製図B	1		○印の科目全てを含み20単位以上を修得	○印の科目全てを含み10単位以上を修得
	木材加工実習A（製図を含む。）	1	○		
	木材加工実習B	1			
	木材材料学	2			
	木材加工学	2			
	木材加工演習	2			
	構造・デザイン	2			
	製図A	1			

機械・電気（実習を含む。）	金属塑性加工実習（製図を含む。）	1	○
	金属切削加工実習	1	
	金属材料学	2	
	金属加工学・実験法	2	
	機構学	2	
	機械基礎実習	1	○
	材料力学	2	
	熱流体工学	2	
	機械教材実習	1	
	機械力学	2	
	電気理論	2	
	電気計測技術（実習を含む。）	2	○
	電子工学	2	
	くらしと電気	2	
生物育成	栽培実習 A	1	○
	栽培実習 B	1	
	生物育成と環境	2	
	食農教育の実践	2	
	栽培学実験実習	2	
	動物生産と人間生活	2	
	生物生産科学	2	
情報とコンピュータ	基礎情報学	2	
	情報工学 A（実習を含む。）	2	○
	情報工学 B	2	
	コンピュータとものづくり	2	
	ネットワーク工学	2	
	インターネットと教育	2	

〔各教科の指導法（技術）〕

区 分	授 業 科 目	単位数	備考	中一種免	中二種免
各教科の指導法（技術）	技術科教育法 A	2	○	○印の科目全てを含み 8 単位以上を修得	○印の科目全てを含み 4 単位以上を修得
	技術科教育法 B	2	○		
	技術科教育法 C	2			
	技術科教育法 D	2			

〔14〕高等学校教諭免許状（工業）

- （i）高等学校教諭一種免許状（工業）の取得を希望する場合は、「工業の教科に関する科目」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、20 単位以上を修得してください。また、「各教科の指導法（工業）」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、4 単位以上を修得してください。

〔工業の教科に関する科目〕

区分	授 業 科 目	単位数	備考	高一種免
工業の関係科目	製図 B	1		○印の科目全てを含み 20 単位以上を修得
	木材加工実習 A（製図を含む。）	1	○	
	木材加工実習 B	1		
	木材材料学	2		
	木材加工学	2		
	木材加工演習	2		
	構造・デザイン	2		

	製図 A	1	
	金属塑性加工実習（製図を含む。）	1	○
	金属切削加工実習	1	
	金属材料学	2	
	金属加工学・実験法	2	
	機構学	2	
	機械基礎実習	1	○
	材料力学	2	
	熱流体工学	2	
	機械教材実習	1	
	機械力学	2	
	電気理論	2	
	電気計測技術（実習を含む。）	2	○
	電子工学	2	
	くらしと電気	2	
	基礎情報学	2	
	情報工学 A（実習を含む。）	2	○
	情報工学 B	2	
	コンピュータとものづくり	2	
	ネットワーク工学	2	
	インターネットと教育	2	
職業指導	職業指導	2	○
	職業・進路研究 A	2	
	職業・進路研究 B	2	

〔各教科の指導法（工業）〕

区分	授 業 科 目	単位数	備考	高一種免
各教科の指導法（工業）	工業科教育法 A	2	○	○印の科目全てを含み 4 単位以上を修得
	工業科教育法 B	2	○	

〔15〕 中学校教諭免許状（家庭）及び高等学校教諭免許状（家庭）

- (i) 中学校教諭一種免許状（家庭）の取得を希望する場合は、「家庭の教科に関する科目」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、20 単位以上を修得してください。また、「各教科の指導法（家庭）」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、8 単位以上を修得してください。
- (ii) 中学校教諭二種免許状（家庭）の取得を希望する場合は、「家庭の教科に関する科目」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、10 単位以上を修得してください。また、「各教科の指導法（家庭）」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、4 単位以上を修得してください。
- (iii) 高等学校教諭一種免許状（家庭）の取得を希望する場合は、「家庭の教科に関する科目」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、20 単位以上を修得してください。また、「各教科の指導法（家庭）」のうち、備考欄に○印の付してある科目全てを含み、4 単位以上を修得してください。

〔家庭の教科に関する科目〕

区分	授 業 科 目	単位数	備考	中一種免	中二種免	高一種免
家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を	生活経営学	2	○	○印の科目全てを含み 20	○印の科目全てを含み 10	○印の科目全てを含み 20
	家庭経済学	2				
	家族関係学	2				

含む。)	消費生活論	2		単 位 以 上 を修得	単 位 以 上 を修得	単 位 以 上 を修得
被服学（被服実 習を含む。）	被服構成学実習	1				
	被服学	2	○			
	被服学演習	2				
	着心地の科学	2				
	被服科学実験実習	2				
食物学（栄養 学、食品学及び 調理実習を含 む。）	食物学	2	○			
	調理実習基礎	1				
	栄養学	2				
	食物学演習	2				
	食物学実験実習	2				
	調理実習応用	1				
住居学	住居学	2	○			
	居住環境論	2				
	住生活演習	2				
保育学	保育学	2	○			
	児童学原論	2				
	保育環境論	2				

[各教科の指導法（家庭）]

区分	授 業 科 目	単位数	備考	中一種免	中二種免	高一種免
各教科の 指導法（家庭）	中等家庭科教育法A	2	○	○印の科 目全てを 含み8単 位以上を 修得	○印の科 目全てを 含み4単 位以上を 修得	○印の科 目全てを 含み4単 位以上を 修得
	中等家庭科教育法B	2	○			
	中等家庭科教育法C	2				
	中等家庭科教育法D	2				

d. 幼稚園、小学校、中学校及び高等学校教諭免許状（大学が独自に設定する科目）

以下の授業科目は、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校教諭免許状を取得する際の「大学が独自に設定する科目」にあてることができる。各免許種への対応については、備考欄の略号で確認してください。

〔領域・教科に関する科目〕

区分	授 業 科 目	開講期	単位数	備 考
国語	小専国語Ⅱ	V, VI	2	教科／幼・小
社会	小専社会Ⅱ	V	2	教科／小
算数	小専算数Ⅱ	V	2	教科／幼・小
	算数科教材開発研究	VI	2	教科／幼・小
理科	小専理科Ⅱ	V	2	教科／小
	理科教材開発研究	V	2	教科／小
生活	小専生活Ⅱ	VI	2	教科／幼・小
音楽	小専音楽Ⅱ	V	2	教科／幼・小
	音楽科教材開発研究A	IV	2	教科／幼・小
	音楽科教材開発研究B	V	2	教科／幼・小
	音楽科教材開発研究C	VI	2	教科／幼・小
図画工作	小専図画工作Ⅱ	V	2	教科／幼・小
	図画工作科教材開発研究	V, VI	2	教科／幼・小
体育	小専体育Ⅱ	VI	2	教科／幼・小
	初等教科・実技指導（保健体育）	V	2	教科／幼・小
外国語	小専英語Ⅱ	V	2	教科／小

〔各教科の指導法に関する科目〕

区 分	授 業 科 目	開講期	単位数	
各教科の指導法に関する科目	国語科授業実践研究	V	2	小
	初等教科・指導法（社会）	V	2	小
	生活科授業実践研究	V	2	小
	英語授業実践研究	V	2	小
	初等教科・指導法（家庭）	VI	2	小

〔教育の基礎的理解に関する科目・道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導（進路指導を含む。）、教育相談等に関する科目・教育実践に関する科目〕

区分	授 業 科 目	開講期	単位数	備 考
教育の基礎的理解に関する科目	教育研究入門	Ⅲ	2	(理・歴・思)／幼・小・中・高
	教育思想史	V	2	(理・歴・思)／幼・小・中・高
	人間形成原論 〈西暦奇数年開講〉	V	2	(理・歴・思)／幼・小・中・高
	教育史	VI	2	(理・歴・思) 幼・小・中・高
	障害児の発達と学習	Ⅱ	2	(発・学)／幼・小・中・高
	教授・学習心理学	Ⅲ	2	(発・学)／幼・小・中・高
	教育社会心理学	VI	2	(発・学)／幼・小・中・高
	人権・同和教育論	Ⅲ, Ⅳ	2	(社・制)／幼・小・中・高
	教育社会学	V	2	(社・制)／幼・小・中・高
	教育における批判的思考	VI	2	(社・制)／幼・小・中・高
	学校と教育法	VII	2	(社・制)／幼・小・中・高
	学校のリスクマネジメント	VI	2	(社・制)／幼・小・中・高
	地域に開かれた学校づくり	VI	2	(社・制)／幼・小・中・高

道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目	カリキュラム・マネジメント	V	2	(教課) / 小
	教育課程の編成	VI	2	(教課) / 中・高
	道徳授業実践研究	V	2	(道) / 小
	特別活動の指導法	V	2	(特活) / 小・中・高
	新聞等のメディアを活用した授業づくり	VI	2	(方・技) / 小・中・高
	心理アセスメントと教育	VI	2	(教相) / 幼・小・中・高
	カウンセリング	VI	2	(教相) / 幼・小・中・高

〔大学が独自に設定する科目〕

授 業 科 目	開講期	単位数	備 考
特別支援教育概論	I (Ⅲ)	2	幼・小・中・高
発達障害児教育総論	II (Ⅵ)	2	幼・小・中・高
道徳の指導法	Ⅲ, Ⅳ	2	高
学級づくりの理論と実践	Ⅲ, Ⅳ	2	幼・小
体験活動の指導法	Ⅲ, Ⅳ	2	幼・小
板書指導	Ⅲ, Ⅳ	2	幼・小
実践型食教育論	Ⅳ	2	幼・小・中・高
持続可能な開発のための教育	Ⅲ	2	幼・小・中・高
メディアと教育	Ⅵ	2	小・中・高
学級経営と部活動運営	V, Ⅵ	2	小・中・高

2. 資格の取得方法

以下の資格については、大学として必ずしも4年間で取得を保証するものではありません。所属によっては、授業の開講期、開講曜日時限の関係から4年間で取得できないことがあります。

○学校図書館司書教諭

学校図書館司書教諭は、学校図書館法に基づき小学校、中学校、高等学校等の学校図書館において、学校教育全般についての知識と経験を活用し、学校図書館に関わる専門的職務を行います。司書教諭の資格を取得しようとする者は、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校いずれかの教諭普通免許状を取得し、所定の単位を修得しなければなりません。

[学校図書館司書教諭に関する科目]

学校図書館司書教諭講習 規定第3条に定める科目	単位数	大学開設科目			
		授 業 科 目	単位数	開講期	備考
学校経営と学校図書館	2	学校経営と学校図書館	2	Ⅲ, Ⅳ	
学校図書館メディアの構成	2	学校図書館メディアの構成	2	Ⅲ, Ⅳ	
学習指導と学校図書館	2	学習指導と学校図書館	2	Ⅳ	
読書と豊かな人間性	2	読書と豊かな人間性	2	Ⅴ	
情報メディアの活用	2	情報メディア論	2	Ⅵ	
合計	10単位を修得すること。				

[学校図書館司書教諭資格の申請]

- ① 卒業時に修了証書（文部科学省から発行されるもの）の交付を受けるためには、大学に2年以上在学し、62単位以上を修得し、3年次修了までに、学校図書館司書教諭に関する科目の10単位をすべて修得しなければなりません。なお、交付に必要な申請手続きについては、4年次前期に掲示にて周知します。
- ② ①以外で、4年次卒業時点で学校図書館司書教諭に関する科目の10単位を修得した場合は、卒業後に福岡教育大学で申請手続きを行ってください。

※ 学校図書館司書教諭資格は、教員免許状を取得してはじめてその効力が生じます。

専攻科開講表

Ⅶ 専攻科開講表

特別支援教育特別専攻科（特別支援教育専攻）教育課程及び履修方法

区分	授業科目	単位数			授業形態	備 考
		必修	選 必	選 択		
特別支援教育に関する科目	特別支援教育概論	2			講	特別支援教育の基礎理論
	知的障害児の心理・生理・病理	2			講	知的障害者
	知的障害児教育論	2			講	
	知的障害児教育総論		2		講	
	肢体不自由児の心理・生理・病理	2			講	肢体不自由者
	肢体不自由児教育論	2			講	
	肢体不自由児教育総論		2		講	
	病弱児の生理・病理	2			講	病弱者
	病弱児教育論	2			講	
	病弱児教育総論	2			講	
	重複障害児教育総論	2			講	重複・LD等領域
	発達障害児教育総論	2			講	
	言語障害児教育総論			2	講	
	視覚障害児教育総論	2			講	視覚障害者
	聴覚障害児教育総論	2			講	聴覚障害者
	特別支援教育研究Ⅰ	1			演	大学独自科目
	特別支援教育研究Ⅱ	1			演	
	特別支援教育指導実習Ⅰ			1	実	
	特別支援教育指導実習Ⅱ			1	実	
	特別支援教育実習			3	実	教育実習（事前事後指導を含む）

a. 修了要件

- 1) 30単位を修得すること。
- 2) 研究論文を提出すること。

b. 免許取得方法

本専攻科では、所定の科目を履修することにより特別支援学校教諭一種免許状、二種免許状（知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域）を取得できます。

1) 養護学校、盲学校、聾学校、特別支援学校教諭免許状のいずれも持たずに特別支援学校教諭一種免許状を取得する場合の修了要件単位の修得方法

特別支援教育実習（3単位）※は必ず履修してください。

選択必修科目（2単位）の履修については、次のとおりです。「知的障害児教育総論」「肢体不自由児教育総論」の中から1科目を履修してください。

※ 現職教員で、養護学校、盲学校、聾学校、特別支援学校教諭免許状のいずれも有さないが、特別支援学校の在職年数が3年以上の場合は、特別支援教育実習が免除されます。その場合、在職期間に関する証明書が必要です。

2) 養護学校、盲学校、聾学校いずれかの二種免許状を持ち、特別支援学校教諭一種免許状を取得する場合の修了要件単位の修得方法

特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域）の取得となるよう不足する単位を修得してください。「特別支援教育研究Ⅰ」「特別支援教育研究Ⅱ」は必ず履修してください。

3) 特別支援学校教諭二種免許状を持ち、一種免許状を取得する場合の修了要件単位の修得方法

特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域）の取得となるよう不足する単位を修得してください。「特別支援教育研究Ⅰ」「特別支援教育研究Ⅱ」は必ず履修してください。

4) 知的障害、肢体不自由、病弱の3領域を満たさない特別支援学校教諭一種免許状を持ち、特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域）を取得する場合の修了要件単位の修得方法

特別支援学校教諭一種免許状（知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域）の取得となるよう不足する単位を修得してください。「特別支援教育研究Ⅰ」「特別支援教育研究Ⅱ」は必ず履修してください。

なお、上記2)～4)の場合、特別支援教育実習の履修はできません。

福岡教育大学学則（抄）

○福岡教育大学学則（抄）

（制定 平成 16 年 4 月 1 日）

改正	平成 17 年 3 月 9 日	平成 17 年 3 月 17 日	平成 17 年 10 月 17 日
	平成 17 年 12 月 15 日	平成 18 年 3 月 16 日	平成 19 年 3 月 22 日
	平成 20 年 3 月 14 日	平成 21 年 3 月 26 日	平成 22 年 3 月 15 日
	平成 23 年 2 月 18 日	平成 24 年 6 月 15 日	平成 24 年 9 月 21 日
	平成 24 年 10 月 25 日	平成 24 年 12 月 21 日	平成 25 年 2 月 15 日
	平成 25 年 3 月 15 日	平成 25 年 3 月 28 日	平成 27 年 2 月 27 日
	平成 27 年 3 月 31 日	平成 27 年 4 月 23 日	平成 27 年 7 月 30 日
	平成 28 年 1 月 28 日	平成 28 年 3 月 24 日	平成 30 年 10 月 29 日
	平成 31 年 2 月 28 日	平成 31 年 3 月 28 日	令和元年 9 月 26 日
	令和 2 年 3 月 26 日	令和 2 年 7 月 28 日	令和 2 年 12 月 24 日
	令和 3 年 4 月 28 日	令和 5 年 3 月 29 日	

目次

第 1 章 総則

第 1 節 設置(第 1 条)

第 2 節 目的(第 2 条・第 2 条の 2)

第 3 節 教育研究組織等(第 3 条―第 12 条)

第 4 節 職員組織(第 13 条―第 15 条)

第 2 章 学部

第 1 節 入学定員及び収容定員(第 16 条・第 16 条の 2)

第 2 節 学年、学期及び休業日(第 17 条・第 18 条)

第 3 節 入学、再入学、編入学及び転入学(第 19 条―第 28 条)

第 4 節 教育方法、履修方法、進級及び在学年限(第 29 条―第 34 条)

第 5 節 卒業及び学位(第 35 条・第 36 条)

第 6 節 教員の免許状(第 37 条)

第 7 節 休学、復学、退学、除籍、転学、留学及び転課程等(第 38 条―第 44 条)

第 8 節 賞罰(第 45 条・第 46 条)

第 3 章 検定料、入学料及び授業料

第 1 節 検定料(第 47 条・第 47 条の 2)

第 2 節 入学料(第 48 条・第 49 条)

第 3 節 授業料(第 50 条―第 54 条)

第 4 章 専攻科、研究生、科目等履修生及び特別聴講学生(第 55 条―第 59 条)

第 5 章 外国人留学生(第 60 条)

第 6 章 公開講座(第 61 条)

第 7 章 教員免許状更新講習(第 62 条)

第 8 章 寄宿舍(第 63 条―第 65 条)

附則

第1章 総則

第1節 設置

(設置)

第1条 国立大学法人法第4条第2項の規定により、国立大学法人福岡教育大学は、福岡教育大学(以下「本学」という。)を設置する。

第2節 目的

(目的)

第2条 本学は、学術の中心として深く専門の学芸を研究教授するとともに、広く知識技能を開発し、豊かな教養を与え、もって有為な教育者を養成し、文化の進展に寄与することを目的とする。

(教育研究活動等の状況の公表)

第2条の2 本学は、教員の養成その他の教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知ができる方法により公表するものとする。

第3節 教育研究組織等

(学部)

第3条 本学に、教育学部(以下「学部」という。)を置く。

2 学部に、教授会を置く。

3 学部に、初等教育教員養成課程、中等教育教員養成課程及び特別支援教育教員養成課程を置く。

4 初等教育教員養成課程に、幼児教育プログラム、小学校教育専攻プログラム、人文・社会教育プログラム、理数教育プログラム及び芸術・実技教育プログラムを置く。

5 中等教育教員養成課程に、中等教育プログラムを置き、その下に、国語専攻、社会科専攻、数学専攻、理科専攻、英語専攻、音楽専攻、美術専攻、保健体育専攻、家庭専攻、技術専攻及び書道専攻を置く。

6 特別支援教育教員養成課程に、特別支援教育初等教育プログラム及び特別支援教育中等教育プログラムを置く。

(大学院)

第4条 本学に、大学院を置く。

(学術情報センター)

第5条 本学に、学術情報センターを置く。

(教育総合研究所)

第6条 本学に、教育総合研究所を置く。

2 教育総合研究所に、附属特別支援教育センターを置く。

(附属学校)

第7条 本学に、附属小学校、附属中学校及び附属幼稚園(以下「附属学校」という。)を置く。

(健康科学センター)

第8条 本学に、健康科学センターを置く。

(学内共同利用施設)

第9条 本学に、ものづくり創造教育センター及びキャリア支援センターを置く。

(教学共創マネジメントセンター)

第9条の2 本学に、教学共創マネジメントセンターを置く。

(グローバルラーニングセンター)

第9条の3 本学に、グローバルラーニングセンターを置く。

(障害学生支援センター)

第9条の4 本学に、障害学生支援センターを置く。

(学生ボランティア活動推進本部)

第9条の5 本学に、学生ボランティア活動推進本部を置く。

(教員研修支援センター)

第9条の6 本学に、教員研修支援センターを置く。

(事務局)

第10条 本学に、事務局を置く。

(教員組織等)

第11条 本学に、教育研究上の目的を達成するため、研究上の教員組織として系を置き、教育研究上の教員組織として大学院教育学研究科教育科学専攻に領域を、大学院教育学研究科教職実践専攻及び学部ユニットを置く。

2 本学の学部、に、教育指導体制として教職教育院を置く。

(教授会等の必要事項)

第12条 第3条第2項から前条までに規定する教授会等に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第4節 職員組織

(職員)

第13条 本学に、学長、教授、准教授、講師、助教、助手、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員及び技術職員を置く。

(副学長)

第14条 本学に、副学長を置く。

2 副学長に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(各組織等の長)

第15条 本学に、教育学部長、大学院教育学研究科長、専攻科主任、学術情報センター長、附属学校部長、附属学校長(附属幼稚園にあつては、園長とする。)、健康科学センター長、教育総合研究所長、教育総合研究所附属特別支援教育センター長、ものづくり創造教育センター長、キャリア支援センター長、教学共創マネジメントセンター長、グローバルラーニングセンター長、障害学生支援センター長、学生ボランティア活動推進本部長、教員研修支援センター長、事務局長、専攻主任及びコース主任を置く。

2 前項に規定する者に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第2章 学部

第1節 入学定員及び収容定員

(入学定員及び収容定員)

第16条 学部の課程ごとの入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

課程	入学定員	収容定員
初等教育教員養成課程	385 名	1,540 名
中等教育教員養成課程	170 名	680 名
特別支援教育教員養成課程	60 名	240 名
合計	615 名	2,460 名

(教育研究上の目的等)

第16条の2 学部の課程ごとの人材養成目的その他の教育研究上の目的は、別表第1のとおりとする。

第2節 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第17条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第18条 休業日は、次の各号のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 大学記念日 6月1日
 - (4) 春季休業
 - (5) 夏季休業
 - (6) 冬季休業
- 2 前項第4号から第6号までの期間は、年度ごとに定める。
- 3 休業日において、必要がある場合には、授業を行うことができる。
- 4 第1項に定めるもののほか、臨時の休業日は、そのつど定めることができる。

第3節 入学、再入学、編入学及び転入学

(入学資格)

第19条 本学に入学することができる者は、次の各号に規定する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。)
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同令附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- (8) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの
(入学時期)

第20条 入学の時期は、学年の始めから30日以内とする。ただし、再入学については、この限りでない。

(入学者選抜)

第21条 入学を志願する者に対しては、入学者選抜を行う。

2 入学者選抜に関する規程は、学長が別に定める。

(入学願書の提出等)

第22条 入学を志願する者は、検定料を添え、所定の期日までに入学願書を提出しなければならない。

第23条 削除

(入学許可)

第24条 入学又は再入学等の選考に合格し、所定の期日までに入学料を納付し、誓約書を提出した者について入学又は再入学等を許可する。

2 第49条第1項の入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者については、入学料の徴収を猶予し、前項の書類の提出をもって入学を許可する。

(再入学)

第25条 本学を退学した者又は授業料未納により除籍された者が再入学を志願したときは、選考のうえ再入学を認めることができる。

(編入学)

第26条 本学に編入学を志願する者で次の各号の一に該当する者については、選考のうえ第3年次に編入学を認めることができる。

- (1) 大学を卒業した者又は大学に2年以上在学し62単位以上を修得した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
(転入学)

第27条 他の大学から転入学を志願する者があったときは、選考のうえ転入学を認めることができる。

(再入学者等の授業科目等の取扱)

第28条 前3条の規定により再入学等を認められた者のすでに修得した授業科目、単位数の取扱い及び修業年限並びに在学年数については、選考のつどこれを定める。

第4節 教育方法、履修方法、進級及び在学年限

(修業年限)

第29条 本学の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

第30条 在学年限は、3年次への進級前については4年、3年次への進級後については4年とする。

(授業の方法、教育課程、履修方法及び進級)

第31条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 その他授業の方法、教育課程、履修方法及び進級については、学長が別に定める。

(他の大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第32条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生に当該他の大学又は短期大学の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、教授会における審議の後、60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

3 前2項の規定は、外国の大学又は短期大学へ留学する場合及び外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第33条 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修、その他文部科学大臣が別に定める学修を本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により与えることができる単位は、教授会において審議し、前条第2項及び第3項により修得したものとみなす単位数と合わせて、60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第34条 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学・短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(第57条の規定により修得した単位を含む。)を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前2項により単位を修得したものとみなし、又は与える場合は、教授会で審議するものとし、その単位数は編入学、転入学を除き、本学において修得した単位以外のものについて

は、第 32 条第 2 項及び第 3 項並びに前条第 2 項により修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。

- 4 前 3 項に定めるもののほか、既修得単位等の認定に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第 5 節 卒業及び学位

(卒業)

第 35 条 第 29 条に規定する年限を修了し、所定の授業科目及び単位数を修得した者を卒業者とする。

- 2 前項に規定する卒業に必要な単位のうち、第 31 条第 2 項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60 単位を超えないものとする。

(学位の授与)

第 36 条 学位の授与に関する規程は、学長が別に定める。

第 6 節 教員の免許状

(教員の免許状)

第 37 条 本学を卒業した者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号。以下「免許法」という。)に定める免許状のうち、別表第 2 に掲げる免許状の授与の所要資格を取得できる。

- 2 前項のほか、所要の単位を修得した場合は、他の免許状の授与の所要資格を併せて取得することができる。

第 7 節 休学、復学、退学、除籍、転学、留学及び転課程等

(休学)

第 38 条 病気又はその他特別の事由により、引続き 3 か月以上修学不能のときは、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 休学期間は、1 年以内とする。ただし、事情により更に許可を得て休学することができる。
- 3 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。
- 4 休学期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

(復学)

第 39 条 休学期間が満了した場合又は休学期間中であってもその事由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

- 2 前項の規定により復学した場合、休学期間が通算して 3 か月未満のときは、前条第 4 項の規定にかかわらず、修業年限及び在学年限に算入する。

(退学)

第 40 条 退学しようとするときは、その事由を記載した書面を添えて学長に願い出なければならない。

(除籍)

第 41 条 学生が、次の各号の一に該当するときは、教授会における審議の後、学長が除籍する。

- (1) 第 30 条に規定する在学年限を越えたとき。

- (2) 長期にわたり欠席し又は成業の見込みがないと認められたとき。
- (3) 授業料の納付を怠り督促してもなお納付しなかったとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 行方不明の届出があったとき。

(転学)

第42条 他の大学に転学しようとするときは、その事由を具し学長の許可を得なければならない。

(留学)

第43条 外国の大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の許可を得て留学した期間は、第35条に定める修業年限に含めることができる。

(転課程、転専攻)

第44条 転課程及び転専攻しようとするときは、その事由を具し学長の許可を得なければならない。

- 2 転課程、転専攻及び転選修に関する規程は、学長が別に定める。

第8節 賞罰

(表彰)

第45条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長が、これを表彰することができる。

- 2 表彰に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(懲戒)

第46条 学生が、本学の規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為があったときは、学長は、これを懲戒する。

- 2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 停学の期間は、修業年限に算入しない。ただし、在学年限には算入する。
- 4 停学の期間が通算して3か月未満のときは、前項の規定にかかわらず、修業年限に算入する。
- 5 前各項に規定するほか、懲戒に関し必要な事項は、学長が別に定める。

第3章 検定料、入学料及び授業料

第1節 検定料

(検定料)

第47条 検定料は、本学が別に定める金額とし、入学、再入学、編入学及び転入学の出願を受理するときに徴収するものとする。

- 2 納付した検定料は、学長が別に定める場合を除き、返還しない。

(検定料の免除)

第47条の2 特別の事情により検定料の納付が著しく困難であると認められるときは、願い出により、検定料を免除することができる。

- 2 前項の検定料の免除に関する規程は、学長が別に定める。

第2節 入学料

(入学料)

第48条 入学にあたっては、本学が別に定める入学料を納めなければならない。

- 2 再入学、編入学及び転入学にあたっては、入学を認められた日から10日以内に本学が別に定める入学料を納めなければならない。
- 3 前2項の入学料を所定の期日までに納付しない者に対しては、入学、再入学等を許可しない。
- 4 納付した入学料は、返還しない。ただし、入学月における「大学等における修学の支援に関する法律（令和元年度法律第8号）」による入学料等減免の支援対象者は除く。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第49条 特別の事情により、入学料の納付が著しく困難であると認められるときは、願い出により、入学料の全額若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

- 2 前項の入学料の免除及び徴収猶予に関する規程は、学長が別に定める。
- 3 入学料の免除又は徴収猶予の不許可となった者及び入学料の一部免除又は徴収猶予の許可となった者で所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなかった者は、除籍する。

第3節 授業料

(授業料)

第50条 授業料は、本学が別に定める額とし、学部学生及び専攻科学生にあつては、年度の前期及び後期に分けて、4月及び10月に、年額の2分の1を納めなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、納付する者の申し出があつたときは、前期に係る授業料を徴収するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて徴収できるものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、入学を許可される者の申し出があつたときは、入学を許可するときに徴収できるものとする。
- 4 納付した授業料は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当するときは、当該各号に定める授業料相当額を返還する。
 - (1) 第2項及び第3項の規定により授業料を納付した者が、当該年度の後期分授業料の徴収時期前に休学又は退学したとき 後期分の授業料に相当する額
 - (2) 第3項の規定により授業料を納付した者が、入学年度の前年度の3月31日までに入学を辞退したとき 納付した者の申し出により前期分又は前期及び後期分の授業料に相当する額
 - (3) 第54条に規定する免除の許可を受けた者が、免除対象となる授業料を納付していたとき 許可された授業料の免除額

(復学者等の授業料)

第51条 前期又は後期の中途において復学又は再入学をした者から徴収する授業料の額は、年額の12分の1に相当する額に、復学又は再入学した月から当該期末までの月数を乗じて得た額とし、復学又は再入学した月に徴収する。

- 2 再入学，編入学及び転入学した者の授業料の額は，当該者の属する年次の在学者にかかる徴収額と同額とする。

(退学者及び停学者の授業料)

- 第52条 前期又は後期中途中で退学し又は停学及び退学を命ぜられた者の当該期分の授業料は，これを徴収する。

(休学者の授業料)

- 第53条 休学の許可を受けたときは，休学当月の翌月(休学の開始日が月の初日である場合はその月)から復学当月の前月までの授業料を免除する。ただし，休学する日が授業料の当該期の納付期限(前期にあつては4月末日，後期にあつては10月末日)経過後であり，授業料の徴収猶予又は月割分納を許可されていない者の当該期の授業料については，免除しない。

(授業料の免除及び徴収猶予)

- 第54条 経済的理由により，授業料の納付が困難であると認められ，かつ，学業優秀と認めるとき，その他止むを得ない事情があると認めるときは，願い出により授業料の全額若しくは一部を免除し，又は当該学期末まで徴収を猶予することができる。

- 2 前項の授業料の免除又は徴収猶予に関する規程は，学長が別に定める。

第4章 専攻科，研究生，科目等履修生及び特別聴講学生

(専攻科)

- 第55条 本学に，専攻科を置く。

- 2 専攻科に関する規程は，学長が別に定める。

(研究生)

- 第56条 本学で，特定の専門領域の研究をしようとする者があるときは，研究生として許可することができる。

- 2 研究生に関する規程は，学長が別に定める。

(科目等履修生)

- 第57条 本学の授業科目について履修を願い出た者があるときは，授業に支障のない限り，学期ごとに科目等履修生として許可することができる。

- 2 科目等履修生に関する規程は，学長が別に定める。

- 第58条 削除

(特別聴講学生)

- 第59条 他の大学の学生で，本学において授業科目の履修を志願する者があるときは，当該他大学との協議に基づき，特別聴講学生として許可することができる。

- 2 特別聴講学生に関する規程は，学長が別に定める。

第5章 外国人留学生

(外国人留学生)

- 第60条 外国人で，大学において教育を受ける目的をもって入国し，本学の学部学生，研究生，科目等履修生又は特別聴講学生として志願する者があるときは，選考の上外国人留学生として入学を許可することができる。

- 2 外国人留学生は、定員外とすることができる。
- 3 外国人留学生に関する規程は、学長が別に定める。

第6章 公開講座

(公開講座)

第61条 本学に、公開講座を開設する。

- 2 公開講座に関する規程は、学長が別に定める。

第7章 教員免許状更新講習

(教員免許状更新講習)

第62条 本学に、教員免許状更新講習を開設する。

- 2 教員免許状更新講習に関する規程は、学長が別に定める。

第8章 寄宿舍

(寄宿舍)

第63条 本学に、寄宿舍を置く。

- 2 寄宿舍に関する規程は、学長が別に定める。

(寄宿料)

第64条 寄宿料は、本学が別に定める金額とし、入寮当月から退寮当月まで毎月徴収する。

- 2 納付した寄宿料は、いかなる理由があっても返還しない。
- 3 寄宿料に関する免除規程は、学長が別に定める。

(雑則)

第65条 この学則に定めるもののほか、学則の実施に必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この学則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(令和3年4月28日)

この学則は、令和3年4月28日から施行する。

別表第1(第16条の2関係)

学部	課程	目的
教育学部	初等教育教員養成課程	教員に求められる確かな実践的力量を備え、子ども一人一人の知的発達と人間的成長を支援することのできる小学校教員及び幼稚園教員を養成する。
	中等教育教員養成課程	教員に求められる確かな実践的力量を備え、中学校と高等学校の教育の一貫性と系統性を重視した教育を実践することのできる中等教育教員を養成する。

特別支援教育教員養成課程	教員に求められる確かな実践的力量を備え、特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒一人一人のニーズに応じて適切な教育的支援を行うことのできる教員を養成する。
--------------	--

別表第2(第37条第1項関係)

課程	免許状の種類(免許教科等)
初等教育教員養成課程 (小学校教育専攻プログラム, 人文・社会教育プログラム, 理数教育プログラム, 芸術・実技教育プログラム)	小学校教諭一種免許状
初等教育教員養成課程 (幼児教育プログラム)	幼稚園教諭一種免許状 小学校教諭一種免許状
中等教育教員養成課程	専攻教科の中学校教諭一種免許状 専攻教科の高等学校教諭一種免許状(美術専攻については, 履修方法により工芸の免許状を取得できる。)
中等教育教員養成課程 (社会科専攻)	中学校教諭一種免許状(社会) 高等学校教諭一種免許状(地理歴史)又は高等学校教諭一種免許状(公民)
中等教育教員養成課程 (技術専攻)	中学校教諭一種免許状(技術) 高等学校教諭一種免許状(工業)
中等教育教員養成課程 (書道専攻)	中学校教諭一種免許状(国語) 高等学校教諭一種免許状(書道)
特別支援教育教員養成課程 (視覚障害児教育領域を選択した者)	特別支援学校教諭一種免許状(視覚障害者に関する教育の領域) 小学校教諭一種免許状又は希望専攻教科の中学校教諭一種免許状
特別支援教育教員養成課程 (聴覚障害児教育領域を選択した者)	特別支援学校教諭一種免許状(聴覚障害者に関する教育の領域) 小学校教諭一種免許状又は希望専攻教科の中学校教諭一種免許状
特別支援教育教員養成課程 (知的障害児教育領域を選択した者)	特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者に関する教育の領域) 小学校教諭一種免許状又は希望専攻教科の中学校教諭一種免許状
特別支援教育教員養成課程 (肢体不自由児教育領域を選択した者)	特別支援学校教諭一種免許状(肢体不自由者に関する教育の領域) 小学校教諭一種免許状又は希望専攻教科の中学校教諭一種免許状
特別支援教育教員養成課程 (病弱児教育領域を選択した者)	特別支援学校教諭一種免許状(病弱者に関する教育の領域) 小学校教諭一種免許状又は希望専攻教科の中学校教諭一種免許状

特別支援教育教員養成課程 (言語障害児教育領域を選択した者)	特別支援学校教諭一種免許状(知的障害者に関する教育の領域又は肢体不自由者に関する教育の領域) 小学校教諭一種免許状又は希望専攻教科の中学校教諭一種免許状
-----------------------------------	---

学内規程，重要通知，手引き

◎学内規程，重要通知，手引きは掲載した内容から
改正されることがあります。

最新の各種規程については，ポータルシステムの
「学内共有ファイル」から確認できます。

《掲載場所》

ポータルシステム

「トップページ」＞「学内共有ファイル」＞「学内規程・重要通知等」

○福岡教育大学教育学部履修規程

(制定 平成 22 年 3 月 15 日)

改正 平成 22 年 7 月 1 日 平成 23 年 3 月 22 日
平成 25 年 3 月 15 日 平成 26 年 12 月 25 日
平成 27 年 2 月 27 日 平成 28 年 2 月 24 日
平成 31 年 3 月 28 日 令和 4 年 1 月 7 日
令和 5 年 3 月 29 日 令和 5 年 7 月 19 日
令和 6 年 3 月 15 日

(趣旨)

第 1 条 福岡教育大学学則(以下「学則」という。)第 31 条の規定により、福岡教育大学教育学部に属する学生(以下「学生」とする。)の履修については、この規程の定めるところによる。

(授業科目の区分)

第 2 条 授業科目の区分は、別表第 1 のとおりとする。

(履修基準及び卒業に必要な単位数)

第 3 条 各課程の履修基準及び卒業に必要な単位数は、別表第 2 のとおりとする。

(授業科目及び単位数)

第 4 条 授業科目及び単位数等は、所属する課程等で定めるところによる。

2 1 単位当たりの学習時間は、別表第 3 のとおりとする。

(成績評価)

第 5 条 成績の評価は、登録した科目についてのみ受けることができる。

2 成績評価を受けるためには、原則として総授業時間数の 3 分の 2 以上の出席を要することとする。

3 修得した単位は、取り消すことができない。

(成績評価の基準)

第 6 条 成績評価は、試験、レポート、平素の学習状況等により行うものとする。

2 成績評価の基準は、前項の判定方法を総合的に判断して行うものとし、別表第 4 のとおりとする。

(成績調査依頼制度)

第 7 条 成績評価に異議がある者は、当該成績評価の妥当性及び成績評価の変更の可否について調査を依頼することができる。

2 成績評価に異議がある者は、定められた期日までに教育支援課に申し出なければならない。

3 成績調査依頼を申し出ることができる者は、合理的な理由を有する者のみとする。

4 成績評価に異議がある者から申し出があったときは、教育支援課から担当教員へ成績評価調査を依頼する。

- 5 成績評価の妥当性及び成績評価の変更の可否については、教務委員会で審議の上、文書で通知することとする。

(履修学期)

第8条 本学の履修学期は、1年間を前期(I期, III期, V期, VII期), 後期(II期, IV期, VI期, VIII期)の2学期制とする。

(授業科目の履修可能開講期)

第9条 学生は、1年次はI期, II期まで、2年次はIII期, IV期まで、進級を経て3年次はV期, VI期まで、4年次はVII期, VIII期までに開設されている授業科目を履修することができる。

2 前項の進級については、学長が別に定める。

3 上級年次に開講される授業科目は履修することができない。ただし、履修上指定された科目については、この限りではない。

(他の課程等の授業科目の履修)

第10条 学生は、必要に応じて所属する課程等以外の授業科目を履修することができることとする。

(履修登録)

第11条 学生は、当該年度に履修しようとする授業科目について、別に定めるところに従い、登録しなければならない。

(履修登録単位の上限)

第12条 学生が、当該年度に履修登録ができる単位数の上限を52単位とし、1開講期に履修登録ができる単位数は28単位以内とする。

2 前項に定める上限単位数には、別表第5に指定する科目の単位は含まないものとする。

(学修成果の評価と履修科目登録単位数の特例措置)

第13条 履修登録をした各授業科目の成績に対して、グレード・ポイント(以下「GP」という。)を与え、これに基づき履修科目の成績の平均値であるグレード・ポイント・アベレージ(以下「GPA」という。)を算出する。GPAの算出方法については別表第6の1のとおりとする。

(オフィスアワー)

第14条 本学専任教員が、担当する授業について学生からの質問又は学修相談を受けるオフィスアワーを設ける。

2 専任教員は、オフィスアワーを設ける曜日、時間帯をシラバス或いは授業中に周知することとする。

(定期試験)

第15条 定期試験は、原則として当該授業科目の授業が終了する学期末に行うものとする。

2 定期試験の実施については、学長が別に定める。

(不正行為)

第 16 条 前条に規定する試験において不正と認められる行為を行った者があるときは、学則第 46 条に定める懲戒その他必要な処置を行う。

2 不正と認められる行為については、学長が別に定める。

(事務)

第 17 条 履修に関する事務は、教育支援課において処理する。

(雑則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、教務委員会における審議の後、学長又は教育学部長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 22 年 3 月 31 日以前に入学した者については、第 8 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 22 年 7 月 1 日)

この規程は、平成 22 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 22 日)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 15 日)

1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 25 年 3 月 31 日以前に入学した者については、第 12 条及び第 13 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 12 月 25 日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 2 月 27 日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 24 日)

1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 28 年 3 月 31 日以前に入学した者については、第 2 条、第 3 条及び第 4 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 31 年 3 月 28 日)

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 31 年 3 月 31 日以前に入学した者については、第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(令和 4 年 1 月 7 日)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 3 月 29 日)

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 5 年 7 月 19 日)

この規程は、令和 5 年 7 月 19 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 6 年 3 月 15 日)

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 6 年 3 月 31 日以前に入学した者については、第 3 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

別表第 1(第 2 条関係)

授業科目の区分
教養教育科目
教職科目
教科指導科目
教育実践力向上科目
学士力向上科目
プログラム専門科目
自由選択科目

別表第 2(第 3 条関係)

初等教育教員養成課程 履修基準

プログラム名 ＼ 科目区分	幼児教育	小学校教育専攻	人文・社会教育 理数教育 芸術・実技教育
教養教育科目	24		
教職科目	25	23	19

教科指導科目	48	34	34
教育実践力向上科目	7		
学士力向上科目	6		
プログラム専門科目	14	26	-
自由選択科目	4	8	38
総単位数	128		

中等教育教員養成課程 履修基準

専攻 科目区分	国語, 理科, 音楽, 美術, 家庭	社会科, 技術	数学	英語	保健 体育	書道
	24			28	24	
教養教育科目	24					
教職科目	19					
教科指導科目	60	64	56	58	62	66
教育実践力向上科目	7					
学士力向上科目	6					
自由選択科目	12	8	16	10	10	6
総単位数	128					

特別支援教育教員養成課程 履修基準

プログラム名 科目区分	初等教育 プログラム	中等教育 プログラム
教養教育科目	24	
教職科目	19	
教科指導科目	34	32
教育実践力向上科目	10	
学士力向上科目	6	
プログラム専門科目	34	
自由選択科目	5	7
総単位数	132	

別表第3(第4条第2項関係)

1単位あたりの学習時間

授業の形態	授業での学習時間	授業時間外の自習時間	計
講義	15時間	30時間	45時間
演習	30(または15)時間	15(または30)時間	
実験・実習・実技	45(または30)時間	0(または15)時間	

別表第4(第6条第2項関係)

成績評価の基準

判定	評価	評語及び成績評価の基準	評価点数
合格	秀	授業で身につけるべき資質能力を大きく越えて、優秀である。	90 - 100 点
	優	授業で身につけるべき資質能力を越えて、優秀である。	80 - 89 点
	良	授業で身につけるべき資質能力を身につけている。	70 - 79 点
	可	授業で身につけるべき資質能力を最低限身につけている。	60 - 69 点
不合格	不可	授業で身につけるべき資質能力が身につけていない。	0 - 59 点
	未受験	未受験	単位認定に必要な試験を受験していない。

ただし、成績評価を受けるためには原則として総授業時間数の3分の2以上の出席を要する。

別表第5(第12条関係)

除外科目

開講期	科目
I 期, II 期	体験実習(1 単位) (※)
III 期, IV 期	基礎実習(1 単位)
V 期, VI 期	教育実習(4 単位) (※) , 教育実習の事前・事後指導(1 単位) (※) インターンシップ(インターンシップ相当科目を含む, 2 単位又は4 単位) 特別支援教育実習 (3 単位) (※)
VII 期, VIII 期	教育総合インターンシップ実習 (2 単位) (※)
その他	学則第32条「他の大学又は短期大学における授業科目の履修等」に該当する科目(※)
	学則第33条「大学以外の教育施設等における学修」に該当する科目(※)
	学則第34条「入学前の既修得単位等の認定」に該当する科目(※)
	海外語学研修による認定科目(※)
	年度当初の受講手続き時に開講期時期が予測できない科目(※) (例：九州地区大学間互換協定に基づく授業科目)

※ 印を付した授業科目以外については、履修科目登録時に履修登録が必要となる。

別表第6の1(第13条第1項関係)

GPA

$$GPA = \frac{(\text{履修登録した科目の単位数} \times \text{当該科目のG P}) \text{の合計}}{\text{履修登録した科目の単位数合計}}$$

(平成25年度以降入学の学生のG P A値)

秀＝4点, 優＝3点, 良＝2点, 可＝1点, 不可, 未受験・無資格＝0点

別表第6の2 削除

教育学部長
事務局 長 殿

福岡教育大学長
飯田 慎司

福岡教育大学教育学部における主専攻・副専攻制（メジャー・マイナー制）
の取り扱いについて（重要通知）

福岡教育大学教育学部カリキュラムポリシーに定める主専攻・副専攻制（メジャー・マイナー制）の取り扱いについては、下記のとおり取扱うこととしますので、通知します。

記

- 1 学生の主体的かつ体系的な学修を促し、「学修者本位の教育の実現」に寄与することを目的に、主専攻・副専攻制（メジャー・マイナー制）を導入し、これを以下のとおり取り扱う。
- 2 本学の学士課程教育において、学生が主として学修を行う領域を主専攻（メジャー）（以下「メジャー」という。）といい、入学時の所属に応じて別表1のとおり決定する。なお、これにより決定するメジャーは、卒業要件を満たすことで修了認定を得られるものとする。また、学生はメジャー以外に学びを広げるため、別表1のとおりメジャー以外の領域を選択して履修することができ、これを別表2に示す要件を満たすよう単位を修得した場合には、それぞれの修得状況に応じて、その領域に関するメジャー又は副専攻（マイナー）（以下「マイナー」という。）としての修了認定を得られるものとする。
- 3 科目を履修するにあたり、別表1のうち「教科基礎学力テスト合格を要件とする領域」に該当する科目を選択する場合、別紙のとおり実施する「教科基礎学力テスト」への合格を要件とする。
また、初等教育教員養成課程（人文・社会教育プログラム、理数教育プログラム、芸術・実技教育プログラム）に所属する学生については、1年次3月までに、別表1の「教科基礎学力テスト合格を要件としない領域」のうち、各プログラムに該当する中等教科領域の教科の中から1つを選択しこれを決定する。なお、これにより決定した教科以外の中等教科領域の科目を履修するためには、「教科基礎学力テスト」に合格することを要件とする。
- 4 メジャー及びマイナーの修了者には、卒業時にこのことを証する文書を交付する。

別紙

「教科基礎学力テスト」の実施について

以下のとおり実施する。

1. 受験対象学年及び実施時期については、原則、2年次以上の学生を受験対象として5月に実施することとし、合格した場合に履修開始できるのは2年次後期以降とする。ただし、幼児教育領域を選択する場合は、1年次後期に実施することとし、合格した場合に履修開始できるのは2年次前期以降とする。
2. 教科基礎学力テストの試験問題は学域で作成することとし、過去の試験問題は非公開とする。
3. 教科基礎学力テストの運営にあたっては、学域が作成した調書により、出題範囲や試験日時を調整することとする。

別表 1 課程・プログラム毎の選択領域一覧

課程・プログラム		選択領域	
メジャー		教科基礎学力テスト合格を要件としない領域	教科基礎学力テスト合格を要件とする領域
初等教育教員養成課程			
幼児教育プログラム	幼児教育領域 小学校教育領域		中等教科領域の各教科
小学校教育専攻プログラム	小学校教育領域 初等教育高度化領域		幼児教育領域 中等教科領域の各教科
人文・社会教育プログラム			幼児教育領域 中等教科領域(国語、社会、英語のうち追加する教科)※ 中等教科領域(数学、理科、音楽、美術、保健体育、家庭、技術)※
理数教育プログラム	小学校教育領域	中等教科領域(数学、理科のうち1教科)※	幼児教育領域 中等教科領域(数学、理科のうち追加する教科)※ 中等教科領域(国語、社会、英語、音楽、美術、保健体育、家庭、技術)※
芸術・実技教育プログラム		中等教科領域(音楽、美術、保健体育、家庭、技術のうち1教科)※	幼児教育領域 中等教科領域(音楽、美術、保健体育、家庭、技術のうち追加する教科)※ 中等教科領域(国語、社会、英語、数学、理科)※
中等教育教員養成課程			
中等教育プログラム	中等教科領域(国語) 中等教科領域(社会) 中等教科領域(数学) 中等教科領域(理科) 中等教科領域(英語) 中等教科領域(音楽) 中等教科領域(美術) 中等教科領域(保健体育) 中等教科領域(家庭) 中等教科領域(技術) 中等教科領域(書道)	小学校教育領域	幼児教育領域 中等教科領域(国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、家庭、技術のうち追加する教科)
特別支援教育教員養成課程			
特別支援教育初等教育プログラム	小学校教育領域 特別支援教育領域		幼児教育領域 中等教科領域の各教科
特別支援教育中等教育プログラム	中等教科領域(選択する1教科) 特別支援教育領域		幼児教育領域 中等教科領域(国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、家庭、技術のうち追加する教科)

※1年次3月までに、「教科基礎学力テスト合格を要件としない領域」のうち、各プログラムに該当する中等教科領域の教科の中から1つを選択しこれを決定する。
これにより決定した教科以外の中等教科領域の科目を履修するためには、「教科基礎学力テスト」に合格することを要件とする。

別表2 メジャー及びマイナーの修了認定要件

メジャー及びマイナーの修了認定は、卒業要件を満たした上で、以下の案のとおり各区分ごとに定める単位修得条件を満たすことを要件とする。（各科目の単位数については、入学年度の「履修の手引き」を参照すること。）ただし、入学時の所置に応じ別表1のとおり決定するメジャーに係る修了認定については、卒業要件を満たすことのみを要件とする。

なお、本表で示す修了認定要件と教員会議員免許状の取得認定要件は必ずしも合致しないので、十分に留意すること。

区分	修了認定における単位修得条件	
	メジャー	マイナー
幼児教育領域	同一区分のマイナーに関する認定要件を満たした上で、次のいずれか（ただし、マイナーで修得した科目は除く。）から計4単位を修得した場合。 ・「保育内容総論」「健康の指導法」「人間関係の指導法」「美術表現の指導法」「音楽表現の指導法」「ことばの指導法」「幼児指導法」の指導法」	次のいずれも満たすよう計18単位を修得した場合。 ・「幼児と健康」「幼児と人間関係」「幼児と環境」「幼児と言葉」「幼児と整理」「幼児と表現の指導法」「ことばの指導法」「幼児指導法」「環境の指導法」から10単位を修得すること。 ・「幼児・児童の教育課程総論」「幼児・児童の教育方法の理論と実践」「幼児・児童の理解と心理援助」から6単位を修得すること。
	小学校教育領域	次のいずれも満たすよう計30単位を修得した場合。 ・「小専国語Ⅰ」「小専社会Ⅰ」「小専算数Ⅰ」「小専理科Ⅰ」「小専生活Ⅰ」「小専音楽Ⅰ」「小専図画工作Ⅰ」「小専家庭Ⅰ」「小専体育Ⅰ」「小専英語Ⅰ」の全て（計10単位）を修得すること。 ・「国語科指導法」「社会科指導法」「算数科指導法」「理科指導法」「生活科指導法」「音楽科指導法」「図画工作科指導法」「家庭科指導法」「体育科指導法」「英語指導法」の全て（計20単位）を修得すること。
初等教育高度化領域	(小学校教育専攻プログラムに係る卒業要件を満たす場合)	
中等教科領域	国語	同一区分のマイナーに関する認定要件を満たした上で、「履修の手引き」における項目「初等教育教員養成課程各プログラムの履修方法と授業科目」で示される中等教科領域（国語）の「中等教科領域Ⅱ」の科目の中から計4単位を修得した場合。 ただし、このうち、「中等国語科指導法C」及び「中等国語科指導法D」を含むこと。
	社会科	同一区分のマイナーに関する認定要件を満たした上で、「履修の手引き」における項目「初等教育教員養成課程各プログラムの履修方法と授業科目」で示される中等教科領域（社会）の「中等教科領域Ⅱ」の科目の中から計4単位を修得した場合。 ただし、このうち、「社会科・地理歴史科指導法」及び「社会科・公民科教育指導法」を含むこと。
	数学	同一区分のマイナーに関する認定要件を満たした上で、「履修の手引き」における項目「初等教育教員養成課程各プログラムの履修方法と授業科目」で示される中等教科領域（数学）の「中等教科領域Ⅱ」の科目の中から計4単位を修得した場合。 ただし、このうち、「数学科教育方法Ⅰ」及び「数学科教育技術形成Ⅰ」を含むこと。
	理科	同一区分のマイナーに関する認定要件を満たした上で、「履修の手引き」における項目「初等教育教員養成課程各プログラムの履修方法と授業科目」で示される中等教科領域（理科）の「中等教科領域Ⅱ」の科目の中から計4単位を修得した場合。 ただし、このうち、「中等理科教育演習Ⅰ」「中等理科教育演習Ⅱ」「理科教育内容論」「理科教育実践Ⅰ」のいずれか2科目を含むこと。
	英語	同一区分のマイナーに関する認定要件を満たした上で、「履修の手引き」における項目「初等教育教員養成課程各プログラムの履修方法と授業科目」で示される中等教科領域（英語）の「中等教科領域Ⅱ」の科目の中から計4単位を修得した場合。 ただし、このうち、「中等英語科指導法」及び「中等英語科指導法C」を含むこと。
	音楽	同一区分のマイナーに関する認定要件を満たした上で、「履修の手引き」における項目「初等教育教員養成課程各プログラムの履修方法と授業科目」で示される中等教科領域（音楽）の「中等教科領域Ⅱ」の科目の中から計4単位を修得した場合。 ただし、このうち、「中等音楽科指導法Ⅲ」及び「中等音楽科指導法Ⅳ」を含むこと。
	美術	同一区分のマイナーに関する認定要件を満たした上で、「履修の手引き」における項目「初等教育教員養成課程各プログラムの履修方法と授業科目」で示される中等教科領域（美術）の「中等教科領域Ⅱ」の科目の中から計4単位を修得した場合。 ただし、このうち、「美術科指導法Ⅲ」及び「美術科指導法Ⅳ」を含むこと。
	保健体育	同一区分のマイナーに関する認定要件を満たした上で、「履修の手引き」における項目「初等教育教員養成課程各プログラムの履修方法と授業科目」で示される中等教科領域（保健体育）の「中等教科領域Ⅱ」の科目の中から計4単位を修得した場合。 ただし、このうち、「保健体育科指導法Ⅲ」及び「保健体育科指導法Ⅳ」を含むこと。
	家庭	同一区分のマイナーに関する認定要件を満たした上で、「履修の手引き」における項目「初等教育教員養成課程各プログラムの履修方法と授業科目」で示される中等教科領域（家庭）の「中等教科領域Ⅱ」の科目の中から計4単位を修得した場合。 ただし、このうち、「中等家庭科指導法C」及び「中等家庭科指導法D」を含むこと。
	技術	同一区分のマイナーに関する認定要件を満たした上で、「履修の手引き」における項目「初等教育教員養成課程各プログラムの履修方法と授業科目」で示される中等教科領域（技術）の「中等教科領域Ⅱ」の科目の中から計4単位を修得した場合。 ただし、このうち、「技術科教育法」及び「技術科教育法Ⅱ」を含むこと。
特別支援教育領域	(特別支援教育初等教育プログラム又は特別支援教育中等教育プログラムに係る卒業要件を満たす場合)	

教育学部長
教育学研究科長 殿
事務局長

福岡教育大学長
飯田 慎司

福岡教育大学受講科目の登録について（重要通知）

福岡教育大学教育学部履修規程第11条及び福岡教育大学大学院教育学研究科(専門職学位課程)履修規程第6条に規定する受講科目の登録(履修登録)については、下記のとおり取扱うこととしますので、通知します。なお、令和3年4月1日付け福教大教支第2号「福岡教育大学受講科目の登録について（重要通知）」は、廃止します。

記

1 受講科目の登録

- (1) 本学に在学する者（以下「学生」という。）は、前期授業開始1週間前から開始後1週間以内に当該年度に単位を得ようとするすべての授業科目について、所定の手続きにより受講科目の登録(履修登録)を行わなければならない。ただし、履修登録する学生数が科目の受入限度を超えた場合等は履修が制限されることがある。
- (2) 後期分については、受講予定科目として登録する。

2 受講科目の確認

学生は、履修登録した受講科目について、変更、追加の必要性の有無を、前期については授業開始後2週間以内、後期については授業開始1週間前から開始後1週間以内に確認しなければならない。

3 受講科目の変更、追加

- (1) 前記の確認により、受講科目の変更、追加をする場合には、前期については前期の受講科目の確認後1週間以内、後期については後期の受講科目の確認後1週間以内に行わなければならない。なお、集中講義等でこれによらない場合は、別途通知する指示に従うものとする。
- (2) 前項の期間内に受講科目の変更、追加ができない場合、教務委員会が真にやむを得ない事由と判断し、かつ授業担当教員が受講を認めた場合に限り、前項の規定にかかわらず、受講科目の変更、追加を行うことができる。

4 既に単位を修得した科目は、再度履修登録することができない。

5 同一年度内に同一名の授業科目を重複して履修登録することはできない。

教育学部長
大学院教育学研究科長 殿
事務局 長

福岡教育大学長
飯田 慎司

福岡教育大学授業科目の取り扱いについて（重要通知）

福岡教育大学における授業科目の開講については、下記のとおり取扱うこととしますので、通知します。

記

1 授業科目の開講について

- (1) 履修の手引、大学院教育学研究科学生便覧に記載のある科目については、原則として全て記載どおりに開講しなければならない。ただし、特別な事情により、開講期変更や開講中止とする場合は、教育課程編成委員会で審議の上、決定する。この際、受講希望者のいない科目については、教育課程編成委員会での審議を要しない。

(例) 令和5年度に開講しなければならない科目

学年	開講しなければならない科目
1年次	令和5年度分に記載のⅠ・Ⅱ期科目
2年次	令和4年度分に記載のⅢ・Ⅳ期科目
3年次	令和3年度分に記載のⅤ・Ⅵ期科目
4年次	令和2年度分に記載のⅦ・Ⅷ期科目

- (2) 本来開講する必要がある授業科目について、教育課程編成委員会での審議の結果、開講期を変更、もしくは開講中止とした場合はその旨を学生に周知する。

2 廃止する授業科目の開講について

- (1) 必修科目は、開講期によらず、全ての学生が単位を修得するまで開講しなければならない。
- (2) 選択必修科目及び選択科目は、全ての学生が卒業（修了）要件単位数を満たすことができるように開講することを基本とする。ただし、このことは全ての科目の開講を保証するものではない。

3 上記を踏まえ、授業科目の特殊性など、個別の判断を要する場合については、教育課程編成委員会において決定する。

教 育 学 部 長
大学院教育学研究科長 殿
事 務 局 長

福岡教育大学長
櫻井 孝俊

学生の授業欠席の取り扱いについて（重要通知）

福岡教育大学（以下「本学」という。）の学生の授業欠席の取り扱いについて、次のとおり通知します。

なお、令和元年 6 月 25 日付け福教大教支第 164 号「学生の授業欠席の取り扱いについて（重要通知）」は廃止します。

記

（趣旨）

- 1 この重要通知は、本学が開講する授業において、学生の欠席に関する取り扱いを示したものである。

（定義）

- 2 この取り扱いにおける次の各号に掲げる用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。
 - （1） 公欠 所定の届出により出席扱いとすることを認められた授業の欠席をいう。
 - （2） 通常の欠席 前号に該当しない授業の欠席をいう。

（教育実習等に参加した場合の取り扱い）

- 3 学生が、教育実習等に参加した場合の取扱いは、別表 1 のとおりとする。

（教科領域等の実地研究に関する科目の取り扱い）

- 4 大学院生が、附属学校や協力校等の実地研究に参加した場合は、届出により公欠とする。
- 5 大学院生は、実地研究終了後に、次の各号に掲げる書類を授業担当者に提出すること。
 - （1） 本学所定の欠席届

（学校保健安全法施行規則第 18 条に規定する感染症に罹患した場合の取り扱い）

- 6 学生が、学校保健安全法施行規則第 18 条に規定する感染症に罹患し、出席停止となった期間の授業欠席については、届出により公欠の扱いとする。学生は、当該感染症の完治後に次の各号に掲げる書類を授業担当者に提出すること。

- (1) 本学所定の欠席届
- (2) 医師の発行する診断書、治癒証明書又は当該感染症を罹患したと証明できる書類

(学生の親族が死亡した場合の取り扱い)

7 学生の次の各号に掲げる親族が死亡した場合で、学生が、葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事のために通学できない場合は、届出により公欠とする。

- (1) 配偶者
- (2) 1親等（父母、子）
- (3) 2親等（祖父母、兄弟姉妹、孫）

8 公欠となる期間は、次に掲げる期間とする。

- (1) 配偶者の場合は、死亡した日から起算して連続7日（休日を含む）の範囲内の期間
- (2) 1親等の場合は、死亡した日から起算して連続7日（休日を含む）の範囲内の期間
- (3) 2親等の場合は、死亡した日から起算して連続3日（休日を含む）の範囲内の期間

9 学生は、葬儀、服喪その他親族の死亡に伴い必要と認められる行事を終えた後に、次の各号に掲げる書類を授業担当者に提出すること。

- (1) 本学所定の欠席届
- (2) 会葬礼状等の当該事由を証明できる書

(学生が裁判員制度に基づき裁判所へ出頭する場合等の取り扱い)

10 学生が、裁判員制度に基づき裁判所へ出頭する場合やその他証人、参考人等として裁判所その他官公署へ出頭する場合は、届出により当該用務に係る期間を公欠とする。

11 学生は、当該用務を終えた後に、次の各号に掲げる書類を授業担当者に提出すること。

- (1) 本学所定の欠席届
- (2) 当該用務に従事した期間を証明する書類

(学生が天災等により通学できない場合の取り扱い)

12 学生が、天災・やむを得ない事故・交通機関の障害により通学できない場合は、届出により公欠とする。ただし、気象警報等発表時における授業等の取扱いについて（重要通知）に基づき、補講が実施された場合はこの限りではない。

13 学生は天災等の事由が消滅後、次の各号に掲げる書類を授業担当者に提出すること。

- (1) 本学所定の欠席届
- (2) 被災証明書、遅延証明書等の事実を証明する書類

(その他、教務委員会が適当と認めた場合の取り扱い)

14 上記の事由によらない場合であっても教務委員会が適当と認めた場合は届出により公欠とする。公欠とする期間及び手続き方法等については教務委員会での都度判断のうえ周知することとする。

(その他授業の欠席の取り扱い)

- 15 学生が別表2に示す事由により授業を欠席する場合は、別表2に掲げる書類を授業担当者に提出することができる。ただし、公欠として取り扱うか否かは授業担当者の判断とする。

(集中講義を欠席する場合の取り扱い)

- 16 学生が集中講義を欠席する場合は、公欠として取り扱う事由の授業欠席であっても通常の欠席として取り扱うものとする。

(公欠に対する配慮)

- 17 公欠として取り扱う授業については、原則として補講は行なわず、授業担当者が当該授業に相当する学習課題を課すように努めること。

(一授業科目当たりの通常の欠席及び公欠の制限)

- 18 通常の欠席数が総授業時間数の3分の1を超える者は原則として無資格とし、評価の対象としない。
19 公欠の認定は、通常の欠席数と合計して総授業時間数の2分の1を超えないものとする。

別表1 教育実習等に参加した場合の取り扱い

区分	所属	種別	取り扱い	提出書類
教員免許 主免・副免	全学共通	体験実習	公欠	欠席届（実習）
		基礎実習		
		観察参加		
		介護等体験		
		附属学校・園及び協力学校における 教育実習		
	附属学校・園及び協力学校における 事前指導			
資格		博物館実習（学外実習）		
その他		教育総合インターンシップ実習		
	生涯教育3課程	インターンシップ		インターンシップ 参加届

別表2 その他授業の欠席の取り扱い

欠席の事由	詳細	取り扱い	提出書類
学外研修・授業等	学部・研究科等において実施する学外研修及び授業をいう。	通常の欠席 (授業担当者が認めた場合は公欠)	・欠席届 ・欠席事由を証明する書類
病気又はけが	第6項に規定する、感染症に罹患した場合等の取り扱いによらない病気又はけがをいう。		
課外活動	本学公認の部活動及びサークルの活動に伴う大会等への出場をいう。		
就職活動	授業実施期間中における就職活動をいう。		
災害ボランティア活動	激甚災害に指定された災害の被災地等におけるボランティア活動をいう。		

福教大教支第299号
令和6年1月12日

教育学部長
教育学研究科長
事務局長 殿

福岡教育大学長
飯田 慎 司

気象警報等発表時における授業等の取扱いについて（重要通知）

学生の安全を確保することを目的として、福岡地方又は北九州地方に特別警報（大雨，暴風，暴風雪，大雪に限る。）並びに警報（大雨，洪水，暴風，暴風雪，大雪に限る。）（以下「特別警報等」という。）が発表され，JR九州が運休した場合の授業及び学期末試験（以下「授業等」という。）に係る学生の登下校の取扱いについて，下記のとおり取り扱うこととしましたので，通知します。

なお，令和元年6月28日付け福教大教支第171号「気象警報等発表時における授業等の取扱いについて」（重要通知）は，廃止します。

記

1 判断基準

- （1） 特別警報等が発表され，JR鹿児島本線（教育大前駅を含む区間）が以下のとおり運休した場合，対面での授業等は行わず，学生は登校停止及び自宅待機（以下「登校停止等」という。）とする。気象警報，JR鹿児島本線の運休の発表及び解除に関する情報は，各自インターネット，マスメディア等により確認することとする。

運休の解除	授業等の取扱い
午前6時前に解除された場合	通常どおり
午前9時前に解除された場合	午前中登校停止等
午前9時時点で解除されない場合	全日登校停止等

- （2） 特別警報等が発表され，JR鹿児島本線が上記以外の区間で運休した場合は，学長，教育学部長及び研究科長が協議の上，登校停止等の有無を判断する。

2 授業開始後の登校停止等

授業開始後に特別警報等が発表された場合は，学長，教育学部長及び研究科長が協議の上，危険と判断された時間以降は，学生を下校させるものとする。

3 不測の事態の登校停止等

前2項に規定するもののほか、地震その他の不測の事態が発生した場合や急激な天候の悪化等により学生に危険が及ぶと予見される場合は、学長、教育学部長及び研究科長が協議の上、登校停止等とする。

4 周知時期及び方法

(1) 周知時期

特別警報等が事前に発出された場合やJ R九州が計画運休を予定している場合は、前日に予告をした上で、全日登校停止等とする場合は、同日の午前7時までに以下の方法で周知を行う。

(2) 周知方法

学生へは、ポータルシステムにより通知する。教員へは、教職員グループウェアガルーン（掲示板「学内お知らせ」）とメールによる連絡の両方で通知する。なお、非常勤講師については、メールによる連絡又は本学の教員を通じて周知することを原則とする。

5 登校停止等時の授業等の対応

登校停止等の際の通常授業は、遠隔授業等の代替措置を講ずる。

学期末試験については、学長、教育学部長及び研究科長の判断により、追試験等の代替措置を講ずるものとする。

福教大教支第343号
令和5年2月24日

教育学部長
教育学研究科長 殿
事務局長

福岡教育大学長
飯田 慎司

定期試験について（重要通知）

福岡教育大学教育学部履修規程第15条の規定に基づいて実施する、定期試験について、下記のとおり取扱うこととしますので、通知します。なお、令和4年7月25日付け福教大教支第144号「定期試験について（重要通知）」は、廃止します。

記

1 定期試験の実施

授業科目毎に定期試験を実施し、事情により追試験を実施することがある。

2 試験日

定期試験の試験日は、学事日程に定める。

3 定期試験

- (1) 定期試験は、学期毎に実施する試験であって平常試験及びクラス編成試験からなる。
- (2) 平常試験は、学期毎に実施する試験であって当該学期における学修の結果を評価するものであり、定められた期間中に実施するものである。
- (3) クラス編成試験とは、平常試験のうち同一の授業担当者又は同一の授業内容で実施している授業科目が曜日もしくは時限を異にして実施されている場合に、これらをまとめて同一時間及び場所で試験を行うものである。
- (4) 定期試験は、前期に実施するものを前期試験、後期に実施するものを後期試験とする。

4 追試験

- (1) 追試験とは、別表1に定めるやむを得ない理由により、定期試験を受験できなかった者を対象に実施する試験である。
- (2) 追試験の受験結果は、該当する授業科目の定期試験の成績とする。

- (3) 追試験受験願出は、大学が定める方法により行うこと。また、不受験理由毎に別表1で定める証明書等を添えて提出すること。
- (4) 追試験受験願出は、やむを得ない理由の発生後すみやかに提出すること。
なお、追試験受験願出の締切期日は、その期の試験終了後3日以内に大学が定める日とする。
- (5) 追試験実施は、大学が定める所定の期間中に実施する。ただし、所定の期間中に実施が困難な場合は、次の各号のとおり取り扱う。
 - (ア) 前期試験にかかる追試験は9月末日、後期試験に係る追試験は3月末までに実施すること。
 - (イ) 前号の場合にかかわらず、病気、怪我等のやむを得ない事情により実施が困難な場合は、教務委員会委員長が判断する。

5 試験方法

- (1) 定期試験の実施方法は、筆記によるものとする。ただし、レポート等をもってこれに代えることができる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、実験及び実習の成果物、実技試験、口頭試問または卒業論文等の提出を持って定期試験に代えることができる。

6 身体上の障害等にかかる特別措置

- (1) 身体上の障害その他の事情により、試験時間、解答方法等について個別の学生に特別の配慮が必要な場合は、各授業担当者の判断により対応する。
- (2) 前項による特別の配慮を行う場合は、試験を厳正に執行できる範囲で行うこと。

7 受験資格

- (1) 定期試験は、試験実施時に在学している者が、受講登録を行った科目についてのみ受験資格を有する。ただし、試験実施時に停学中の者は受験資格を有しない。
- (2) 次に該当する者は、当該受験科目の受験資格を失う。
 - (ア) 学生証を携帯していない者
 - (イ) 試験開始後20分を超えて遅刻した者
 - (ウ) 試験監督者の指示に従わない者
 - (エ) 当該試験科目の試験において不正行為を行った者
- (3) 前(ア)に該当する者に対して、在学証明書による受験を認める。

8 試験中の退出

学生は、試験開始後30分以上経過し試験監督者が認めた場合、試験場から退出することができる。

9 受験者の義務

受験者は、次に定める事項を厳守しなければならない。

- (1) 学生証を、写真印刷面を上にして机上に呈示すること。
- (2) 試験監督者の指示に従うこと。
- (3) 試験中に筆記用具等の貸借をしないこと。
- (4) 試験中は携帯電話等の電源を切り、机上に置かないこと。なお、これらの機器を時計代わりに使用することを理由に机上に置くことも認めない。
- (5) 答案には、学籍番号や氏名等をもれなく記入し、特に認められた場合を除き、解答の有無にかかわらず試験場外に持ち出さないこと。
- (6) 不正行為もしくは不正行為と紛らわしい行為をしないこと。

10 不正行為

試験における不正行為とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

- (1) 答案の見せ合い
- (2) 答案の交換
- (3) カンニングペーパーの所持及び使用
- (4) 持ち込みを許可していないノート、参考書、辞書、電子辞書、パソコン、その他情報通信機器等の使用
- (5) 携帯電話の使用
- (6) 所持品や机上等への事前書き込み及びその使用
- (7) 話し合い、覗き見
- (8) 替え玉受験
- (9) 答案や出席表への偽名記入または故意による答案無記名
- (10) 持ち帰りまたは破棄などによる答案の不提出
- (11) 答案作成に関して、試験監督者の指示に従わない場合
- (12) その他、試験の実施を阻害すると認められる行為を行った場合

11 不正行為の取扱い

- (1) 不正行為または不正行為と紛らわしい行為を行った学生には、福岡教育大学学生懲戒手続規程を適用する。
- (2) 前項の学生については、教育実習科目を除く当該学期定期試験の全受験科目を無効とし、「無資格」の評価とする。

別表 1 追試験に該当する事項

不受験理由	必要な証明及び届出の内容
本人の病気	医師の診断書
忌引き (2 親等以内の血族または姻族)	死亡に関する公的証明書 (死亡日から起算して 1 親等は日祝日を含めて 7 日以内, 2 親等は日祝日を含めて 5 日以内を適用期間とする)
災害	被災証明書
就職試験	就職試験に関する公的証明書
時刻表に基づき運行される公共交通機関の遅延	20 分を超える延着時間が記載された交通機関の遅延証明
課外活動	実施団体が発行する公的証明書(ただし, 世界大会または国体に準じる試合に限る)
裁判員制度	呼出状
その他やむを得ない事由	届け出に対し, 教務委員会委員長が判断する。

福教大教支第 415 号
令和 3 年 2 月 19 日

教育学部長
教育学研究科長 殿
事務局長

福岡教育大学長
飯田 慎司

定期試験に代える方法での成績評価について（重要通知）

福岡教育大学教育学部履修規程第 15 条の規定および「定期試験について（重要通知）」「5. 試験方法」の「（1）」に基づき、レポート等により定期試験に代える場合について、下記のとおり取り扱うこととしますので、通知します。

記

1. 定期試験に代わる成績評価方法

学期毎に実施する定期試験に代わる成績評価方法は、論文、レポート、実験及び実習の成果物、実技試験、作品の提出、口頭試問等からなる。

2. 受験資格

受験資格は、定期試験に代わる成績評価方法を行う際に、本学に在学している者で、受講登録を行った科目についてのみ有する。ただし、停学中の者は受験資格を有しない。

3. 受験者の義務

- （1）授業担当者の指示に従うこと。
- （2）不正行為もしくは不正行為と紛らわしい行為（以下、「不正行為等」）をしないこと。

4. 不正行為等

定期試験に代わる成績評価方法における不正行為とは、次のいずれかに該当する行為をいう。

- （1）実技試験や口頭試問等での替え玉受験。
- （2）実技試験や口頭試問等で、使用を許可されていないものを使用すること。
- （3）他人に代作、代筆させた論文、レポート、実験及び実習の成果物、作品等を提出すること。
- （4）他人の作成した論文、レポート、実験及び実習の成果物、作品等を自分の名前で提出すること。

- (5) 他人の作成した論文、レポート、実験及び実習の成果物、作品等を盗用（剽窃）すること（出典を明記することなく出版物やインターネット上の情報などを参照・引用することを含む）。
- (6) 他人の論文、レポート、実験及び実習の成果物、作品等を代作、代筆すること。
- (7) 実験や調査結果のデータを捏造、改竄、盗用（剽窃）すること。
- (8) (1) から (7) までの掲げる行為を幫助すること。
- (9) その他、授業担当者の指示に従わない不正行為。

5. 不正行為等の確認及び報告

- (1) 4 の不正行為等の発見について授業担当者または発見者から申し出があった場合には、教務委員会を確認を行う。
- (2) 前項の確認については、授業担当者が教務委員会委員等の立ち会いの上、受験者本人に対して不正行為等に係る事実関係を確認し、その結果を不正行為等状況報告書（別紙様式1）により教務委員会委員長に報告することとする。

6. 不正行為等の例外

4 の不正行為等のうち、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に照らして必要だと認められる合理的な配慮に該当するものは、不正行為等の対象から除外する。

7. 不正行為等の取扱い（筆記試験以外の場合）

- (1) 不正行為等を行った学生については、当該授業科目の成績を「無資格」とし、さらに、不正行為防止に関する研修を受講して一定の成績を修めなければ、次の学期の受講登録をすることができない。
- (2) 前項の研修については、教務委員会委員長の指示のもと、クラス担任または指導教員が実施し、その結果を教務委員会委員長に報告することとする。なお、この研修に係る費用は当該学生が負担することとする。

○福岡教育大学教育学部進級規程

(制定 平成22年3月15日)

改正 平成22年7月1日 平成23年3月22日

平成26年12月25日

(趣旨)

第1条 この規程は、福岡教育大学学則第31条の規定に基づき、福岡教育大学教育学部に属する学生(以下「学生」)の進級に関する必要な事項を定めるものとする。

(進級)

第2条 学生は、入学をもって1年次に在籍とする。また、1年次に1年間の在籍をもって2年次へ進級する。2年次から3年次への進級(以下「3年次への進級」という。)については、第4条から第6条に定めるところによる。3年次に1年間の在籍をもって4年次に進級する。

(編入した学生)

第3条 編入学した学生が編入時に在籍する年次は、学長が別に定める。

(3年次への進級判定)

第4条 3年次への進級は、学年末において2年次に在籍する学生を対象とする。

2 前項の学生に対し、学年末に3年次への進級の可否について判定を行う。

3 3年次への進級を可とする要件は、学年末において修得総単位数が64単位以上であることとする。

4 前項の要件に満たない学生は、2年次に留める。

5 3項及び4項による判定は、教務委員会及び教育学部教授会における審議の後、学長が決定する。

(進級の可否についての通知)

第5条 3年次への進級の可否についての通知は、決定後速やかに行う。

(異議申し立て)

第6条 学生が、3年次への進級の判定結果について異議がある場合は、所定の期日までに教育支援課を通じて学長に申し立てることとする。

2 前項の異議を申し立てることができるのは、成績評価について異議があり、当該評価が変更となることにより第4条第3項の要件を満たす学生とする。

3 異議を申し立てた学生の3年次への進級の再判定は、申し立ての内容を踏まえて教務委員会及び教育学部教授会における審議の後、学長が決定する。

(事務)

第7条 進級に関する事務は、教育支援課において処理する。

(雑則)

第8条 この規程に定めるほか、進級に関し必要な事項は、教務委員会における審議の後、学長又は教育学部長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規程は、平成22年3月31日に在学する者には適用しない。

附 則(平成22年7月1日)

この規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則(平成23年3月22日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月25日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

○福岡教育大学教育学部卒業認定規程

(制定 平成 27 年 2 月 27 日)

改正 平成 31 年 2 月 28 日 令和 4 年 3 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、福岡教育大学学則（以下「学則」という。）第 29 条及び第 35 条並びに福岡教育大学教育学部履修規程（以下「履修規程」という。）第 3 条の規定により、福岡教育大学教育学部に属する学生（以下「学生」という。）の卒業について定める。

(卒業認定要件)

第 2 条 卒業の認定を受ける者は、履修規程第 3 条に定める卒業に必要な単位を修得することとする。

2 卒業の認定を受ける者は、学則第 29 条に定める修業年限以上在学しかつ 4 年次で 1 年以上修業した者とする。

(認定時期)

第 3 条 卒業認定は、原則として学年末に行うものとする。ただし、8 月 31 日までに前条に規定する卒業要件を満たした学生は、卒業認定を 9 月中に行う。

(卒業認定)

第 4 条 卒業に係る認定は、学部が行う審査を経て、学長が行う。

2 前項に基づき、卒業認定の準備のため卒業予定者選考会議を設ける。

第 5 条 前条第 2 項の規定に基づく卒業予定者選考会議は、次の各号に掲げる者で構成する。なお、各号に掲げる者は兼ねることはできない。

(1) 教務委員会委員長

(2) 教務委員会副委員長

(3) 別表により選出された者 5 名

2 卒業予定者選考会議は、教務委員会委員長が招集し、議長となる。

3 議長に事故があるときは、教務委員会副委員長がその職務を代行する。

4 卒業予定者選考会議は、第 1 項第 3 号に定める各学域等から選出された者 1 名以上の出席がなければ開くことができない。

(事務)

第 6 条 卒業認定に関する事務は、教育支援課において処理する。

(雑則)

第 7 条 この規程に定めるもののほか、学部学生の卒業に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

附 則(平成 31 年 2 月 28 日)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和4年3月30日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

区分	人数
教職教育院	1名
教育・心理・特別支援教育学域	1名
人文・社会教育学域	1名
理数教育学域	1名
芸術・実技教育学域	1名

○福岡教育大学教育学部学位規程

(制定 平成 16 年 4 月 1 日)

改正 平成 20 年 3 月 14 日 平成 21 年 3 月 21 日

平成 23 年 3 月 22 日 平成 24 年 12 月 21 日

平成 26 年 10 月 30 日 平成 26 年 12 月 25 日

平成 28 年 2 月 24 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条及び福岡教育大学学則第 36 条の規定に基づき、福岡教育大学(以下「本学」という。)において授与する学士の学位について、必要な事項を定める。

(専攻分野の名称)

第 2 条 本学において授与する学士の学位には、次のとおり専攻分野の名称を付記するものとする。

課程	専攻分野の名称
初等教育教員養成課程	教育学
中等教育教員養成課程	
特別支援教育教員養成課程	

(学位の授与)

第 3 条 学士の学位は、本学を卒業した者に授与する。

2 学長は、学位を授与し、卒業証書・学位記(別紙様式)を交付するものとする。

(卒業研究)

第 4 条 卒業研究の審査、評価に関する内容は、学長が別に定める。

(学位の名称の使用)

第 5 条 学位の授与を受けた者が、学位の名称を用いるときは、本学名を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第 6 条 学長は、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、教育学部教授会における審議の後、当該学位の授与を取り消すことができる。

2 学長は、前項の規定に基づき、当該学位を取り消したときは、その旨を公表するとともに、既に交付した卒業証書・学位記を返還させるものとする。

(事務)

第 7 条 学士の学位の授与に関する事務は、教育支援課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 14 日)

1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

- 2 平成 20 年 3 月 31 日に障害児教育教員養成課程に在学する者については、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 21 年 3 月 21 日)

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 21 年 3 月 31 日に生涯スポーツ芸術課程芸術コースに在学する者については、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 3 月 22 日)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 21 日)

- 1 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 25 年 3 月 31 日に環境情報教育課程及び生涯スポーツ芸術課程に在学する者については、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成 26 年 10 月 30 日)

この規程は、平成 26 年 10 月 30 日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 25 日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 24 日)

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 28 年 3 月 31 日に共生社会教育課程、環境教育課程及び芸術課程に在学する者については、改正後の第 2 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○国立大学法人福岡教育大学学生証取扱規程

(制定 平成 21 年 3 月 18 日)

改正 平成 23 年 3 月 22 日 平成 24 年 12 月 28 日

平成 26 年 12 月 25 日 平成 28 年 2 月 24 日

平成 30 年 2 月 8 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、本学の学部、大学院及び専攻科の学生(以下「学生等」という。)に交付する学生証に関する必要な事項を定めるものとする。

(学生証の交付)

第 2 条 学長は、学生等が入学(編入学、転入学及び再入学を含む。)したとき又は他の課程へ転課程したときは、学生証を交付するものとする。

(学生証の再交付)

第 3 条 学生等は、紛失等により学生証の再交付が必要なときは、直ちに再交付の手続きをしなければならない。

2 前項に定める再交付のうち、紛失、破損を事由とする場合は、再交付手数料を納入しなければならない。

3 前 2 項に定めるほか、学生証再交付に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(学生証の返還)

第 4 条 学生等は、卒業、修了、退学、その他の事由により学生等の身分を失ったとき又はその有効期間が満了したときは、直ちに学長に学生証を返還しなければならない。

(有効期間等)

第 5 条 学生証の有効期間は、学部の学生にあつては福岡教育大学学則第 29 条に規定する修業年限の期間、大学院の学生にあつては福岡教育大学大学院規則第 14 条第 1 項又は第 14 条の 3 に規定する修業年限の期間及び専攻科の学生にあつては福岡教育大学専攻科規程第 7 条に規定する修業年限の期間とする。

2 修業年限の期間を超えて在籍する学生等に係る学生証については、年度ごとに更新する。

(遵守事項)

第 6 条 学生等は、学生証に関し次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 学生等は、学生証を常に携帯し、本学の教職員等からの請求があつたときは、提示しなければならない。

(2) 学生等は、学生証を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

(事務)

第 7 条 学生証に関する事務は、教育支援課において処理する。

(雑則)

第 8 条 この規程に定めるほか、学生証に関し必要な事項は、教務委員会における審議の後、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行の際に現に学生証の交付を受けている者については、この規程により交付を受けたものとみなす。

附 則(平成 23 年 3 月 22 日)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 12 月 28 日)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年 12 月 25 日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 2 月 24 日)

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 2 月 8 日)

この規程は、平成 30 年 2 月 8 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

学生証再交付に関する手引

1 趣旨

この手引は、福岡教育大学学生証取扱規程第3条第3項の規定に基づき、学生証の再交付に関し、必要な事項を定めています。

2 再交付の申請

(1) 学生証の紛失・破損を事由として再交付を申請する者は、学生証再交付願（別紙様式第1号）により、再交付手数料（以下「手数料」という。）を財務企画課の指定する窓口で納め、教育支援課に願い出ることとします。

この場合の手数料は、福岡教育大学授業料その他費用に関する規程別表に掲げる額とします。

(2) 次に掲げる事由により学生証の再交付を申請する者は、学生証再交付願（別紙様式第2号）により、教育支援課に願い出ることとします。

①磁気不良

②改氏名による記載事項変更

③その他の事由による学生証の不良

3 再交付

(1) 再交付を願い出た学生は、学生証再交付願の提出日の翌日（休業日を除く）に教育支援課にて仮学生証を受け取ることとし、再交付された学生証を受け取るまでは、仮学生証をもって学生証の代わりとします。

(2) 再交付を申請する者（紛失により申請する者を除く）は、再交付の際に現に有する学生証を返還することとします。

(3) 紛失により再交付を申請する者は、紛失していた学生証を発見したときは、直ちに教育支援課に返還することとします。

(履歴)

平成23年 4月 1日作成

令和3年 7月 1日改正

平成26年10月 1日改正

令和5年 8月 1日改正

令和元年 8月 2日改正

令和元年10月 1日改正

教育学部長
事務局 長 殿

福岡教育大学長
飯 田 慎 司

特別支援教育教員養成課程特別支援中等教育プログラム所属学生の
基礎免許教科の決定方法等について（重要通知）

特別支援教育教員養成課程中等教育プログラムに入学する学生の基礎免許教科の決定等については、下記のとおり取扱うこととしますので、通知します。

記

1. 教育支援課は、合格通知書を発送する際に、特別支援教育教員養成課程中等教育プログラムに合格した者に対して希望免許教科調査票（別紙様式）及び免許教科決定に関する説明資料等を同封し、入学手続き時に同調査票を提出させる。
2. 教育支援課は、前項により提出された調査票を、速やかに教育・心理・特別支援教育学域（以下、「特別支援教育担当学域」という。）に引き継ぐ。
3. 特別支援教育担当学域は、学生の希望を尊重することを原則とし、調査票に基づき取得を希望する免許教科の教育を担当する学域（以下、「受入れ学域」という。）と調整の上、免許教科を決定する。なお、特定の免許教科の希望人数が10名を超える場合や、希望免許教科に関して免許取得が困難であると判断される場合は、調査票及び入学試験の結果等を参考に、第2希望の免許教科へ変更することができる。
4. 特別支援教育担当学域は、結果を入学式前日までに受入れ学域に、また、前期授業開始後2週間以内に教育支援課にそれぞれ報告する。
5. 特別支援教育担当学域及び受入れ学域は、入学後、当該学生に対して履修指導等を適宜行う。
6. 在学中、免許取得が困難と判断される学生については、特別支援教育担当学域による免許教科の変更の指導の上、教科変更後の受入れ学域が必要と認める方法により選考を実施した上で免許教科の変更を行うことができる。なお、免許教科の変更の時期は、1年次の10月以降とし、在学期間中1回限りとする。
7. 特別支援教育中等教育プログラムから特別支援教育初等教育プログラム又は特別支援教育初等教育プログラムから特別支援教育中等教育プログラムへの変更については、福岡教育大学学則第44条の規定を準用する。
8. 本通知の運用に関して疑義が生じたときは、教育課程編成委員会の審議の後、学長が決定する。

福教大教支第30号
令和5年4月19日

教育学部長
事務局 長 殿

福岡教育大学長
飯田 慎司

福岡教育大学教育学部第1年次に入学した学生の
既修得単位等の認定について（重要通知）

福岡教育大学学則（以下「学則」という。）第34条第4項の規定に基づき、既修得単位等の認定に関する事項については、下記のとおり取扱うこととしますので、通知します。

なお、令和4年4月1日付け福教大教支第3号「福岡教育大学教育学部第1年次に入学した学生の既修得単位等の認定について」（重要通知）は廃止します。

記

1 認定の申請について

- （1）既修得単位等の認定を申請できるのは、全開講期の授業科目とする。
- （2）既修得単位等の認定を受けようとする者は、次の書類を入学後の授業開始後2週間以内に、教育支援課に提出しなければならない。ただし、下記②③④⑤については本学出身者は提出を要しないものとする。
 - ①既修得単位等認定申請書（様式第1号）
 - ②認定申請授業科目明細書（様式第2号）
 - ③卒業（退学）証明書
 - ④学業成績証明書
 - ⑤学力に関する証明書（必要な場合のみ）

2 認定について

- （1）既修得単位等は、授業内容が本学が開設している授業科目と同等のものであると認められた場合に限り、学則第34条第3項に定める範囲内で、別表の単位認定表により、本学において開設している授業科目の単位数で認定する。ただし、既修得単位数が本学が開設している授業科目の単位数に満たない場合は認定しない。
- （2）既修得単位等に係る授業科目及び評価の審査は、当該授業科目を担当する学域等が行う。
- （3）前項の審査に当たっては、試験、口頭試問を行う事ができる。

(4) 認定しようとする授業科目が教育職員免許法に規定する教職に関する科目である場合は、本学と同一の課程認定を有する学部で修得した単位に限り認定するものとする。

(5) 既修得単位等の認定は、教務委員会の審議の後、学長が決定する。

3 通知について

学長は、既修得単位等の認定を受けた者に対し、既修得単位等認定通知書を交付するものとする。

4 評価について

既修得単位の認定を受けた科目については、秀、優、良又は可等の評語に加え「認定」と表示する。

5 受講登録の取消しについて

認定を申請した授業科目のうち、Ⅰ期において受講登録した科目については、当該科目の認定を受けた後、すみやかにその科目の受講登録の取り消しをしなければならない。

教育学部長
事務局長 殿

福岡教育大学長
飯田 慎司

大学以外の教育施設等における学修のうち文部科学大臣が定める
学修に係る単位の認定について（重要通知）

福岡教育大学学則第33条及び第34条第2項の規定に基づき、大学以外の教育施設等における学修のうち文部科学大臣が定める学修に係る単位の認定については、下記のとおり取扱うこととしますので、通知します。

なお、平成31年4月1日付け福教大教支第584号「大学以外の教育施設等における学修のうち文部科学大臣が定める学修に係る単位の認定について」（重要通知）は、廃止します。

記

1 単位を認定することができる範囲等

（1）本学が教育上有益と認め、本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる学修は、別表に定めるものとする。なお、学修の審査は、当該学修に対応する授業科目を担当する学域等からの申請に基づき、教務委員会で審議する。

（2）前項により単位認定を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とし、申請する場合は、大学以外の教育施設等における学修に係る単位認定申請書（別紙様式）に合格証書等の写しを添え、教育支援課に提出するものとする。

（ア） 本学入学（再入学、編入学及び転入学を含む。）前に、前項に定める学修に合した者

（イ） 本学在学中に、前項に定める学修に合格した者

（3）前項により単位認定の申請に基づき、本学において履修したとみなす授業科目及び認定する単位数は、別表のとおりとする。

2 単位認定

この通知に係る単位の認定は、教務委員会の審議の後、学長が決定する。

3 評価

本学が履修したとみなす授業科目の成績の評価は、秀、優、良又は可等の評語に替えて「検定」で表示する。

別表（記１（１）関係）

単位を認定することができる学修の範囲等

学 修 の 種 類 及 び 級	本学授業科目	単位数の限度	備 考
実用英語技能検定準１級以上	英 語	2 単位	注１．左記検定のうち、いずれか一つについて単位認定する。
TOEFL（iBT）61点以上	英 語	2 単位	
TOEIC640点以上	英 語	2 単位	
ドイツ語技能検定試験３級以上	ド イ ツ 語	2 単位	注１に同じ。
中国語検定試験３級以上	中 国 語	2 単位	
実用中国語技能検定試験３級以上	中 国 語	2 単位	
HSK（漢語水平考試）４級以上	中 国 語	2 単位	
韓国語能力検定試験３級以上	ハ ン グ ル	2 単位	注１に同じ。
「ハングル」能力検定試験３級以上	ハ ン グ ル	2 単位	
実用フランス語技能検定３級以上	フランス語	2 単位	
全国高等学校家庭科被服製作技術検定１級	被服構成学実習	1 単位	
全国高等学校家庭科食物調理技術検定１級	調理実習応用	1 単位	

※ 外国語科目については、下記の科目の単位として認定することができる。

（その他外国語科目とはドイツ語、フランス語、中国語、ハングルのことを指す。）

区分	平成２８年度以降の入学生	平成２５年度～２７年度の入学生
外国語科目	英語 英語（コミュニケーション） 英語（総合） 英語（発展）Ａ（平成２８年度入学者は除く） 英語（発展）Ｂ（平成２８年度入学者は除く）	コミュニケーション・イングリッシュ コンプリヘンシブ・イングリッシュⅠ コンプリヘンシブ・イングリッシュⅡ 英語演習Ａ 英語演習Ｂ 英語演習Ｃ 英語演習Ｄ
	１ ２（コミュニケーション） ３（応用）Ａ（平成２８年度入学者は除く） ４（応用）Ｂ（平成２８年度入学者は除く）	Ⅰ Ⅱ（コミュニケーションを含む） Ⅲ（コミュニケーションを含む） Ⅳ

※その他外国語科目のⅠ，Ⅱ，Ⅲ，Ⅳの前にはそれぞれの言語名が入る。

福教大教支第2号
令和4年4月1日

教育学部長
事務局長 殿

福岡教育大学長
飯田 慎司

海外における語学研修にかかる単位認定に関する取扱いについて（重要通知）

福岡教育大学教育学部履修規程第18条の規定に基づき、海外における語学研修に係る単位の認定については、下記のとおり取扱うこととしますので、通知します。

なお、平成31年4月1日付け福教大教支第585号「海外における語学研修にかかる単位認定に関する取扱いについて」（重要通知）は、廃止します。

記

1 趣旨

国際化の進展に伴い、学生の海外における語学研修（以下「語学研修」という。）の機会が増えつつある。大きな教育効果が期待できる語学研修について、福岡教育大学（以下「本学」という。）の授業科目として認定を行う。

2 対象となる語学研修等

- （1）本学が教育上有益と認め、本学における授業科目の履修とみなし、単位を認定することができる語学研修は、大学など公的機関における語学研修で、修了認定証もしくは能力認定証等の証明書が発行されるもので、本学の当該外国語担当学域がその語学研修内容を十分に把握できるものであること。
- （2）上記の語学研修については、教務委員会で承認されたものであること。

3 認定することができる本学の授業科目

本学において履修したとみなす授業科目は、「海外語学研修」（2単位）とし、自由選択単位として認定する。

4 単位認定の申請

- （1）単位認定を申請することができる者は、海外語学研修届（別紙様式1）を提出した者で、当該外国語担当学域において、参加状況及びその実績を審査された者とする。
- （2）単位認定を申請する場合は、単位認定申請書（別紙様式2）に修了認定証等の写しを添え、各学期の授業開始後1週間以内に、教育支援課に提出するものとする。

5 単位の認定等

- (1) この通知に係る単位の認定は、教務委員会の審議の後、学長が決定する。
- (2) 本学において履修したとみなす授業科目の成績の評価は、秀、優、良又は可等の評語に替えて「認定」で表示する。

福教大教支第4号
令和5年4月1日

教育学部長
事務局長 殿

福岡教育大学長
飯 田 慎 司

福岡教育大学教育学部履修基準の特例措置の取扱いについて（重要通知）

福岡教育大学教育学部履修規程第18条の規定に基づき、入学後に発生又は発見された精神的、身体的理由により、卒業要件単位としての教育実習の履修が困難であると認められる者を救済するための履修基準の特例措置（以下「特例措置」という。）については、下記のとおり取扱うこととしますので、通知します。

なお、平成30年10月23日付け福教大教支第366号「福岡教育大学教育学部履修基準の特例措置の取扱いについて（重要通知）」は、廃止します。

記

1 特例措置

教育実習の履修が困難であると認められた者については、特例措置を適用し、教育実習を免除することができる。この場合において教育実習の単位は、教職科目、プログラム専門科目又は教科指導科目の単位をもって、代えることができる。

2 出願方法

特例措置の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 願書（本人、保証人連署のもの）（別紙1号様式）
- (2) 指導教員又は担任の意見書（別紙2号様式）
- (3) 医師の診断書又は健康科学センター医師の意見書（別紙3号様式）

3 審議・決定

特例措置の適用の可否については、まず、学校における実習及び体験活動委員会で検討し、その結果を参考に、記1に規定する科目の指定とともに、教務委員会が審議を行う。教務委員会の審議の後、学長が決定する。

4 教育職員免許状について

この取扱いによる特例措置の適用を受けた者は、卒業時に教育職員免許状の授与申請はできない。

教育学部長 殿
事務局長 殿

福岡教育大学長
櫻井孝俊

福岡教育大学教育学部特例措置による教育実習履修方法の取扱いについて
(重要通知)

福岡教育大学教育学部履修規程第18条の規定に基づき、教育職員免許法施行規則第6条に規定する普通免許状を取得するための教育実習を特別支援学校等において実施する場合は、下記のとおり取扱うこととしますので、通知します。

なお、平成29年1月5日付け福教大教支第578号「福岡教育大学教育学部特例措置による教育実習履修方法の取扱いについて」(重要通知)は、廃止します。

記

1 実習方法

教育職員免許法施行規則第6条に規定する普通免許状を取得するための教育実習については、特別支援学校の幼稚部、小学部、中学部、高等部、若しくは小学校、中学校の特別支援学級において実施する。

2 出願方法

特別の事情により特別支援学校等において教育実習を受けようとする者は、指導教員又は担任の合意を得て、次の各号に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 願書(別紙1号様式)
- (2) 指導教員又は担任の意見書(別紙2号様式)

3 審議・決定

特例措置の適用の可否は、出願後、学校における実習及び体験活動委員会の審議の後、学長が決定する。なお、学校における実習及び体験活動委員会の審議にあたっては、健康科学センター医師に所見(別紙3号様式)を求めるものとする。

福教大教支第16号
令和5年4月1日

教育学部長
事務局 長 殿

福岡教育大学長
飯田 慎司

福岡教育大学教育学部学生の転課程等に関する取扱いについて（重要通知）

福岡教育大学学則第44条第2項の規定に基づき、学生の転課程、転専攻（以下「転課程等」という。）に関する事項については、下記のとおり取扱うこととしますので、通知します。

なお、令和4年4月1日付け福教大教支第5号「福岡教育大学教育学部学生の転課程等に関する取扱いについて（重要通知）」は、廃止します。

記

1 転課程等の時期

転課程等の時期は、3年次以降の4月とし、在学期間中1回限りとする。

2 転課程等の制限

転課程等の希望先は、制限を設けない。

3 受入れ人数

受入れ人数は、欠員の有無にかかわらず、課程、専攻の学生定員の1割程度までとし、受入れ課程等を担当する学域等（以下「学域等」という。）の判断・決定に委ねるものとする。

4 申請期間

転課程等を希望する学生は、2年次以降の10月1日から11月20日までに指導教員又はクラス担任の確認を受けて、別紙様式の「転課程等願」を教育支援課に提出しなければならない。

5 申請に伴う事務手続き

教育支援課は、「転課程等願」が提出されたときは、速やかに願い出た学生の所属課程等を担当する学域の学域長に通知し、受入れ学域の学域長等に「転課程等願」を送付しなければならない。

6 選考期限等

受入れ学域等は、学域等が必要と認める方法により選考を実施し、学域の学域長等は、選考結果を1月31日までに教育支援課へ報告しなければならない。なお、選考結果が「否」の場合は、その理由を添えて報告するものとする。

7 転課程等の決定

転課程等は、受入れ学域等から提出された選考結果報告により、教務委員会の審議の後、学長が決定する。

8 単位認定

転課程等に伴う既修得単位の読替措置による単位認定については、当該科目を開設する学域等の審査結果により、教務委員会の審議の後、学長が決定する。

9 転課程等の特例

身体障害等特別の事由が生じ、所属課程等での履修が困難になった学生については、別途考慮する。

10 疑義の審議

本通知の運用に関して疑義が生じたときは、教務委員会の審議の後、学長が決定する。

11 この通知に定める日が土曜日の場合はその前日、日曜日の場合はその前々日とする。

福岡教育大学休学，復学，退学，転学及び他大学受験に関する手引

1 趣旨

この手引は，福岡教育大学学則（以下「学則」）第38条，第39条，第40条及び第42条に定める休学，復学，退学，転学の手続きに関し，必要な事項を定めています。

2 休学，退学及び復学の手続

学則第38条及び第40条の規定により休学，退学を希望する者，また学則第39条の規定により復学を希望する者は，次の手続きを行います。

- （1）教育支援課で休学願（別紙様式1），退学願（別紙様式2），復学願（別紙様式3）のうち，必要な様式を受領します。
- （2）受領した様式に指導教員又はクラス担任の確認・意見書等，必要事項を記載の上，教育支援課へ提出します。

3 休学，退学及び復学の許可通知

休学，退学及び復学が許可された場合，許可通知を学生又は保証人宛てに送付します。

4 転学及び他大学受験の手続

学則第42条の規定により転学を希望する者，また他大学の編入学試験，転入学試験及び入学試験に応じようとする者は，次の手続きを行います。

- （1）教育支援課で受験届（別紙様式4）を受領します。
- （2）受験届に指導教員又はクラス担任の確認等，必要事項を記載の上，当該試験を受験する前に教育支援課へ提出します。
- （3）他大学の編入学試験，転入学試験及び入学試験に合格した場合は，速やかに退学等手続きを行うこととします。

（履歴）

平成23年 4月 1日作成
平成24年11月19日改定
平成31年 4月 1日改定
令和 元年10月21日改定

○福岡教育大学教育学部再入学取扱規程

(制定 平成 16 年 4 月 1 日)

改正 平成 17 年 5 月 19 日 平成 23 年 3 月 22 日

平成 26 年 12 月 25 日 平成 28 年 2 月 24 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、福岡教育大学学則(以下「学則」という。)第 25 条の規定に基づき、再入学の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第 2 条 再入学を出願できる者は、学則第 25 条の規定により、本学を退学した者又は授業料未納により除籍された者とする。

2 再入学の出願期限は、退学又は除籍後 2 年以内とする。

3 再入学を出願できる課程等は、原則として、退学又は除籍時に在籍した同一の課程等とする。

4 再入学は 1 回に限りこれを認める。

(再入学の時期)

第 3 条 再入学の時期は、学期の始めとする。

(出願手続)

第 4 条 再入学を希望する者は、次の書類に所定の検定料を添えて、学期の始まる 30 日前までに願出しなければならない。

(1) 再入学願書

(2) 再入学調査書

(3) 健康診断書

(4) 退学・除籍前の成績証明書

(選考方法)

第 5 条 再入学は、教務委員会において第 4 条に規定する書類の審査及び面接（口頭試験を含む。）等により審査し、授業に支障がなく修学上差支えないと認めた者について教育学部教授会における審議の後、学長が決定する。

(許可)

第 6 条 選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の手続きをするとともに入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の手続きを完了した者に再入学を許可する。

(既修得単位の認定)

第 7 条 再入学者が退学又は除籍以前に修得した単位は、再入学後に修得した単位と通算する。

2 前項の規定にかかわらず、授業料未納学期の単位は、認定しない。

(修業年限及び在学年限)

第 8 条 再入学者の修業年限は、退学又は除籍以前の修業年数を通算して 4 年とする。

2 前項にかかわらず、授業料未納学期については、修業年数及び在学年数に算入せず休学期間とみなす。

- 3 在学年限は、退学又は除籍以前の在学年数を含めて、3年次への進級前については4年、3年次への進級後については4年とする。

(事務)

第9条 再入学の取扱いに関する事務は、教育支援課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、再入学の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年5月19日)

この規程は、平成17年5月19日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成23年3月22日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年12月25日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年2月24日)

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第2条にかかわらず、この規程の改正前の共生社会教育課程、環境教育課程及び芸術課程に在学していた者の再入学については、平成28年度については2年次以上、平成29年度については3年次以上、平成30年度については4年次の再入学について認めるものとする。

○福岡教育大学教育学部研究生規程

(制定 平成 16 年 4 月 1 日)

改正 平成 17 年 2 月 17 日 平成 19 年 3 月 22 日
平成 23 年 3 月 22 日 平成 26 年 12 月 25 日
平成 31 年 2 月 28 日 令和 2 年 1 月 23 日
令和 4 年 3 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 福岡教育大学学則第 56 条に規定する研究生(以下「研究生」という。)については、この規程の定めるところによる。

(入学資格)

第 2 条 研究生として許可すべき者は、大学 2 年修了以上の学力を有する者につき、研究の指導を受けようとする教員が所属する学域等において、書類審査及び面接試験等により選考を行った後、その結果を教育学部長へ提出し、教育学部教授会における審議の後、学長が決定する。ただし、国及び地方公共団体から派遣される者については、書類審査及び面接試験等を免除することができる。

(出願手続)

第 3 条 研究生を志願する者は、本学所定の願書及び調書に検定料を添えて学長に願出しなければならない。

(出願期限)

第 4 条 研究生の出願期限は、原則として前期は 3 月 10 日、後期は 9 月 10 日とする。

(入学の時期)

第 5 条 研究生の入学時期は、原則として学年又は学期の始めとする。

(研究期間)

第 6 条 研究期間は、原則として 1 年又は 6 月とする。ただし、更に研究を継続しようとするときは、本学所定の願書により、学長に願出しなければならない。

(検定料、入学料及び授業料)

第 7 条 研究生の検定料、入学料及び授業料の額は、本学が別に定める額とする。

2 研究生として許可された者は、本学指定の期日までに前項に定める額の入学料を納付しなければならない。

3 授業料は、3 ケ月分ごとに前納しなければならない。

4 納付した検定料、入学料及び授業料は、いかなる事由があっても還付しない。

(授業料等免除)

第 8 条 研究生には、授業料等の免除及び徴収猶予の取扱いはない。

2 前項の規定にかかわらず、第 15 条第 3 号の規定により除籍となった者の未納授業料は、免除するものとする。

(経費)

第 9 条 研究に要する実費は、研究生の負担とする。

(研究報告)

第10条 研究生は、所定の研究が修了したときは研究報告書等により研究の成果を、指導教員に提出しなければならない。

(修了認定)

第11条 所定の研究を修了した研究生の修了認定は、研究生研究結果報告書(別紙様式第1号)に基づき教育学部教授会における審議の後、学長が行う。

(修了証書)

第12条 修了認定を受けた研究生には、学長が研究修了証書(別紙様式第2号)を授与する。

(単位の授与)

第13条 学長は、研究生で相当の研究があると認められた者に対しては、教育学部教授会における審議の後、単位を授与することができる。

(研究の中止)

第14条 研究生が研究を中止しようとするときは、学長に願い出なければならない。

(除籍)

第15条 研究生が、次の各号の一に該当するときは、教育学部教授会における審議の後、学長が除籍する。

- (1) 本学の規則に違反したとき。
- (2) 長期にわたり欠席し又は成業の見込みがないと認められたとき。
- (3) 授業料の納付を怠り督促してもなお納付しなかったとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 行方不明の届出があったとき。

(事務)

第16条 研究生の取扱いに関する事務は、教育支援課において処理する。

(雑則)

第17条 この規程に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、学則に定める規定を準用する。
ただし、これによりがたい場合は、学長又は教育学部長が別に定める。

(雑則)

第18条 この規程に定める日が土曜日の場合はその前日、日曜日の場合はその前々日とする。

(略)

附 則(令和4年3月30日)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

○福岡教育大学教育学部科目等履修生規程

(制定 平成 16 年 4 月 1 日)

改正 平成 19 年 3 月 7 日 平成 23 年 3 月 22 日

平成 26 年 12 月 25 日

(趣旨)

第 1 条 福岡教育大学学則第 5 7 条に規定する科目等履修生（以下「科目等履修生」という。）については、この規程に定めるところによる。

(入学資格)

第 2 条 科目等履修生の入学資格は、高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者とする。ただし、教員免許状の取得を目的とする場合の入学資格については、別途定める。

(出願手続)

第 3 条 科目等履修生を志願する者は、各学期の出願期限までに、次の書類に検定料を添えて学長に願い出なければならない。

(1) 願書（本学所定のもの）

(2) 履歴書（本学所定のもの）

(3) 健康診断書

(4) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書

(5) 現に勤務している者、本学の専攻科又は大学院等に在籍している者及び他大学の専攻科又は大学院等に在籍している者は、所属長の承諾書

(6) 普通免許状を有する者は、免許状の写し

(出願期限)

第 4 条 科目等履修生の出願期限は、原則として前期は 3 月 1 0 日、後期は 9 月 1 0 日とする。

(履修制限)

第 5 条 科目等履修生が 1 学期間に履修できる単位は、1 0 単位以内とする。ただし、本学及び他大学の専攻科又は大学院等に在籍している者は、教員免許状又は資格を取得しようとする場合のみ科目等履修生として履修でき、1 学期間に履修できる単位は、4 単位以内とする。

(入学者の選考)

第 6 条 科目等履修生は、履修しようとする授業科目につき審査のうえ、相当の学力があると認めた者について、教育学部教授会における審議の後、学長が決定する。

(検定料、入学料及び授業料)

第 7 条 科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額は、本学が別に定める額とする。

2 科目等履修生として許可された者は、本学指定の期日までに前項に定める入学料及び授業料を納めなければならない。

3 納付した検定料、入学料及び授業料はいかなる事由があっても還付しない。

(単位の授与)

第 8 条 科目等履修生に対しては、考査のうえ単位を授与することができる。

(免除及び徴収猶予)

第 9 条 科目等履修生には授業料等の免除及び徴収猶予の取り扱いはしない。

(履修中止)

第 1 0 条 履修を中止しようとするときは、学長に願い出なければならない。

(懲戒)

第11条 科目等履修生が、本学の規則に違反し、又は病気その他の事由により成業の見込みがないと認められる場合には、教育学部教授会における審議の後、学長が除籍する。

(事務)

第12条 科目等履修生の取扱いに関する事務は、教育支援課において処理する。

(雑則)

第13条 この規程に定める日が土曜日の場合はその前日、日曜日の場合はその前々日とする。

2 この規程に定めるもののほか、科目等履修生の取扱いに関し必要な事項は、学長別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月7日）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月22日）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月25日）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

教育学部長
事務局 長 殿

福岡教育大学長
櫻井孝俊

福岡教育大学教育学部科目等履修生の取扱いについて（重要通知）

福岡教育大学学則第57条第1項に規定する科目等履修生について、福岡教育大学教育学部科目等履修生規程のほか、下記のとおり取扱うこととしますので、通知します。

なお、平成29年2月24日付け福教大教支第687号「福岡教育大学教育学部科目等履修生の取扱いについて」（重要通知）は、廃止します。

記

1 入学資格

教員免許状取得を目的として科目等履修生を志願する者のうち、教員養成学部以外の修了者又は卒業者については、次のとおりとする。ただし、現に教育職員（非常勤講師を含む。）である者（以下「現職者」という。）は、この限りでない。

- （1）2種免許状を取得する場合は、当該免許状の所要単位の2分の1以上を修得していなければならない。
- （2）1種免許状を取得する場合は、当該免許状の所要単位の4分の3以上を修得していなければならない。

2 出願書類

同一年度中に継続して科目等履修生を志願する者は、出願書類のうち願書以外は提出しなくてもよいものとする。ただし、現職者、本学の専攻科又は大学院等に在籍している者及び他大学の専攻科又は大学院等に在籍している者は、願書のほか、所属長の承諾書を提出しなければならない。

3 履修科目

- （1）科目等履修生として許可すべき者の履修しようとする授業科目についての審査は、授業科目担当教員が行うものとする。ただし、授業科目担当教員が非常勤講師の場合は、当該授業科目を担当するユニットの教育課程編成に係る代表者が行うものとする。

なお、一の授業科目の受け入れ人数は、5名程度までとする。

- （2）教職実践演習の履修は、当分の間認めない。

- (3) 教育実習の履修は認めない。
- (4) 前項の規定にかかわらず、本学の修了又は卒業者は教育実習の履修を認めることができる。
ただし、特別支援教育実習の履修は認めない。
- (5) 教育実習は原則として本学学部学生の教育実習期間と同じ時期とする。

4 入学許可

科目等履修生の入学許可は、記3(1)の承認を得て、教務委員会の審議の後、学長が行う。

○福岡教育大学教育学部特別聴講学生規程

(制定 平成 16 年 4 月 1 日)

改正 平成 17 年 5 月 19 日 平成 23 年 3 月 22 日

平成 26 年 12 月 25 日 平成 27 年 7 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 福岡教育大学学則第 59 条の規定する特別聴講学生(以下「特別聴講学生」という。)については、この規程の定めるところによる。

(許可資格)

第 2 条 特別聴講学生として許可すべき者は、他の大学に在学し、相当の学力を有する者につき、教育学部教授会における審議の後、学長が決定する。

(出願手続)

第 3 条 特別聴講学生を志願する者は、本学所定の願書及び調書を添付し、学長に願い出なければならない。

2 願い出は、原則として学年又は学期始めの 2 ケ月前までとする。

(入学時期)

第 4 条 特別聴講学生の入学時期は、原則として学年又は学期始めとする。

(検定料及び入学科)

第 5 条 特別聴講学生の検定料及び入学科は徴収しない。

(授業料)

第 6 条 特別聴講学生の授業料の額は、本学が別に定める額とする。

2 特別聴講学生として許可された者は、本学指定の期日までに前項に定める額の授業料を納付しなければならない。ただし、特別聴講学生が次の各号の一に該当する者であるときは、これを徴収しない。

(1) 我が国の国立大学の学生

(2) 大学間交流協定に基づき授業料等を徴収しないこととしている外国人留学生

(3) 大学間相互単位互換協定に基づき授業料等を徴収しないこととしている公立又は私立の大学の学生

3 納付した授業料は、いかなる事由があっても還付しない。

(単位授与)

第 7 条 特別聴講学生に対しては、考查のうえ、単位を授与することができる。

(聴講中止)

第 8 条 聴講を中止しようとするときは、学長に願い出なければならない。

(許可の取り消し)

第 9 条 特別聴講学生が、本学の規則に違反し、又は病気その他の事由により単位修得の見込みがないと認められる場合には、教育学部教授会における審議の後、学長が許可を取り消すことがある。

(事務)

第 10 条 特別聴講学生の取扱いに関する事務は、教育支援課において処理する。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項は、学長が別に定める。

(略)

附 則(平成 27 年 7 月 30 日)

この規程は、平成 27 年 7 月 30 日から施行する。

○福岡教育大学専攻科規程

(制定 平成 16 年 4 月 1 日)

改正 平成 17 年 12 月 15 日 平成 19 年 2 月 15 日
 平成 20 年 3 月 14 日 平成 22 年 3 月 22 日
 平成 26 年 10 月 30 日 平成 26 年 12 月 25 日
 平成 27 年 2 月 27 日 平成 28 年 1 月 28 日
 令和 3 年 4 月 28 日 令和 4 年 4 月 21 日

(趣旨)

第 1 条 この規程は、福岡教育大学学則(以下「学則」という。)第 55 条第 2 項に基づき、専攻科について必要な事項を定める。

(名称、目的及び入学定員)

第 2 条 専攻科の名称、目的及び学生の入学定員は、次のとおりとする。

専攻科の 名称	専攻	目的	入学 定員
特別支援 教育特別 専攻科	特別支 援教育 専攻	特別支援教育の充実に資するため、現職教員等を対象として特別支援教育に関する専門教育を行い、特別支援教育の分野における教育を担当し得る教員を養成することを目的とする。	20 名

(入学資格)

第 3 条 専攻科の入学資格は、次の各号のいずれかに該当する者で、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭のいずれかの普通免許状を有する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本学において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(出願手続)

第 4 条 専攻科に入学を志願する者は、所定の書類に本学が別に定める検定料を添えて願い出なければならない。

- 2 検定料の額は、本学が別に定める額とし、その納付、免除及び返還については、学則第 47 条及び第 47 条の 2 の規定を準用する。

(入学許可)

第5条 専攻科の入学の選考に合格し、所定の期日までに本学が別に定める入学料を納付し、警約書を提出した者について入学を許可する。

- 2 第6条の入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者については、入学料の徴収を猶予し、前項の書類の提出をもって入学を許可する。

(入学料の免除及び猶予)

第6条 特別の事情により、入学料の納付が著しく困難であると認められるときは、願い出により、入学料の全額若しくは一部を免除し、又は徴収を猶予することができる。

- 2 前項の入学料の免除及び徴収猶予に関する取扱いは、福岡教育大学入学料免除及び徴収猶予取扱規程の定めるところによる。
- 3 入学料の免除若しくは徴収猶予の不許可となった者又は一部免除の許可となった者で所定の期日までに納付すべき入学料を納付しなかった者は除籍する。

(修業年限)

第7条 専攻科の修業年限は、1年とする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第7条の2 専攻科は、その定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、第7条に定める修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に履修すること(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

- 2 長期履修の取扱に関し必要な事項は、学長が別に定める。

(在学年限)

第8条 在学年限は2年とし、その期間に修了の条件を満たし得ない者は、除籍する。

(休学)

第9条 病気又はその他特別の事由により、引続き3ヵ月以上就学不能のときは、学長の許可を得て休学することができる。

- 2 休学期間は、1年を限度とし、修業年限にはこれを算入しない。

(賞罰)

第10条 賞罰については、学則第45条、第46条を準用する。

(教育課程及び履修方法)

第11条 専攻科の教育課程及び履修方法は、学長が別に定める。

- 2 学長は、専攻科に1年以上在学し、所定の単位を修得した者には、修了証書(別紙様式)を授与する。

(授業料)

第12条 授業料は、本学が別に定めるところによる。

- 2 授業料の納付時期、徴収方法及び免除の取扱等については、学則第50条から第54条までの規定を準用する。

(準用)

第13条 この規程に定めるもののほか、専攻科の学生に関し必要な事項は、学則等学内規則に定める学部学生に関する規定を準用する。ただし、これによりがたい場合は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年12月15日)

この規程は、平成17年12月15日から施行する。

附 則(平成19年2月15日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 特殊教育特別専攻科は、改正後の第2条の規定にかかわらず、平成19年3月31日に当該専攻科に在学する者が当該専攻科に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、他の規程等で特別支援教育特別専攻科とあるのは、特殊教育特別専攻科と読み替えて適用する。

附 則(平成20年3月14日)

この規程は、平成20年3月14日から施行し、平成19年12月26日から適用する。

附 則(平成22年3月22日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年10月30日)

この規程は、平成26年10月30日から施行する。

附 則(平成26年12月25日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月27日)

この規程は、平成27年2月27日から施行する。

附 則(平成28年1月28日)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和3年4月28日)

この規程は、令和3年4月28日から施行する。

附 則(令和4年4月21日)

この規程は、令和4年4月21日から施行する。

福教大教支第6号

令和4年4月1日

専攻科主任
事務局長 殿

福岡教育大学長

飯田 慎司

福岡教育大学専攻科研究論文について（重要通知）

福岡教育大学学則第55条に規定する専攻科の研究論文については、下記のとおり取扱うこととしますので、通知します。

なお、令和元年10月21日付け福教大教支394号「福岡教育大学専攻科研究論文について（重要通知）」は、廃止します。

記

- 1 専攻科の論文は、専攻別にその研究題目を選定することを原則とする。
- 2 本重要通知にいう研究論文の形式は、論文、報告書、制作物、演奏等とする。
- 3 研究論文を提出することのできる者は、修業年限を充たし、かつ、所定の単位を修得し得る見込の者であること。
- 4 研究論文の評価は、合格・不合格とする。
- 5 指導教員及び研究題目の届け出について
 - (1) 学生は、5月31日までに研究論文指導教員届（様式第1号）または教育支援課が指定するポータルシステムのアンケート機能により教育支援課に届け出なければならない。
 - (2) 研究論文の指導教員は、専攻科を担当する学域に所属する教員から選出するものとする。
 - (3) 届け出た指導教員は原則として変更することができない。ただし、やむを得ない事由により変更が必要な場合は、新指導教員及び所属する学域の学域長の承認を得たう

えで、研究論文指導教員変更届（様式第2号）により、直ちに教育支援課に届け出なければならない。なお、指導教員の異動等に伴う変更については、指導教員変更届（様式第3号）により、当該学域長から教育支援課に届け出るものとする。

（4）学生は、修了予定年度の10月31日までに研究論文の題目を決定し、研究論文題目届（様式第4号）または教育支援課が指定するポータルシステムのアンケート機能により教育支援課に届け出なければならない。

（5）届け出た研究論文題目を変更する場合は、指導教員の承認を得て研究論文題目変更届（別紙第5号）により修了予定年度の10月31日までに教育支援課に届け出なければならない。

6 研究論文の提出時期について

（1）研究論文は、修了年度の1月31日までに教育支援課に提出しなければならない。

（2）提出された研究論文は、教育支援課が整理のうえ、指導教員に引き継がなければならない。

7 指導教員は、教育支援課が指定する日までに審査を完了し、その成績を教育支援課に通知しなければならない。

8 この重要通知に定める日が土曜日の場合はその前日、日曜日の場合は、その前々日とする。

教育課程関連法規，法令，規則等

1. 大学設置基準（抜萃）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 大学（短期大学を除く。以下同じ。）は、学校教育法（昭和22年法律第26号）その他の法令の規定によるほか、この省令の定めるところにより設置するものとする。

2 この省令で定める設置基準は、大学を設置するのに必要な最低の基準とする。

3 大学は、この省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。

第6章 教育課程

（教育課程の編成方針）

第19条 大学は、当該大学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

（教育課程の編成方法）

第20条 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。

（単位）

第21条 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。

2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。

3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

（一年間の授業期間）

第22条 一年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

（各授業科目の授業期間）

第23条 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。

（授業を行う学生数）

第24条 大学が一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、授業の方法及び施設、設備その他の教育上の諸条件を考慮して、教育効果を十分にあげられるような適当な人数とするものとする。

（授業の方法）

第25条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 大学は、第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第1項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

(成績評価基準等の明示等)

第25条の2 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(昼夜開講制)

第26条 大学は、教育上必要と認められる場合には、昼夜開講制（同一学部において昼間及び夜間の双方の時間帯において授業を行うことをいう。）により授業を行うことができる。

第7章 卒業の要件等

(単位の授与)

第27条 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。

(履修科目の登録の上限)

第27条の2 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。

2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもつて修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(他の大学、専門職大学又は短期大学における授業科目の履修等)

第28条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が大学の定めるところにより他の大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。）又は外国の短期大学に留学する場合、外国の大学又は外国の短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は外国の短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第29条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項及び第2項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第30条 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に大学、専門職大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（第31条第1項及び第2項の規定により修得した単位を含む。）を、当該大学に入学した後の当該大学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、第28条第2項の場合に準用する。

- 3 大学は、教育上有益と認めるときは、学生が当該大学に入学する前に行つた前条第1項に規定する学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、大学の定めるところにより単位を与えることができる。
- 4 前3項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該大学において修得した単位（第27条の3の規定により修得したものとみなすものとする単位を含む。）以外のものについては、第28条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）及び前条第1項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

（科目等履修生等）

- 第31条 大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で一又は複数の授業科目を履修する者（以下この条において「科目等履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。
- 2 大学は、大学の定めるところにより、当該大学の学生以外の者で学校教育法第15条に規定する特別の課程を履修する者（以下この条において「特別の課程履修生」という。）に対し、単位を与えることができる。
 - 3 科目等履修生及び特別の課程履修生に対する単位の授与については、第27条の規定を準用する。
 - 4 大学は、科目等履修生、特別の課程履修生その他の学生以外の者（次項において「科目等履修生等」という。）を相当数受け入れる場合においては、第10条、第37条及び第37条の2に規定する基準を考慮して、教育に支障のないよう、それぞれ相当の基幹教員並びに校地及び校舎の面積を増加するものとする。
 - 5 大学は、科目等履修生等を受け入れる場合においては、一の授業科目について同時に授業を行うこれらの者の人数は、第24条の規定を踏まえ、適当な人数とするものとする。

（卒業の要件）

- 第32条 卒業の要件は、124単位以上を修得することのほか、大学が定めることとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、医学又は歯学に関する学科に係る卒業の要件は、188単位以上を修得することのほか、大学が定めることとする。ただし、教育上必要と認められる場合には、大学は、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもつて代えることができる。
 - 3 第一項の規定にかかわらず、薬学に関する学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに係る卒業の要件は、186単位以上（将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習（以下「薬学実務実習」という。）に係る20単位以上を含む。）を修得することのほか、大学が定めることとする。
 - 4 第一項の規定にかかわらず、獣医学に関する学科に係る卒業の要件は、182単位以上を修得することのほか、大学が定めることとする。
 - 5 前4項又は第42条の9の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第25条第2項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。
 - 6 第1項から第4項まで又は第42条の9の規定により卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第27条の3の規定により修得したものとみなすものとする単位数は30単位を超えないものとする。

2. 学校教育法（抜萃）

第1章 総則

第1条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第2章 義務教育

第21条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成18年法律第120号）第5条第2項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- （1）学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- （2）学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- （3）我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養うとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。
- （4）家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。
- （5）読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。
- （6）生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- （7）生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。
- （8）健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。
- （9）生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。
- （10）職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

第3章 幼稚園

第22条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健全やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第23条 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- （1）健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。
- （2）集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。
- （3）身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。
- （4）日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使い方を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。
- （5）音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

第26条 幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

第4章 小学校

第29条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

第30条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

2 前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習

得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

第32条 小学校の修業年限は、6年とする。

第5章 中学校

第45条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

第46条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第21条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第47条 中学校の修業年限は、3年とする。

第6章 高等学校

第50条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第51条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- (1) 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- (2) 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- (3) 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

第56条 高等学校の修業年限は、全日制の課程については、3年とし、定時制の課程及び通信制の課程については、3年以上とする。

第9章 大学

第83条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

2 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第87条 大学の修業年限は、4年とする。ただし、特別の専門事項を教授研究する学部及び前条の夜間において授業を行う学部については、その修業年限は、4年を超えるものとすることができる。

2 医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程については、前項本文の規定にかかわらず、その修業年限は、6年とする。

第90条 大学に入学することのできる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する大学は、文部科学大臣の定めるところにより、高等学校に文部科学大臣の定める年数以上在学した者（これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。）であつて、当該大学の定める分野において特に優れた資質を有すると認めるものを、当該大学に入学させることができる。

- (1) 当該分野に関する教育研究が行われている大学院が置かれていること。
- (2) 当該分野における特に優れた資質を有する者の育成を図るのにふさわしい教育研究上の実績及び指導体制を有すること。

3. 教育職員免許法（抜萃）

（授与）

第5条 普通免許状は、別表第1、別表第2若しくは別表第2の2に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第1、別表第2若しくは別表第2の2に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

（1） 18歳未満の者

（2） 高等学校を卒業しない者（通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しない者を含む。）。ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認めた者を除く。

（3） 禁錮以上の刑に処せられた者

（4） 第10条第1項第2号又は第3号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

（5） 第11条第1項から第3項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

（6） 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 特別免許状は、教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、前項各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

3 前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。

（1） 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者

（2） 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

4 第6項に規定する授与権者は、第2項の教育職員検定において合格の決定をしようとするときは、学校教育に関し学識経験を有する者その他の文部科学省令で定める者の意見を聴かなければならない。

5 臨時免許状は、普通免許状を有する者を採用することができない場合に限り、第1項各号のいずれにも該当しない者で教育職員検定に合格したものに授与する。ただし、高等学校助教諭の臨時免許状は、次の各号のいずれかに該当する者以外の者には授与しない。

（1） 短期大学士の学位（学校教育法第百4条第2項に規定する文部科学大臣の定める学位（専門職大学を卒業した者に対して授与されるものを除く。）又は同条第6項に規定する文部科学大臣の定める学位を含む。）又は準学士の称号を有する者

（2） 文部科学大臣が前号に掲げる者と同等以上の資格を有すると認めた者

6 免許状は、都道府県教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。

（効力）

第9条 普通免許状は、全ての都道府県（中学校及び高等学校の教員の宗教の教科についての免許状にあつては、国立学校又は公立学校の場合を除く。以下この条において同じ。）において効力を有する。

2 特別免許状は、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。

3 臨時免許状は、その免許状を授与したときから3年間、その免許状を授与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。

（２種免許状を有する者の１種免許状の取得に係る努力義務）

第９条の２ 教育職員で、その有する相当の免許状（主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）及び指導教諭についてはその有する相当学校の教諭の免許状、養護をつかさどる主幹教諭についてはその有する養護教諭の免許状、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭についてはその有する栄養教諭の免許状、講師についてはその有する相当学校の教員の相当免許状）が２種免許状であるものは、相当の１種免許状の授与を受けるように努めなければならない。

別表第１（第５条、第５条の２関係）

第 1 欄		第 2 欄	第 3 欄	
所用資格 免許状の種類		基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数	
			教科及び教職に関する科目	特別支援教育に関する科目
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	7 5	
	1 種免許状	学士の学位を有すること。	5 1	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	3 1	
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8 3	
	1 種免許状	学士の学位を有すること。	5 9	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	3 7	
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8 3	
	1 種免許状	学士の学位を有すること。	5 9	
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。	3 5	
高等学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。	8 3	
	1 種免許状	学士の学位を有すること。	5 9	
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		5 0
	1 種免許状	学士の学位を有すること及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		2 6
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。		1 6
備考				
一 この表における単位の修得方法については、文部科学省令で定める（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。				
一の二 文部科学大臣は、前号の文部科学省令を定めるに当たっては、単位の修得方法が教育職員として必要な知識及び技能を体系的かつ効果的に修得させるものとなるよう配慮するとともに、あらかじめ、第十六条の三第三項の政令で定める審議会等の意見を聴かななければならない（別表第二から別表第八までの場合においても同様とする。）。				
二 第二欄の「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。第六号及び第七号において同じ。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に 1 年以上在学し、三十単位				

以上修得した場合を含むものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

二の二 第二欄の「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の場合においても同様とする。）。

二の三 第二欄の「短期大学士の学位を有すること」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合又は文部科学大臣が短期大学士の学位を有することと同等以上の資格を有すると認めた場合を含むものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。

三 高等学校教諭以外の教諭の二種免許状の授与の所要資格に関しては、第三欄の「大学」には、文部科学大臣の指定する教員養成機関を含むものとする。

四 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは1種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

五 第三欄に定める科目の単位は、次のいずれかに該当するものでなければならない（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。

イ 文部科学大臣が第十六条の三第三項の政令で定める審議会等に諮問して免許状の授与の所要資格を得させるために適当と認める課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの

ロ 免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の大学の課程又は文部科学大臣が大学の課程に相当するものとして指定する課程において修得したもので、文部科学省令で定めるところにより当該者の在学する認定課程を有する大学が免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認めるもの

六 前号の認定課程には、第三欄に定める科目の単位のうち、教科及び教職に関する科目（教員の職務の遂行に必要な基礎的な知識技能を修得させるためのものとして文部科学省令で定めるものに限る。）又は特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年以上とする課程を含むものとする。

七 専修免許状に係る第三欄に定める科目の単位数のうち、その単位数からそれぞれの1種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程において修得するものとする（別表第二の二の場合においても同様とする。）。

八 1種免許状（高等学校教諭の1種免許状を除く。）に係る第三欄に定める科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程において修得することができる。この場合において、その単位数からそれぞれの二種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得するものとする。

4. 教育職員免許法施行規則（抜萃）

[単位の修得方法等]

第1条 教育職員免許法（昭和24年法律第147号。以下「免許法」という。）別表第1から別表第8までにおける単位の修得方法等に関しては、この章の定めるところによる。

[単位の計算方法]

第1条の2 免許法別表第1から別表第8までにおける単位の計算方法は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項及び第3項（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第15条において準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準（平成29年文部科学省令第33号）第14条第2項及び第3項、大学通信教育設置基準（昭和50年文部省令第33号）第5条、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）第7条第2項及び第3項、専門職短期大学設置基準（平成29年文部科学省令第34号）第11条第2項及び第3項並びに短期大学通信教育設置基準（昭和57年文部省令第3号）第5条に定める基準によるものとする。

[基礎資格を取得する場合の単位の修得方法]

第1条の3 免許法別表第1備考第2号の規定により専修免許状に係る基礎資格を取得する場合の単位の修得方法は、大学院における単位の修得方法の例によるものとする。

[幼稚園教諭の科目の単位の修得方法]

第2条 免許法別表第1に規定する幼稚園教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第1欄		教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	1種免許状	2種免許状
最低修得単位数	第2欄	領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	16	16	12
			保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			
	第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	6
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	4	4	4
			幼児理解の理論及び方法			
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
	第5欄	教育実践に関する科目	教育実習	5	5	5
			教職実践演習	2	2	2
	第6欄	大学が独自に設定する科目		38	14	2
備考						
1 領域及び保育内容の指導法に関する科目（領域に関する専門的事項に係る部分に限る。以下「領域に関						

する専門的事項に関する科目」という。)の単位の修得方法は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第38条に規定する幼稚園教育要領で定める健康、人間関係、環境、言葉及び表現の領域に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得するものとする。

2 保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)、教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。))並びに教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。))は、学校教育法施行規則第38条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質及び能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。

3 教育の基礎的理解に関する科目(特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。第9条の表備考第7号及び第8号において、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に関する科目」という。))は1単位以上を修得するものとする(次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第9条及び第10条の表の場合においても同様とする。))。

4 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。))の内容を含む場合にあっては、教育の基礎的理解に関する科目に教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。))の内容を含むことを要しない(次条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の表の場合においても同様とする。))。

5 カリキュラム・マネジメントは、次に掲げる事項を通じて、教育課程に基づき組織的かつ計画的に学校教育の質の向上を図っていくことを取り扱うものとする(次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第9条及び第10条の表の場合においても同様とする。))。

イ 幼児、児童及び生徒、学校及び地域の実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと。

ロ 教育課程の実施状況を評価し、その改善を図っていくこと。

ハ 教育課程の実施に必要な体制を確保するとともにその改善を図っていくこと。

6 教育実習は、幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。次条第1項の表備考第5号において同じ。))、小学校(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。次条第1項の表備考第5号、第4条第1項の表備考第7号において同じ。))及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園(以下「幼保連携型認定こども園」という。))の教育を中心とするものとする。

7 教育実習の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導(授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。))の1単位を含むものとする(次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第7条第1項、第9条及び第10条の表の場合においても同様とする。))。

8 教育実習の単位数には、2単位まで、学校体験活動(学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であつて教育実習以外のものをいう。))の単位を含むことができる(次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第7条第1項及び第9条の表の場合においても同様とする。この場合において、高等学校教諭又は特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、「2単位」とあるのは「1単位」と読み替えるものとする。))。この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができない(次条第1項、第4条第1項及び第5条第1項の表の場合においても同様とする。))。

9 (略)

10 教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科及び教職に関する科目(教職実践演習を除く。))の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする(次条第1項、第4条第1項、第5条第1項、第9条及び第10条の表の場合においても同様とする。))。

1 1～1 3	(略)
1 4	大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、領域に関する専門的事項に関する科目、保育内容の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等、大学が加えるこれらに準ずる科目又は第二十一条の二第1項の規定により文部科学大臣が指定した大学（以下「指定大学」という。）が加える科目について修得するものとする（次条第1項、第四条第1項及び第五条第1項の表の場合においても同様とする。）。)
1 5	専修免許状又は1種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、専修免許状又は1種免許状に係る第二欄から第四欄に掲げる科目の単位数から二種免許状に係る同欄に掲げる科目の単位数を差し引いた単位数までは、指定大学が加える科目の単位をもつてあてることができる（次条第1項及び第四条第1項の表の場合においても同様とする。）。)
2	学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
3	大学は、第1項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

[小学校教諭の科目の単位の修得方法]

第3条 免許法別表第1に規定する小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第1欄	教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	1種免許状	2種免許状
最低修得単位数	第2欄	教科に関する専門的事項	30	30	16
		各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			
	第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	10	10	6
		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	10	6
		道徳の理論及び指導法			
		総合的な学習の時間の指導法			
		特別活動の指導法			
		教育の方法及び技術			
		情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
		生徒指導の理論及び方法			
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			

第5欄	教育実践に関する科目	教育実習	5	5	5
		教職実践演習	2	2	2
第6欄	大学が独自に設定する科目		26	2	2

備考

- 一 教科及び教科の指導法に関する科目（教科に関する専門的事項に係る部分に限る。次条第1項及び第五条第1項の表（表の部分に限る。）を除き、以下「教科に関する専門的事項に関する科目」という。）の単位の修得方法は、国語（書写を含む。）、社会、算数、理科、生活、音楽、図画工作、家庭、体育及び外国語（英語、ドイツ語、フランス語その他の各外国語に分ける。）（第三号及び第十一条の二の表備考第二号において「国語等」という。）の教科に関する専門的事項を含む科目のうち1以上の科目について修得するものとする。
- 二 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は、学校教育法施行規則第五十二条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
- 三 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、専修免許状又は1種免許状の授与を受ける場合にあっては、国語等の教科の指導法に関する科目についてそれぞれ1単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあっては、六以上の教科の指導法に関する科目（音楽、図画工作又は体育の教科の指導法に関する科目のうち二以上を含む。）についてそれぞれ1単位以上を修得するものとする。
- 四 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（道徳の理論及び指導法に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、専修免許状又は1種免許状の場合は二単位以上、二種免許状の場合は1単位以上修得するものとする（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。
- 四の二 道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目（情報通信技術を活用した教育の理論及び方法に係る部分に限る。）の単位の修得方法は、1単位以上修得するものとする（次条第1項及び第五条第1項の表の場合においても同様とする。）。
- 五 教育実習は、小学校、幼稚園、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第1項の表備考第七号及び第五条第1項の表備考第三号において同じ。）及び幼保連携型認定こども園の教育を中心とするものとする。
- 六 各教科の指導法に関する科目の単位のうち、生活の教科の指導法に関する科目の単位にあっては二単位まで、特別活動の指導法に関する科目の単位にあっては1単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の保育内容の指導法に関する科目の単位をもつてあてることができる。

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 大学は、第1項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

[中学校教諭の科目の単位の修得方法]

第4条 免許法別表第1に規定する中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第1欄	教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免	1種免	2種免
-----	--------------	--------------------	-----	-----	-----

				許 状	許 状	許 状
最低 修得 単位 数	第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	28	28	12
			各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）			
	第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10 (6)	10 (6)	6 (3)
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）			
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）			
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）			
	第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10 (6)	10 (6)	6 (4)
			総合的な学習の時間の指導法			
			特別活動の指導法			
			教育の方法及び技術			
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
			生徒指導の理論及び方法			
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法			
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法			
	第5欄	教育実践に関する科目	教育実習	5 (3)	5 (3)	5 (3)
			教職実践演習	2	2	2
	第6欄	大学が独自に設定する科目		28	4	4
備考						
1 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、次に掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得するものとする。 イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学、書道（書写を中心とする。） ロ 社会 日本史・外国史、地理学（地誌を含む。）、「法律学、政治学」、「社会学、経済学」、「哲学、倫理学、宗教学」 ハ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ ニ 理科 物理学、化学、生物学、地学、物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験 ホ 音楽 ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。） ヘ 美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、工芸、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。） ト 保健体育 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）						

- チ 保健 生理学・栄養学、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）
- リ 技術 材料加工（実習を含む。）、機械・電気（実習を含む。）、生物育成、情報とコンピュータ
- ヌ 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学、保育学
- ル 職業 産業概説、職業指導、「農業、工業、商業、水産」、「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
- ヲ 職業指導 職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理
- ワ 英語 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解
- カ 宗教 宗教学、宗教史、「教理学、哲学」
- 二 前号に掲げる教科に関する専門的事項は、一般的包括的な内容を含むものでなければならない（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。
- 三 英語以外の外国語の免許状の授与を受ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。
- 四 第1号中「 」内に示された事項は当該事項の1以上にわたって行うものとする（次条第1項、第九条、第十五条第二項、第十八条の二及び第六十四条第二項の表の場合においても同様とする。）。ただし、「農業、工業、商業、水産」の修得方法は、これらの教科に関する専門的事項に関する科目のうち二以上の教科に関する専門的事項に関する科目（商船をもつて水産と替えることができる。）についてそれぞれ二単位以上を修得するものとする。
- 五 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、道徳の理論及び指導法、総合的な学習の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は、学校教育法施行規則第七十四条に規定する中学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
- 六 各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許教科について、専修免許状又は1種免許状の授与を受ける場合にあつては八単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上を修得するものとする（次条第1項の表の場合においても同様とする。この場合において、「八単位以上を、二種免許状の授与を受ける場合にあつては二単位以上」とあるのは「四単位以上」と読み替えるものとする。）。
- 七 教育実習は、中学校、小学校及び高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものを含む。次条第1項の表備考第三号において同じ。）の教育を中心とするものとする。
- 八 教育実習の単位は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び附則第二十二項第二号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したもの及び同項第三号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員（海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者を含む。）として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、表に掲げる普通免許状の授与を受ける場合の各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（教育実習を除く。）の単位をもつて、これに替えることができる（次条第1項の表の場合においても同様とする。）

八の二 前号に規定する実務証明責任者は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部並びに附則第二十二項第二号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに同項第三号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）の教員にあってはその者の勤務する学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とし、海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおいて教育に従事する者にあってはその者についての第六十七条の表第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする（次条第1項の表の場合においても同様とする。）。

九 音楽及び美術の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数（専修免許状に係る単位数については、教育職員免許法別表第1備考第七号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあつては1単位以上、その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程における単位の修得方法は、第1項に定める修得方法の例によるものとする。
- 4 大学は、第1項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

〔高等学校教諭の科目の単位の修得方法〕

第5条 免許法別表第1に規定する高等学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第1欄		教科及び教職に関する科目	右項の各科目に含めることが必要な事項	専修免許状	1種免許状
最低修得単位数	第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	24	24
			各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		
	第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10 (4)	10 (4)
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
			教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
			幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
			特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）		
	第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する	総合的な探究の時間の指導法	8 (5)	8 (5)
			特別活動の指導法		
			教育の方法及び技術		
			情報通信技術を活用した教育の理論及び方法		

		る科目	生徒指導の理論及び方法		
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法		
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		
	第5欄	教育実践に関する科目	教育実習	3 (2)	3 (2)
			教職実践演習	2	2
	第6欄	大学が独自に設定する科目		36	12

備考

- 1 教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得するものとする。
- イ 国語 国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）、国文学（国文学史を含む。）、漢文学
- ロ 地理歴史 日本史、外国史、人文地理学・自然地理学、地誌
- ハ 公民 「法学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」、「社会学、経済学（国際経済を含む。）」、「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
- ニ 数学 代数学、幾何学、解析学、「確率論、統計学」、コンピュータ
- ホ 理科 物理学、化学、生物学、地学、「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」
- ヘ 音楽 ソルフェージュ、声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）、器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）、指揮法、音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）」
- ト 美術 絵画（映像メディア表現を含む。）、彫刻、デザイン（映像メディア表現を含む。）、美術理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）」
- チ 工芸 図法・製図、デザイン、工芸制作（プロダクト制作を含む。）、工芸理論・デザイン理論・美術史（鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）」
- リ 書道 書道（書写を含む。）、書道史、「書論、鑑賞」、「国文学、漢文学」
- ヌ 保健体育 体育実技、「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）、生理学（運動生理学を含む。）、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）」
- ル 保健 「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」、衛生学・公衆衛生学、学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）」
- ヲ 看護 「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」、看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）、看護実習
- ワ 家庭 家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）、被服学（被服実習を含む。）、食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）、住居学、保育学
- カ 情報 情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理、コンピュータ・情報処理、情報システム、情報通信ネットワーク、マルチメディア表現・マルチメディア技術
- ヨ 農業 農業の関係科目、職業指導
- タ 工業 工業の関係科目、職業指導
- レ 商業 商業の関係科目、職業指導
- ソ 水産 水産の関係科目、職業指導
- ツ 福祉 社会福祉学（職業指導を含む。）、高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉、社会福祉援助技術、介護理論・介護技術、社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）、人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解、加齢に関する理解・障害に関する理解
- ネ 商船 商船の関係科目、職業指導

- ナ 職業指導 職業指導、職業指導の技術、職業指導の運営管理
- ラ 英語 英語学、英語文学、英語コミュニケーション、異文化理解
- ム 宗教 宗教学、宗教史、「教理学、哲学」
- 二 各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）、教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）、総合的な探究の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術並びに情報通信技術を活用した教育の理論及び方法は、学校教育法施行規則第八十四条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含むものとする。
- 三 教育実習は、高等学校及び中学校の教育を中心とするものとする。
- 四 教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位は、教育の基礎的理解に関する科目にあつては八単位まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目、教育実習並びに教職実践演習にあつてはそれぞれ二単位まで、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもつてあてることができる。
- 五 数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産及び商船の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数（専修免許状に係る単位数については、教育職員免許法別表第1備考第七号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあつては1単位以上、その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとする。
- 六 工業の普通免許状の授与を受ける場合は、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（専修免許状に係る単位数については、免許法別表第1備考第七号の規定を適用した後の単位数）の全部又は1部の単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。
- 七 専修免許状又は1種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、教科及び教科の指導法に関する科目にあつては八単位まで、教育の基礎的理解に関する科目にあつては六単位まで、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあつては四単位まで、指定大学が加える科目の単位をもつてあてることができる。

- 2 学生が前項の科目の単位を修得するに当たっては、大学は、各科目についての学生の知識及び技能の修得状況に応じ適切な履修指導を行うよう努めるものとする。
- 3 各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年とする課程における単位の修得方法は、第1項に定める修得方法の例によるものとする。
- 4 大学は、第1項に規定する各科目の開設に当たっては、各科目の内容の整合性及び連続性を確保するとともに、効果的な教育方法を確保するよう努めるものとする。

[特別支援教育に関する科目の単位の修得方法]

第7条 免許法別表第1に規定する特別支援学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

最低修得単位数	特別支援教育に関する科目		免許状の種類		
			特別支援学校教諭		
			専修免許状	1種免許状	二種免許状
	第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	2	2
第2欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	16	8

		る科目			
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	5	3
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
第4欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		3	3	3

備考

- 1 第1欄に掲げる科目は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含むものとする。
- 二 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、1又は二以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。第五号及び次項において同じ。）について、それぞれ次のイ又はロに定める単位を修得するものとする。
 - イ 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて八単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては四単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）以上を含む。）
 - ロ 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて四単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては二単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る二単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）以上を含む。）
- 三 教育課程等に関する科目は、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含むものとする。
- 四 知的障害者に関する教育の領域に関する教育課程等に関する科目は、そのカリキュラム・マネジメントを含むものとする。
- 五 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び複数の種類の障害を併せ有する者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項のうち、免許状教育領域に関する事項以外の全ての事項を含むものとする。
- 六 第四欄に定める単位は、特別支援学校において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有するものについては、経験年数1年について1単位の割合で、それぞれ第1欄から第三欄までに掲げる科目に関する単位をもつて、これに替えることができる。
- 七 前号に規定する実務証明責任者は、特別支援学校の教員についての免許法別表第三の第三欄に規定する実務証明責任者と同様とする（第五項第三号においても同様とする。）

- 2 免許法別表第1に規定する特別支援学校教諭の専修免許状の授与を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位は、前項に規定するもののほか、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特

別支援教育に関する科目についても修得することができる。

3～7 (略)

8 免許法別表第1備考第六号に規定する特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために大学が設置する修業年限を1年以上とする課程（以下「特別支援教育特別課程」という。）における特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、第1項から第五項までに定める修得方法の例によるものとする。

(略)

第66条の6 免許法別表第1備考第4号に規定する文部科学省令で定める科目の単位は、日本国憲法2単位、体育2単位、外国語コミュニケーション2単位並びに数理、データ活用及び人工智能に関する科目2単位又は情報機器の操作2単位とする。

(略)

5. 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律

(趣旨)

第1条 この法律は、義務教育に従事する教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ、教員としての資質の向上を図り、義務教育の1層の充実を期する観点から、小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者に、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行わせる措置を講ずるため、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与について教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）の特例等を定めるものとする。

(教育職員免許法の特例)

第2条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与についての教育職員免許法第五条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「修得した者」とあるのは、「修得した者（十八歳に達した後、七日を下らない範囲内において文部科学省令で定める期間、特別支援学校又は社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が関係行政機関の長と協議して定めるものにおいて、障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの者との交流等の体験を行った者に限る。）」とする。

- 2 前項の規定により読み替えられた教育職員免許法第五条第1項の規定による体験（以下「介護等の体験」という。）に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。
- 3 介護等に関する専門的知識及び技術を有する者又は身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものについての小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与については、第1項の規定は、適用しない。

(関係者の責務)

第3条 国、地方公共団体及びその他の関係機関は、介護等の体験が適切に行われるようにするために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 特別支援学校及び社会福祉施設その他の施設で文部科学大臣が関係行政機関の長と協議して定めるものの設置者は、介護等の体験に関し必要な協力を行うよう努めるものとする。
- 3 大学及び文部科学大臣の指定する教員養成機関は、その学生又は生徒が介護等の体験を円滑に行うことができるよう適切な配慮をするものとする。

(教員の採用時における介護等の体験の勘案)

第4条 小学校、中学校又は義務教育学校の教員を採用しようとする者は、その選考に当たっては、この法律の趣旨にのっとり、教員になろうとする者が行った介護等の体験を勘案するよう努めるものとする。

6. 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律 施行規則

(介護等の体験の期間)

第1条 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第二条第1項の文部科学省令で定める期間は、七日間とする。

(介護等の体験を行う施設)

第2条 特例法第二条第1項の文部科学大臣が定める施設は、次のとおりとする。

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校（これらのうち、同法第八十一条第二項若しくは第三項に規定する特別支援学級を置くもの又は学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十1号）第五十六条若しくは第五十六条の二（これらの規定を同令第七十九条、第七十九条の六又は第百八条第1項において準用する場合を含む。）、第八十六条若しくは第八十六条の二（これらの規定を同令第百八条第二項において準用する場合を含む。）若しくは第百四十条の規定による特別の教育課程を編成するものに限る。）

- 2 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設又は障害児通所支援（児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスに限る。）を行う施設
 - 3 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）に規定する身体障害者福祉センター又は身体障害者生活訓練等事業を行う施設
 - 4 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）に規定する救護施設、更生施設又は授産施設
 - 5 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する授産施設
 - 6 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、有料老人ホーム又は老人居宅生活支援事業（老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業に限る。）を行う施設
 - 7 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）に規定する居宅生活支援事業又は養護事業を行う施設
 - 8 介護保険法（平成九年法律第百二十三号）に規定する介護老人保健施設、介護医療院又は居宅サービス（通所リハビリテーション又は短期入所療養介護に限る。）若しくは地域密着型サービス（複合型サービスに限る。）を行う施設
 - 9 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成十四年法律第百六十七号）第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設
 - 10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）に規定する障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害福祉サービス（療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）を行う施設
 - 11 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）に規定する国立ハンセン病療養所等
 - 12 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成二十八年法律第百五号）に規定する不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設
 - 13 前各号に掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣が認める施設（介護等の体験を免除する者）
- 第3条 特例法第二条第三項に規定する介護等に関する専門的知識及び技術を有する者として文部科学省令で定めるものは次の各号の1に該当する者とする。
- 1 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三十三号）第七条の規定により保健師の免許を受けている者
 - 2 保健師助産師看護師法第七条の規定により助産師の免許を受けている者
 - 3 保健師助産師看護師法第七条の規定により看護師の免許を受けている者
 - 4 保健師助産師看護師法第八条の規定により准看護師の免許を受けている者
 - 5 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第五条第1項の規定により特別支援学校の教員の免許を受けている者
 - 6 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第百三十七号）第三条の規定により理学療法士の免許を受けている者
 - 7 理学療法士及び作業療法士法第三条の規定により作業療法士の免許を受けている者
 - 8 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四条の規定により社会福祉士の資格を有する者
 - 9 社会福祉士及び介護福祉士法第三十九条の規定により介護福祉士の資格を有する者
 - 10 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第三条の規定により義肢装具士の免許を受けている者

- 2 特例法第二条第三項に規定する身体上の障害により介護等の体験を行うことが困難な者として文部科学省令で定めるものは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者のうち、同法第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に、障害の程度が1級から六級である者として記載されている者とする。

(介護等の体験に関する証明書)

第4条 小学校又は中学校の教諭の普通免許状の授与を受けようとする者は、教育職員免許法第五条の二第1項の規定による免許状の授与の申出を行うに当たって、同項に規定する書類のほか、介護等の体験を行った学校又は施設の長が発行する介護等の体験に関する証明書を提出するものとする。

- 2 学校又は施設の長は、小学校又は中学校の普通免許状の授与を受けようとする者から請求があったときは、その者の介護等の体験に関する証明書を発行しなければならない。
- 3 証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

7. 文部省告示第187号（平成9年11月26日）

小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号）第2条第10号の規程により、同条各号に掲げる施設に準ずる施設として文部科学大臣が認める施設を、次のように指定する。

- (1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する障害福祉サービス事業（生活保護、児童デイサービス、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。）を行う施設（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則第2条第1号に規定する施設を除く。）
- (2) 削除
- (3) 削除
- (4) 高齢者又は身体障害者に対し老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項第2号又は身体障害者福祉法第18条第1項第2号に規定する便宜を供与し、併せて高齢者、身体障害者等に対する食事の提供その他の福祉サービスで地域住民が行うものを提供する事業であつて、市町村又は社会福祉法人が実施するものを行う施設
- (5) 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホームのうち、当該有料老人ホーム内において介護サービスの提供を行うことを入居契約において定めているもの（軽度の介護サービスの提供のみを行うものを除く。）
- (6) 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第39条に規定する事業を行う施設
- (7) 児童福祉法第27条第2項に規定する指定国立療養所等